

▲ F O M A サービス契約約款

(平成13年10月 経企第312号、第313号)

削 除

料金表

削 除

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成13年10月1日から実施します。

ただし、料金情報通知に関する規定（料金一定額到達通知に関する部分を除きます。）は、当社が別に定める日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この約款実施前に、「FOMAサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により生じたFOMAサービスに係る料金その他の債権については、この約款実施の日において、この約款の規定により生じたFOMAサービスに係る料金その他の債権に移行したものとみなし、その請求その他の取り扱いについてはこの約款の規定に準じて取り扱います。

(基本使用料の減額適用に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、「FOMAサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定によりFOMA契約を締結している者が、この約款実施の日において、この約款の規定によりFOMA契約を締結した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の減額適用に係る経過期間については、「FOMAサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により締結していたFOMAサービスの起算月から通算するものとします。

(通信料の控除可能額に関する経過措置)

第4条 この約款実施の日から平成14年3月31日までの間において、料金表第1表第4（通信料）の1（適用）の(9)のAに規定する控除可能額は、この約款の規定にかかわらず、次に定める額とします。この場合において、料金表通則第2項（料金の計算方法等）及び第3項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、料金表第1表第4（通信料）の1（適用）の(9)のエの規定に準じて日割して適用します。

基本使用料の料金種別	控 除 可 能 額
FOMAプラン39	1,700円
FOMAプラン49	3,000円
FOMAプラン67	5,000円
FOMAプラン100	8,300円
FOMAプラン150	12,600円
FOMAデータプラン22	1,000円

(契約事務手数料に関する経過措置)

第5条 この約款実施の日から平成14年3月31日までの間に、FOMAサービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときの契約事務手数料については、料金表第1表第6（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(端末設備の貸与に関する経過措置)

第6条 この約款実施の際現に、「FOMAサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により貸与されている端末設備に関する提供条件については、この約款実施の際に「FOMAサービス」の試験的提供に関する契約約款に規定されている端末設備に関する提供条件と同様とします。

ただし、その端末設備の貸与は当社が別に定める日までの間とし、その期間が終了したときは速やかに当社が指定するFOMAサービス取扱所へ返還していただきます。

附 則（平成13年11月9日経企第490号）

この改正規定は、平成13年11月13日から実施します。

附 則（平成13年11月29日経企第492号、第493号）

この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。

附 則（平成13年12月6日経企第549号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、定期包括割引の適用に関する部分については、平成14年2月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年12月27日経企第608号）

この改正規定は、平成14年1月7日から実施します。

ただし、この改正規定中、北摂ケーブルネット株式会社及び株式会社ケーブルネット神戸芦屋の部分については、平成14年2月4日から実施します。

附 則（平成14年2月7日経企第664号）

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則（平成14年2月22日経企第697号）

この改正規定は、平成14年3月2日から実施します。

附 則（平成14年2月22日経企第698号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（複数回線複合割引の適用等に関する経過措置）

- 3 料金表第1表第1（基本使用料）の(3)欄に規定する複数回線複合割引の適用については、この改正規定実施の日から平成14年8月31日までの間において、料金表の規定にかかわらず、当該規定中「0.20」を「0.40」に読み替えて適用します。

（複数契約割引の適用に関する経過措置）

- 4 料金表第1表第1（基本使用料）の(4)に規定する複数契約割引の適用については、この改正規定実施の日から平成14年8月31日までの間において、料金表の規定にかかわらず、割引額中「0.10」、「0.11」、「0.12」、「0.13」、「0.15」、「0.17」及び「0.20」をそれぞれ「0.40」に読み替えて適用します。

（定期契約に係る解約金に関する経過措置）

- 5 料金表第1表第5（定期契約に係る解約金）に規定する定期契約に係る解約金については、この改正規定実施の日から平成14年8月31日までの間において、料金表の規定にかかわらず、当社が別に定める場合に限り支払いを要しません。

（契約事務手数料に関する経過措置）

- 6 この改正規定実施の日から平成14年8月31日までの間に、FOMAサービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときの契約事務手数料については、料金表第1表第6（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附 則（平成14年3月6日経企第730号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成14年3月18日経企第749号）

この改正規定は、平成14年3月25日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社エスティネットの部分については、平成14年4月1日から実施します。

附 則（平成14年4月11日経企第4号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則（平成14年4月24日経企第24号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成14年7月1日から実施します。

（通信料の特例）

- 2 平成14年7月10日から平成14年7月19日までの間におけるFOMA又はFOMAドコモコールの契約者回線からの通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（料金表第4表に規定する番号案内接続通信料を含みます。）については、料金表第1表第4（通信料）の1（適用）の(4)の規定にかかわらず、その通信に係る時間帯の区分をお得タイムとみなして同表第4の2（料金額）の規定を適用します。

- 3 この附則の実施日から平成14年7月31日までの間におけるパケット通信モードによる通信料（特定事業者が提供するFOMAドコモコールの利用に係るものを含みます。）のうち、課金対象パケットが300課金対象パケットまでの部分については、当社が別に定めるところによりその支払いを要しません。

- 4 平成14年7月10日から平成14年7月19日までの間におけるFOMA又はFOMAドコモコールの契約者回線からのショートメッセージ通信モードによる通信料については、料金表第1表第4（通信料）の2（料金額）の2-4の規定により算定した額からその額に0.15を乗じて得た額を差し引いた額を適用します。

- 5 平成14年7月31日までの間においてそのFOMAサービスに係る契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）又は利用休止があった場合は、前3項の規定にかかわらずその規定は適用しません。

附 則（平成14年4月30日経企第38号）

この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社スーパーネットワークキューの部分については、平成14年6月1日から実施します。

附 則（平成14年5月28日経企第48号）

この改正規定は、平成14年6月10日から実施します。

附 則（平成14年6月18日経企第88号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第4（通信料）の2（料金額）に規定する64kb/sデジタル通信モードに係る通信料の部分については、平成14年6月30日から実施します。

（経過措置）

- 2 デュアル機能に係る携帯自動車電話サービス等の契約者回線への自営端末設備又は自営電気通信設備の接続請求に係る手続きに関する料金については、この改正規定実施の日から平成14年8月31日までの間において、料金表第1表第6（手続きに関する料金）の2（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附 則（平成14年7月9日経企第109号）

この改正規定は、平成14年7月16日から実施します。

附 則（平成14年7月19日経企第116号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成14年7月29日経企第122号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年8月23日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（付加機能の提供に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している映像情報受信機能の提供を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているインフォゲート機能の提供を受けているものとみなします。

附 則（平成14年8月20日経企第143号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成14年9月24日経企第173号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。
- 2 削 除
- 3 削 除

附 則（平成14年9月24日経企第177号）

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則（平成14年10月10日経企第192号）

この改正規定は、平成14年10月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、ブラステル株式会社の部分については、平成14年11月1日から実施します。

附 則（平成14年10月25日経企第206号）

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則（平成14年10月28日経企第209号、第210号）

この改正規定は、平成14年12月1日から実施します。

附 則（平成14年11月8日経企第225号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年12月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、メール着信通知機能の部分については、平成14年12月6日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（インターネットメール機能の提供に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供するインフォゲート機能に係る基本機能及びインターネットメール機能の提供を

受けているものとみなします。この場合において、インフォゲート機能に係るインターネットメール機能の種類は、改正前の規定により提供を受けていたインターネットメール機能の種類に相当するものとします。

附 則（平成14年11月21日経企第241号、第242号）

この改正規定は、平成14年12月1日から実施します。

附 則（平成14年12月5日経企第257号）

この改正規定は、平成14年12月13日から実施します。

附 則（平成15年1月20日経企第286号）

この改正規定は、平成15年2月17日から実施します。

附 則（平成15年1月24日経企第291号）

この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。

附 則（平成15年2月21日経企第315号）

この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

附 則（平成15年3月13日経企第359号）

この改正規定は、平成15年3月24日から実施します。

ただし、この改正規定中、平成電電株式会社に係る部分は、平成15年3月20日から実施します。

附 則（平成15年3月20日経企第372号、第373号）

この改正規定は、平成15年3月27日から実施します。

附 則（平成15年3月20日経企第375号）

この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

附 則（平成15年4月17日経企第86-2号）

この改正規定は、平成15年4月24日から実施します。

附 則（平成15年4月24日経企第121-1号）

この改正規定は、平成15年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、iモード機能に係る所在に関する情報の送付の部分は、平成15年5月12日から実施します。

附 則（平成15年5月8日経企第201号）

この改正規定は、平成15年5月9日から実施します。

附 則（平成15年3月27日経企第408号、第409号）

この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定実施の日から平成15年6月30日までの間、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する複数回線複合割引に係る割引回線群は、当社が提供するFOMAサービス、携帯自動車電話サービス及びPHSサービスにより構成するものとします。

附 則（平成15年5月8日経企第202-3号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。ただし、この改正規定中、身体障害者等割引に係る部分については、平成15年8月21日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（通信料に関する経過措置）

3 別表（付加機能）に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けているFOMAの契約者回線以外の契約者回線等から行った通信の料金は、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成15年9月30日までの間、次表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

料 金 種 別	料 金 額	
	次の秒数までごとに10円	
	標準タイム	お得タイム
F O M A通信料	24秒	26秒

(身体障害者等割引の適用に関する経過措置)

- 4 平成15年9月1日から平成15年9月30日までの間において、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する身体障害者等割引を選択する申出があった場合は、料金表第1表第1の規定にかかわらず、その申出があった日を含む暦月から身体障害者等割引を適用します。この場合において、その申出があった暦月に定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したときの定期契約に係る基本使用料については、身体障害者等割引を適用するものとし、料金表第1表第1に規定する定期契約に係るF O M Aの基本使用料の減額を適用しません。

附 則 (平成15年5月15日経企第232号)

この改正規定は、平成15年5月26日から実施します。

附 則 (平成15年5月19日経企第244-1号、第244-2号)

この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。

附 則 (平成15年6月12日経企第358-4号)

この改正規定は、平成15年6月20日から実施します。

附 則 (平成15年6月17日経企第383-3号)

この改正規定は、平成15年6月18日から実施します。

附 則 (平成15年6月20日経企第404号)

この改正規定は、平成15年6月28日から実施します。

附 則 (平成15年6月24日経企第424-1号、第424-2号)

この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

附 則 (平成15年7月10日経企第535-2号)

この改正規定は、平成15年7月17日から実施します。

附 則 (平成15年7月24日経企第607号)

この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

附 則 (平成15年8月21日経企第745-2号)

この改正規定は、平成15年8月28日から実施します。

ただし、この改正規定中、別表(付加機能)に規定するビジュアルネット機能に係る部分は平成15年9月1日、別表に規定するiモード機能の提供条件の(6)の部分は平成15年10月20日から実施します。

附 則 (平成15年8月22日経企第746-2号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 料金表第1表第3(付加機能使用料)に規定する呼出音選択機能に係る付加機能使用料は、音楽等追加機能を利用する場合に限り、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成15年10月31日までの間、その基本額の支払いを要しません。

附 則 (平成15年9月4日経企第844号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったF O M Aサービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年9月17日経企第888-2、888-3号）

この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

附 則（平成15年9月2日経企第825-2号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

（繰越額に関する経過措置）

- 2 料金表第1表第4（通信料）の1（適用）の(9)及び(10)に規定する繰越額のうち、この改正規定実施前に生じたものについては適用しません。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年10月10日経企第1021-2号）

この改正規定は、平成15年10月17日から実施します。

附 則（平成15年10月24日経企第1105-2号）

この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

附 則（平成15年11月13日経企第1212-3号）

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則（平成15年11月19日経企第1238号）

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則（平成15年12月1日経企第1294-2号）

この改正規定は、平成15年12月8日から実施します。

附 則（平成15年12月16日経企第1391号）

この改正規定は、平成15年12月16日から実施します。

附 則（平成15年12月22日経企第1431号）

この改正規定は、平成15年12月26日から実施します。

附 則（平成15年11月5日経企第1167-2号）

この改正規定は、平成16年1月8日から実施します。

附 則（平成16年1月8日経企第1476号）

この改正規定は、平成16年1月8日から実施します。

附 則（平成16年1月9日経企第1477-2号）

この改正規定は、平成16年1月17日から実施します。

附 則（平成16年1月16日経企第1507-2号）

この改正規定は、平成16年1月23日から実施します。

ただし、株式会社ぶららネットワークスに関する部分については、平成16年1月22日から実施します。

附 則（平成16年1月19日経企第1522-3号）

この改正規定は、平成16年1月26日から実施します。

附 則（平成16年1月21日経企第1530-2号）

この改正規定は、平成16年2月2日から実施します。

附 則（平成16年1月29日経企第1586号）

この改正規定は、平成16年2月2日から実施します。

附 則（平成16年1月29日経企第1589-2号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月19日から実施します。

ただし、第1（基本使用料）の(3)のA及びサ並びに第4（通信料）の(13)のAの規定に係る割引額の算出に関する部分については、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年2月6日経企第1617号）

この改正規定は、平成16年2月14日から実施します。

附 則（平成16年2月16日経企第1661号）

この改正規定は、平成16年2月16日から実施します。

附 則（平成16年2月19日経企第1674-2号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年2月26日経企第1722号）

この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。

附 則（平成16年3月15日経企第1816号）

この改正規定は、平成16年3月22日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分は、平成16年3月16日から実施します。

附 則（平成16年3月30日経企第1932号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により行ったFOMAサービスに関する手続きその他の行為は、改正後のこの約款中の相当する規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（平成16年4月16日経企第85号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、電子証明書の利用による通信に係る部分については、平成16年4月26日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（FOMAパッケージパックに係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する種類のFOMAパッケージパックを選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する種類のFOMAパッケージパックを選択したものとみなします。

FOMAパッケージパック20	FOMAパッケージパック10
FOMAパッケージパック40	FOMAパッケージパック30
FOMAパッケージパック80	FOMAパッケージパック60

附 則（平成16年5月18日経企第224号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 料金表第1表第3（付加機能使用料）に規定するインフォゲート機能に係る付加機能使用料については、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成16年7月31日までの間、ウイルスチェック機能に係る加算額の支払いを要しません。

附 則（平成16年6月23日経企第451号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、別表9（国際アウトローミングに係る国の電気通信事業者）の部分については、平成16年6月29日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（定期包括割引の適用に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、料金表第1表第1（基本使用料）の(5)及び第4（通信料）の(7)並びに(15)に規定する適用を受けている契約者が、その適用を廃止した場合に支払いを要する額については、改正前の規定により適用された割引額に係る部分に限り、次表に規定する係数により算出します。

割引選択期間	支払いを要する額の算出に係る係数
1年	0.68
2年	0.66
3年	0.64

附 則（平成16年7月22日経企第619号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成16年7月30日から実施します。
（ギリシャ共和国アテネにおけるFOMA試験サービスの提供）
- 2 FOMA契約者及びFOMAドコモコール契約者は、この附則の実施日から平成16年8月30日までの間、ギリシャ共和国のアテネ（当社が定める一部地域に限ります。）におけるFOMAサービスの試験サービス（以下この附則において「FOMA試験サービス」といいます。）を、次に定める条件により利用することができます。
 - (1) 緊急通報用電話への通信は行うことができません。
 - (2) iモード機能の利用において一部の情報を受信できないことがあります。
 - (3) 前2号の規定によるほか、FOMA試験サービスにおいてはFOMAサービスの一部の機能等が制限されます。
 - (4) 前3号の規定によるほか、FOMA試験サービスの利用についてはギリシャ共和国の法令等により制限されることがあります。
 - (5) 通信のふくそう等によりFOMA試験サービスを利用できないことや、予告なくその提供を中止することがあります。この場合において当社は一切の責任を負いません。
 - (6) FOMA試験サービスを利用したときに支払いを要する料金の額は、東京都においてFOMAサービスを利用したときに支払いを要する通信に関する料金の額と同額とします。
ただし、パケット通信モードの利用に係る通信料については、料金表第1表第4（通信料）の(25)の規定を適用しません。
 - (7) FOMA試験サービスの利用に係る料金に関するその他の取扱いは、FOMAサービスの通信料とみなして取り扱います。
 - (8) FOMA試験サービスに係る提供条件は、この附則に定めるほか当社が別に定めるところによります。
- 3 FOMA試験サービスの提供区域に在圏したときに、FOMAサービスの契約者回線に着信があった場合は、当社は、その通信をFOMA試験サービスの契約者回線に接続します。この場合の通信に関する料金は、東京都に在圏するFOMAサービスへの通信とみなして取

り扱います。

(注1) FOMAサービスを利用した際に無料となる通信であっても、FOMA試験サービスにおいては無料とならないことがあります。

(注2) この附則の第2項第8号に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

附 則 (平成16年8月2日経企第671号)

この改正規定は、平成16年8月10日から実施します。

附 則 (平成16年8月23日経企第757号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

ただし、この附則の第7項の部分については、平成16年8月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(呼出音選択機能の料金に関する経過措置)

3 この改正規定の実施日から平成16年10月31日までの間において、別表2(付加機能)に規定する呼出音選択機能に係る請求をしその提供を受けたときは、料金表第1表第3(付加機能使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、その提供を開始した日を含む暦月及びその翌暦月に係る付加機能使用料(基本額に限りませぬ。)の支払いを要しませぬ。

ただし、その暦月の翌暦月の3日までの間に契約の解除があった場合、この改正規定の実施日からその暦月の末日までの間にこの機能の廃止があった場合又は料金表第1表第1(基本使用料)の(7)に規定する身体障害者等割引(ハーティ割引)の適用を受けている場合はこの限りでありませぬ。

4 mova又はFOMAに係る契約者がその契約の解除と同時に新たにFOMA又はmovaに係る契約を締結した場合は、継続して当該契約を締結し呼出音選択機能の提供を受けたものとみなして前項の規定を適用しします。

5 一般契約又は定期契約に係る契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結した場合は、継続して当該契約を締結し呼出音選択機能の提供を受けたものとみなして第3項の規定を適用しします。

6 呼出音選択機能の提供を受けているFOMAについて、名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、名義変更と同時に呼出音選択機能の提供を受けたときは、継続して呼出音選択機能の提供を受けたものとみなして第3項の規定を適用しします。

(その他)

7 経企第619号(平成16年7月22日)の附則第2項(ギリシャ共和国アテネにおけるFOMA試験サービスの提供)中「平成16年9月30日までの間」を「平成16年8月30日までの間」に改めしします。

附 則 (平成16年8月27日経企第782号)

この改正規定は、平成16年9月6日から実施しします。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分については、平成16年9月7日から実施しします。

附 則 (平成16年9月16日経企第857号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施しします。

ただし、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分については、平成16年9月21日から実施しします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとしします。

(64kb/sデジタル通信モードによる通信料の特例)

- 3 この改正規定実施の際現にFOMAに係る契約を締結している場合（利用休止をしている場合を除きます。）において、この改正規定実施日を含む暦月及びその翌暦月における64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものであって、料金表第1表第4（通信料）の1の(18)に規定するもの以外に限り、以下この附則において同じとします。）に関する料金については、その月間累計額から500円（その月間累計額が500円に満たない場合はその額とします。以下この附則において同じとします。）を控除します。
 - 4 この改正規定の実施日から平成17年3月31日までの間にFOMA契約の申込み又はFOMAの利用休止に係る再利用の請求をし、その承諾を受けた場合において、その64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金については、その承諾日を含む暦月及びその翌暦月における通信料の月間累計額から500円を控除します。

ただし、その暦月において第3項の適用を受けている場合の当該月の通信料については、この限りではありません。
 - 5 前2項の規定にかかわらず、FOMAの利用休止又は契約の解除があった場合の取扱いについては、次に定めるところによります。
 - (1) その暦月においてFOMAの利用休止又は契約の解除があった場合（その暦月の末日において、そのFOMAが再利用されている場合を除きます。）は、その利用休止又は契約の解除までの当該月の通信料については、前3項の規定を適用しません。
 - (2) 前号の規定によるほか、その暦月の翌暦月の3日（平成16年12月及び平成17年4月については、その翌暦月の5日）までの間にFOMAの利用休止又は契約の解除があった場合の当該月の通信料については、前3項の規定を適用しません。
 - 6 一般契約又は定期契約に係る契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結した場合は、継続して当該契約を締結したものとみなして前2項の規定を適用します。
 - 7 料金表第1表第4（通信料）に規定する通信料の割引の適用については、それぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額について第3項及び第4項の規定を適用します。
 - 8 料金表第1表第4に規定する控除可能額及び繰越額の適用については、第3項及び第4項の規定を適用した後の月間累計額から控除可能額及び繰越額を控除します。
- (注) 当社は、この附則の第5項第2号に規定する期日を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。

附 則（平成16年10月6日経企第946号）

この改正規定は、平成16年10月12日から実施します。

附 則（平成16年10月21日経企第1016号）

この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

附 則（平成16年11月24日経企第1220号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分（台湾に係る部分を除きます。）は、平成16年11月26日から実施します。
（専用回線等接続サービスに係る契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、当社が定める専用回線等接続サービス契約約款に規定する同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

専用回線等接続契約 第1種接続利用契約 第2種接続利用契約	専用回線等接続契約 ビジネスmopera契約 第1種接続装置に係る契約 第5種接続装置に係る契約
-------------------------------------	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた専用回線等接続サービスに係る料金その他の債権については、この改正規定実施の日において、改正後の専用回線等接続サービス契約約款の規定により生じた専用回線等接続サービスに係る料金その他の債権に移行したものとみなし、その請求その他の取扱いについては、専用回線等接続サービス契約約款の規定に準じて取り扱います。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、前項に規定する場合を除き、なお従前のおりとしします。
(改正規定実施前に行った手続き等の効力等)
- 5 この改正規定実施前に、改正前の規定により行った専用回線等接続サービスに係る手続きその他の行為は、改正後の専用回線等接続サービス契約約款にこれに相当する規定があるときは、専用回線等接続サービス契約約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している専用回線等接続サービスは、改正後の専用回線等接続サービス契約約款中にこれに相当する規定があるときは、専用回線等接続サービス契約約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則 (平成16年12月17日経企第1341号)

この改正規定は、平成16年12月25日から実施します。

附 則 (平成17年1月21日経企第1486号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
附 則 (平成17年2月4日経企第1565号)
この改正規定は、平成17年2月15日から実施します。
ただし、この改正規定中、営業区域に関する部分は、平成17年2月13日から実施します。
附 則 (平成17年2月23日経企第1653号)
この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、国際SMSに関する部分は、平成17年3月2日から実施します。

附 則 (平成17年3月25日経企第1843号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、通信料金明細内訳の部分については、平成17年4月20日から実施します。
(FOMAパケットパックに係る経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により料金表第1表第3(通信料)の(7)に規定するFOMAパケットパックの適用並びに(7)の2に規定するパケ・ホーダイの適用を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、FOMAパケットパックの適用を廃止したものとみなします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年3月30日経企第1884号）

この改正規定は、平成17年4月8日から実施します。

ただし、この改正規定中、デジタル テレコミュニケーションズ フィリピンの部分は平成17年4月9日から実施します。

附 則（平成17年4月7日経企第37号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年4月12日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年4月20日経企第94号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分については平成17年4月22日から、契約者確認に関する部分については平成17年5月5日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年4月20日経企第94号）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年5月5日から実施します。

附 則（平成17年4月28日経企第132号）

この改正規定は、平成17年5月13日から実施します。

ただし、この改正規定中、マレーシア及び香港に関する部分については、平成17年5月14日、イスラエル及びスペインに関する部分については、平成17年5月16日から実施します。

附 則（平成17年5月24日経企第204号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

ただし、データバックアップ機能の提供は、当社が定める日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（インターネットメール機能の提供に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているインターネットメール機能に係る提供条件は次のとおりとしします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとしします。

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
インターネットメール機能	POPメール機能	加算額（1契約ごとに）	400円（ 440円）
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量5メガバイト追加ごとに）	300円（ 330円）

	IMAPメール機能	加算額（1契約ごとに）	1,400円（1,540円）
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量5メガバイト追加ごとに）	300円（330円）

(2) 削除

(3) (1)以外のインターネットメール機能に係るその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、メール着信機能及びウイルスチェック機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、次表の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

区 分	単 位	料 金 額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
メール着信通知機能	加算額（1通知ごとに）	5円（5.5円）
ウイルスチェック機能	加算額（1契約ごとに）	200円（220円）

（FOMAデータプラン22の料金に係る経過措置）

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりFOMAデータプラン22を選択している場合の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料については、次表のとおりとします。

1契約ごとに

区 分		料 金 額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA	FOMAデータプラン22	2,200円（2,420円）

イ 定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用及び身体障がい者等割引（ハートイ割引）の適用については、タイプSS等（経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）のFOMAの場合に準じます。

ウ 基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。

エ FOMAデータプラン22に係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るXi契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結の日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

- (2) 通信料については、経企第848号（平成17年10月25日）の附則に定めるFOMAプラン39のFOMAに係る通信とみなしてその規定により算定した額を適用します。
- (3) 基本使用料の料金種別を料金表に定めるデータ専用プランへ変更した場合は、その変更のあった料金月及びその前料金月に生じた繰越額は無効とし、変更のあった料金月の翌料金月以降における控除は行いません。
- (4) 削 除
- (5) 削 除
- (6) 定期契約の満了に伴う契約の更新に係る提供条件は、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。
- (7) FOMAデータプラン22に係る通信の条件及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。
- (8) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (9) FOMAデータプラン22に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、経企第3254号（令和2年3月26日）に規定するデータプランSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。
- (10) FOMAデータプラン22に係る名義変更、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び雑則に係る提供条件は、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。
- (11) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。
- ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けているFOMAデータプラン22等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAデータプラン22に係る料金等から20円を減額します。
- ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。
- イ ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。
- (12) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。
- (13) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項に規定するところによります。
- (14) 新たにFOMAデータプラン22に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。
- (15) (1)から(14)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- (moperaU機能に係る付加機能使用料に関する経過措置)
- 6 この改正規定実施の日から平成17年8月31日までの間において、別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能に係る請求をし、その提供を受けたときは、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、その機能の提供を開始した日を含む暦月、その翌月及び翌々月に係る付加機能使用料（スタンダードプランに係る基本額及びIP網接続機能に係る加算額に限りません。）の支払いを要しません。
- ただし、契約の解除があった場合又はこの機能の廃止があった場合のその暦月以降の料金については、この限りではありません。
- 附 則**（平成17年5月26日経企第230号）
- この改正規定は、平成17年5月27日から実施します。
- ただし、この改正規定中、カタールテレコムに関する部分は、平成17年5月30日から実施します。

附 則（平成17年6月3日経企第265号）
この改正規定は、平成17年6月10日から実施します。

附 則（平成17年6月20日経企第324号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。
ただし、iモード機能に関する部分については、平成17年7月7日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第3項に定めるインターネットメール機能は、インフォゲート機能の廃止後においても提供するものとし、同項第1号及び第2号を次のように改めます。
（1）付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
インターネットメール機能	POPメール機能	基本額（1契約ごとに）	500円（550円）
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量5メガバイト追加ごとに）	300円（330円）
	IMAPメール機能	基本額（1契約ごとに）	1,500円（1,650円）
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量5メガバイト追加ごとに）	300円（330円）

（2）movaサービス契約約款又はパケット通信サービス契約約款に規定するインターネットメール機能の提供を受けている契約者が、そのインターネットメール機能に係る契約の解除と同時にFOMA契約を締結する場合には、この改正後の規定にかかわらず、改正前の規定によりインターネットメール機能に係る付加機能の提供を請求をすることができます。

ただし、その請求がFOMA契約の締結に係る請求と同時に行われなときは、この限りではありません。

（グループ機能に関する付加機能使用料の経過措置）

- 4 1のFOMAについて、グループ機能及びインターネットメール機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、身体障がい者等割引の適用を受ける場合を除き、付加機能使用料の合計額から100円（月額）を減額して適用します。

附 則（平成17年7月4日経企第428号）
この改正規定は、平成17年7月12日から実施します。

ただし、ケータイ払いに関する部分については平成17年7月29日から実施します。

附 則（平成17年7月20日経企第482号）
この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ケーティーフリーテルに関する部分については、平成17年7月26日から実施します。

附 則（平成17年8月24日経企第598号）

この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。

附 則（平成17年9月5日経企第652号）

この改正規定は、平成17年9月9日から実施します。

附 則（平成17年9月22日経企第709号）

この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

附 則（平成17年10月25日経企第848号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、複数番号機能（マルチナンバー）及び即時接続機能に係る部分については平成17年11月10日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（FOMAプラン39等に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMAプラン39、FOMAプラン49、FOMAプラン67、FOMAプラン100、FOMAプラン150及びリミットプラス（以下この附則において「FOMAプラン39等」といいます。）のFOMA（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

（1）基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用しします。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA	FOMAプラン39	3,850円（4,235円）
	FOMAプラン49	4,850円（5,335円）
	FOMAプラン67	6,650円（7,315円）
	FOMAプラン100	9,950円（10,945円）
	FOMAプラン150	14,950円（16,445円）
	ビジネスプラン	9,750円（10,725円）
	リミットプラス	4,250円（4,675円）

イ アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については次の(ア)から(ウ)に定めるところによるほか、なお従前のおりとしします。

(ア) FOMAプラン39等の基本使用料については、当該暦月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて次表に定める額を減額しします。この場合において、基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、タ

イプSS等（経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）のFOMAの場合に準ずるものとします。

経過期間	基本使用料の減額（月額）	
	アの規定の額に次の係数を乗じて得た額	
	一般契約に係るもの（継続利用割引サービス）	定期契約に係るもの（いちねん割引）
12か月まで	—	0.10
12か月を超え24か月まで	0.07	0.11
24か月を超え36か月まで	0.08	0.12
36か月を超え48か月まで	0.10	0.13
48か月を超え60か月まで	0.12	0.14
60か月を超	0.15	0.15

(イ) 複数回線複合割引（ファミリー割引）、複数契約割引（ビジネス割引）、定期包括割引（ビジネスセーバー）、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の基本使用料の減額、身体障がい者等割引（ハータイ割引）の適用については、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。

(ウ) FOMAプラン39等の基本使用料の料金種別は、変更することができません。

ウ FOMAプラン39等に係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るXi契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B及びC以外のもの

- a 発信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域（以下この附則において「発信側在圏地区」といいます。）が、着信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域と同一の区分（別表1（営業区域）に規定するものをいいます。）の地区となる通信（以下この附則において「同一地区内通信」といいます。）又は着信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域に隣接する地区（発信側在圏地区が東北地区又は中国地区の場合は県）となる通信（以下この附則において「隣接県通信」といいます。）に係るもの

料金種別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	17円（18.7円）	12円（13.2円）
	FOMAプラン49	15.5円（17.05円）	11円（12.1円）
	FOMAプラン67	14.5円（15.95円）	10円（11円）
	FOMAプラン100	13.5円（14.85円）	9.5円（10.45円）
	FOMAプラン150	12円（13.2円）	8.5円（9.35円）
	リミットプラス	20円（22円）	20円（22円）

備考

- 1 当社は、発信側在圏地区に応じて、次表に規定する都道府県を隣接県とします

区 分	発信側在圏地区	隣接県
北海道地区	北海道	青森県
東北地区	青森県	北海道
	秋田県	——
	岩手県	——
	山形県	新潟県
	宮城県	——
	福島県	茨城県、栃木県、群馬県、新潟県

関東甲信越地区	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、新潟県、長野県	山形県、福島県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県
東海地区	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県	神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県
北陸地区	富山県、石川県、福井県	新潟県、長野県、岐阜県、京都府、滋賀県
関西地区	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県	岐阜県、福井県、三重県、岡山県、鳥取県、徳島県、香川県
中国地区	広島県	愛媛県、香川県
	岡山県	兵庫県、愛媛県、徳島県、香川県
	山口県	愛媛県、福岡県、大分県
	島根県	———
	鳥取県	兵庫県
四国地区	香川県、愛媛県、高知県、徳島県	大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、大分県、宮崎県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	山口県、愛媛県

2 当社は、この附則に規定する隣接県通信について、1の規定を適用します。

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	18.5円 (20.35円)	13円 (14.3円)
	FOMAプラン49	17.5円 (19.25円)	12円 (13.2円)
	FOMAプラン67	16円 (17.6円)	11円 (12.1円)
	FOMAプラン100	14.5円 (15.95円)	10円 (11円)
	FOMAプラン150	13.5円 (14.85円)	9.5円 (10.45円)
	リミットプラス	20円 (22円)	20円 (22円)

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	Aに規定する料金額と同額

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	41.5円（45.65円）	29円（31.9円）
	FOMAプラン49	38.5円（42.35円）	27円（29.7円）
	FOMAプラン67	35.5円（39.05円）	25円（27.5円）
	FOMAプラン100	32.5円（35.75円）	23円（25.3円）
	FOMAプラン150	30円（33円）	21円（23.1円）
	リミットプラス	50円（55円）	50円（55円）

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	41.5円（45.65円）	29円（31.9円）
	FOMAプラン49	38.5円（42.35円）	27円（29.7円）
	FOMAプラン67	35.5円（39.05円）	25円（27.5円）
	FOMAプラン100	32.5円（35.75円）	23円（25.3円）
	FOMAプラン150	30円（33円）	21円（23.1円）
	リミットプラス	50円（55円）	50円（55円）

② 相互接続通信に係るもの

A BからD以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

I II以外のもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAプラン39	15.5円（17.05円）	10.5円（11.55円）
	FOMAプラン49	14円（15.4円）	10円（11円）
	FOMAプラン67	13円（14.3円）	9円（9.9円）
	FOMAプラン100	12円（13.2円）	8.5円（9.35円）
	FOMAプラン150	11円（12.1円）	7.5円（8.25円）
	リミットプラス	20円（22円）	20円（22円）

II フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社STNet、ソフトバンクBB株式会社又はZIP Telecom株式会社が提供するが提供する電気通信サービス（別に定めるものに限ります。）の契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAプラン39	16円（17.6円）	11円（12.1円）
	FOMAプラン49	15円（16.5円）	10.5円（11.55円）
	FOMAプラン67	14円（15.4円）	9.5円（10.45円）
	FOMAプラン100	12.5円（13.75円）	9円（9.9円）
	FOMAプラン150	11.5円（12.65円）	8円（8.8円）
	リミットプラス	20円（22円）	20円（22円）

b FOMAプラン39等の契約者回線等への通信に係る料金については、タイプSS等のFOMAの場合に準じて適用します。

B 削 除

C 協定事業者が提供するFOMAサービス又は携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料 金 額
FOMA通信料	FOMAからの通信	①のAのbのIに規定する料金額と同額

D 削 除

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

A B以外のもの

a 同一地区内通信又は隣接県通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA デジタル 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	30.5円 (33.55円)	21.5円 (23.65円)
	FOMAプラン49	28円 (30.8円)	19.5円 (21.45円)
	FOMAプラン67	26円 (28.6円)	18円 (19.8円)
	FOMAプラン100	24円 (26.4円)	16.5円 (18.15円)
	FOMAプラン150	21.5円 (23.65円)	15円 (16.5円)
	リミットプラス	36円 (39.6円)	36円 (39.6円)

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	33.5円 (36.85円)	23.5円 (25.85円)
	FOMAプラン49	31円 (34.1円)	21.5円 (23.65円)
	FOMAプラン67	28.5円 (31.35円)	20円 (22円)
	FOMAプラン100	26.5円 (29.15円)	18.5円 (20.35円)
	FOMAプラン150	24円 (26.4円)	16.5円 (18.15円)
	リミットプラス	36円 (39.6円)	36円 (39.6円)

② 相互接続通信に係るもの

A BからD以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料 金 額			
		同一地区内通信及び隣接県通信		その他の通信	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）			
		標準タイム	お得タイム	標準タイム	お得タイム
FOMA デジタル 通信料	FOMAプラン 39	27.5円 (30.25円)	19.5円 (21.45円)	30円 (33円)	21円 (23.1円)
	FOMAプラン 49	25.5円 (28.05円)	18円 (19.8円)	28円 (30.8円)	19.5円 (21.45円)
	FOMAプラン 67	23.5円 (25.85円)	16.5円 (18.15円)	26円 (28.6円)	18円 (19.8円)
	FOMAプラン 100	21.5円 (23.65円)	15円 (16.5円)	23.5円 (25.85円)	16.5円 (18.15円)
	FOMAプラン 150	19.5円 (21.45円)	14円 (15.4円)	21.5円 (23.65円)	15円 (16.5円)
	リミットプラス	36円 (39.6円)	36円 (39.6円)	36円 (39.6円)	36円 (39.6円)

b FOMAプラン39等の契約者回線等への通信に係る料金については、タイプSS等のFOMAの場合に準じて適用します。

B 削 除

C 協定事業者が提供するFOMAサービス又は携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料 金 額
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	aのIに規定する料金額と同額

D 削 除

(ウ) パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、タイプSS等のFOMAの場合に準じて料金を適用します。

ただし、パケット定額については、選択することができません。

(エ) FOMAプラン39等に係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライトに係る5G契約又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2に係るXi契約を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結のあった日を

含む料金月のそのFOMAの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

イ アの規定にかかわらず、ビジネスプランのFOMAに係る通信料は、改正後の規定におけるタイプビジネスのFOMAに係る通信とみなした場合に適用される料金額を適用します。

ウ ア及びイに規定する通信料の適用については、次の(ア)から(エ)の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

(ア) FOMAプラン39等に係る控除可能額は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控 除 可 能 額
FOMAプラン39	750円
FOMAプラン49	2,050円
FOMAプラン67	4,050円
FOMAプラン100	7,350円
FOMAプラン150	11,650円
ビジネスプラン	5,200円
リミットプラス	2,200円

(イ) 通信料の月間累計額に応じた通信料の月極割引(ボリュームディスカウント)の適用は、次に定めるところによります。

1 契約ごとに

区 分		割 引 額
その料金月のFOMAに係る通信に関する料金の月間累計額	5,000円以上10,000円未満のとき	FOMAに係る通信に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額
	10,000円以上50,000円未満のとき	FOMAに係る通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額
	50,000円以上100,000円未満のとき	FOMAに係る通信に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額
	100,000円以上のとき	FOMAに係る通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額

(ウ) 控除可能額及び繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月額割引(ゆうゆうコール)の適用、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約

者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用については、経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項の(3)のエの(イ)の規定を適用しません。

(エ) 当社は、専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に規定する第8種接続装置又は第9種接続装置を介して行われた通信に限ります。）に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

(オ) 削 除

(カ) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合は、そのFOMAの契約者回線からの64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金（当社が別に定める通信を除きます。）について、アの(ア)に規定する額を適用します。

(3) 削 除

(4) iモード機能に係る付加機能使用料は、タイプSS等のFOMAのiモード機能に係る付加機能使用料と同額とします。

(5) FOMAプラン39等に係る通信の条件及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。

(6) (4)の規定によるほか、FOMAプラン39等に係る付加機能、通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。

(7) iモード通信履歴の閲覧については、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。

(8) FOMAプラン39等に係る自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び雑則に係る提供条件は、タイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(9) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けているFOMAプラン39等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAプラン39等に係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、なお従前のおとりとします。

(10) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(11) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項に定めるところによります。

(12) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の番号案内料等の適用については、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じます。

(13) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(14) 削 除

(15) 新たにFOMAプラン39等に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

(16) (1)から(15)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。
(旧プランFOMAに係るFOMAドコモコールの通信料に関する経過措置)

4 削除

(旧プランFOMAに係る契約申込の承諾に関する経過措置)

5 削除

(その他)

6 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第2号中「通信料については、FOMAプラン39」を「通信料については、経企第848号(平成17年10月25日)の附則に定めるFOMAプラン39」に、「料金表第1表第3(通信料)の2(料金額)の」を「その」に改め、同項第5号を第7号とし、第4号の次に次の二号を加えます。

(5) 経企第848号(平成17年10月25日)に規定する旧プランFOMAに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

(6) FOMAデータプラン22に係る付加機能の提供条件については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るFOMAの場合に準ずるものとしします。

附則(平成17年11月4日経企第879号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年11月11日から実施します。

(P T T通信料に関する特例)

2 この改正規定実施の日から平成17年12月31日までの間にセッションが終了したP T T通信モードによる通信の料金については、改正後の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

(その他)

3 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第7号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同項第5号を第6号、第6号を第7号、第7号を第8号とし、第4号の次に次の一号を加えます。

(5) P T T通信モードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとしします。

4 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第5号を同項第6号、第6号を第7号、第7号を第8号とし、第4号の次に次の一号を加えます。

(5) P T T通信モードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとしします。

附則(平成17年11月24日経企第961号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、電気通信事業者への情報の通知に関する部分については、平成18年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(ファミリーワイドの提供に関する経過措置)

3 この改正規定中、平成18年3月31日までに満15歳に満たない者又は満15歳に満たない者のためにファミリーワイドを選択することに同意を得ている者としてファミリーワイドを選択した定期契約者であって、その定期契約者が平成18年4月1日において満15歳に満たない者に該当しなくなる場合は、当社が定める日において、そのファミリーワイドに係るFOMAの基本使用料の料金種別をタイプS Sへ変更します。

ただし、その前に契約者が他の料金種別へ変更した場合はこの限りではありません。

(moperaU機能に係る付加機能使用料に関する特例)

4 この改正規定実施の日から平成18年3月31日までの間において、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能のスタンダードプランに係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、料金表第1表第2(付加機能使用料)の2(料金額)の規定にか

かわらず、その請求のあった日を含む暦月、その翌暦月及び翌々暦月に係る付加機能使用料（moperaU機能のスタンダードプランに係る基本額に限ります。）の支払いを要しません。

ただし、この改正規定実施前にmoperaU機能のスタンダードプランの利用に関する請求を行っている場合、m o v a サービスに係る契約の解除と同時に新たにF O M A サービスに係る契約を締結した者がmoperaU機能のスタンダードプランの利用に関する請求を行っている場合又はその暦月の翌暦月の7日までの間に契約の解除若しくはこの機能の廃止があった場合（その暦月以降の料金に限ります。）は、この特例が適用されない場合があります。

（無線 I P アクセス定額料に係る特例）

- 5 前項の適用を受けているF O M A 契約者が無線 I P アクセスサービスを利用しているときは、料金表第5表（無線 I P アクセス定額料）の規定にかかわらず、前項の適用を受けている期間に限りそのF O M A に係る無線 I P アクセス定額料の支払いを要しません。

（その他）

- 6 経企第324号（平成17年6月20日）及び経企第848号（平成17年10月25日）の附則中、「身体障害者等割引」を「身体障がい者等割引」に改めます。

附 則（平成17年11月30日経企第994号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年12月9日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったF O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（インターネットメール機能に係る経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、経企第204号（平成17年5月24日）の附則第3項及び第4項の規定により当社が提供している次の表の左欄に規定するインターネットメール機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により提供する同表の右欄の規定に移行したものとみなします。

インターネットメール機能 メール着信通知機能 ウイルスチェック機能	moperaU機能 スタンダードプラン メール着信通知機能 メールウイルスチェック機能
---	--

- 4 前項の場合において、契約者がライトプランに係るmoperaU機能を利用しているときは、当社は、この改正規定実施の日において、その機能に係る廃止の請求があったものとみなして取り扱います。

（その他）

- 5 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第3項2号を次のように改めます。

(2) 削 除

附 則（平成17年12月5日経企第1012号）

この改正規定は、当社が別に定める日から実施します。

附 則（平成17年12月15日経企第1038号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年12月21日から実施します。

（その他）

- 2 通信モジュール以外の移動無線装置であっても、当社が定める日までの間に限り、F O M A ユビキタスの契約者回線に接続できるものとし、接続した場合にはその日までに取り外していただきます。

- 3 経企第1012号（平成17年12月5日）の附則中、「平成17年12月22日」を「当社が別に定める日」に改めます。

附 則（平成17年12月22日経企第1074号）

この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

附 則（平成18年1月24日経企第1167号）

この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

附 則（平成18年2月9日経企第1209号）

この改正規定は、平成18年2月20日から実施します。

附 則（平成18年2月22日経企第1255号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（ファミリーワイドリミットの提供に関する経過措置）
- 3 この改正規定中、平成18年3月31日までに満15歳に満たない者又は満15歳に満たない者のためにファミリーワイドリミットを選択することに同意を得ている者としてファミリーワイドリミットを選択した定期契約者であって、その定期契約者が平成18年4月1日において満15歳に満たない者に該当しなくなる場合は、当社が定める日において、そのファミリーワイドリミットに係るFOMAの基本使用料の料金種別をタイプリミットへ変更します。
ただし、その前に契約者が他の料金種別へ変更した場合はこの限りではありません。
（通信料の特例）
- 4 国際アウトローミングを提供するウィンドの64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する国際アウトローミング利用料は、当社が定める期間に限り、料金表の規定にかかわらず、通話モードによる通信に関する国際アウトローミング利用料の額と同額としします。
（その他）
- 5 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第2号のアの（ウ）を次のように改めます。
（ウ） パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。
ただし、パケ・ホーダイの適用については、基本使用料の料金種別がFOMAプラン67、FOMAプラン100、FOMAプラン150及びビジネスプランのFOMAに係る契約者に限り選択することができるものとしします。

附 則（平成18年3月27日経企第1361号）

この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

附 則（平成18年4月13日経企第49号）

この改正規定は、平成18年4月20日から実施します。

附 則（平成18年4月21日経企第90号）

この改正規定は、平成18年4月28日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係るフィリピンに関する部分については、平成18年4月23日、その他の外国の電気通信事業者の部分については、平成18年5月1日から実施します。

附 則（平成18年5月19日経企第213号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、キフ スター ジーエスエム ジェイエスシー及びイーエムティーに関する部分については、平成18年5月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第8号を第9号とし、第7号の次に次の

一号を加えます。

(8) 改正後の約款第13章(雑則)の規定は、FOMAデータプラン22に係るFOMAにおいて準用します。

4 経企第848号(平成17年10月25日)の附則を次のように改めます。

(1) 第3項第2号のAの(ア)の②のAのaのⅡ中、「又はソフトバンクBB株式会社が提供する」を「、ソフトバンクBB株式会社又はZIP Telecom株式会社が提供する」に改めます。

(2) 第3項第8号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」に改め、同号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加えます。

(8) 改正後の約款第13章(雑則)規定は、旧プランFOMAにおいて準用します。

附 則(平成18年5月22日経企第223号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年5月30日から実施します。

(おまかせロックに係る手続きに関する料金の特例)

2 料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金のうち、おまかせロックに係るものについては、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、支払いを要しません。

(その他)

3 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第7号中「FOMAデータプラン22に係る付加機能の提供条件」を「FOMAデータプラン22に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件」に改めます。

4 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第6号中「旧プランFOMAに係る付加機能の提供条件」を「旧プランFOMAに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件」に改めます。

附 則(平成18年6月22日経企第347号)

この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

附 則(平成18年7月25日経企第483号)

この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ダンスク モバイル テレフォン アンド ソノフォン、テレツウエージャー リヒテンシュタイン及びボーダコム タンザニアに関する部分については、平成18年7月26日から実施します。

附 則(平成18年8月24日経企第598号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

ただし、ハイスピードモードに関する部分及びiモード機能に関する部分は、平成18年8月31日から実施します。

(番号えらべるサービスに係る手続きに関する料金の特例)

2 料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金のうち、第91条の3(番号えらべるサービスの利用)の規定により支払いを要するものについては、この改正規定実施の日から平成19年3月31日までの間、支払いを要しません。

(その他)

3 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第5号を次のように改めます。

(5) PTT通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。

4 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第5号を次のように改めます。

(5) PTT通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。

附 則(平成18年9月12日経企第672号)

この改正規定は、平成18年9月20日から実施します。

附 則（平成18年9月25日経企第727号）

この改正規定は、平成18年10月2日から実施します。

ただし、この改正規定中、インドに関する部分については、平成18年10月2日から実施しません。

附 則（平成18年9月29日経企第749号）

（実施期日）

この改正規定は、平成18年10月2日から実施します。

附 則（平成18年10月18日経企第805号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年10月24日から実施します。

（ケータイお探しサービスに関する特例）

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間においては、当社が別に定める回数に限り、ケータイお探しサービスを利用できるものとし、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定するケータイお探しサービスの手続きに関する料金については、支払いを要しません。

（その他）

3 経企第204号（平成17年5月24日）の附則を次のように改めます。

(1) 第4項を次のように改めます。

この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、メール着信機能及びウイルスチェック機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、次表の規定によるほか、なお従前のおりとしします。

ただし、特定事業者との間において、携帯電話番号ポータビリティがあったときの、メール着信通知機能に係る債権に関する取り扱いについては、改正後の規定におけるmoperaL機能の場合に準じるものとしします。

区 分	単 位	料 金 額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
メール着信通知機能	加算額（1通知ごとに）	5円（5.5円）
ウイルスチェック機能	加算額（1契約ごとに）	200円（220円）

(2) 第5項第8号を次のように改めます。

(8) FOMAデータプラン2 2に係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとしします。

4 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第8号を次のように改めます。

(8) 旧プランFOMAに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとしします。

附 則（平成18年10月25日経企第840号）

この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、iCお引っこしサービスに関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

附 則（平成18年11月1日経企第870号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

(その他)

- 2 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号のウ中、「(ア)から(ウ)」を「(ア)から(エ)」に改め、(ウ)の次に次の(エ)を加えます。

(エ) 当社が提供する専用回線等接続サービスに係る接続点への通信(当該契約約款に定める第8種接続装置を介して行われた通信に限ります。)に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

附 則(平成18年11月22日経企第952号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、留守番電話及び不在案内機能に関する部分については、平成18年11月30日から実施します。

(P T T通信モードによる通信の料金に関する特例)

- 2 この改正規定実施の日から平成18年12月31日までの間にセッションが終了したP T T通信モードによる通信の料金(当該料金月のP T T通信モードに係る定額通信料を含みます。)については、その支払いを要しません。

附 則(平成18年12月25日経企第1094号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

(その他)

- 2 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるF O M Aの場合に準じるものとします。

- 3 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるF O M Aの場合に準じるものとします。

(その他)

- 4 経企第598号(平成18年8月24日)の附則第2項中、「平成18年12月31日」を「平成19年3月31日」に改めます。

附 則(平成19年1月19日経企第1189号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年1月26日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成19年4月30日までの間におけるブラウザ利用制限機能に係る付加機能使用料の加算額については、料金表第1表第2(付加機能使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

区 分			単 位	料金額(月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
グループ管理機能(ビジネス mopera あんしんマネージャー)	追加機能	ブラウザ利用制限機能	加算額(1管理グループごとに)	
		登録可能数		

	50まで	—
	60まで	1,000円 (1,050円)
	70まで	2,000円 (2,100円)
	80まで	3,000円 (3,150円)
	90まで	4,000円 (4,200円)
	100まで	5,000円 (5,250円)
	101以上	別に定める額

附 則 (平成19年2月7日経企第1249号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成19年2月14日から実施します。
(国際ショートメッセージ通信の特例)
- この改正規定実施の日から平成19年3月31日までの間に送信が完了した国際ショートメッセージ通信に係る料金については、料金表第1表第3(通信料)の2(料金額)2-4の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

送信1回ごとに

料 金 種 別	料 金 額
FOMA国際ショートメッセージ通信料	25円

(注) 料金額については消費税相当額を加算しません。

附 則 (平成19年2月22日経企第1304号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。
(その他)
- 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号のアの(ウ)を次のように改めます。
(ウ) パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。
ただし、パケット定額の適用については、次のとおりとします。
①パケ・ホーダイについては、基本使用料の料金種別がFOMAプラン67、FOMAプラン100、FOMAプラン150及びビジネスプランのFOMAに係る契約者に限り選択することができます。
②パケ・ホーダイフルについては、選択することができません。

附 則 (平成19年3月23日経企第1393号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、発信者番号通知に関する部分については、平成19年3月30日、旧パケット定額に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

(パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する特例)

- 3 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間におけるBiz・ホーダイに係る定額通信料については、料金表第1表第3(通信料)の(7)の2の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料(月額)
Biz・ホーダイ	税抜額 2,850円(税込額 2,992円)

(その他)

- 4 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号のアの(ウ)の②を次のように改めます。

②パケ・ホーダイフル及びBiz・ホーダイについては、選択することができません。

附 則(平成19年4月23日経企第91号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年4月27日から実施します。
ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る部分については、平成19年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則(平成19年4月27日経企第120号)

この改正規定は、平成19年5月7日から実施します。

附 則(平成19年5月18日経企第178号)

この改正規定は、平成19年5月25日から実施します。

附 則(平成19年5月25日経企第197号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いに関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(呼び出し音選択機能の音楽等追加機能に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している呼出音選択機能(メロディコール)の音楽等追加機能に係る提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区 分		単 位	料金額(月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
呼出音選択機能	追加機能(音楽等追加機能)	加算額(1契約ごとに)	100円(110円)

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のおりとします。

4 当社は、新たに呼出音選択機能（メロディコール）の音楽等追加機能に係る利用の請求があったときは、次の場合に限り、改正前の規定によりこの機能を提供します。

(1) 呼出音選択機能に係る音楽等追加機能の提供を受けているFOMA契約若しくはmova契約の解除と同時に当社とFOMA契約を締結する申込みと同時に本機能を請求するとき。

(2) 削 除

（番号えらべるサービスに係る手続きに関する料金の特例）

5 料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、第91条の3（番号えらべるサービスの利用）の規定により支払いを要するものについては、この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間、支払いを要しません。

（その他）

6 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の一号を加えます。

(10) 特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いについては、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るFOMAの場合に準ずるものとします。

7 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第2号のウの(エ)の次に次の(オ)を加えます。

(オ) 特定事業者と旧プランFOMAに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社と旧プランFOMAに係る契約を締結した場合は、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社がFOMAサービスを継続して提供したものとみなして、(イ)の規定を適用した額を適用します。

(2) 第10号中、「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第9号の次に次の一号を加えます。

(10) 特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いについては、改正後の規定におけるFOMAの場合に準ずるものとします。

附 則（平成19年6月22日経企第300号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（国際アウトローミング利用料の特例）

3 次表に規定する外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングにより、64kb/sデジタル通信モードに係る通信を行ったときの国際アウトローミング利用料については、この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、料金表第4表の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

事業者名	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	1分までごとに次の料金額			
ピーティー インドサット (PT. INDOSAT Tbk)	224円	384円	384円	100円
スターハブ モバイル (StarHub Mobile Pte Ltd,)	80円	224円	224円	100円
ケーティー フリーテル (KT Freetel Co., Ltd.)	168円	328円	328円	—
ファー イーストン テレコミュニケーションズ (Far Easton Telecommunications Co., Ltd)	80円	224円	224円	100円
スマート コミュニケーション (SMART Communications, Inc.,)	80円	304円	304円	100円
ハチソン スリージー ホンコン (Hutchison 3G HK Limited,)	80円	304円	304円	100円

(注) 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

- 4 前項に規定する外国の電気通信事業者、ハチソン エッサー モバイル サービス、ハチソン エッサー リミテッド、ハチソン テレコム イースト、ハチソン エッサー セルラー、ファセル、ハチソン テレフォン及びハチソン テレフォン (マカオ) が提供する国際アウトローミングにより、パケット通信モードに係る通信を行った場合であって、この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間にセッションが終了したパケット通信モードに係る国際アウトローミング利用料については、料金表第4表の2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1セッションごとに

料 金 額	
50課金対象パケット以下の部分	50円
50課金対象パケットを超える部分	1課金対象パケットごとに0.16円

附 則 (平成19年7月25日経企第451号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。

(その他)

- 2 経企第197号(平成19年5月25日)の附則第5項中、「平成19年7月31日」を「平成19年9月30日」に改めます。

附 則 (平成19年8月6日経企第485号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年8月22日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(定期契約に係る解約金の適用に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間に1年定期契約の解除があった場合であって、その契約の解除のあった暦月が、その契約の満了日を含む暦月であるときは、1年定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

附 則 (平成19年8月24日経企第543号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。
- 2 この改正規定中、定期契約に係る解約金の適用に関する部分は、前項の規定にかかわらず、平成19年5月25日から実施します。
(期間限定プランの提供に関する経過措置)
- 3 一般契約者は、第4号に該当するFOMAの料金種別に限り、この改正規定実施の日から平成22年6月30日までの間、料金表に定める基本使用料の料金種別のほか、期間限定プランを選択することができるものとし、料金その他の提供条件は次のとおりとしします。
- (1) 基本使用料の適用については、次のア及びイの規定によるほか、総合利用プランの場合に準ずるものとしします。

ア 基本使用料については、次表のとおりとしします。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	期間限定プラン	1,500円 (1,575円)

イ 期間限定プランに係る基本使用料については、料金表第1表第1に規定する基本使用料の減額、複数回線複合割引、複数契約割引(ビジネス割引)、定期包括割引(ビジネスセーバー)及び身体障がい者等割引(ハータィ割引)を適用しません。

- (2) 通信料の適用については、次のア及びイの規定によります。

ア 指定割引回線群に属するFOMA(期間限定プランに係るものに限り)に係る通信に関する料金については、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに準じて取り扱います。

ただし、料金表第1表第3(通信料)の(13)のイの規定は適用しません。

イ 期間限定プランに係る通信料については、アの規定によるほか、その通信を経企第1200号(平成22年2月22日)の附則に定めるファミリーワイドに係るFOMAの契約者回線からの通信とみなして、料金表の規定により算定した額を適用します。

- (3) 期間限定プランの選択については、その申出を行ったFOMA契約者に係るFOMAが次のいずれかに該当する場合に限り選択できます。

ア 平成19年4月27日において、当社又は特定事業者が提供する1.5Gデジタルのmovaサービスに係る契約を締結していた者が、継続してその契約を締結していると当社が認める場合であって、その契約の解除と同時に新たに当社と締結したFOMA契約に係る

るものであるとき。

イ 平成17年4月1日において、当社又は特定事業者が提供するPHSサービスに係る契約を締結していた者が、継続してその契約を締結していると当社が認める場合であって、その契約の解除と同時に新たに当社と締結したFOMA契約に係るものであるとき。

(4) 期間限定プランを選択したFOMA契約者が、その基本使用料の料金種別を他の料金種別に変更したときは、再度基本使用料の料金種別を期間限定プランへ変更することはできません。

(5) 期間限定プランについては、平成20年9月1日以降は、新たに選択することができません。

(6) 当社は、期間限定プランを選択したFOMA契約者が、平成22年6月30日までの間に他の料金種別へ変更をしなかったときは、平成22年7月1日から、その期間限定プランに係るFOMAの基本使用料の料金種別をバリュープラン以外のものに係るタイプSSへ変更します。

(7) 定期契約の解除と同時に新たに期間限定プランに係る一般契約を締結した場合は、定期契約に係る解約金について、その支払いを要しません。

(8) パケット通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。

ただし、パケ・ホーダイシンプルについては、選択することができません。

(9) 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との変更は行うことができません。

(10) 期間限定プランの提供に係るその他の提供条件は、改正後の規定における総合利用プランの場合に準ずるものとします。

（着もじの利用に係る通信の料金に関する特例）

4 この改正規定実施の日から平成19年10月31日までの間に送信が完了した着もじに係る通信の料金（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(6)に規定する料金額に限り。）については、その支払いを要しません。

（その他）

5 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第3号のイを次のように改めます。

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と2in1契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるFOMAの場合に準ずるものとします。

附 則（平成19年9月12日経企第594号）

この改正規定は、平成19年9月21日から実施します。

附 則（平成19年9月21日経企第623号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、FOMA位置情報受信機能に関する部分については平成19年10月1日の当社が定める時刻から、呼出音選択機能に関する部分については平成19年10月9日から実施します。

（グループ管理機能に係る付加機能使用料の特例）

2 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間におけるブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能に係る付加機能使用料の加算額については、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

ただし、この改正規定実施前に、ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能を選択していた契約者についてはこの限りではありません。

（経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているFOMA位置情報受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているタイプ

1に係るFOMA位置情報受信機能に移行したものとみなします。

附 則（平成19年10月12日経企第684号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年10月22日から実施します。
ただし、この改正規定中、ケータイ払いに関する部分については平成19年10月21日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（ケータイ払いの利用に係る代金に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に利用したケータイ払いの代金に関する取扱いについては、なお従前のおりとしします。

（定額データプランHIGH-SPEEDの通信料に係る特例）

- 4 この改正規定実施の日から平成20年2月29日までの間における、定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAの定額対象通信に係る通信料については、料金表第1表第3（通信料）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

（無線IPアクセス定額料に係る特例）

- 5 基本使用料の料金種別が定額データプランHIGH-SPEEDのFOMA契約者が、無線IPアクセスサービスを利用しているときは、料金表第5表（無線IPアクセス定額料）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成20年10月31日までの間、そのFOMAに係る無線IPアクセス定額料の支払いを要しません。

附 則（平成19年10月25日経企第719号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している電話帳お預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているプランAに係る電話帳お預かり機能に移行したものとみなします。

附 則（平成19年11月14日経企第800号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年11月26日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（総合利用プランに係る経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

総合利用プラン	総合利用プラン バリュープラン以外のもの
タイプSS	タイプSS
タイプS	タイプS
タイプM	タイプM
タイプL	タイプL
タイプLL	タイプLL
タイプリミット	タイプリミット
タイプビジネス	タイプビジネス
ファミリーワイド	ファミリーワイド

ファミリーワイドリミット

ファミリーワイドリミット

(バリュープランに係る基本使用料の適用に関する特例)

- 4 この改正規定実施の日から平成19年11月30日までの間において、当社が定める端末設備の購入の際にバリュープランを選択した場合のバリュープランに係る基本使用料については、その選択があった日から平成20年2月29日までの間に限り、料金表第1表第1（基本使用料）の2の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
FOMA	バリュープラン	タイプSS	—
		タイプS	1,000円 (1,050円)
		タイプM	3,000円 (3,150円)
		タイプL	6,000円 (6,300円)
		タイプLL	11,000円 (11,550円)
		タイプリミット	600円 (630円)
		タイプビジネス	6,200円 (6,510円)
		ファミリーワイド	—
		ファミリーワイドリミット	—

- 5 平成19年12月1日から平成20年5月31日までの間において、当社が定める端末設備の購入の際に総合利用プランのバリュープランを選択した場合の総合利用プランのバリュープランに係る基本使用料については、その選択があった日からその選択があった日を含む暦月の翌々暦月の間に限り、料金表第1表第1（基本使用料）の2の規定にかかわらず、前項に規定する額を適用します。
- 6 第4項又は前項の規定が適用されるタイプSS、ファミリーワイド及びファミリーワイドリミットに係る基本使用料については、料金表第1表第1（基本使用料）の1の(6)及び(8)の規定を適用しません。
- 7 総合利用プランのバリュープランに係る一般契約又は定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結したときは、契約の解除があったそのFOMA契約を継続して締結しているものとみなして第4項若しくは第5項及び前項の規定を適用します。
- 8 特定事業者が提供する総合利用プランのバリュープランに係るFOMA契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社と総合利用プランのバリュープランに係るFOMA契約を締結したときは、契約の解除があったそのFOMA契約を継続して締結しているものとみなして第4項若しくは第5項及び第6項の規定を適用します。
- (その他)
- 9 データ専用プランのバリュープランから総合利用プランのバリュープランへの料金種別の

変更があった場合は、そのデータ専用プランのバリュープランの選択があった日を総合利用プランのバリュープランの選択があった日とみなして、第4項、第5項及び第6項の規定を適用します。

- 10 経企第543号（平成19年8月24日）の附則第3項第6号中「タイプSSへ」を「バリュープラン以外のものに係るタイプSSへ」に改めます。

附 則（平成19年11月22日経企第824号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年11月30日経企第861号）

この改正規定は、平成19年12月10日から実施します。

附 則（平成19年12月14日経企第912号）

この改正規定は、平成19年12月21日から実施します。

附 則（平成19年12月25日経企第939-1号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、PHSサービスに係る部分については、平成20年1月8日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（データバックアップ機能に関する経過措置）

- 3 moperaU 機能の提供を受けている契約者は、改正後の規定にかかわらず、平成20年6月30日までの間に限り、改正前の規定によりデータバックアップ機能を利用することができます。

（その他）

- 4 経企第324号（平成17年6月20日）の附則第3項第2号を次のように改めます。

(2) mova サービス契約約款又はパケット通信サービス契約約款に規定するインターネットメール機能の提供を受けている契約者が、そのインターネットメール機能に係る契約の解除と同時にFOMA契約を締結する場合には、この改正後の規定にかかわらず、改正前の規定によりインターネットメール機能に係る付加機能の提供を請求をすることができます。

ただし、その請求がFOMA契約の締結に係る請求と同時に行われなときは、この限りではありません。

- 5 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第2号中「当社又は協定事業者が提供するPHSサービス」を「協定事業者が提供するPHSサービス」に改めます。

附 則（平成19年12月25日経企第939-2号）

この改正規定は、平成20年1月10日から実施します。

附 則（平成20年1月25日経企第1034号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

- 3 経企第684号（平成19年10月12日）の附則第4項中、「平成20年1月31日」を「平成20年2月29日」に改めます。

附 則（平成20年2月22日経企第1105号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、2in1及び2in1利用に関する部分については、平成20年3月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（定額データプランHIGH-SPEEDの通信料に係る特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間における、基本使用料の料金種別が定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAの定額対象通信に係る通信料については、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2のこの規定にかかわらず、同欄ケの規定により算定した額が2,400円を超える場合は、2,400円を超える部分の料金の支払いを要しません。
（2in1に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている2in1は、当社が定める日までの間に限り提供するものとし、料金その他の提供条件は次のとおりとしします。
 - (1) 基本使用料
 - ア 基本使用料については、次表のとおりとしします。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
2in1	タイプ2in1	900円（990円）

- イ 2in1共用FOMAにおいて、別表2（付加機能）に規定する電話帳お預かり機能の提供を同時に受けているときは、アに規定する2in1の基本使用料の額から100円（月額）を減額して適用します。この場合において、料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により基本使用料を日割するときは、その減額を日割して適用します。
- (2) 通信料
 - ア 2in1における通信料については、その通信をその2in1に係る2in1共用FOMAの契約者回線からの通信とみなして、料金表第1表第3（通信料）の規定により算定した額を適用します。
 - イ 2in1の通信に関する料金については、その料金をその2in1に係る2in1共用FOMAの通信に関する料金として取り扱うこととしします。この場合において、総合利用プランにおける通信料の適用、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用及び定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用については、改正後の規定における第1種契約に係る総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとしします。
- (3) 2in1に提供する付加機能に係る付加機能使用料については、支払いを要しません。
- (4) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるFOMAの場合に準ずるものとしします。
- (5) 2in1共用FOMAにおいては、ビジネス通話・ホーダイを選択することができません。
- (6) 2in1においては、音声メッセージ蓄積機能を利用することができません。
- (7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(その他)

5 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第3号のイを次のように改めます。

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のおりとしします。

ただし、定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と共用FOMAに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるFOMAの場合に準ずるものとしします。

附 則 (平成20年3月4日経企第1134号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年3月11日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ専用プランに係る部分については当社が別に定める日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(データ専用プランに係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

データ専用プラン	データ専用プラン バリュープラン以外のもの
データプランSS	データプランSS
データプランS	データプランS
データプランM	データプランM
データプランL	データプランL
データプランLL	データプランLL
定額データプラン64K	定額データプラン64K
定額データプランHIGH-SPEED	定額データプランHIGH-SPEED

(データ専用プランのバリュープランに係る基本使用料の適用に関する特例)

4 この改正規定実施の日から平成20年5月31日までの間において、当社が定める端末設備の購入の際にデータ専用プランのバリュープランを選択した場合のデータ専用プランのバリュープランに係る基本使用料については、その選択があった日からその選択があった日を含む暦月の翌々暦月の間に限り、料金表第1表第1(基本使用料)の2の規定にかかわらず、前項に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA	データ専用プラン	バリュープラン	データプランSS	—
			データプランS	200円 (216円)
			データプランM	2,500円 (2,700円)

		データプランL	4,700円 (5,076円)
		データプランLL	11,200円 (12,096円)
		定額データプラン64K	1,300円 (1,404円)
		定額データプランHIGH-SPEED	1,300円 (1,404円)

5 前項の規定が適用されるデータプランSSに係る基本使用料については、料金表第1表第1（基本使用料）の1の(6)及び(8)の規定を適用しません。

6 特定事業者が提供するデータ専用プランのバリュープランに係るFOMA契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とデータ専用プランのバリュープランに係るFOMA契約を締結したときは、契約の解除があったそのFOMA契約を継続して締結しているものとみなして第4項及び第5項の規定を適用します。

7 総合利用プランのバリュープランからデータ専用プランのバリュープランへの料金種別の変更があった場合は、その総合利用プランのバリュープランの選択があった日をデータ専用プランのバリュープランの選択があった日とみなして、第4項及び第5項の規定を適用します。

(その他)

8 経企第800号（平成19年11月14日）の附則を次のように改めます。

(1) 第5項、第7項及び第8項中「バリュープラン」を「総合利用プランのバリュープラン」に改めます。

(2) 第9項を第10項とし、第8項の次に次の一項を加えます。

9 データ専用プランのバリュープランから総合利用プランのバリュープランへの料金種別の変更があった場合は、そのデータ専用プランのバリュープランの選択があった日を総合利用プランのバリュープランの選択があった日とみなして、第4項、第5項及び第6項の規定を適用します。

附 則（平成20年3月10日経企第1151号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年3月17日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(パケット通信モードに係る定額通信料に関する特例)

3 この改正規定実施の日から平成20年7月31日までの間にBiz・ホーダイの選択があったときは、当社が別に定める条件を満たしていることを当社が確認できた場合に限り、その選択があった日を含む料金月から翌々料金月までの間、Biz・ホーダイに係る定額通信料のうち税抜額2,850円（税込額2,992.5円）の支払いを要しないものとし、確認ができた料金月以降にその額を返還します。

(注) 第3項に規定する当社が別に定める条件は、当該料金月においてそのFOMA契約の解除若しくはFOMAの利用休止がないこと又はそのFOMAにおいて既にこの取扱いを受けていないこと等とします。

附 則（平成20年3月21日経企第1199号）

この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

附 則（平成20年3月26日経企第1221号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの

料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(ファミリー割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用に関する経過措置)

- 3 ファミリー割引の適用を受けているFOMAサービスに係る1年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMAに係る2年定期契約を締結した場合であって、継続してファミリー割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その2年定期契約を締結した日におけるそのFOMAの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第1表第3(通信料)の(13)のイの規定を適用します。

(その他)

- 4 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号のウ(ウ)を次のように改めます。

(ウ) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、特定電話番号への通信料の月額割引(ゆうゆうコール)の適用、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとしします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用については、料金表第1表第3(通信料)の(13)のイの規定を適用しません。

- 5 経企第543号(平成19年8月24日)の附則第3項第2号のアを次のように改めます。

ア 指定割引回線群に属するFOMA(期間限定プランに係るものに限り)に係る通信に関する料金については、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに準じて取り扱います。

ただし、料金表第1表第3(通信料)の(13)のイの規定は適用しません。

附 則(平成20年3月27日経企第1245号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

(その他)

- 2 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号アを次のように改めます。

(1) (ア)の②のCのaの「FOMAサービス又はm o v a サービス」をFOMAサービス、ローミング又はm o v a サービスに改めます。

(2) (イ)の②のCのaの「FOMAサービス」を「FOMAサービス又はローミング」に改めます。

附 則(平成20年4月4日経企第18号)

この改正規定は、平成20年4月14日から実施します。

附 則(平成20年4月24日経企第120号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(共用FOMAに係る基本使用料の適用に関する特例)

- 3 共用FOMAに係る基本使用料については、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成20年10月31日までの間、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A	総合利用 プラン	共用 F O M A に係 るもの	タイプ S S 2in1	932円 (978.6円)
			タイプ S 2in1	1,500円 (1,575円)
			タイプ M 2in1	2,500円 (2,625円)
			タイプ L 2in1	4,000円 (4,200円)
			タイプ L L 2in1	6,500円 (6,825円)
			タイプビジネス 2in1	4,100円 (4,305円)
			ファミリーワイド 2in1	700円 (735円)
			タイプ2in1	400円 (420円)

附 則 (平成20年5月23日経企第223号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。
ただし、ワンナンバー機能及び第8種接続装置に係る専用回線等接続サービスに関する部分については、平成20年6月2日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(オフィス割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の適用に関する経過措置)
- オフィス割引の適用を受けている F O M A サービスに係る1年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A に係る2年定期契約を締結した場合であって、継続してオフィス割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その2年定期契約を締結した日におけるその F O M A の契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第1表第3 (通信料) の(13)のイの規定を適用します。
(P T T 通信モードによる通信の料金に関する特例)
- この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間にセッションが終了した P T T 通信モードによる通信の料金 (当該料金月の P T T 通信モードに係る定額通信料を除きます。) については、料金表第1表第3 (通信料) の2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 の通信ごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
P T T 通信料	1円 (1.05円)

(P T T通信モードに係る定額通信料の適用に関する特例)

- 5 この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間におけるカケ・ホーダイに係る定額通信料については、料金表第1表第3(通信料)の(8)の3の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定 額 通 信 料 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
カケ・ホーダイ	300円 (315円)

(付加機能の利用等に係る通信の料金の適用に関する特例)

- 6 料金表第1表第3(通信料)の(21)のウの(イ)に規定する通信料は、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、次表に規定する額を適用します。

区 分		料 金 額
F O M A通信料	F O M Aへの通信料	20秒までごとに税込額10円

- 7 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第1号を次のように改めます。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A	F O M Aデータプラン2 2	2, 200円 (2, 310円)

イ 定期包括割引(ビジネスセーバー)の適用及び身体障がい者等割引(ハーティ割引)の適用については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るF O M Aの場合に準じます。

- 8 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第2号のウの(オ)の次に次の(カ)を加えます。

(カ) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合は、そのF O M Aの契約者回線からの64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金(当社が別に定める通信を除きます。)について、アの(ア)に規定する額を適用します。

(2) 第11号中、「(1)から(10)」を「(1)から(11)」に改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。

(11)身体障がい者等割引の適用を受けている場合の番号案内料等の適用については、改正後の規定におけるF O M Aの場合に準じます。

- 9 経企第1105号(平成20年2月22日)の附則第4項第5号中、「(1)から(4)」を「(1)から(5)」に改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の一号を加えます。

(5) 2in1共用F O M Aにおいては、ビジネス通話・ホーダイを選択することができません。

附 則（平成20年5月29日経企第246号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年6月6日から実施します。
（遠隔接続機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）
- 2 この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間において、別表2に規定する遠隔接続機能の提供を開始した場合の付加機能使用料については、FOMA契約締結後、そのFOMAにおいて最初にその機能の提供を開始したときに限り、その提供を開始した日から起算して14日を経過した日をその提供開始日とみなして、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する額を適用します。

附 則（平成20年6月12日経企第108号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年6月19日から実施します。
（その他）
- 2 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項を次のように改めます。
 - (1) 第2号ウの(エ)を次のように改めます。
（エ）当社又は特定事業者が提供するホームU回線又は専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に定める第8種接続装置を介して行われた通信に限りま
す。）に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通
信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。
 - (2) 第8号を次のように改めます。
(8) 旧プランFOMAに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13
章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものと
します。

ただし、ホームUについてはこの限りではありません。

附 則（平成20年6月25日経企第368号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、特定事業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会
社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・
ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・
ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・
ドコモ九州をいいます。以下この附則において同じとします。）が定めるFOMAサービス契
約約款（以下この附則において「廃止約款」といいます。）の規定により生じたFOMAサー
ビスに係る料金その他の債権については、この改正規定実施の日において、当社が特定事
業者から譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて
取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金そ
の他の債務については、なお従前のとおりとします。
（契約に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により締結していたFOMAサービスに係る
契約は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により締結したこれに相
当する契約に移行したものとみなします。
（基本使用料の減額適用に関する経過措置）
- 5 前項の規定により移行したFOMAサービスの契約に係る経過期間（料金表第1表第1（基
本使用料）に規定する基本使用料の減額適用に係る経過期間をいいます。）については、廃止
約款の規定により締結していたFOMAサービスの起算月から通算するものとします。
（この改正規定実施前に行った手続き等の効力等）
- 6 この改正規定実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に

規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

- 7 この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により提供しているFOMAサービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(国際アウトローミング利用料の特例)

- 8 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間にセッションが終了したパケット通信モードに係る国際アウトローミング利用料の合計額のうち100円（その合計額が100円に満たない場合はその額とします。）については、支払いを要しないものとし、その通信があった料金月の翌料金月以降にその額を返還します。

(その他)

- 9 経企第204号（平成17年5月24日）の附則を次のように改めます。

(1) 第4項を次のように改めます。

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、メール着信機能及びウイルスチェック機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、次表の規定によるほか、なお従前のおりとしします。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
メール着信通知機能	加算額 (1通知ごとに)	5円 (5.25円)
ウイルスチェック機能	加算額 (1契約ごとに)	200円 (210円)

(2) 第5項第10号を次のように改めます。

(10) 削 除

- 9 経企第848号（平成17年10月25日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項第2号を次のように改めます。

① アの(ア)の①のAを次のように改めます。

A B以外のもの

- a 発信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域（以下この附則において「発信側在圏地区」といいます。）が、着信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域と同一の営業区域に係る地区内となる通信（以下この附則において「同一地区内通信」といいます。）又は着信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する都道府県に隣接する地区（発信者側在圏地区が東北地区又は中国地区の場合は隣接する県とします。）となる通信（以下この附則において「隣接県通信」といいます。）に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信	17円 (17.85円)	12円 (12.6円)
	FOMAプラン39		

	FOMAプラン49	15.5円 (16.275円)	11円 (11.55円)
	FOMAプラン67	14.5円 (15.225円)	10円 (10.5円)
	FOMAプラン100	13.5円 (14.175円)	9.5円 (9.975円)
	FOMAプラン150	12円 (12.6円)	8.5円 (8.925円)
	リミットプラス	20円 (21円)	20円 (21円)

備考

当社は、発信側在圏地区に応じて、次表に規定する都道府県を隣接県とします

区 分	発信側在圏地区	隣接県
北海道地区	北海道	青森県
東北地区	青森県	北海道
	秋田県	———
	岩手県	———
	山形県	新潟県
	宮城県	———
福島県	茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	
関東甲信越地区	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、新潟県、長野県	山形県、福島県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県
東海地区	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県	神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県
北陸地区	富山県、石川県、福井県	新潟県、長野県、岐阜県、京都府、滋賀県
関西地区	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県	岐阜県、福井県、三重県、岡山県、鳥取県、徳島県、香川県
中国地区	広島県	愛媛県、香川県

	岡山県	兵庫県、愛媛県、徳島県、香川県
	山口県	愛媛県、福岡県、大分県
	島根県	——
鳥取県	兵庫県	——
四国地区	香川県、愛媛県、高知県、徳島県	大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、大分県、宮崎県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	山口県、愛媛県

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	18.5円 (19.425円)	13円 (13.65円)
	FOMAプラン49	17.5円 (18.375円)	12円 (12.6円)
	FOMAプラン67	16円 (16.8円)	11円 (11.55円)
	FOMAプラン100	14.5円 (15.225円)	10円 (10.5円)
	FOMAプラン150	13.5円 (14.175円)	9.5円 (9.975円)
	リミットプラス	20円 (21円)	20円 (21円)

② アの(ア)の②のCを次のように改めます。

C 協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
FOMA通信料	FOMAからの通信	①のAのbに規定する料金額と同額

③ アの(イ)の①を次のように改めます。

① ②以外のもの

A B以外のもの

a 同一地区内通信又は隣接県通信に係るもの

料金種別		料金額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	30.5円（32.025円）	21.5円（22.575円）
	FOMAプラン49	28円（29.4円）	19.5円（20.475円）
	FOMAプラン67	26円（27.3円）	18円（18.9円）
	FOMAプラン100	24円（25.2円）	16.5円（17.325円）
	FOMAプラン150	21.5円（22.575円）	15円（15.75円）
	リミットプラス	36円（37.8円）	36円（37.8円）

b a以外のもの

料金種別		料金額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	33.5円（35.175円）	23.5円（24.675円）
	FOMAプラン49	31円（32.55円）	21.5円（22.575円）
	FOMAプラン67	28.5円（29.925円）	20円（21円）
	FOMAプラン100	26.5円（27.825円）	18.5円（19.425円）
	FOMAプラン150	24円（25.2円）	16.5円（17.325円）
	リミットプラス	36円（37.8円）	36円（37.8円）

④ アの(イ)の②のCを次のように改めます。

C 協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料金額
FOMA通信料	FOMAからの通信	②のAのbに規定する料金額と同額

- ⑤ ウの(オ)を次のように改めます。
 (オ) 削除
- ⑥ 第2号の表中「営業区域内通信及び営業区域隣接県通信」を「同一地区内通信及び隣接県通信」に改めます。
- (2) 3号のイ中「当社又は特定事業者と」を削除します。
- (3) 第10号を次のように改めます。
 (10) 削除
- (4) 第4項及び第5項を次のように改めます。
 4 削除
 5 削除
- 10 経企第197号(平成19年5月25日)の附則第4項第1号を次のように改めます。
 (1) 呼出音選択機能に係る音楽等追加機能の提供を受けているFOMA契約若しくはmova契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する申込みと同時に本機能を請求するとき。
- 11 経企第543号(平成19年8月24日)の附則第3項第7号を次のように改めます。
 (7) 定期契約の解除と同時に新たに期間限定プランに係る一般契約を締結した場合は、定期契約に係る解約金について、その支払いを要しません。
- 12 経企第1221号(平成20年3月26日)の附則第3項を次のように改めます。
 3 ファミリー割引の適用を受けているFOMAサービスに係る1年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMAに係る2年定期契約を締結した場合であって、継続してファミリー割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その2年定期契約を締結した日におけるそのFOMAの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第1表第3(通信料)の(13)のイの規定を適用します。
- 13 経企第120号(平成20年4月24日)の附則第3項を次のように改めます。
 3 共用FOMAに係る基本使用料については、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間、次に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かつこ内は税込額)
FOMA	総合利用 プラン	共用FO MAに係 るもの	タイプSS 2in1	932円 (978.6円)
			タイプS 2in1	1,500円 (1,575円)
			タイプM 2in1	2,500円 (2,625円)
			タイプL 2in1	4,000円 (4,200円)
			タイプLL 2in1	6,500円 (6,825円)
			タイプビジネス 2in1	4,100円 (4,305円)
			ファミリーワイド 2in1	700円 (735円)

		タイプ2in1	400円 (420円)
--	--	---------	--------------

- 14 経企第223号（平成20年5月23日）の附則第3項を次のように改めます。
- 3 オフィス割引の適用を受けているFOMAサービスに係る1年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMAに係る2年定期契約を締結した場合であって、継続してオフィス割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その2年定期契約を締結した日におけるそのFOMAの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第1表第3（通信料）の(13)のイの規定を適用します。
- 15 経企第246号（平成20年5月29日）の附則第2項を次のように改めます。
- 2 この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間において、別表2に規定する遠隔接続機能の提供を開始した場合の付加機能使用料については、FOMA契約締結後、そのFOMAにおいて最初にその機能の提供を開始したときに限り、その提供を開始した日から起算して14日を経過した日をその提供開始日とみなして、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する額を適用します。
- ただし、movaサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、この規定が適用とされない場合があります。
- 附 則**（平成20年7月25日経企第530号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（ブラックベリー接続機能に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているブラックベリー接続機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているプランAに係るブラックベリー接続機能に移行したものとみなします。
（着もじの利用に係る通信の料金に関する特例）
- 4 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間に送信が完了した着もじに係る通信の料金（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(6)に規定する料金額に限りです。）については、その支払いを要しません。
（その他）
- 5 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第1号に次のウを加えます。
ウ 基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱いについては、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。
- 6 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第1号のイの(ア)を次のように改めます。
(ア) 旧プランFOMAの基本使用料については、当該暦月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて次表に定める額を減額します。この場合において、基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱いについては、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。

経 過 期 間	基本使用料の減額（月額）	
	アの規定の額に次の係数を乗じて得た額	
	一般契約に係るもの（継続利用割引サービス）	定期契約に係るもの（いちねん割引）

12か月まで	—	0.10
12か月を超え24か月まで	0.07	0.11
24か月を超え36か月まで	0.08	0.12
36か月を超え48か月まで	0.10	0.13
48か月を超え60か月まで	0.12	0.14
60か月超	0.15	0.15

附 則（平成20年8月4日経企第567号）

この改正規定は、平成20年8月4日から実施します。

附 則（平成20年8月7日経企第586号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月8日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成20年8月7日経企第587号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成20年8月23日経企第636号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

- 3 経企第120号（平成20年4月24日）の附則第3項中、「平成20年8月31日」を「平成20年10月31日」に改めます。

附 則（平成20年9月23日経企第719号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

ただし、この附則の第6項及び第7項の部分については、当社が別に定める日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（ケータイデータお預かり機能の提供に関する経過措置）

- 3 削 除

- 4 この改正実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランBに係るケータイデータお預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているiモードケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランBに係るケータイデータお預かり機能の提供を受けているFOMAが、その適用を受けることとなった日において、改正後の規定により当社が提供しているiモードケータイデータお預かり機能の提供を受けているFOMAに移行したものとみなします。
- 6 前2項の規定によりプランBに係るケータイデータお預かり機能からiモードケータイデータお預かり機能に移行するときは、iモードケータイデータ蓄積装置に保存されたデータを引き継ぐものとします。
- 7 契約者が、前項に規定するアクセス制限の請求を行わない旨の意思表示を行うときは、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。
(その他)
- 8 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号のAの(ウ)を次のように改めます。
(ウ) パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。ただし、パケット定額及び二段階パケット定額の適用については、次のとおりとします。
① パケ・ホーダイについては、基本使用料の料金種別がFOMAプラン67、FOMAプラン100、FOMAプラン150及びビジネスプランのFOMAに係る契約者に限り選択することができます。
② パケ・ホーダイフル、Biz・ホーダイ及び二段階パケット定額については、選択することができません。
(注) 第3項第2号に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。
(1) そのFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
(2) そのFOMA契約者が、1年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したとき。
- 附 則** (平成20年10月24日経企第873号)
(実施期日)
- 1 この附則は、平成20年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(共用FOMAに係る基本使用料の適用に関する特例)
- 3 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、新たに2in1利用に係る申出をし、その承諾を受けたときは、当社が別に定める条件を満たしていることを当社が確認できた場合に限り、その承諾があった日を含む暦月の翌暦月及び翌々暦月(以下この附則において「対象暦月」といいます。)のその共用FOMAに係る基本使用料(料金表第1表第1(基本使用料)に規定する基本使用料の減額、複数回線複合割引、複数契約割引(ビジネス割引)、定期包括割引(ビジネスセーバー)、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)、身体障がい者等割引(ハーティ割引)の適用を受けている場合は、適用した後の額とします。)の合計額のうち税抜額1,000円(税込額1,050円)の支払いを要しないものとし、確認ができた料金月以降にその額を返還します。
ただし、その合計額が税抜額1,000円(税込額1,050円)に満たないときは、その合計額の支払いを要しないものとし、確認ができた料金月以降にその額を返還します。
- 4 共用FOMAに係る一般契約又は定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに共用FOMAに係る定期契約又は一般契約を締結したときは、契約の解除があったそのFOMA契約を継続して締結しているものとみなして前項の規定を適用します。
(注) 第3項に規定する当社が別に定める条件は、対象暦月においてそのFOMA契約の解除、2in1利用の廃止又はFOMAの利用休止がないこと等とします。

附 則（平成20年11月7日経企第927号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年11月19日から実施します。
ただし、この改正規定中、複数回線複合割引に関する部分（特定電話番号に係るものを除きます。）は、平成20年12月1日から実施します。
（経過措置）
 - 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（遠隔カスタマイズ機能に係る手続きに関する料金の特例）
 - 3 料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、遠隔カスタマイズ機能に係るものについては、この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間、支払いを要しません。
（その他）
 - 4 経企第719号（平成20年9月23日）の附則第3項第2号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加えます。
(2) 1のFOMAについて、電話帳お預かり機能（プランBに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）と別表2（付加機能）に規定する情報自動受信機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているとき（最初にその提供を受けることとなったときであって、当社が別に定める場合を除きます。）は、その電話帳お預かり機能及び情報自動受信機能に係る付加機能使用料の適用について、その日から起算して30日間に限り、次のとおりとします。
 - ① 電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料については、(1)に規定する額から100円（月額）を減額します。
ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、減額しません。
 - ② 情報自動受信機能に係る付加機能使用料については、支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。
 - ③ 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により、情報自動受信機能に係る付加機能使用料を日割するときは、①及び②に規定する減額を日割して適用します。
- (注) (2)に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。
(1) そのFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
(2) そのFOMA契約者が、1年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したとき。

附 則（平成20年10月24日経企第873号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成20年11月21日経企第974号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(パケット定額に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている旧パケット定額（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 旧パケット定額に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分	定 額 通 信 料 (月額)
パケ・ホーダイ	税抜額 3,900円 (税込額 4,290円)
パケ・ホーダイフル	税抜額 5,700円 (税込額 6,270円)
B i z ・ホーダイ	税抜額 5,700円 (税込額 6,270円)

(2) パケ・ホーダイ又はパケ・ホーダイフル（以下この附則において「iモードパケット定額」といいます。）に係る定額通信料の適用対象は、iモード等通信（パケ・ホーダイにあつてはiモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）に関する料金の月間累計額とします。

(3) FOMAを利用することができない期間があつた場合を除き、定額通信料については日割しません。

(4) B i z ・ホーダイに係る定額通信料の適用対象は、なお従前のとおりとします。

(5) 旧パケット定額の適用を受けた通信に係る通信料については、次表のとおりとします。

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
FOMAパケット通信料	税抜額0.02円 (税込額 0.022円)

(6) 旧パケット定額を選択している場合は、パケット定額を選択することができません。

(7) 削 除

(8) 旧パケット定額を選択している場合は、世界ギガし放題を適用します。

(9) 当社は、電話番号保管があつたときは、旧パケット定額を廃止します。

(10) (1)から(9)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、第9章第2節（通信利用の制限）に係る提供条件は、改正後の規定におけるパケ・ホーダイダブルの場合に準ずるものとします。

(FOMAパケットパック10及びFOMAパケットパック30に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMAパケットパック10及びFOMAパケットパック30（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）については、次のとおりとします。

(1) (2)に規定するFOMAパケットパック10及びFOMAパケットパック30に係るパケット通信モードによる通信の料金額は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に適用します。

区 分	定 額 通 信 料 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケットパック10	1,000円 (1,100円)

FOMAパッケージパック30	3,000円 (3,300円)
----------------	-----------------

(2) FOMAパッケージパック10及びFOMAパッケージパック30に係るパッケージ通信モードによる通信料については、次表のとおりとします。

1 課金対象パッケージごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A パ ケ ッ ト 通 信 料	FOMAパッケージパック10	
	累計課金対象パッケージ数	
	600,000課金対象パッケージ以下の部分	0.1円 (0.11円)
	600,000課金対象パッケージを超え2,000,000課金対象パッケージ以下の部分	0.05円 (0.055円)
	2,000,000課金対象パッケージを超える部分	0.02円 (0.022円)
	FOMAパッケージパック30	
	累計課金対象パッケージ数	
	2,000,000課金対象パッケージ以下の部分	0.05円 (0.055円)
2,000,000課金対象パッケージを超える部分	0.02円 (0.022円)	

(3) FOMAパッケージパック10及びFOMAパッケージパック30を選択している場合は、パッケージ定額を選択することができません。

(4) 電話番号保管があったとき又は2年定期契約(ビジネス割50に係るものに限り)を締結したときは、FOMAパッケージパック10及びFOMAパッケージパック30の適用を廃止します。

(5) 料金月の末日において、FOMAパッケージパック10又はFOMAパッケージパック30を選択している場合は、料金表第1第3(通信料)の1(適用)の(9)の(9)の規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区 分	加 算 額
FOMAパッケージパック10	1,000円
FOMAパッケージパック30	3,000円

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 5 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号の(ウ)を次のように改めます。
 (ウ) パッケージ通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。
 ただし、二段階パッケージ定額については、選択することができません。

附 則（平成20年12月19日経企第1077号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、卸FOMAサービスに関する部分は平成20年12月22日、iモード機能に係るアクセス制限に関する部分は平成21年1月9日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第8号を次のように改めます。
(8) FOMAデータプラン22に係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。
- 4 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第8号を次のように改めます。
(8) 旧プランFOMAに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。
ただし、ホームUについてはこの限りではありません。

附 則（平成21年1月23日経企第1169号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、データ専用プランにおける通信料の適用及びビジネスmoperaコマンドダイレクトに関する部分は平成21年1月30日から、iモード管理機能に関する部分は平成21年2月2日から、ブラックベリーデータ通信パックに関する部分は平成21年2月20日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）
- 3 ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料については、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間、その支払いを要しません。
（ブラックベリーデータ通信パックに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているブラックベリーデータ通信パック（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) (2)に規定するブラックベリーデータ通信パックに係るパケット通信モードによる通信（別表2（付加機能）に規定するブラックベリー接続機能を利用して行ったパケット通信モードによる通信をいいます。以下この附則において同じとします。）の料金額は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に適用します。

区 分	定 額 通 信 料（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ブラックベリーデータ通信パック	1,600円（1,760円）

(2) ブラックベリーデータ通信パックに係るパケット通信モードによる通信に関する料金は、次表のとおりとします。

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料	0.05円 (0.055円)

(3) ブラックベリーデータ通信パックを選択している場合は、パケット定額を選択することができません。

(4) 電話番号保管があったとき又は2年定期契約（ビジネス割50に係るものに限り、）を締結したときは、ブラックベリーデータ通信パックの適用を廃止します。

(5) (1)から(4)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(グループ管理機能に関する経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているグループ管理機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているタイプAに係るグループ管理機能に移行したものとみなします。

(呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置)

6 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初に呼出音選択機能の提供を受けることとなったときは、その呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

(その他)

7 経企第873号（平成20年10月24日）の附則第3項中、「平成21年1月31日」を「平成21年4月30日」に改めます。

附 則（平成21年2月12日経企第1259号）

この改正規定は、平成21年2月20日から実施します。

附 則（平成21年2月23日経企第1285号）

(実施期日)

1 この附則は、平成21年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、海外プラスナンバーに関する部分は平成21年3月2日から、FOMAパケットパック60及びFOMAパケットパック90に関する部分、トクだねニュース便並びにデュアル機能に関する部分は平成21年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(FOMAパケットパック60及びFOMAパケットパック90に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMAパケットパック60及びFOMAパケットパック90（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）については、次のとおりとします。

(1) FOMAパッケージパック60及びFOMAパッケージパック90に係る定額通信料については、次表のとおりとします。

区 分	定 額 通 信 料 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパッケージパック60	6,000円 (6,600円)
FOMAパッケージパック90	9,000円 (9,900円)

(2) FOMAパッケージパック60及びFOMAパッケージパック90に係るパケット通信モードによる通信料については、次表のとおりとします。

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット 通信料	FOMAパッケージパック60	0.02円 (0.022円)
	FOMAパッケージパック90	0.015円 (0.0165円)

(3) FOMAパッケージパック60及びFOMAパッケージパック90を選択している場合は、パケット定額を選択することができません。

(4) 電話番号保管があったとき又は2年定期契約(ビジネス割50に係るものに限ります。)を締結したときは、FOMAパッケージパック60及びFOMAパッケージパック90の適用を廃止します。

(5) 料金月の末日において、FOMAパッケージパック60又はFOMAパッケージパック90を選択している場合は、料金表第1第3(通信料)の1(適用)の(9)のノの規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区 分	加 算 額
FOMAパッケージパック60	6,000円
FOMAパッケージパック90	9,000円

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(トクだねニュース便の提供に関する経過措置)

4 削 除

(特定の外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードに係る料金の特例)

5 料金表第4表の2(料金額)2-3の(2)に規定する特定の外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードに係る料金については、この附則実施の日から平成21年4月30日までの間において、料金表中の「10,000課金対象パケット」を「5,000課金対象パケット」に、「2,000円」を「1,000円」に、それぞれ読み替えて適用します。

6 削 除

(その他)

- 7 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第6号中「旧プランFOMAに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件」を「旧プランFOMAに係る付加機能、通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件」に改めます。

附則(平成21年3月10日経企第1355号)

この改正規定は、平成21年3月13日から実施します。

附則(平成21年3月25日経企第1433号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第10号を次のように改めます。

(10) 当社は、契約者から、料金表第1表第1(基本使用料)の(1)に規定する定額データプランHIGH-SPEEDへの基本使用料の料金種別の変更又は料金表第1表第3の(7)の2に規定する二段階パケット定額の選択(以下この附則において「二段階パケット定額の選択等」といいます。)と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき(その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り、その申出の日を含む料金月及びその前料金月(以下この附則において「当該料金月」といいます。)におけるパケット通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)について、当社が定める方法により、二段階パケット定額の選択等があったものとみなして料金を算定し、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

- 4 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号の(オ)を次のように改めます。

(オ) 当社は、契約者から、料金表第1表第1(基本使用料)の(1)に規定する定額データプランHIGH-SPEEDへの基本使用料の料金種別の変更又は料金表第1表第3の(7)の2に規定する二段階パケット定額の選択(以下この附則において「二段階パケット定額の選択等」といいます。)と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき(その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り、その申出の日を含む料金月及びその前料金月(以下この附則において「当該料金月」といいます。)におけるパケット通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)について、当社が定める方法により、二段階パケット定額の選択等があったものとみなして料金を算定し、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

附則(平成21年4月24日経企第87号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成21年5月1日から実施します。
ただし、一般契約申込の承諾、定期契約申込の承諾及びFOMAユビキタス契約等の申込の承諾に関する部分については、平成21年5月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(番号えらべるサービスに係る手続きに関する料金の特例)

- 3 料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金のうち、第91条の3(番号えらべるサービスの利用)の規定により支払いを要するものについては、この改正規定実施の日から平成21年8月31日までの間、支払いを要しません。

(その他)

- 4 経企第204号(平成17年5月24日)附則第5項第8号を次のように改めます。

(8) FOMAデータプラン22に係る名義変更、携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章(雑則)に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。

5 経企第848号(平成17年10月25日)附則第3項第10号を次のように改めます。

(10) 旧プランFOMAに係る名義変更、協定事業者が提供する電報サービスの利用等に関する提供条件は、改正後のFOMAの場合に準じて取り扱います。

6 経企第1169号(平成21年1月23日)の附則第3項中、「平成21年4月30日」を「平成21年5月31日」に改めます。

附則(平成21年4月27日経企第101号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成21年5月14日経企第140号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年5月22日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミング利用料に関する部分については、平成21年5月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している音声文字変換機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているiモード電子メール等音声文字変換機能に移行したものとみなします。

附則(平成21年5月25日経企第163号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、電話帳お預かり機能の提供を受けている1のFOMAについて、最初に情報自動受信機能の提供を受けることとなったときは、その電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料の減額を適用します。

4 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初に電話帳お預かり機能の提供を受けることとなったときは、その電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料の減額を適用します。

(その他)

5 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第1号のウを次のように改めます。

ウ 基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。

(2) 第5号を第7号、第6号を第8号、第7号を第9号、第8号を第10号、第9号を第11号、第10号を第12号、第11号を第13号とし、第4号の次に次の二号を加えます。

(5) 定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用FOMAに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合

に準ずるものとします。

(6) 定期契約の満了に伴う契約の更新に係る提供条件は、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。

6 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第1号のイの(ア)中、「基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱いについては、」を「基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、」に改めます。

(2) 第3号のイを次のように改めます。

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用FOMA又はデータ専用プランに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。

(3) 第10号を次のように改めます。

(10) 旧プランFOMAに係る名義変更、定期契約の満了に伴う契約の更新、有料情報サービス等の利用及び協定事業者が提供する電報サービスの利用等に関する提供条件は、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。

7 経企第719号（平成20年9月23日）の附則第3項第2号を次のように改めます。

(2) この改正規定実施の際現に、電話帳お預かり機能（プランBに係るものに限り、以下この附則において同じとします。）の提供を受けている1のFOMAについて、最初に情報自動受信機能の提供を受けることとなったときは、その電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して30日間に限り、(1)に規定する額から100円（月額）を減額して適用します。

8 経企第1169号（平成21年1月23日）の附則第6項を第7項とし、第5項の次に次の一項を加えます。

（呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

6 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初に呼出音選択機能の提供を受けることとなったときは、その呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して30日間は支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

附 則（平成21年6月16日経企第255号）

この改正規定は、平成21年6月26日から実施します。

附 則（平成21年6月24日経企第294号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（画像情報蓄積機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

3 画像情報蓄積機能に係る付加機能使用料については、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成22年8月31日までの間、その支払いを要しません。

（定額ユビキタスプランの通信料に係る特例）

4 この改正規定実施の日から平成22年8月31日までの間における、基本使用料の料金種別が定額ユビキタスプランのFOMAの定額対象通信に係る通信料については、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の3のオ及びカの規定にかかわらず、同欄エの規定により算定した額が467円を超える場合は、467円を超える部分の料金の支払いを要しません。

(定額データプランHIGH-SPEEDの料金に係る経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定額データプランHIGH-SPEEDのFOMA（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	定額データプランHIGH-SPEED	バリュープラン	3,300円 (3,630円)
		バリュープラン以外のもの	4,000円 (4,400円)

イ 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の基本使用料の減額及び及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じます。

ウ 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るXi契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

エ 削 除

オ 定額データプランHIGH-SPEEDに係る2年定期契約者は、基本使用料の料金種別の変更を行うことができません。

カ 削 除

(2) 通信料

ア 通信料については、次表のとおりとします。

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料	定額データプランHIGH-SPEED	0.012円 (0.0132円)

イ 定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAサービスの契約者回線から行った定額対象通信（当社が指定する端末設備を利用して、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいいます。以下この附則において同じとします。）に係る料金については、アの規定により算定した額の月間累計額から6,000円を控

除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が6,000円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。

ウ イの規定により算定した額が6,000円を超える場合は、イの規定にかかわらず、6,000円を超える部分の料金の支払いを要しません。

ただし、2年定期契約を締結している場合又はこの約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合であって、イの規定により算定した額が2,400円を超えるときは、イの規定にかかわらず、2,400円を超える部分の料金の支払いを要しません。

エ 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、イに規定する6,000円をその利用日数に応じて日割するものとし、「6,000円」を「6,000円を日割した額」に読み替えて適用します。

オ 削 除

カ 削 除

キ ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じるものとします。

ク 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライトに係る5G契約又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2に係るXi契約を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結のあった日を含む料金月のそのFOMAの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 削 除

(4) 通信の条件及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。

(5) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(6) 定額データプランHIGH-SPEEDに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準ずるものとします。

(7) 定額データプランHIGH-SPEEDに係る自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び雑則に係る提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じるものとします。

(8) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けている定額データプランHIGH-SPEEDに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランHIGH-SPEEDに係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ ア以外の提供条件は、なお従前のおりとします。

(9) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(10) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項に定めるところによります。

(11) 定額データプランHIGH-SPEEDを選択している場合は、世界ギガし放題を適用します。

(12) 削 除

(13) 新たに定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA契約を締結する申込みを行うこと

はできません。

(14) (1)から(13)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成21年7月21日経企第417号)

この改正規定は、平成21年7月21日から実施します。

附 則 (平成21年7月23日経企第439号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成21年7月30日経企第475号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成21年8月25日経企第550号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、P T T通信モードに係る定額通信料の適用に関する部分及びプッシュトークプラス機能に関する部分については平成21年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(FOMAユビキタスに係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、この約款の規定に基づきFOMAユビキタスに係る契約を締結している者における国際電話サービスに係る契約及び国際ローミング機能の請求の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

(付加機能使用料の減額適用に関する経過措置)

4 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初に通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能の提供を同時に受けることとなったときは、その付加機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用の規定を適用します。

(プッシュトークプラス機能の提供に係る経過措置)

5 削 除

(プッシュトーク定額に関する経過措置)

6 削 除

(その他)

7 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第7号を次のように改めます。

(7) FOMAデータプラン22に係る通信の条件並びにP T T通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるデータ専用プランのFOMAの場合に準ずるものとしします。

8 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第2号のウの(ウ)を次のように改めます。

(ウ) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、特定電話番号への通信料の月額割引(ゆうゆうコール)の適用、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けてい

るFOMAに係る通信料の月極割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用については、料金表第1表第3（通信料）の(13)のイの規定を適用しません。

(2) 第5号を次のように改めます。

(5) 旧プランFOMAに係る通信の条件並びにPTT通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準ずるものとします。

附 則（平成21年9月18日経企第651号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年10月22日経企第761号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（無線IPアクセス定額料に係る特例）

3 無線IPアクセスサービスを利用しているFOMA契約者は、料金表第5表（無線IPアクセス定額料）の規定にかかわらず、この改定規定実施の日から平成22年4月30日までの間、そのFOMAに係る無線IPアクセス定額料の支払いを要しません。

附 則（平成21年11月11日経企第840号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年11月18日から実施します。

ただし、この附則の第2項の部分については、平成21年11月27日から実施します。

（ドコモケータイ送金の利用に係る手数料の適用に関する特例）

2 平成21年11月27日から平成22年1月20日までの間において、第97条の3（ドコモケータイ送金）に規定するドコモケータイ送金の利用の請求を行った場合の手数料については、平成21年11月27日以降、そのFOMAにおいて最初にその請求を行ったときに限り、料金表第7表第6（ドコモケータイ送金の利用に係る手数料）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

（その他）

3 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第9号を次のように改めます。

(9) FOMAデータプラン22に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るFOMAの場合に準ずるものとします。

ただし、マイエリア機能の利用に係る請求を行うことはできません。

附 則（平成21年11月12日経企第847号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年11月20日から実施します。

（ケータイデータお預かり機能の提供に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している電話帳お預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。

（その他）

3 経企第719号（平成20年9月23日）の附則第3項、第4項及び第5項中、「電話帳お預かり

機能」を、「ケータイデータお預かり機能」に改めます。

附 則（平成21年11月24日経企第890号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

（moperaU 機能に係る付加機能使用料に関する特例）

2 1のFOMA（基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダード、定額データプランHIGH-SPEED及び定額データプラン64Kに係るものを除きます。）について、この改正規定実施の日から平成22年4月30日までの間において、別表2（付加機能）に規定するmoperaU 機能のスタンダードプランに係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、料金表第1表第2（付加機能使用料）の(6)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用を受けている場合を除き、その機能の提供を受けた日から平成22年4月30日までの間、料金表第1表第2の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額（月額）
moperaU 機能	基本機能 スタンダードプラン	税抜額 250円（税込額 262.5円）

3 この改正規定実施の日から平成22年4月30日までの間における、別表2（付加機能）に規定するmoperaU 機能のライトプランに係る付加機能使用料については、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

（ビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料に関する特例）

4 1のFOMA（基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダード、定額データプランHIGH-SPEED及び定額データプラン64Kに係るものを除きます。）について、この改正規定実施の日から平成22年4月30日までの間において、別表2（付加機能）に規定するビジネスmoperaインターネット機能に係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、料金表第1表第2（付加機能使用料）の(6)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用を受けている場合を除き、その機能の提供を受けた日から平成22年4月30日までの間、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額（月額）
ビジネスmoperaインターネット機能	基本機能	税抜額 150円（税込額 157.5円）

（ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料に関する特例）

5 1のFOMAについて、この改正規定実施の日から平成22年4月30日までの間において、別表2（付加機能）に規定するブラックベリー接続機能に係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、料金表第1表第2（付加機能使用料）の(6)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用を受けている場合を除き、その機能の提供を受けた日から平成22年4月30日までの間、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
ブラックベリー接続機能	基本機能	税抜額 750円 (税込額 787.5円)

(その他)

- 6 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号のアの(ウ)を次のように改めます。
 (ウ) パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。
 ただし、二段階パケット定額及びシンプル定額については、選択することができません。
- 7 経企第543号(平成19年8月24日)の附則第3項中、第8号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加えます。
 (8) パケット通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。
 ただし、シンプル定額については、選択することができません。
- 8 経企第974号(平成20年11月21日)の附則を次のように改めます。
 (1) 第3項第6号中、「(1)から(5)」を「(1)から(6)」に改め、同号を第7号とし、第5号の次に次の一号を加えます。
 (6) パケット定額を選択している場合は、二段階パケット定額及びシンプル定額を選択することができません。
 (2) 第4項第3号中、「(1)から(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。
 (3) FOMAパケットパック10及びFOMAパケットパック30を選択している場合は、二段階パケット定額及びシンプル定額を選択することができません。
- 9 経企第1169号(平成21年1月23日)の附則第4項第3号中、「(1)から(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。
 (3) ブラックベリーデータ通信パックを選択している場合は、二段階パケット定額及びシンプル定額を選択することができません。
- 10 経企第1285号(平成21年2月23日)の附則第3項第3号中、「(1)から(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。
 (3) FOMAパケットパック60及びFOMAパケットパック90を選択している場合は、二段階パケット定額及びシンプル定額を選択することができません。
- 附 則** (平成21年12月9日経企第960号)
 この改正規定は、平成21年12月16日から実施します。
 ただし、この改正規定中、画像情報提供サービス及び画像情報蓄積機能に係る部分については、平成21年12月18日から実施します。
- 附 則** (平成21年12月25日経企第1038号)
 (実施期日)
 1 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。
- (その他)
- 2 経企第294号(平成21年6月24日)の附則第3項及び第4項中、「平成21年12月31日」を「平成22年4月30日」に改めます。
附 則 (平成22年1月7日経企第1059号)
 この改正規定は、平成22年1月20日から実施します。
附 則 (平成22年1月25日経企第1112号)
 (実施期日)
 1 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例)
- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのFOMAに係る契約者から申出があったときは、そのFOMAに係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間に限り、料金表通則第8項(端数処理)の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)に規定する額から371円を減額して適用します。この場合において、料金表第1表第1の1(適用)の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。
- 4 前項に規定する申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。
 - (1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者(単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。)
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。
 - イ その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。
 - (2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者(当社が別に定める者に限ります。)
 - (3) タイプシンプルに係るFOMA契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)及びそのFOMAに係るファミリー割引(料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の選択(第3項に規定する申出をし、その承諾を受けているFOMA(第10項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。)が属する割引回線群(料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を指定する場合に限ります。)と同時にその申出を行う者。
- 5 FOMA契約者は、第3項に規定する申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。
ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
- 6 当社は、第3項に規定する申出があったときは、その申出を行ったFOMA契約者に係るFOMAが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。
 - (1) 当社と2年定期契約を締結しているFOMA契約に係るものであるとき。
 - (2) 当社と1年定期契約を締結しているFOMA契約(その契約に係る経過期間(料金表第1表第1の1の(2)に規定するものをいいます。))が120ヶ月超であるものに限ります。)に係るものであって、ファミリー割引を選択しているものであるとき。
 - (3) 料金表第1表第1の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- 7 当社は、第4項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、第3項に規定する申出を承諾しません。
 - (1) 第4項第1号の規定に基づき申出をしたFOMA契約者が現に第3項に規定する減額の適用を受けている学生であるとき、又はそのFOMA契約者のために他のFOMAにおいて現に第3項に規定する減額が適用されているとき。
 - (2) 第4項第2号の規定に基づき申出をしたFOMA契約者がその学生のために他のFOMAにおいて第3項に規定する減額の適用を受けているとき、又はその学生が現に第3項に規定する減額適用を受けているFOMA契約者であるとき。
 - (3) 第4項第3号の規定に基づき申出をしたFOMA契約者が、同号の規定に基づき、他のFOMAにおいて現に第3項に規定する減額の適用を受けているとき。
- 8 料金表通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定によりタイプシンプルの基本使

用料を日割するときは、第3項に規定する額を日割して適用します。

- 9 当社は、第3項に規定する減額の適用を受けているFOMAが、第6項に規定する条件に該当しなくなったときは、第3項に規定する減額を適用しません。
- 10 当社は、第3項に規定する減額の適用を受けているFOMAについて、そのFOMA契約者から、減額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、第3項に規定する減額の適用を廃止します。
- (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
 - (2) 削除
 - (3) 電話番号保管があったとき。
 - (4) 契約の解除があったとき。
- 11 第3項に規定する減額の適用を受けている定期契約者（第4項第2号の規定に該当する者に限ります。）について、その定期契約に係る学生の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったときは、料金表第1表第4（定期契約に係る解約金）の2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

附 則（平成22年2月22日経企第1200号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（ファミリーワイド等の料金に係る経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているファミリーワイド、ファミリーワイドリミット及びファミリーワイド2in1（以下この附則において「ファミリーワイド等」といいます。）のFOMA（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は電話番号保管をしているものを含みます。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとしします。
 - (1) 基本使用料
 - ア 基本使用料については、次表のとおりとしします。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額（月額）
				次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA	共用FOMA以外のもの	バリュープラン	ファミリーワイド	1,400円（1,540円）
			ファミリーワイドリミット	1,600円（1,760円）
		バリュープラン以外のもの	ファミリーワイド	3,000円（3,300円）
			ファミリーワイドリミット	3,200円（3,520円）
		共用FOMAに係るもの	ファミリーワイド2in1	1,400円（1,540円）

イ アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については、次の(ア)及び(イ)の規定によるほか、なお従前のおりとしします。

(ア) ファミリーワイド等のFOMAの基本使用料については、当該暦月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて次表に定める額を減額します。この場合において、基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、タイプSS等（経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）のFOMAの場合に準ずるものとしします。

① ②以外のもの

基本使用料の減額	(月額)
アの規定の額に0.25を乗じて得た額	

② 2年定期契約に係るもの（ひとりでも割50/ファミ割MAX50）

基本使用料の減額	(月額)
アの規定の額に0.50を乗じて得た額	

(イ) 複数回線複合割引（ファミリー割引）、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の基本使用料の減額、身体障害者等割引（ハーティ割引）の適用については、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとしします。

ウ ファミリーワイド等に係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るXi契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B及びC以外のもの

料金種別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	25円（27.5円）

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	Aに規定する料金額と同額

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	63円（69.3円）

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	63円（69.3円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
FOMA通信料	FOMAからの通信	①のAに規定する料金額と同額

b 削除

B 削除

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	45円（49.5円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	①に規定する料金額と同額

b 削 除

B 削 除

(ウ) パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。

イ 控除可能額及び繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月額割引(ゆうゆうコール)の適用、ファミリー割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用及び付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとしします。

(3) 削 除

(4) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプSS等のFOMAの場合に準じるものとしします。

(5) ファミリーワイド等のFOMAに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、タイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとしします。

(6) ファミリーワイド等のFOMAに係る自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び雑則に係る提供条件は、タイプSS等のFOMAの場合に準じるものとしします。

(7) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(8) 当社は、ファミリーワイド等に係るFOMAに関して次のいずれかに該当するものと認めるときは、そのファミリーワイド等に係るFOMAの基本使用料の料金種別がファミリーワイドである場合はタイプSSへ、ファミリーワイドリミットである場合はタイプリミットへ、ファミリーワイド 2in1である場合はタイプSS 2in1へ変更します。この場合において、そのファミリーワイド等に係るFOMAの基本使用料の料金種別がバリュープランに係るものである場合はバリュープランに係る料金種別へ、バリュープラン以外のものである場合はバリュープラン以外のものである料金種別へ変更します。

ただし、その前に契約者が他の料金種別へ変更した場合はこの限りではありません。

ア ファミリーワイド等を選択している契約者が、次のいずれかに該当しないことが判明したとき又は該当しなくなったとき。

(ア) 満15歳に満たない者(満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間は満15歳に満たない者とみなして取り扱います。以下この欄において同じとしします。)又は満60歳に達した者(以下この附則において「対象者」といいます。)であって、定期契約を締結している者

(イ) 対象者のためにファミリーワイド等を選択することに同意を得ている定期契約者であって、当社が別に定める者

(ウ) この約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている一般契約者

イ ファミリーワイド等に係るFOMAに関して、次のいずれかに該当することが判明したとき。

- (ア) 現にその対象者若しくは身体障がい者等割引の適用を受けている一般契約者がファミリーワイド等を選択しているとき。
- (イ) その対象者のために、現に他のFOMA等においてファミリーワイド等が選択されているとき。
- (9) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項に定めるとおりとします。
- (10) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。
- ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けているファミリーワイド等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのファミリーワイド等に係る料金等から20円を減額します。
- ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。
- イ ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。
- (11) 削 除
- (12) 新たにファミリーワイド等に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。
- (13) (1)から(12)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 6 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第8号中「経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランFOMA」を「経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランFOMA及び経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等」に改めます。
- 7 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第12号中、「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に次の一号を加えます。
- (12) 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 8 経企第543号（平成19年8月24日）の附則第3項を次のように改めます。
- (1) 第2号のイ中「ファミリーワイド」を、「経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド」に改めます。
- (2) 第9号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。
- (9) 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 9 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第5号を次のように改めます。
- (5) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランFOMA及び経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 附 則**（平成22年3月26日経企第1376号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
- ただし、この改正規定中、情報自動受信機能に関する部分については、平成22年4月5日から実施します。
- （Biz・ホーダイダブル及びBiz・ホーダイシンプルに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択

したものとみなします。

B i z ・ホーダイダブル B i z ・ホーダイシンプル	パケ ・ホーダイダブル パケ ・ホーダイシンプル
-----------------------------------	-----------------------------

(モバチェメールサービスによる料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 契約者は、改正後の規定にかかわらず、当社が別に定める日までの間に限り、モバチェメールサービス(「モバチェメールサービスご利用規則」に定めるところにより、料金の前払い登録を行うことができるサービスをいいます。以下この附則において同じとします。)を利用して料金等の支払いを行うことができます。この場合において、モバチェメールサービスによる料金の前払い登録等その他の提供条件は、なお従前のおりとしします。

(パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する特例)

- 4 経企第974号(平成20年11月21日)の附則第3項第7号中、「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第8号とし、第6号の次に次の一号を加えます。

(7) この改正規定実施の日から平成22年11月30日までの間において、パケット定額の廃止と同時に、パケ・ホーダイダブル又はパケ・ホーダイシンプルの選択があったときは、当該料金月におけるパケット定額に係る定額通信料の支払いを要しません。

(その他)

- 5 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第12号中、「二段階パケット定額」を「パケ・ホーダイダブル」に改めます。

- 6 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号を次のように改めます。

(1) アの(ウ)中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

(2) ウの(オ)中、「二段階パケット定額」を「パケ・ホーダイダブル」に改めます。

- 7 経企第543号(平成19年8月24日)の附則第3項第8号中、「シンプル定額」を「パケ・ホーダイシンプル」に改めます。

- 8 経企第974号(平成20年11月21日)の附則を次のように改めます。

(1) 第3項第4号を次のように改めます。

(4) B i z ・ホーダイに係る定額通信料の適用対象は、なお従前のおりとしします。

(2) 第3項第6号中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

(3) 第3項第7号中、「二段階パケット定額」を「パケ・ホーダイダブル」に改めます。

(4) 第4項第3号中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

- 9 経企第1169号(平成21年1月23日)の附則第4項第3号中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

- 10 経企第1285号(平成21年2月23日)の附則第3項第3号中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

- 11 経企第719号(平成20年9月23日)の附則第3項第3号中、「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。

(3) ケータイデータお預かり機能の提供を受けている契約者は、別表2(付加機能)に規定する容量拡張機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

附 則 (平成22年4月6日経企第34号)

この改正規定は、平成22年4月14日から実施します。

附 則 (平成22年4月8日経企第50号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月12日から実施します。

(その他)

2 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項代第2号のAの(A)の①のBを次のように改めます。

B 衛星電話サービス又はワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a 第1種衛星電話又は第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
FOMA通信料	FOMAからの通信	②のCのaのIに規定する料金額と同額

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	41.5円(43.575円)	29円(30.45円)
	FOMAプラン49	38.5円(40.425円)	27円(28.35円)
	FOMAプラン67	35.5円(37.275円)	25円(26.25円)
	FOMAプラン100	32.5円(34.125円)	23円(24.15円)
	FOMAプラン150	30円(31.5円)	21円(22.05円)
	リミットプラス	50円(52.5円)	50円(52.5円)

附 則(平成22年4月15日経企第68号)

この改正規定は、平成22年4月26日から実施します。

ただし、この改正規定中、iモード等を利用した請求方法等に関する部分については、平成22年4月27日から実施します。

附 則(平成22年4月22日経企第97号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第294号(平成21年6月24日)の附則第3項及び第4項中、「平成22年4月30日」を「平成22年8月31日」に改めます。

4 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初に無線IPアクセスサービスの提供を受けることとなったときは、その無線IPアクセス定額料について、料金表第5表(無線IPアクセス定額料)の1(適用)に規定する無線IPアクセス定額料の減額を適用します。

附 則(平成22年5月12日経企第164号)

この改正規定は、平成22年5月21日から実施します。

ただし、この改正規定中、着信通知に関する部分については、当社が定める日から実施します。

附 則（平成22年 5 月25日経企第230号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（定額データプランスタンダードに係る通信料の適用に関する特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成23年 4 月30日までの間において、新たに定額データプランスタンダードに係る 2 年定期契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したとき又は新たに定額データプランスタンダードに係る一般契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）した場合であって、その一般契約の締結と同時に身体障がい者等割引（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の(7)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。）の選択に係る申出をし、その承諾を受けたときは、その契約の締結があった日から、その契約の締結があった日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間に限り、その F O M A に係る定額データプランスタンダードの通信料について、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(9)の 2 のクの規定にかかわらず、同欄キの規定により算定した額が、3,247円を超える場合は、3,247円を超える部分の料金の支払いを要しません。
- 4 当社は、前項に規定する特例の適用を受けている F O M A について、次のいずれかに該当する場合は、その特例の適用を廃止します。
 - (1) 基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダード以外となったとき。
 - (2) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (3) 削 除
 - (4) 契約の解除があったとき（その特例の適用を受けている F O M A の定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダードに係る一般契約を締結した場合であって、その一般契約の締結と同時に身体障がい者等割引の選択に係る申出をし、その承諾を受けた場合を除きます。）。

附 則（平成22年 6 月24日経企第367号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 7 月 1 日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 経企第974号（平成20年11月21日）の附則第 4 項第 4 号中、「(1)から(3)」を「(1)から(4)」に改め、同号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の一号を加えます。
 - (4) 2 年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結したときは、F O M A パケットパック 1 0 及び F O M A パケットパック 3 0 の適用を廃止します。
- 4 経企第1169号（平成21年 1 月23日）の附則第 4 項第 4 号中、「(1)から(3)」を「(1)から(4)」に改め、同号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の一号を加えます。
 - (4) 2 年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結したときは、ブラックベリーデータ通信パックの適用を廃止します。
- 5 経企第1285号（平成21年 2 月23日）の附則第 3 項第 4 号中、「(1)から(3)」を「(1)から(4)」に改め、同号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の一号を加えます。
 - (4) 2 年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結したときは、F O M A パケットパック 6 0 及び F O M A パケットパック 9 0 の適用を廃止します。
- 6 経企第1112号（平成22年 1 月25日）の附則第10項第 1 号を次のように改めます。
 - (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きま

す。)

附 則 (平成22年 7月 1日 経企第417号)

この改正規定は、平成22年 7月 8日から実施します。

ただし、この改正規定中、画像情報蓄積機能に関する部分は、平成22年 7月 13日から実施します。

附 則 (平成22年 7月 26日 経企第510号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年 8月 1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワイドスター通信サービスに関する部分については、平成22年 8月 3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第204号(平成17年 5月 24日)の附則第 5項第10号を次のように改めます。

(10) FOMAデータプラン 2 2に係る名義変更、携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章(雑則)に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。

4 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第 3項を次のように改めます。

(1) 第 2号のアの(ア)の①のBの a 中、「第 1種衛星電話又はワイドスター通信サービス」を、「衛星電話サービス契約約款に規定する第 1種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 1種ワイドスター」に改めます。

(2) 第 8号を次のように改めます。

(8) 旧プランFOMAに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章(雑則)に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。

ただし、ホームUについてはこの限りではありません。

5 経企第294号(平成21年 6月 24日)の附則第 5項第 7号を次のように改めます。

(7) 定額データプランHIGH-SPEEDに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章(雑則)に係る提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダードに係るFOMAの場合に準じるものとします。

6 経企第1200号(平成22年 2月 22日)の附則第 3項を次のように改めます。

(1) 第 2号のアの(ア)の①のBの a 中、「第 1種衛星電話又はワイドスター通信サービス」を、「衛星電話サービス契約約款に規定する第 1種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 1種ワイドスター」に改めます。

(2) 第 6号を次のように改めます。

(6) ファミリーワイド等のFOMAに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章(雑則)に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。

附 則 (平成22年 8月 24日 経企第621号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年 9月 1日から実施します。

ただし、この改正規定中、トクだねニュース便、ビジュアルネット機能及びP T T通信モードに関する部分については平成22年10月1日から、料金表第4表の1（適用）の(3)に関する部分については平成22年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったF O M Aサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（海外パケ・ホーダイの通信料に係る特例）

- 3 料金表第4表の1（適用）の(5)欄に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用等については、この改正規定実施日から平成22年11月30日までの間において、料金表の規定に係らず、当該規定中「F O M A契約者が定額データプランを選択しているとき又はパケ・ホーダイダブル若しくはパケ・ホーダイシンプルの適用を受けているときは、」を「F O M A契約者が」に読み替えて適用します。

- 4 この改正規定実施日から平成23年3月31日までの間において、料金表第4表の1（適用）の(5)のA及びイの規定により算定した対象通信に関する料金については、同欄A、ウ及びエの規定にかかわらず、同欄Aの規定により算定した1暦日における累計額が1,480円を超える場合は、1,480円を超える部分の料金の支払いを要しません。

- 5 削 除

（spモードに係る付加機能使用料の適用に関する特例）

- 6 この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、別表2（付加機能）に規定するspモード機能の提供を最初に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、spモード機能に係る付加機能使用料について、その提供を最初に受けることとなった日を含む料金月から起算して6料金月の間は支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

- 7 当社は、前項に規定する特例の適用を受けているF O M Aについて、spモード機能の廃止があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、その特例の適用を廃止します。

- (1) 削 除

(2) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（相続等に伴うものを除きます。）。

(3) 電話番号保管があったとき。

(4) 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

- 8 spモード機能に係る付加機能使用料について、第6項に規定する特例を適用しているときは、料金表第1表第2（付加機能使用料）の1（適用）の(5)のカの規定を適用しません。

（注）第7項第4号に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのF O M A契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのF O M A契約者が、1年定期契約若しくは2年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約若しくは2年定期契約を締結したとき。

- 9 削 除

（その他）

- 10 経企第974号（平成20年10月24日）の附則第3項8号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」に改め、同号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加えます。

(8) パケット定額を選択している場合は、海外パケ・ホーダイを適用します。

- 11 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 定額データプランHIGH-SPEEDを選択している場合は、海外パケ・ホーダイを適用します。

- 12 経企第1285号（平成21年2月23日）の附則第4項を次のように改めます。

- 4 削 除

- 13 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第7号中「通信の条件並びにP T T通信モード」を「通信の条件」に改めます。

- 14 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第5号中「通信の条件並びにP T T通信モード」を「通信の条件」に改めます。
- 15 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第4号中「通信の条件並びにP T T通信モード」を「通信の条件」に改めます。
- 16 経企第550号（平成21年8月25日）の附則第5項及び第6項を次のように改めます。
 - 5 削除
 - 6 削除
- 17 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項第2号のアの(ウ)中「パケット通信モード、ショートメッセージ通信モード及びP T T通信モード」を「パケット通信モード及びショートメッセージ通信モード」に改めます。

附 則（平成22年9月23日経企第728号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。
（無線I Pアクセス定額料の適用に関する特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、無線I Pアクセスサービスの提供を最初に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、料金表第5表（無線I Pアクセス定額料）の1（適用）に規定する無線I Pアクセス定額料の減額適用について、同欄アの「その日から起算して30日間」を「その日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間」に読み替えて適用します。

（注）この項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合を言います。

- (1) そのFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
- (2) そのFOMA契約者が、1年定期契約若しくは2年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約若しくは2年定期契約を締結したとき。
- (3) そのFOMA契約者が、FOMA契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス契約を締結したとき又はそのFOMAユビキタス契約者が、FOMAユビキタス契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したとき。
- (4) そのFOMA契約者が、料金表第5表（無線I Pアクセス定額料）の1（適用）に規定する無線I Pアクセス定額料の減額適用を受けたことがあるとき。

（その他）

- 4 経企第230号（平成22年5月25日）の附則第3項中、「平成22年9月30日」を「平成22年12月31日」に改めます。
- 5 経企第97号（平成22年4月22日）の附則第3項の次に次の一項を加えます。
 - 4 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初に無線I Pアクセスサービスの提供を受けることとなったときは、その無線I Pアクセス定額料について、料金表第5表（無線I Pアクセス定額料）の1（適用）に規定する無線I Pアクセス定額料の減額を適用します。

附 則（平成22年9月29日経企第749号）

この改正規定は、平成22年10月22日から実施します。

附 則（平成22年10月22日経企第818号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ドコモ地図ナビに関する部分については平成22年10月29日から、着もじ・ホーダイに関する部分については平成22年12月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ドコモ地図ナビに関する特例)

- 3 この改正規定実施の際現に、株式会社ゼンリンデータコムが提供する地図情報提供サービス「ゼンリン・いつもNAVI」を契約しているFOMA契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているドコモ地図ナビの利用の申出があったものとみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施日から平成22年10月31日までの間において、料金表第7表第3(情報料)の規定にかかわらず、ドコモ地図ナビの利用に係る情報料の支払いを要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成22年10月31日までの間において、1のFOMAにおいて最初にドコモ地図ナビの提供を受けることとなったとき(当社が別に定める場合を除きます。)は、第3項に規定する特例を受ける場合を除き、ドコモ地図ナビに係る情報料について、前項に規定する「平成22年10月31日」を「平成22年11月30日」に読み替えて適用します。

6 削 除

附 則 (平成22年11月9日経企第871号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年11月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成22年11月20日経企第923号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(オフィス割MAX50に係る基本使用料の減額適用に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている2年定期契約(オフィス割MAX50に係るものに限るものとし、改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)に係る基本使用料の減額適用に関する提供条件は、次のとおりとします。
- (1) オフィス割MAX50に係る総合利用プランのFOMAの基本使用料(料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。)については、次表に定める額を減額します。

1 契約ごとに

基本使用料の減額	(月額)
料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)に規定する額に0.50を乗じて得た額	

(2) 削 除

(3) 削 除

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(オフィス割引に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているオフィス割引(改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) オフィス割引に係るFOMAの基本使用料(料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの、2年定期契約を締結しているもの及び料金表第1表(基本使用料)の1(適用)の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。)に

ついて、次表に規定する額の割引を行います。

1 契約ごとに

基本使用料の減額	(月額)
料金表第1表第1 (基本使用料) の2 (料金額) に規定する額に0.25を乗じて得た額	

(2) オフィス割引に係る通信料の適用は、次のアからエのとおりとします。

ア オフィス割引に係るFOMAの契約者回線から、その契約者が指定した割引回線群(以下この附則において「指定割引回線群」といいます。)に係る契約者回線等及び特定電話番号(ウの規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した1の電気通信番号であって、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金(料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(12)に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている通信に関する料金を除きます。)については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。

この場合、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
(ア) 指定割引回線群に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
(イ) 特定電話番号に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額

イ アの規定にかかわらず、オフィス割引の適用を受けているFOMA(総合利用プランに係るものに限り)が1年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間(料金表第1表第1 (基本使用料) の1の(2)に規定するものをいいます。)が12ヶ月超であるときは、そのFOMAの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、次表のとおり取扱います。

1 契約ごとに

区 分	通信料の適用	
指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限り)に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

ウ 特定電話番号を指定又は変更するときは、割引代表回線に係る契約者から申し出ていただきます。

エ 指定割引回線群に属するFOMA(基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの及

び2年定期契約を締結しているものに限ります。)に係る通信に関する料金については、アからウの規定(そのFOMAの基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるときは、イの規定を除きます。)に準じて取り扱います。

オ 別表2(付加機能)に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において、指定割引回線群に属するFOMAの契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、指定割引回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、ア及びイの規定を適用します。

(3) 削除

(4) 削除

(5) 削除

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(ビジネス割引に関する経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているビジネス割引(改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) ビジネス割引に係るFOMAの基本使用料(料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの及び2年定期契約を締結しているものを除きます。)について、次表に規定する額の割引を行います。

一括請求ごとに

一括請求に係るFOMA等の数	基本使用料の割引額 (月額)
2契約以上50契約まで	一括請求に係るFOMAの基本使用料に0.20を乗じて得た額の合計額
51契約以上1000契約まで	一括請求に係るFOMAの基本使用料に0.23を乗じて得た額の合計額
1001契約以上	一括請求に係るFOMAの基本使用料に0.25を乗じて得た額の合計額

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(回線群を単位とする通信料の月極割引に関する経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている回線群を単位とする通信料の月極割引(改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) 次表に規定する定額料を支払った場合において、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求(通話料いっかつ割引については、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している2以上のFOMA(第1種契約に係る総合利用プランに関するものに限ります。以下この附則において「一括請求グループ」といいます。)に関する通信(その一括請求グループを構成する全てのFOMAからの通信(当社が別に定める通信を除きます。)をいいます。以下この附則において同じとしします。)の料金の月間累計額に応じて、同表に規定する額の割引を行います。

1 一括請求グループごとに

区 分			定額料 (月額)	割 引 額
通話料 い っ か つ 割 引	その料金 月の一括 請求グル ープに関 する通信 の料金の 月間累計 額	1,000,000円未満 のとき	税抜額 3,000円 (税込額 3,300円)	1 の一括請求グループを構成する 各々の F O M A からの通信料 に0.15を乗じて得た額の合計額
		1,000,000円以上 10,000,000円 未満のとき		1 の一括請求グループを構成する 各々の F O M A からの通信料 に0.20を乗じて得た額の合計額
		10,000,000円以上 のとき		1 の一括請求グループを構成する 各々の F O M A からの通信料 に0.25を乗じて得た額の合計額
包括 回線 割引	包括回線割引 5	—	1 の一括請求グループを構成する 各々の F O M A からの通信料 に0.05を乗じて得た額の合計額	

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(ビジネス通話・ホーダイに関する経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているビジネス通話・ホーダイ(改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) ビジネス通話・ホーダイに係る F O M A の契約者回線から、指定した定額回線群 ((2)に規定するものをいいます。)に係る契約者回線への通話モードによる通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料 (月額)
ビジネス通話・ホーダイ	税抜額 900円 (税込額 990円)

(2) この附則において定額回線群とは、ビジネス通話・ホーダイを選択する11以上300以下の F O M A (同一の契約者に係るものをいいます。)により構成される回線群をいいます。

(3) 当社は、電話番号保管があったときは、ビジネス通話・ホーダイを廃止します。

(4) 別表 2 (付加機能)に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において、指定した定額回線群に属する F O M A の契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、定額回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、(1)の規定を適用します。

(5) (1)から(4)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

8 経企第974号(平成20年10月24日)の附則第3項第7号を次のように改めます。

(7) パケット定額の廃止と同時に、パケ・ホーダイダブル又はパケ・ホーダイシンプルの選択及びその料金の適用に係る申出があったときは、その申出があった日を含む料金月におけるパケット通信モードに係る通信(当社が別に定めるものを除きます。)の料金について、パケ・ホーダイダブル又はパケ・ホーダイシンプルを適用します。

この場合において、当該料金月におけるパケット定額に係る定額通信料の支払いを要し

ません。

ただし、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(7)の2の(ウ)の規定は、パケ・ホーダイシンプルの選択があったときから適用します。

附 則（平成22年12月20日経企第1063号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年12月24日から実施します。

（その他）

- 2 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項を次のように改めます。

- (1) 第1号に次のウ及びエを加えます。

ウ 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA（利用休止となっているものを除きます。）に係る一般契約者又は2年定期契約者が、その契約の解除と同時に新たにXi契約を締結した場合における当該暦月のFOMAの基本使用料については、当社がXiサービスを継続して提供したものとみなして取り扱います。

エ FOMA契約者が、定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMAの再利用の請求をし、その承諾を受けた場合であって、その承諾を受けた暦月において、そのFOMA契約の解除と同時に新たにXi契約を締結したときの当該暦月のFOMAの基本使用料については、ウの規定にかかわらず、再び利用できる状態にした日から当社がXiサービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。

- (2) 第2号に次のオ及びカを加えます。

オ 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA（利用休止となっているものを除きます。）に係る一般契約者又は2年定期契約者が、その契約の解除と同時に新たにXi契約を締結したときは、当社がXiサービスを継続して提供したものとみなして、契約の解除があったFOMAに係るパケットについて、課金対象パケットの情報量の測定から除きます。

カ FOMA契約者が、定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMAの再利用の請求をし、その承諾を受けた場合であって、その承諾を受けた暦月において、そのFOMA契約の解除と同時に新たにXi契約を締結したときは、当社がXiサービスを継続して提供したものとみなして、再び利用できる状態にした後から契約の解除があった日までの間におけるそのFOMAに係るパケットについて、課金対象パケットの情報量の測定から除きます。

附 則（平成22年12月21日経企第1066号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 経企第230号（平成22年5月25日）の附則第3項中、「平成22年12月31日」を「平成23年4月30日」に改めます。

- 4 経企第621号（平成22年8月24日）の附則第6項中、「平成22年12月31日」を「平成23年4月30日」に改めます。

- 5 経企第728号（平成22年9月23日）の附則第3項中、「平成22年12月31日」を「平成23年4月30日」に改めます。

附 則（平成23年1月25日経企第1150号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ビジネスmoperaテレメトリ機能に関する部分については平成23年1月31日から、OFFICEEDサービスに関する部分については平成23年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例)
- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのFOMAに係る契約者から申出があったときは、そのFOMAに係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間に限り、料金表通則第8項(端数処理)の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)に規定する額から371円を減額して適用します。この場合において、料金表第1表第1の1(適用)の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。
- 4 前項に規定する申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。
 - (1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者(単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。)
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。
 - イ その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。
 - (2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者(当社が別に定める者に限ります。)
 - (3) タイプシンプルに係るFOMA契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)及びそのFOMAに係るファミリー割引(料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の選択(第3項に規定する申出をし、その承諾を受けているFOMA(第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。)が属する割引回線群(料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を指定する場合に限ります。)と同時にその申出を行う者。
- 5 FOMA契約者は、第3項に規定する申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。
ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
- 6 第4項各号の規定に基づきFOMA契約の申込をする者は、以下の規定に基づき、1の対象者を指定していただきます。
 - (1) 第4項第1号又は第3号の申出に係る対象者は、同号の規定によりその申込をする者又はその申込をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。
 - (2) 第4項第2号の申出に係る対象者は、同号に規定する学生とします。
- 7 当社は、第3項に規定する申出があったときは、その申出を行ったFOMA契約者に係るFOMAが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。
 - (1) 当社と2年定期契約を締結しているFOMA契約に係るものであるとき。
 - (2) 当社と1年定期契約を締結しているFOMA契約(その契約に係る経過期間(料金表第1表第1第1の1の(2)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)が120ヶ月超であるものに限ります。)に係るものであって、ファミリー割引を選択しているものであるとき。
 - (3) 料金表第1表第1の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- 8 当社は、第4項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、第3項に規定する申出を承諾しません。
 - (1) その申出に係る対象者が、現に他のFOMA契約に係る対象者として指定されているとき。
 - (2) そのFOMAが、現に経企第1112号(平成22年1月25日)の附則第3項に規定する減額

の適用を受けているとき。

- 9 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第3項に規定する額を日割して適用します。
（パケット通信モードに係る定額通信料の適用等に関する特例）
- 10 当社は、第3項に規定する適用を受けているFOMAのパケット通信モードによる通信の料金について、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(7)の2の(イ)の規定を、次の二号に読み替えて適用します。
- (1) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったspモード機能（別表2（付加機能）に規定するものをいいます。）の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額と（ア）の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,200円を超える場合は、5,200円をその合計額とみなして取り扱います。
- (2) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）及び128k通信モードによる通信に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額、（ア）及び前号の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。
- 11 当社は、第3項に規定する適用を受けているFOMAのパケ・ホーダイフラットに係る料金について、次のとおりとします。
- (1) パケ・ホーダイフラットに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(7)の2の（ア）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 5,170円）

- (2) 料金表第1表第3の1の(7)の2のセの(イ)及び(ウ)中、「500円」を「1,000円」に読み替えて適用します。
- (3) 料金表第1表第3の1の(7)の2のセの(エ)中、「2,600円」を「3,100円」に読み替えて適用します。
- 12 当社は、第3項及び前項の規定を適用する取扱い（以下この附則において「本割引」といいます。）の適用を受けているFOMAについて、そのFOMA契約者から、本割引を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。
- (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
- (2) 削 除
- (3) 電話番号保管があったとき。
- (4) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第7項の規定に該当するときは除きます。）。
- (5) 第7項の規定に該当しなくなったとき。
- 13 本割引を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。
- (1) 第3項に規定する減額の適用については、その減額の適用を受けている期間に応じて日割して適用します。
- (2) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について適用します。
（ビジネスmoperaテレメトリ機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

14 本割引の適用を受けている定期契約者について、その定期契約に係る対象者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったときは、料金表第1表第4（定期契約に係る解約金）の2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

15 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、料金表第1表第2（付加機能使用料）の規定にかかわらず、ビジネスmoperaテレメトリ機能の利用に係る付加機能使用料の支払いを要しません。

附 則（平成23年2月22日経企第1254号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間に、電話番号保管の請求をし、その承諾を受けたときのその他手数料については、料金表第1表第5（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

（その他）

3 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第10号中「名義変更」を「電話番号保管、名義変更」に改めます。

4 経企第974号（平成20年11月21日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項第9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 当社は、電話番号保管があったときは、パケット定額を廃止します。

(2) 第4項第4号中「2年定期契約」を「電話番号保管があったとき又は2年定期契約」に改めます。

5 経企第1169号（平成21年1月23日）の附則第4項第4号中「2年定期契約」を「電話番号保管があったとき又は2年定期契約」に改めます。

6 経企第1285号（平成21年2月23日）の附則第3項第4号中「2年定期契約」を「電話番号保管があったとき又は2年定期契約」に改めます。

7 経企第1112号（平成22年1月25日）の附則を次のように改めます。

(1) 第10項中、第3号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。

(3) 電話番号保管があったとき。

(2) 第10項の次に次の一項を加えます。

11 第3項に規定する減額の適用を受けている定期契約者（第4項第2号の規定に該当する者に限ります。）について、その定期契約に係る学生の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったときは、料金表第1表第4（定期契約に係る解約金）の2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

8 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項中、「利用休止」を「利用休止若しくは電話番号保管」に改めます。

9 経企第621号（平成22年8月24日）の附則第7項中、第2号の次に次の一号を加えます。

(3) 電話番号保管があったとき。

10 経企第818号（平成22年10月22日）の附則第6項第2号中、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次の(ウ)を加えます。

(ウ) 電話番号保管があったとき。

11 経企第923号（平成22年11月20日）の附則を次のように改めます。

(1) 第4項第3号中「(1)及び(2)」を「(1)から(5)」に改め、同号を第6号とし、第2号の次に次の三号を加えます。

(3) 当社は、マイエリア機能に係る付加機能使用料の適用を受けているFOMAが次のいずれかに該当するときは、そのマイエリア機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から467円（月額）を減額

して適用します。

ア 1年定期契約に係るもの（その契約に係る経過期間（料金表第1表第1（基本使用料）の1の(2)に規定するものをいいます。）が120か月超であるものに限ります。）であってオフィス割引の適用を受けているとき。

イ 2年定期契約に係るものであって、オフィス割引に係る指定割引回線群に属するとき。

(4) (3)に規定する条件を満たさなくなったときは、そのことを当社が確認した日を含む暦月の末日までの付加機能使用料を減額の対象とします。

(5) 当社は、次のいずれかに該当するときは、(3)に規定する額を日割して適用します。

ア 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定によりマイエリア機能に係る付加機能使用料を日割するとき。

イ 暦月の初日以外の日に(3)に規定する減額の適用の開始があったとき。

(2) 第7項第3号中、「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。

(3) 当社は、電話番号保管があったときは、ビジネス通話・ホーダイを廃止します。

12 経企第1150号（平成23年1月25日）の附則を次のように改めます。

(1) 第6項を第7項、第7項を第8項、第8項を第9項、第9項を第10項、第10項を第11項、第11項を第12項、第12項を第14項とし、第5項の次に次の一項を加えます。

6 第4項各号の規定に基づきFOMA契約の申込をする者は、以下の規定に基づき、1の対象者を指定していただきます。

(1) 第4項第1号又は第3号の申込に係る対象者は、同号の規定によりその申込をする者又はその申込をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

(2) 第4項第2号の申込に係る対象者は、同号に規定する学生とします。

(2) 第8項を次のように改めます。

8 当社は、第4項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、第3項に規定する申出を承諾しません。

(1) その申出に係る対象者が、現に他のFOMA契約に係る対象者として指定されているとき。

(2) そのFOMAが、現に経企第1112号（平成22年1月25日）の附則第3項に規定する減額の適用を受けているとき。

(3) 第11項を次のように改めます。

ア 第3号を第4号、第4号を第5号とし、第2号の次に次の一号を加えます。

(3) 電話番号保管があったとき。

イ 「第6項」を「第7項」に改めます。

(4) 第12項中、「第9項」を「第10項」に改めます。

(5) 第12項の次に次の一項を加えます。

13 本割引の適用を受けている定期契約者について、その定期契約に係る対象者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったときは、料金表第1表第4（定期契約に係る解約金）の2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

附 則（平成23年3月8日経企第1314号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

3 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第2号のアの(ウ)中、「パケ・ホーダイダ

- ブル及びパケ・ホーダイシンプル」を「パケット定額」に改めます。
- 4 経企第1393号（平成19年3月23日）の附則第1項中、「パケット定額」を「旧パケット定額」に改めます。
- 5 経企第974号（平成20年11月21日）の附則を次のように改めます。
- (1) 第3項中「パケット定額」を「旧パケット定額」、「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」及び「パケ・ホーダイダブル又はパケ・ホーダイシンプル」を「パケット定額」に改めます。
- (2) 第3項第7号中、「(7)の2のスの(ウ)」を「(7)の2のサの(ク)」に改めます。
- 6 経企第1169号（平成21年1月23日）の附則第4項第3号中、「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」を「パケット定額」に改めます。
- 7 経企第1285号（平成21年2月23日）の附則第3項第3号中、「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」を「パケット定額」に改めます。
- 8 経企第621号（平成22年8月24日）の附則第8項第2号を次のように改めます。
- (2) そのFOMA契約者が、1年定期契約若しくは2年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約若しくは2年定期契約を締結したとき。
- 9 経企第728号（平成22年9月23日）の附則第3項第2号を次のように改めます。
- (2) そのFOMA契約者が、1年定期契約若しくは2年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約若しくは2年定期契約を締結したとき。
- 10 経企第1150号（平成23年1月25日）の附則を次のように改めます。
- (1) 第10項中「コの(イ)」を「サの(イ)」、「パケ・ホーダイダブル」を「パケ・ホーダイダブル等」に改めます。
- (2) 第11項を第12項、第12項を第13項、第13項を第14項、第14項を第15項とし、第10項の次に次の一項を加えます。
- 11 第3項に規定する適用を受けているFOMAにおける、当該料金月のパケ・ホーダイフラットに係る定額通信料については、料金表第1表第3の(7)の2にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 4,935円）

附 則（平成23年3月17日経企第1352号）

この改正規定は、平成23年3月18日から実施します。

附 則（平成23年3月22日経企第1366号）

この改正規定は、平成23年3月24日から実施します。

附 則（平成23年3月25日経企第1380号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
- ただし、この改正規定中、回収代行等の承諾等に関する部分については平成23年3月31日から実施します。
- （料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 削 除
（その他）
- 4 経企第173号（平成14年9月24日）の附則第2項及び第3項中「電話帳掲載の廃止又は利

用休止に関する請求」を「電話帳掲載の廃止」に改めます。

5 経企第1112号（平成22年1月25日）の附則第10項第2号を次のように改めます。

(2) 削除

6 経企第230号（平成22年5月25日）の附則第4項第3号を次のように改めます。

(3) 削除

7 経企第621号（平成22年8月24日）の附則第7項第1号を次のように改めます。

(1) 削除

8 経企第818号（平成22年10月22日）の附則第6項第2号の(イ)を次のように改めます。

(イ) 削除

9 経企第1150号（平成23年1月25日）の附則第11項第2号を次のように改めます。

(2) 削除

附 則（平成23年3月29日経企第1408号）

（実施期日）

1 この附則は、平成23年3月29日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。

（保管手数料に関する特例）

3 FOMA契約者（当社が定める基準に適合する者に限ります。）が、この附則実施の日から平成23年6月30日までの間において、第14条の2（電話番号保管）に規定する電話番号保管を請求し、その承諾を受けたときは、その電話番号保管に係る保管手数料について、その承諾を受けた日から平成23年8月31日までの間に限り、料金表第1表第5（手続きに関する料金）の2（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

4 前項の規定により、電話番号保管の請求をし、その承諾を受けたときのその他手数料については、料金表第1表第5（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

（ユニバーサルサービス料に関する特例）

5 第3項の適用を受けているFOMA契約者は、料金表第1表第6（ユニバーサルサービス料）の規定にかかわらず、その適用を受けている期間に限り、そのFOMAに係るユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

附 則（平成23年3月31日経企第1425号）

（実施期日）

1 この附則は、平成23年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。

（特例FOMAの提供に関する経過措置）

3 FOMA契約の申込み又はFOMA契約に係る再利用を請求する者（当社が定める基準に適合する者に限ります。）であって、当社がその契約申込み又は請求の内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めた者は、この附則実施の日から平成23年8月31日までの間に限り、第9条（一般契約申込の方法）及び第24条（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その確認書類の提示を要しません。

4 前項の規定により契約を締結した又は再利用したFOMA（以下この附則において「特例FOMA」といいます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) 基本使用料の料金種別については、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）に規定する総合利用プランに限り選択することができます。

(2) 第97条の2（dカードmini）に規定するdカードmini、第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求並びに第98条の2（iモード通信履歴の閲覧）に規定するiモード通信履歴の閲覧に係る請求を行う

ことはできません。

- (3) 第97条の3（ドコモケータイ送金）に規定するドコモケータイ送金及び第100条の2（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。
- (4) 特例FOMAに係る契約（以下この附則において「特例FOMA契約」といいます。）を締結している者（以下この附則において「特例FOMA契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属FOMAサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例FOMA契約者に係る特例FOMA契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、改正後の規定により当社と締結したFOMA契約へと移行したものとみなします。
- (5) 当社は、平成23年9月30日までの間において、特例FOMA契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。
- (6) 当社は、前項の規定によりFOMAサービスの利用を停止された特例FOMA契約者が、平成23年10月20日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例FOMA契約を解除することがあります。
- (7) (1)から(6)以外の提供条件は、総合利用プランに係るFOMAの場合に準ずるものとします。

附 則（平成23年4月15日経企第63号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。
ただし、この改正規定中、音声メッセージ蓄積機能及び端末操作情報蓄積機能に関する部分については平成23年4月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第1105号（平成20年2月22日）の附則第4項第6号中「(1)から(5)」を「(1)から(6)」へ改め、同号を第7号とし、第5号の次に次の一号を加えます。
(6) 2in1においては、音声メッセージ蓄積機能を利用することができません。
- 4 経企第923号（平成22年11月20日）の附則を次のように改めます。
(1) 第4項第2号に次のオを加えます。
オ 別表2（付加機能）に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において、指定割引回線群に属するFOMAの契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、指定割引回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、ア及びイの規定を適用します。
(2) 第7項第4号中「(1)から(3)」を「(1)から(4)」へ改め、同号を第5号とし、第3号の次に次の一号を加えます。
(4) 別表2（付加機能）に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において、指定した定額回線群に属するFOMAの契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、定額回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、(1)の規定を適用します。
（地図情報受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）
- 5 この改正規定実施の日から平成23年6月30日までの間において、FOMA契約又はFOMAユビキタス契約締結後、そのFOMA又はFOMAユビキタスにおいて最初に別表2（付加機能）に規定する地図情報受信機能の提供を受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、地図情報受信機能に係る付加機能使用料について、その提供を最初に受けることとなった日を含む暦月から起算して3暦月の間は支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

附 則（平成23年4月21日経企第91号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年4月27日経企第123号）

この改正規定は、平成23年5月10日から実施します。

附 則（平成23年5月25日経企第227号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドコモケータイ送金に関する部分については、平成23年5月27日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ビジネス通話割引に係る定額料の適用に関する特例）

- 3 この改正規定実施の日から平成23年10月1日までの間において、料金表第1表第3（通話料）の(14)に規定するビジネス通話割引の適用を最初に受けることとなったとき（この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間にビジネス通話割引の適用を受ける旨の申出を行った場合であって、当社が別に定める場合を除きます。）は、ビジネス通話割引に係る定額料について、その適用を最初に受けることとなった日を含む料金月から起算して6料金月の間は、料金表第1表第3の(14)の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 4 当社は、前項に規定する特例の適用を受けているFOMAについて、ビジネス通話割引の廃止があった場合又は契約の解除があった場合は、その特例の適用を廃止します。

- 5 経企第818号（平成22年10月22日）の附則第6項を次のように改めます。

6 削 除

- 6 経企第1408号（平成23年3月29日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項中、「平成23年5月31日」を「平成23年6月30日」に改めます。

(2) 第4項中、「前項」を「第3項」に改め、同項を第5項とし、第3項の次に次の一項を加えます。

- 4 前項の規定により、電話番号保管の請求をし、その承諾を受けたときのその他手数料については、料金表第1表第5（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附 則（平成23年6月13日経企第319号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月22日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（iチャンネルに係る情報料の適用に関する特例）

- 3 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間において、第97条（情報提供サービス）に規定するiチャンネルの提供を受けているFOMA契約者が新たに別表2（付加機能）に規定するspモード機能の提供を受けることとなったときは、iチャンネルに係る情報料について、その新たにspモード機能の提供を受けることとなった日から平成23年9月30日までの間は支払を要しないものとし、料金表第7表第3（情報料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

- 4 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間において、spモード機能の提供を受けているFOMA契約者が新たにiチャンネルの提供をうけることとなったときは、iチャネ

ルに係る情報料について、その情報料の適用を受けることとなった日から平成23年9月30日までの間は支払を要しないものとし、料金表第7表第3（情報料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

5 当社は、前2項に規定する特例の適用を受けているFOMAについて、iチャンネル若しくはspモード機能の廃止があった場合又は契約の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その特例の適用を廃止します。

6 iチャンネルに係る情報料について、第3項又は第4項に規定する特例の適用を受けているときは、料金表第7表第3（情報料）の1（適用）の(2)の規定を適用しません。

7 iチャンネルに係る情報料について、料金表第7表第3（情報料）の1（適用）の(1)のイの規定の適用を受けているときは、第3項又は第4項に規定する特例を適用しません。

(注) 第5項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのFOMA契約者が、1年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したとき。

附 則（平成23年6月24日経企第380号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

ただし、呼出音選択機能に関する部分は平成23年6月29日から、ショートメッセージ通信モードに関する部分及びmoperaU機能に関する部分は平成23年7月13日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。

（地図情報受信機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

3 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初に別表2（付加機能）に規定する地図情報受信機能の提供を受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、その地図情報受信機能に係る付加機能使用料について、その提供を開始した日を含む暦月は支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

4 経企第63号（平成23年4月15日）の附則第5項に規定する特例の適用を受けているときは、前項の規定を適用しません。

（呼出音選択機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

5 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間において、別表2（付加機能）に規定する呼出音選択機能の提供を受けているFOMA契約者が新たに別表2に規定するspモード機能の提供を受けることとなったときは、呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その新たにspモード機能の提供を受けることとなった日から平成23年9月30日までの間は支払を要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

6 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間において、spモード機能の提供を受けているFOMA契約者が新たに呼出音選択機能の提供を受けることとなったときは、呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その付加機能使用料の適用を受けることとなった日から平成23年9月30日までの間は支払を要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

7 当社は、前2項に規定する特例の適用を受けているFOMAについて、呼出音選択機能若しくはspモード機能の廃止があった場合又は契約の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その特例の適用を廃止します。

8 呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、第5項又は第6項に規定する特例の適用を受けているときは、料金表第1表第2（付加機能使用料）の1（適用）の(6)の規定を適用しません。

9 呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第2（付加機能使用料）の1（適用）の(5)のウ又はオの規定の適用を受けているときは、第5項又は第6項に規定する特例を適用しません。

(注) 第7項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのFOMA契約者が、1年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したとき。

(その他)

10 経企第848号（平成17年10月25日）第3項第6号を次のように改めます。

(6) (4)の規定によるほか、旧プランFOMAに係る付加機能、通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じるものとします。

ただし、マイエリア機能の利用に係る請求を行うことはできません。

11 経企第923号（平成22年11月20日）の附則第4項第3号から第5号を次のように改めます。

(3) 削除

(4) 削除

(5) 削除

12 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第2号に次のキを加えます。

キ ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における定額データプランスタンダードに係るFOMAの場合に準じるものとします。

附 則（平成23年6月28日経企第400号）

この改正規定は、平成23年7月7日から実施します。

附 則（平成23年7月8日経企第452号）

この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。

附 則（平成23年7月22日経企第501号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

ただし、ホームU及びポケットUに関する部分は平成23年9月1日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

4 削除

5 削除

6 削除

附 則（平成23年8月20日経企第612号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、moperaU機能及びマイエリア機能に関する部分については、平成23年8月25日から、Mahanagar Telephone Nigam Limitedに関する部分については、平成23年9月5日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

(呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置)

3 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初に別表2（付加機能）に規定する呼出音選択機能及びspモード機能の提供を同時に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、その呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その提供を開

始した日から起算して31日間は支払を要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

ただし、呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第2（付加機能使用料）の1（適用）の(7)のアの(ア)又は(イ)の適用を受けることとなった場合は、この限りではありません。

- 4 1のFOMAについて、この改正規定実施前に、改正前の規定により別表2（付加機能）に規定する呼出音選択機能の提供を受けたことがある場合は、料金表第1表第2（付加機能使用料）の1（適用）の(7)のアの(エ)の規定を適用しません。

（iチャンネルに係る情報料の減額適用に関する経過措置）

- 5 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初にiチャンネル及び別表2（付加機能）に規定するspモード機能の提供を同時に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、そのiチャンネルに係る情報料について、その提供を開始した日から起算して30日間は支払いを要しないものとし、料金表第7表（その他のサービスに関する料金等）第3（情報料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

- 6 1のFOMAについて、この改正規定実施前に、改正前の規定によりiチャンネルの提供を受けたことがある場合は、料金表第7表第3（情報料）の1（適用）の(3)のエの規定を適用しません。

- 7 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第9号を次のように改めます。

(9) FOMAデータプラン22に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るFOMAの場合に準ずるものとしします。

- 8 経企第848号（平成17年10月25日）第3項第6号を次のように改めます。

(6) (4)の規定によるほか、旧プランFOMAに係る付加機能、通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じるものとしします。

(注) 第3項及び第5項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのFOMA契約者が、1年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したとき。

附 則（平成23年8月26日経企第638号）

この改正規定は、平成23年9月16日から実施します。

附 則（平成23年9月24日経企第728号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、位置情報通知機能及びFOMA位置情報受信機能に関する部分については平成23年9月28日から、発信者番号通知に関する部分については平成23年10月3日から実施します。

（経過措置）

- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならないFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例）

- 3 当社は、平成23年9月28日から平成24年5月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのFOMA契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）した者から申出があったときは、そのFOMAに係るタイプシンプルの基本使用料の適用について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間に限り、料金表通則第8項（端数処理）の規定にかかわらず、次のとおりとしします。

(1) その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して6暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料

金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額(かつこ内は税込額)	
F OMA	バリュープラン	タイプシンプル	——
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円 (1,728円)

(2) その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して7暦月から36暦月の間のタイプシンプルな基本使用料について、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)に規定する額から371円を減額して適用します。この場合において、料金表第1表第1の1(適用)の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。

- 4 前項に規定する申出を行うことができる者は、満13歳に満たない者(満3歳に満たない者を除きます。以下この附則において「対象者」といいます。)のために新たにFOMA契約を締結する契約者であって、対象者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。
- 5 FOMA契約者は、第3項に規定する申出を行うときは、1の対象者を指定及び当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。
- 6 当社は、第3項に規定する申出があったときは、その申出を行ったFOMA契約者に係るFOMAが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。
 - (1) 当社と総合利用プランに係る2年定期契約を締結しているFOMA契約に係るものであるとき。
 - (2) 料金表第1表第1の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- 7 当社は、前項の規定にかかわらず、第5項の規定により指定した対象者が、現に他のFOMA契約に係る対象者として指定されているときは、第3項に規定する申出を承諾しません。
- 8 料金表通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定によりタイプシンプルな基本使用料を日割するときは、第3項第2号に規定する額を日割して適用します。
- 9 当社は、第3項に規定する減額の適用を受けているFOMAについて、そのFOMA契約者から、この減額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、この減額の適用を廃止します。
 - (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)
 - (2) 電話番号保管があったとき。
 - (3) 契約の解除があったとき(契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第6項の規定に該当するときを除きます。)
 - (4) 第6項の規定に該当しなくなったとき。
- 10 前項の規定により減額の適用を廃止したときは、第3項第2号に規定する減額の適用について、その減額の適用を受けている期間に応じて日割して適用します。
(無線IPアクセス定額料の適用に関する特例)
- 11 当社は、この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間において、FOMA契約者(基本使用料の料金種別が料金表第1表第1(基本使用料)の(1)に規定する定額データプランフラット、定額データプランスタンダード2若しくは定額データプラン128K(以下この附則において「対象プラン」といいます。))の契約者又は料金表第1表第3(通信料)の(7)の2に規定するパケ・ホーダイフラット、パケ・ホーダイダブル2若しくはらくらくパケ・ホーダイ(以下この附則において「対象パケット定額」といいます。)を選択している契約者に

限ります。)が、そのFOMAにおいて無線IPアクセスサービスの提供を受けているときは、その無線IPアクセスサービスに係る無線IPアクセス定額料について支払いを要しないものとし、料金表第5表(無線IPアクセス定額料)の2(料金額)に規定する額から減額して適用します。この場合において、当社は、対象プラン又は対象パケット定額(以下、対象料金といいます。)について、その対象料金を選択した日を含む暦月の初日から、その対象料金を廃止した日を含む暦月の末日までの間、その対象料金を選択しているものとみなして取り扱います。

12 当社は、前項に規定する特例の適用を受けているFOMAについて、無線IPアクセスサービスの廃止があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、その特例の適用を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別が対象プラン以外となったとき。

(2) 対象パケット定額を廃止したとき。

(3) 電話番号保管があったとき。

(4) 契約の解除があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)

13 当社は、前2項の規定にかかわらず、第11項に規定する特例の適用を受けているFOMA(対象プランに係るものに限りま)が、その契約の解除と同時に新たにXi契約を締結した場合は、当該暦月について、第11項に規定する特例を適用しません。

14 当社は、第11項に規定する特例の適用を受けているときは、料金表第5表の1(適用)のAの規定を適用しません。

(デュアル機能の提供廃止に係る通知)

15 当社は、この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、mov aサービスの契約者回線からのデュアル機能の利用に係る切替操作に関する通信及びデュアル機能に係るmov aサービスの契約者回線からの通話モードによる通信(当社が別に定めるものを除きます。)において、デュアル機能の提供廃止に係る案内をその契約者回線に通知します。

16 契約者は、当社が別に定める方法により、前項に規定する通知を受けないようにすることができます。

(moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する特例)

17 平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に、1のFOMA又はFOMAユビキタスにおいて、最初に別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能のうちいずれか1つの提供を受けることとなったときは、その提供の開始があった日から、その提供の開始があった日を含む暦月の翌暦月から起算して3暦月の間は、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料(基本機能に係るものに限りま)について支払いを要しないものとし、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する額から減額して適用します。

18 前項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2(付加機能使用料)の1(適用)の(5)のエ及び(6)の規定を適用しません。

19 前項の規定によるほか、1のFOMAにおいて別表2に規定するiモード機能、spモード機能及びブラックベリー接続機能(タイプAに係るものに限りま)に係る付加機能使用料(基本機能に係るものに限りま)のうち1の付加機能使用料の適用並びにmoperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料(基本機能に係るものに限りま)のうち1以上の付加機能使用料の適用を同時に受けている場合であって、そのFOMAにおいて、最初に第17項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2(付加機能使用料)の1(適用)の(5)のウの規定を適用しません。

20 定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき、1年定期契約の満了と同時に新たに2年定期契約を締結するとき、2年定期契約の満了と同時に新たに1年定期契約を締結するとき、総合利用プランに係る2年定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約を締結するとき、データ専用プランに係る2年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る2年定期契

約を締結するとき、定額データプランスタンダードに係る2年定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2若しくは定額データプランフラットに係る2年定期契約を締結するとき、定額データプランスタンダード2若しくは定額データプランフラットに係る2年定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダードに係る2年定期契約を締結するとき、FOMAユビキタス一般契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス定期契約を締結したとき、FOMAユビキタス定期契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス一般契約を締結したとき、FOMA契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス契約を締結したとき又はFOMAユビキタス契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、継続してFOMA契約又はFOMAユビキタス契約を締結していたものとみなして、第17項の規定を適用します。

- 21 Xi契約者又はワイドスター通信サービスに係る契約者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があったXi契約又はワイドスター通信サービスに係る契約（以下この附則において「Xi契約等」といいます。）を締結した日（そのXi契約等を継続して締結していると当社が認める場合は、そのXi契約等を締結した日と当社がみなす日）から継続してXi契約を締結していたものとみなし、第17項の規定を適用します。

（注）第12項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

- (1) そのFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
- (2) そのFOMA契約者が、1年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したとき。

附 則（平成23年10月6日経企第766号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月15日から実施します。
ただし、この改正規定中、iモード機能及びspモード機能に関する部分については平成23年10月11日から、dカードminiに関する部分については平成23年10月13日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年10月20日経企第810号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
（その他）
- 2 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第12号中、「パケ・ホーダイダブル」を「パケット定額」に改めます。
- 3 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第2号のウの(オ)中、「パケ・ホーダイダブル」を「パケット定額」に改めます。
（定額データプランに関する特例）
- 4 当社は、平成23年10月28日から平成24年4月30日までの間において、基本使用料の料金種別が定額データプランフラットのFOMA契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、そのFOMA契約を締結した日から平成24年4月30日までの間の定額データプランフラットの基本使用料について、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）に規定する額から1,000円を減額して適用します。この場合において、料金表第1表第1の1（適用）の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。
- 5 当社は、平成23年10月28日から平成24年4月30日までの間において、基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダード2のFOMA契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、そのFOMA契約を締結した日から平成24年4月30日までの間の定額データプランスタンダード2の通信

料について、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2のシの規定について、「5,966円」を「4,966円」に、「3,319円」を「2,319円」に、それぞれ読み替えて適用します。

6 第4項又は前項に規定する特例の適用を受けているFOMA契約者が、基本使用料の料金種別を定額データプランフラット又は定額データプランスタンダード2に変更したときは、第4項又は前項に規定する特例を適用します。

7 第4項又は第5項に規定する特例の適用を受けているFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに定額データプランフラット若しくは定額データプランスタンダード2に係る一般契約を締結した場合又は一般契約の解除と同時に新たに定額データプランフラット若しくは定額データプランスタンダード2に係る定期契約を締結した場合は、第4項又は第5項に規定する特例を適用します。

附 則（平成23年11月9日経企第895号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年11月18日から実施します。

ただし、この改正規定中、基本使用料の料金種別を変更する場合における手続きに関する料金の支払いに関する部分については、平成23年11月22日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（spモード機能に係る付加機能使用料の適用に関する経過措置）

3 当社は、この改正規定実施の日から当社が定める日までの間において、次のいずれかに該当するときは、その日において、spモード機能の廃止及びspモード機能の請求があったとみなして、spモード機能に係る付加機能使用料を適用します。

(1) 別表2（付加機能）に規定するspモード機能の提供を受けている契約者から、第97条（情報提供サービス）に規定するドコモ地図ナビの提供に係る請求があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 別表2に規定するiモード機能及びspモード機能の提供を受けている契約者から、iモード機能の廃止があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(3) その他当社が別に定めるところに該当するとき。

附 則（平成23年11月22日経企第940号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年11月25日経企第956号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

ただし、ドコモケータイ送金に関する部分は平成23年12月7日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

3 1のFOMAについて、この改正規定実施の日以降最初に別表2（付加機能）に規定する通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能、呼出音選択機能（以下この附則において「通信中着信機能等」といいます。）並びにspモード機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、その通信中着信機能等に係る付加機能使用料について、その提供を開始した日から起算して31日間は支払を要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定

する額から減額して適用します。

- 4 1のFOMAについて、この改正規定実施前に、改正前の規定により通話中着信機能等の提供を受けたことがある場合は、料金表第1表第2（付加機能使用料）の1（適用）の(7)のアの(ア)の規定を適用しません。

（その他）

- 5 経企第612号（平成23年8月20日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項中、「(5)のウ」を「(5)のオ又はカ」に改めます。

(2) 第4項中、「(5)のク」を「(5)のケ」に改めます。

附 則（平成23年12月9日経企第1028号）

この改正規定は、平成23年12月17日から実施します。

附 則（平成23年12月20日経企第1084号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年1月13日経企第1162号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年1月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（FOMA応援学割2012の適用）

- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのFOMA契約者から申出があったときは、FOMA応援学割2012（その申出があった日を含む暦月の初日（その申出があった日を含む暦月において、経企第728号（平成23年9月24日）の附則第3項第1号に規定する額の適用を受けているときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月の初日）から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA	バリュープラン	タイプシンプル	——
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円 (1,728円)

- 4 FOMA応援学割2012の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。）。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は学校教育法第124条若し

- くは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。
- イ その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。
- (2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者（当社が別に定める者に限ります。）。
- (3) タイプシンプルに係るFOMA契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）及びそのFOMAに係るファミリー割引（料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の選択（FOMA応援学割2012の適用を受けているFOMAが属する割引回線群（料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を指定する場合又はXi応援学割2012（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の適用を受けているXiが属する割引回線群を指定する場合に限り。）と同時にその申出を行う者。
- 5 FOMA契約者は、FOMA応援学割2012の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。
- ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
- 6 第4項各号の規定に基づきFOMA応援学割2012の適用に係る申出をする者は、以下の規定に基づき、1の対象者を指定していただきます。
- (1) 第4項第1号又は第3号の申出に係る対象者は、同号の規定によりその申出をする者又はその申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。
- (2) 第4項第2号の申出に係る対象者は、同号に規定する学生とします。
- 7 当社は、FOMA応援学割2012の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったFOMA契約者に係るFOMAが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。
- (1) 当社と2年定期契約を締結しているFOMA契約に係るものであるとき。
- (2) 当社と1年定期契約を締結しているFOMA契約（その契約に係る経過期間（料金表第1表第1第1の1の(2)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が120ヶ月超であるものに限り。）に係るものであって、ファミリー割引を選択しているものであるとき。
- (3) 料金表第1表第1の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- 8 当社は、第4項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、FOMA応援学割2012の適用に係る申出を承諾しません。
- (1) その申出に係る対象者が、現に他のFOMA契約に係る対象者として指定されているとき、経企第1112号（平成22年1月25日）の附則第3項の適用を受けているFOMA契約者若しくは同附則第4項第2号の規定に基づく申出に係る学生であるとき、経企第1150号（平成23年1月25日）の附則第6項に規定する対象者として指定されているとき又はXi応援学割2012に係る対象者（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）として指定されているとき。
- (2) その申出に係るFOMAが、経企第1112号（平成22年1月25日）の附則第3項、経企第1150号（平成23年1月25日）の附則第3項又はFOMA応援学割2012の適用を受けたことがあるとき。
- (3) その申出に係るFOMAが、現に経企第728号（平成23年9月24日）の附則第3項の規定の適用を受けているとき。
- (4) Xi契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合であって、その契約の解除に係るXiにおいて、Xi応援学割2012の適用を受けたことがあるとき（第15項に該当する場合を除きます。）。
- 9 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第3項に規定する額を日割して適用します。
- 10 当社は、当社がFOMA応援学割2012の適用に係る申出を承諾したFOMA（第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）のパケ・ホーダイダブル等に係る通信料について、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(7)の2の(イ)の規定を、次の二

号に読み替えて適用します。

(1) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったspモード機能（別表2（付加機能）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額と（ア）の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が4,700円を超える場合は、4,700円をその合計額とみなして取り扱います。

(2) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）及び128k通信モードによる通信に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額並びに（ア）及び前号の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

11 当社は、当社がFOMA応援学割2012の適用に係る申出を承諾したFOMA（第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）のパケ・ホーダイフラットに係る通信料について、次のとおりとします。

(1) パケ・ホーダイフラットに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(7)の2のアの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料 (月額)
パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,200円 (税込額 4,536円)

(2) 料金表第1表第3の1の(7)の2のセの(イ)及び(ウ)中、「500円」を「1,500円」に読み替えて適用します。

(3) 料金表第1表第3の1の(7)の2のセの(エ)中、「2,600円」を「3,600円」に読み替えて適用します。

12 当社は、FOMA応援学割2012の適用を受けているFOMAについて、そのFOMA契約者から、FOMA応援学割2012を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、FOMA応援学割2012を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 電話番号保管があったとき。

(3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第7項の規定に該当するときは除きます。）。

(4) 基本使用料の料金種別がタイプシンプル以外となったとき。

(5) 第7項の規定に該当しなくなったとき。

(6) 第7項第1号に係る契約を廃止する旨の申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第7項の規定に該当するときは除きます。）。

13 FOMA応援学割2012を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 第3項の規定については、その廃止日を含む暦月の末日までのタイプシンプルの基本使用料について適用します。

(2) 削 除

(3) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について適用します。

14 FOMA応援学割2012の適用を受けている定期契約者について、その定期契約に係る対象者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契

約の解除があったときは、料金表第1表第4（定期契約に係る解約金）の2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

15 X i サービスに係る契約（X i 応援学割2012の適用を受けているものに限り。）を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、そのFOMA契約の締結と同時にFOMA応援学割2012の適用に係る申出をしたときは、第3項中、「その申出があった日」を「その契約の解除に係るX iにおいて、X i 応援学割2012の適用に係る申出があった日と当社がみなす日」に読み替えて適用します。

16 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してFOMA契約を締結していたものとみなして、第3項から第15項の規定を適用します。

（その他）

17 経企第728号（平成23年9月24日）の附則を次のように改めます。

（1）第3項中、「平成24年1月31日」を「平成24年5月31日」に改めます。

附 則（平成24年1月25日経企第1219号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第1162号（平成24年1月13日）の附則を次のように改めます。

（1）第3項を次のように改めます。

3 当社は、この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルなFOMA契約者から申出があったときは、FOMA応援学割2012（その申出があった日を含む暦月の初日（その申出があった日を含む暦月において、経企第728号（平成23年9月24日）の附則第3項第1号に規定する額の適用を受けているときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月の初日）から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプシンプルな基本使用料について、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA	バリュープラン	タイプシンプル	——
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円（1,680円）

（2）第13項第1号及び第2号を次のように改めます。

（1）第3項の規定については、その廃止日を含む暦月の末日までのタイプシンプルな基本使用料について適用します。

（2）削 除

附 則（平成24年2月24日経企第1366号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
ただし、docomo Money Transferに関する部分は平成24年3月5日から、遠隔接続機能に関する部分は平成24年4月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
（定額データプラン128Kに係る基本使用料の適用に関する特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間において、最初に定額データプラン128Kを選択した場合の定額データプラン128Kに係る基本使用料については、その選択があった日を含む暦月から起算して13暦月の間に限り、料金表第1表第1（基本使用料）の2の規定する額から190円（月額）を減額して適用します。この場合において、料金表第1表第1の1（適用）の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。
- 4 削 除
（お便りフォトプラン等に係る通信料の適用に関する特例）
- 5 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間において、基本使用料の料金種別がお便りフォトプラン等のFOMAユビキタスに係る通信料について、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の3のカ及びケ中、「100,000課金対象パッケージ」を「300,000課金対象パッケージ」に読み替えて適用します。
（定額ユビキタスプランに係る通信料の適用に関する特例）
- 6 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間において、基本使用料の料金種別が定額ユビキタスプランのFOMAユビキタスに係る通信料について、経企第621号（平成22年8月24日）第5項第2号のウ中、「100,000課金対象パッケージ」を「300,000課金対象パッケージ」に読み替えて適用します。
（その他）
- 7 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第8号を次のように改めます。
(8) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランFOMA、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等及び経企第1366号（平成24年2月24日）に規定する定額データプラン64Kに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 8 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第12号を次のように改めます。
(12) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等及び経企第1366号（平成24年2月24日）に規定する定額データプラン64Kに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 9 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第5号を次のように改めます。
(5) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランFOMA、経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等及び経企第1366号（平成24年2月24日）に規定する定額データプラン64Kに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 10 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第5項第9号中、「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。
(9) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランFOMA、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED及び経企第1366号（平成24年2月24日）に規定する定額データプラン64Kに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

11 経企第728号(平成23年9月24日)の附則第11項中、「定額データプランフラット若しくは定額データプランスタンダード2」を「定額データプランフラット、定額データプランスタンダード2若しくは定額データプラン128K」に改めます。

12 経企第501号(平成23年8月1日)の附則第5項を次のように改めます。

5 削除

附則(平成24年2月28日経企第1385号)

この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

附則(平成24年3月15日経企第1473号)

この改正規定は、平成24年3月22日から実施します。

附則(平成24年3月20日経企第1484号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年3月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(情報自動受信機能に係る付加機能使用料の30日間減額適用に関する特例)

3 この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間における、情報自動受信機能に係る付加機能使用料については、料金表第1表第2(付加機能仕様料)の1(適用)の(7)の(ア)の(キ)中、「30日間」を「60日間」に読み替えて適用します。

(iモードケータイデータお預かり機能の提供に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているケータイデータお預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているiモードケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。

(その他)

5 経企第612号(平成23年8月20日)の附則を次のように改めます。

(1) 第3項中、「(5)のオ又はカ」を「(7)のアの(ア)又は(イ)」に改めます。

(2) 第4項中、「(5)のケ」を「(7)のアの(エ)」に改めます。

(3) 第6項中、「(1)のウ」を「(3)のウ」に改めます。

6 経企第956号(平成23年11月25日)の附則第4項中、「(5)のオ」を「(7)のアの(ア)」に改めます。

附則(平成24年3月21日経企第1493号)

(実施期日)

1 この附則は、平成24年3月23日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第1285号(平成21年2月23日)の附則第6項第2号中、「(1)」を「(1)から(2)」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加えます。

(2) 契約者は、デュアル機能の廃止後に生じたmovaサービスに係る通信についても、通信料の支払いを要します。

附則(平成24年3月23日経企第1504号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

ただし、おまかせロック等に関する部分は平成24年3月28日から、MobiCom Corporation及びTelecom Italia S.p.A.に関する部分は平成24年4月16日から、マイエリア機能に関する部分は平成24年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削 除

(その他)

4 経企第173号（平成14年9月24日）の附則第2項及び第3項を次のように改めます。

2 削 除

3 削 除

5 経企第621号（平成20年8月24日）の附則第9項を次のように改めます。

9 削 除

6 経企第1285号（平成21年2月23日）の附則第6項を次のように改めます。

6 削 除

7 経企第501号（平成22年7月22日）の附則第3項第2号のイの(イ)を次のように改めます。

(イ) FOMAサービスに係る契約者回線等への通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
ホームU通信料	7円 (7.35円)	21円 (22.05円)	21円 (22.05円)

8 経企第923号（平成22年11月20日）の附則第6項第1号を次のように改めます。

(1) 次表に規定する定額料を支払った場合において、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（通話料いっかつ割引については、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）している2以上のFOMA（総合利用プランに係るものに限ります。以下この附則において「一括請求グループ」といいます。）に関する通信（その一括請求グループを構成する全てのFOMAからの通信（当社が別に定める通信を除きます。）をいいます。以下この附則において同じとします。）の料金の月間累計額に応じて、同表に規定する額の割引を行います。

1 一括請求グループごとに

区 分			定額料（月額）	割 引 額
通話料いっかつ割引	その料金月の一括請求グループに関する通信の料金の月間累計額	1,000,000円未満のとき	税抜額 3,000円 (税込額3,150円)	1の一括請求グループを構成する各々のFOMAからの通信料に0.15を乗じて得た額の合計額
		1,000,000円以上10,000,000円未満のとき		1の一括請求グループを構成する各々のFOMAからの通信料に0.20を乗じて得た額の合計額
		10,000,000円以上のとき		1の一括請求グループを構成する各々のFOMAからの通信料に0.25を乗じて得た額の合計額
包括回線	包括回線割引5	—	1の一括請求グループを構成する各々のFOMAからの通信料	

割引		に0.05を乗じて得た額の合計額
----	--	------------------

附 則（平成24年4月1日経企第1号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年4月25日経企第119号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第1484号（平成24年3月20日）の附則第3項中、「4月30日」を「5月31日」に改めます。

附 則（平成24年5月15日経企第190号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年5月23日から実施します。
ただし、この改正規定中、児童ポルノ情報に関する部分については、平成24年5月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（i Bodymoに係る情報料の減額適用に関する経過措置）
- 3 削 除
- 4 削 除
（その他）
- 5 経企第612号（平成23年8月20日）の附則第6項中、「(3)のウ」を「(3)のエ」に改めます。

附 則（平成24年5月24日経企第227号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、San Marino Telecom S.p.A.、DOCOMO PACIFIC, INC. 及びグアムに関する部分については、平成24年6月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年6月7日経企第301号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年6月25日経企第396号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
ただし、ケータイ払いに関する部分については、平成24年7月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(海外パケ・ホーダイの通信料に係る特例)

3 この改正規定実施の日から平成24年8月31日までの間において、料金表第4表の1(適用)の(5)のア、イ及びカの規定により算定した料金(当社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する、国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードによる通信に関する料金及び無線IP通信網サービス契約約款に規定する国際無線IPの利用に係る料金に限り)について、1暦日における累計額が980円を超える場合は、980円を超える部分の料金の支払いを要しません。

(注) 第3項に規定する当社が別に定める外国の電気通信事業者は、別表9に規定するEverything Everywhere Limited、Telefonica UK Limited、Hutchison 3G UK Ltd及びVodafone Limited並びに無線IP通信網サービス契約約款に規定するBT Openzoneをいいます。

附 則 (平成24年7月12日経企第502号)

この改正規定は、平成24年7月23日から実施します。

附 則 (平成24年7月24日経企第543号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

ただし、通話録音機能に関する部分については、平成24年7月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(キッズ割2の適用)

3 当社は、この改正規定実施の日から平成24年12月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのFOMA契約を締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)した者から申出があったときは、キッズ割2(そのFOMAに係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間に限り、第1号及び第2号の規定を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

(1) その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して6暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA	バリュープラン	タイプシンプル	—
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円 (1,728円)

(2) その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して7暦月から36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表通則第8項(端数処理)の規定にかかわらず料金表第1表第1の2に規定する額から371円を減額して適用します。この場合において、料金表第1表第1の1(適用)の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。

4 キッズ割2の適用に係る申出を行うことができる者は、満13歳に満たない者(満3歳に満

たない者を除きます。以下この附則において「利用者」といいます。)のために新たにFOMA契約を締結する契約者であって、利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

- 5 FOMA契約者は、キッズ割2の適用に係る申出を行うときは、1の利用者を指定し、第88条の4に規定する利用者登録を行っていただきます。
- 6 当社は、キッズ割2の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったFOMA契約者に係るFOMAが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。
 - (1) 当社と2年定期契約を締結しているFOMA契約に係るものであるとき。
 - (2) 料金表第1表第1の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- 7 当社は、前項の規定にかかわらず、第5項の規定により指定した利用者が、現に他のFOMA契約に係る利用者として指定されているとき又は経企第728号(平成23年9月24日)の附則第5項に規定する対象者として指定されているときは、キッズ割2の適用に係る申出を承諾しません。
- 8 料金表通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第3項第2号に規定する額を日割して適用します。
- 9 当社は、キッズ割2の適用を受けているFOMAについて、そのFOMA契約者から、キッズ割2の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、キッズ割2の適用を廃止します。
 - (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)
 - (2) 電話番号保管があったとき。
 - (3) 契約の解除があったとき(契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第6項の規定に該当するときは除きます。)
 - (4) 基本使用料の料金種別をタイプシンプル以外へ変更する申出を行ったとき。
 - (5) 第5項の規定により指定した利用者を変更したとき又は登録した利用者情報を削除したとき。
 - (6) 第6項の規定に該当しなくなったとき。
 - (7) 第6項第1号に係る契約を廃止する申出を行ったとき(その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第6項の規定に該当するときは除きます。)
 - (8) 第6項第2号に規定する身体障がい者等割引の適用を廃止する申出を行ったとき(その適用を廃止する申出が一般契約の解除と同時に行われるものであって、その一般契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結する場合を除きます。)
- 10 キッズ割2を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。
 - (1) 第3項第1号の規定については、その廃止があった日を含む暦月の末日までのタイプシンプルの基本使用料について適用します。
 - (2) 第3項第2号に規定する減額の適用については、その廃止があった日の前日までの期間に応じて、日割して適用します。
- 11 キッズ割2の適用を廃止したときは、第3項第2号に規定する減額の適用について、その減額の適用を受けている期間に応じて日割して適用します。

(らくらくパケ・ホーダイに関する特例)
- 12 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間における、らくらく・パケホーダイの適用を受けているFOMAの契約者回線との間のパケット通信モードに係る通信については、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(1)のネの規定を適用しません。

(その他)
- 13 経企第974号(平成20年10月24日)の附則第3項第7号中、「サの(ク)」を「シの(ク)」に改めます。
- 14 経企第1150号(平成23年1月25日)の附則を次のように改めます。
 - (1) 第10項中、「サの(イ)」を「スの(イ)」に改めます。
 - (2) 第11項第2号中、「シの(イ)及び(ウ)」を「セの(イ)及び(ウ)」に改めます。

(3) 第11項第3号中、「シの(エ)」を「セの(エ)」に改めます。

15 経企第728号(平成23年9月24日)の附則第11項中、「パケ・ホーダイフラット若しくはパケ・ホーダイダブル2」を「パケ・ホーダイフラット、パケ・ホーダイダブル2若しくはらくらくパケ・ホーダイ」に改めます。

16 経企第1162号(平成24年1月13日)の附則を次のように改めます。

(1) 第10項中、「サの(イ)」を「スの(イ)」に改めます。

(2) 第11項第2号中、「シの(イ)及び(ウ)」を「セの(イ)及び(ウ)」に改めます。

(3) 第11項第3号中、「シの(エ)」を「セの(エ)」に改めます。

附 則(平成24年8月16日経企第635号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年8月24日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドコモwebメールに関する部分については、平成24年8月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号のウの(エ)を次のように改めます。

(エ) 当社は、ホームU又は専用回線等接続サービスに係る接続点への通信(当該契約約款に規定する第8種接続装置又は第9種接続装置を介して行われた通信に限ります。)に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

4 経企第501号(平成23年7月22日)の附則第3項4号中「(1)から(3)」を「(1)から(4)」に改め、同号を第5号とし、第3号の次に次の一号を加えます。

(4) 専用回線等接続サービス契約約款に定める第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)の専用回線等に係る接続点への通信に関する料金については、支払いを要しません。

附 則(平成24年8月23日経企第661号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、音声メッセージ蓄積機能に関する部分は平成24年8月31日から、自動取得情報受信機能に関する部分は平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 削 除

(その他)

4 経企第1200号(平成22年2月22日)の附則第3項第2号を次のように改めます。

(1) アの(ア)の②のAのbのIを次のように改めます。

I II以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額10円(税込額10.5円)
FOMA通信料	FOMAへの通信	30秒

(2) アの(イ)の②のAのbのIを次のように改めます。

I II以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額10円(税込額10.5円)
F O M A デジタル 通信料	F O M A への通信	16.5秒

5 この改正規定中、F O M A サービスの契約者回線等への通信に関する部分及び附則第 4 項に関する部分については、平成24年 9 月 1 日に呼出しがあった通信から適用します。

6 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第 3 項を次のように改めます。

(1) 第 2 号のウの(エ)を次のように改めます。

(エ) 当社は、専用回線等接続サービスに係る接続点への通信(当該契約約款に規定する第 8 種接続装置又は第 9 種接続装置を介して行われた通信に限ります。)に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

(2) 第 8 号を次のように改めます。

(8) 旧プラン F O M A に係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章(雑則)に係る提供条件は、改正後の規定における F O M A の場合に準じるものとします。

7 経企第501号(平成23年 7 月22日)の附則第 3 項、第 4 項及び第 6 項を次のように改めます。

3 削 除

4 削 除

6 削 除

8 この改正規定中、定期契約等に係る解約金に関する部分については、平成24年 9 月 1 日以降に契約の解除に係る申出があったものから適用します。

附 則(平成24年 8 月29日経企第674号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年 9 月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削 除

4 削 除

5 削 除

6 削 除

7 削 除

8 削 除

9 削 除

10 削 除

附 則(平成24年 9 月24日経企第756号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年10月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(身体障がい者等割引の適用に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているFOMA及びFOMAユビキタスに係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第1表第1の1の(7)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第1表第1の1の(7)のキの(ウ)中、「ウの規定」を「ウの規定((ア)及び(イ))に関する部分を除きます。）」に読み替えて適用します。
- 4 前項の規定によるほか、この改正規定実施の際現に、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているFOMA及びFOMAユビキタスに係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第1表第1の1の(7)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第1表第1の1の(7)のウの(イ)及び(オ)中、「登録利用者」を「契約者(そのFOMA又はFOMAユビキタスにおいて身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているときは、その登録利用者)」に読み替えて適用します。
- 5 この改正規定実施の際現に、Xiサービス契約約款の規定により身体障がい者等割引の適用を受けているXi契約者が、そのXi契約の解除と同時に新たに一般契約又はFOMAユビキタス一般契約を締結し、継続して料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合であって、そのFOMA及びFOMAユビキタスに係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第1表第1の1の(7)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第1表第1の1の(7)のキの(ウ)中、「ウの規定」を「ウの規定((ア)及び(イ))に関する部分を除きます。）」に読み替えて適用します。
- 6 前項の規定によるほか、この改正規定実施の際現に、Xiサービス契約約款の規定により身体障がい者等割引の適用を受けているXi契約者が、そのXi契約の解除と同時に新たに一般契約又はFOMAユビキタス一般契約を締結し、継続して料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合であって、そのFOMA及びFOMAユビキタスに係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第1表第1の1の(7)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第1表第1の1の(7)のウの(イ)及び(オ)中、「登録利用者」を「契約者(そのFOMA又はFOMAユビキタスにおいて身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているときは、その登録利用者)」に読み替えて適用します。

(その他)

- 7 経企第1504号(平成24年3月23日)の附則第3項を次のように改めます。

3 削除

附 則(平成24年10月13日経企第836号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月17日から実施します。
ただし、この改正規定中、iモード等を利用した請求方法等に関する部分は平成24年10月23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則(平成24年10月26日経企第895号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
(はなして翻訳機能の提供に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能又はspモード機能の提供を受けているときは、この改正規定実施の日において、別表2に規定するはなして翻訳機能の請求があったものとみなして取り扱います。

附 則（平成24年11月 7 日経企第972号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月 7 日から実施します。
ただし、この改正規定中、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に関する部分については平成24年11月 9 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（moperaU 機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する特例）
- 3 当社は、この改正規定実施の日から当社が定める日までの間に、1のFOMA又はFOMAユビキタスにおいて、最初に別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能（スタンダードプランに係るものに限ります。以下この附則においておなじとします。）又はビジネスmoperaインターネット機能のうちいずれか1つの提供を受けることとなったとき（最初に提供を受けることになったと当社が認める場合を含みます。）は、その提供の開始があった日から、その提供の開始があった日を含む暦月の翌暦月から起算して5暦月の間は、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）について支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する額から減額して適用します。
- 4 前項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第2の(5)のウ及び(6)の規定を適用しません。
- 5 前項の規定によるほか、1のFOMAにおいて別表2に規定するiモード機能、spモード機能及びブラックベリー接続機能（タイプAに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち1の付加機能使用料の適用並びにmoperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち1以上の付加機能使用料の適用を同時に受けている場合であって、そのFOMAにおいて、第3項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2の(5)のウの規定を適用しません。
- 6 定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき、1年定期契約の満了と同時に新たに2年定期契約を締結するとき、2年定期契約の満了と同時に新たに1年定期契約を締結するとき、総合利用プランに係る2年定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約を締結するとき、データ専用プランに係る2年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る2年定期契約を締結するとき、定額データプランスタンダードに係る2年定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2若しくは定額データプランフラットに係る2年定期契約を締結するとき、定額データプランスタンダード2若しくは定額データプランフラットに係る2年定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダードに係る2年定期契約を締結するとき、FOMAユビキタス一般契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス定期契約を締結したとき、FOMAユビキタス定期契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス一般契約を締結したとき、FOMA契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス契約を締結したとき又はFOMAユビキタス契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、継続してFOMA契約又はFOMAユビキタス契約を締結していたものとみなして、第3項の規定を適用します。
- 7 X i 契約者又はワイドスター通信サービスに係る契約者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があったX i 契約又はワイドスター通信サービスに係る契約を締結した日（そのFOMA契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのFOMA契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してX i 契約を締結していたものとみなし、第3項の規定を適用します。

附 則（平成24年11月9日経企第983号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年11月26日経企第1040号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、画像情報蓄積機能に係る一括管理機能に関する部分については平成24年11月27日から、定額データプラン128Kに関する部分については平成24年12月3日から、Orange Madagascarに関する部分については平成24年12月7日から、Entel PCS Telecomunicaciones S. A.、TELEFONICA MOVILES CHILE S. A. 及びDST Communications Sdn. Bhd.に関する部分については平成24年12月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年11月28日経企第1058号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（電子媒体による請求額情報の通知に関する経過措置）
- 3 当社は、この改正規定実施の日において、1のFOMAにおいて、別表2（付加機能）に規定するiモード機能、moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、ブラックベリー接続機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法がeビリングご利用規約に規定するクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、そのFOMAについて契約者から電子媒体による請求額情報の通知に係る請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、そのFOMAが、料金表第1表第1（基本使用料）の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときはこの限りではありません。

附 則（平成24年12月13日経企第1133号）

この改正規定は、平成24年12月19日から実施します。

附 則（平成24年12月23日経企第1168号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、電子媒体による請求額情報の通知に関する部分については、平成25年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年1月10日経企第1218号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(FOMA応援学割2013の適用)

- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのFOMA契約者から申出があったときは、FOMA応援学割2013(その申出があった日(その申出があった日を含む暦月において、経企第728号(平成23年9月24日)の附則第3項第1号に規定する額の適用又はキッズ割2の適用を受けているときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月の初日)から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かつこ内は税込額)
FOMA	バリュープラン	タイプシンプル	—
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円(1,728円)

- 4 FOMA応援学割2013の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者(単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。

イ その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。

(2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者(当社が別に定める者に限ります。)

(3) タイプシンプルに係るFOMA契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)及びそのFOMAに係るファミリー割引(料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の選択(FOMA応援学割2013の適用を受けているFOMAが属する割引回線群(料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を指定する場合又はXi応援学割2013(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)の適用を受けているXiが属する割引回線群を指定する場合に限ります。)と同時にその申出を行う者。

(4) 満7歳に満たない者(満3歳に満たない者を除きます。以下この附則において同じとします。)のためにFOMA契約を締結している者又は新たにFOMA契約を締結する者であって、その満7歳に満たない者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

- 5 FOMA契約者は、FOMA応援学割2013の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

- 6 第4項各号の規定に基づきFOMA応援学割2013の適用に係る申出をする者は、以下の規定に基づき、1の利用者を指定し、第88条の4(利用者登録)に規定する利用者登録を行っていただきます。

(1) 第4項第1号又は第3号の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者又

- はその申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。
- (2) 第4項第2号の申出に係る利用者は、同号に規定する学生とします。
- (3) 第4項第4号の申出に係る利用者は、同号に規定する満7歳に満たない者とします。
- 7 当社は、FOMA応援学割2013の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったFOMA契約者に係るFOMAが第1号から第3号のいずれか及び第4号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。
- (1) 当社と2年定期契約を締結しているFOMA契約に係るものであるとき。
- (2) 当社と1年定期契約を締結しているFOMA契約（その契約に係る経過期間（料金表第1表第1の1の(2)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が120ヶ月超であるものに限り、）に係るものであって、ファミリー割引を選択しているものであるとき。
- (3) 料金表第1表第1の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- (4) パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイダブル2、パケ・ホーダイフラット又はらくらくパケ・ホーダイを選択しているとき。
- 8 当社は、第4項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、FOMA応援学割2013の適用に係る申出を承諾しません。
- (1) その申出に係る利用者が、現に他のFOMA契約に係る利用者として指定されているとき、経企第1112号（平成22年1月25日）の附則第3項の適用を受けているFOMA契約者若しくは同附則第4項第2号の規定に基づく申出に係る学生であるとき、経企第1150号（平成23年1月25日）の附則第6項に規定する対象者として指定されているとき、FOMA応援学割2012に係る対象者として指定されているとき、Xi応援学割2012（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る対象者として指定されているとき又はXi応援学割2013（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る利用者として指定されているとき。
- (2) その申出に係るFOMAにおいて、タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例（経企第1112号（平成22年1月25日）の附則第3項又は経企第1150号（平成23年1月25日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、FOMA応援学割2012、FOMA応援学割2013、Xi応援学割2012又はXi応援学割2013の適用を受けたことがあるとき（第15項に該当する場合を除きます。）。)
- (3) その申出に係るFOMAが、現に経企第728号（平成23年9月24日）の附則第3項の規定又はキッズ割2の適用を受けているとき。
- (4) Xi契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合であって、その契約の解除に係るXiにおいて、Xi応援学割2012又はXi応援学割2013の適用を受けたことがあるとき（第15項に該当する場合を除きます。）。)
- 9 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第3項に規定する額を日割して適用します。
- 10 当社は、当社がFOMA応援学割2013の適用に係る申出を承諾したFOMA（第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）のパケ・ホーダイダブル等に係る通信料について、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(7)の2の(イ)の規定を、次の二号に読み替えて適用します。
- (1) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったspモード機能（別表2（付加機能）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額と(ア)の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が4,700円を超える場合は、4,700円をその合計額とみなして取り扱います。
- (2) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード

等通信（iモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）及び128k通信モードによる通信に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額並びに（ア）及び前号の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

- 11 当社は、当社がFOMA応援学割2013の適用に係る申出を承諾したFOMA（第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）のパケ・ホーダイフラットに係る通信料について、次のとおりとします。

- (1) パケ・ホーダイフラットに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(7)の2のアの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,200円（税込額 4,536円）

- (2) 料金表第1表第3の1の(7)の2のセの(イ)及び(ウ)中、「500円」を「1,500円」に読み替えて適用します。

- (3) 料金表第1表第3の1の(7)の2のセの(エ)中、「2,600円」を「3,600円」に読み替えて適用します。

- 12 当社は、FOMA応援学割2013の適用を受けているFOMAについて、そのFOMA契約者から、FOMA応援学割2013を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、FOMA応援学割2013を廃止します。

- (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

- (2) 電話番号保管があったとき。

- (3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第7項の規定に該当するときを除きます。）。

- (4) 基本使用料の料金種別をタイプシンプル以外へ変更する申出を行ったとき。

- (5) 第7項の規定に該当しなくなったとき。

- (6) 第7項第1号に係る契約を廃止する旨の申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第7項の規定に該当するときを除きます。）。

- 13 FOMA応援学割2013を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 第3項の規定については、その廃止日の前日までのタイプシンプルの基本使用料について適用します。

- (2) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について適用します。

- 14 Xiサービスに係る契約（Xi応援学割2013の適用を受けているものに限ります。）を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、そのFOMA契約の締結と同時にFOMA応援学割2013の適用に係る申出をしたときは、第3項中、「その申出があった日」を「その契約の解除に係るXiにおいて、Xi応援学割2013の適用に係る申出があった日と当社がみなす日」に読み替えて適用します。

- 15 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してFOMA契約を締結していたものとみなして、第3項から第14項の規定を適用します。

附 則（平成25年1月23日経企第1268号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

ただし、リヒテンシュタイン公国に関する部分については、平成25年2月5日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(ビジネス通話割引に係る定額料の適用に関する特例)
- 3 この改正規定実施の日から平成25年5月1日までの間において、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(14)に規定するビジネス通話割引の適用を最初に受けることとなったとき(この改正規定実施の日から平成25年4月30日までの間にビジネス通話割引の適用を受ける旨の申出を行った場合に限りします。)は、ビジネス通話割引に係る定額料について、その適用を最初に受けることとなった日を含む料金月から起算して6料金月の間は、料金表第1表第3の1の(14)の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 当社は、前項に規定する特例の適用を受けているFOMAについて、次のいずれかに該当する場合には、前項に規定する減額の適用を廃止します。
 - (1) ビジネス通話割引の廃止があったとき。
 - (2) 指定割引回線群(料金表第1表第3の1の(14)に規定するものをいいます。)を変更する旨の申出があったとき。
 - (3) 契約の解除があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)
- 5 当社は、前項の規定によりその特例の適用を廃止したときは、その廃止した日を含む料金月の末日までのビジネス通話割引に係る定額料について、その特例を適用します。
- 6 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日(その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみならず日)から継続してFOMA契約を締結しているものとみなし、第3項の規定を適用します。

附 則 (平成25年2月5日経企第1333号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年2月14日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成25年2月20日経企第1386号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(定額データプラン64Kに係る経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

定額データプラン64K (パリュープラン)	定額データプラン128K (パリュープラン)
定額データプラン64K (パリュープラン以外のもの)	定額データプラン128K (パリュープラン以外のもの)

(その他)

- 4 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第8号を次のように改めます。

- (8) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランF OMA、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED及び経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 5 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第12号を次のように改めます。
- (12) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するF OMAデータプラン22、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED及び経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 6 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第5号を次のように改めます。
- (5) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するF OMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランF OMA及び経企第1200号（平成22年2月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 7 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第5項第9号を次のように改めます。
- (9) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するF OMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランF OMA及び経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEEDに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
- 8 経企第1366号（平成24年2月24日）の附則第4項を次のように改めます。

4 削除

附 則（平成25年2月27日経企第1427号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったF OMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

3 削除

3 削除

附 則（平成25年3月22日経企第1545号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ウズベキスタン共和国に関する部分については平成25年4月9日から、おまかせロック等に関する部分については平成25年4月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったF OMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第972号（平成24年11月7日）の附則第3項中、「平成25年3月31日」を「当社が定める日」に改めます。

附 則（平成25年4月5日経企第33号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年4月10日から実施します。
ただし、この改正規定中、iモードマイボックスサービスに関する部分については、平成25年4月15日から実施します。
- 2 削除

附 則（平成25年4月24日経企第119号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第719号（平成20年9月23日）の附則第3項第2号中、「30日間」を「31日間」に改めます。
- 4 経企第1169号（平成21年1月23日）の附則第6項中、「30日間」を「31日間」に改めます。
- 5 経企第612号（平成23年8月20日）の附則第3項中、「30日間」を「31日間」に改めます。
- 6 経企第956号（平成23年11月25日）の附則第3項中、「30日間」を「31日間」に改めます。
- 7 経企第190号（平成24年5月15日）の附則第3項中、「30日間」を「31日間」に改めます。

附 則（平成25年5月10日経企第151号）

この改正規定は、平成25年5月16日から実施します。

附 則（平成25年5月24日経企第215号）

この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドコモケータイ送金及びdocomo Money Transferに関する部分は、平成25年6月11日から実施します。

附 則（平成25年6月24日経企第348号）

この改正規定は、平成25年7月3日から実施します。

附 則（平成25年6月24日経企第379号）

この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、オーストリア共和国に関する部分については平成25年6月24日から実施します。

附 則（平成25年7月25日経企第545号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（キッズ割3の適用）

- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成26年1月13日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルなFOMA契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）した者から申出があったときは、キッズ割3（そのFOMAに係るタイプシンプルな基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間に限り、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間のタイプシンプルな基本使用料について、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA	バリュープラン	タイプシンプル	—

	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円 (1,728円)
--	--------------	---------	-----------------

- 4 キッズ割3の適用に係る申出を行うことができる者は、満13歳に満たない者（満3歳に満たない者を除きます。以下この附則において「利用者」といいます。）のために新たにFOMA契約を締結する契約者であって、利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。
- 5 FOMA契約者は、キッズ割3の適用に係る申出を行うときは、1の利用者を指定し、第88条の4に規定する利用者登録を行っていただきます。
- 6 当社は、キッズ割3の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったFOMA契約者に係るFOMAが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。
- (1) 当社と2年定期契約を締結しているFOMA契約に係るものであるとき。
- (2) 料金表第1表第1の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- 7 当社は、前項の規定にかかわらず、第5項の規定により指定した利用者が、現に他のFOMA契約に係る利用者として指定されているとき又は経企第728号（平成23年9月24日）の附則第5項に規定する対象者若しくは経企第543号（平成24年7月24日）の附則第5項に規定する利用者として指定されているときは、キッズ割3の適用に係る申出を承諾しません。
- 8 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第3項第2号に規定する額を日割して適用します。
- 9 当社は、キッズ割3の適用を受けているFOMAについて、そのFOMA契約者から、キッズ割3の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、キッズ割3の適用を廃止します。
- (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
- (2) 電話番号保管があったとき。
- (3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第6項の規定に該当するときは除きます。）。
- (4) 基本使用料の料金種別をタイプシンプル以外へ変更する申出を行ったとき。
- (5) 第5項の規定により指定した利用者を変更したとき又は登録した利用者情報を削除したとき。
- (6) 第6項の規定に該当しなくなったとき。
- (7) 第6項第1号に係る契約を廃止する申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第6項の規定に該当するときは除きます。）。
- (8) 第6項第2号に規定する身体障がい者等割引の適用を廃止する申出を行ったとき（その適用を廃止する申出が一般契約の解除と同時に行われるものであって、その一般契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結する場合を除きます。）
- 10 キッズ割3を廃止したときは、第3項に規定する減額の適用について、その廃止があった日の前日までの期間に応じて、日割して適用します（適用を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）。

附 則（平成25年8月13日経企第619号）

この改正規定は、平成25年8月19日から実施します。

附 則（平成25年8月30日経企第700号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドライブネットプラン等に関する部分は平成25年10月1日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 削 除

4 経企第621号（平成22年8月24日）の附則第5項第3号を次のように改めます。

(3) 経企第700号（平成25年8月30日）に規定するドライブネットプラン等との間の変更は行うことができません。

附 則（平成25年9月4日経企第708号）

（実施期日）

この改正規定は、平成25年9月5日から実施します。

附 則（平成25年9月19日経企第790号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年9月24日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 当社は、この改正規定実施の日から平成26年3月31日までの間において、基本使用料の料金種別がトランシーバプランに係るFOMAユビキタス定期契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）した者から申出があったときは、そのFOMAに係るトランシーバプランの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の間のトランシーバプランの基本使用料について、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

4 1のFOMAについて、最初にトランシーバ機能の提供を受けることとなったときは、そのトランシーバ機能に係る付加機能使用料について、その提供を開始した日を含む暦月は支払を要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

附 則（平成25年9月22日経企第799号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、FOMAプリペイドに関する規定は平成25年10月2日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりFOMAプリペイド契約を締結している者の第26条に規定する利用可能期間及び第31条に規定する当社が行うFOMAプリペイド契約の解除に関する期間については、なお従前のとおりとします。

4 当社は、この改正規定実施の日から平成26年3月31日までの間において、当社が定める方法によりFOMAプリペイド契約（タイプBに限ります。）を締結した者は、その契約事務手数料について、料金表第1表第5（手続きに関する料金）の2（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

附 則（平成25年9月27日経企第824号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年10月16日経企第885号）

この改正規定は、平成25年10月21日から実施します。

附 則（平成25年10月25日経企第927号）

（実施期日）

この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

附 則（平成25年11月14日経企第1022号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年11月20日から実施します。

ただし、この改正規定中、お便りフォトプランに係る部分は平成25年12月13日から実施し

ます。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削 除

附 則 (平成25年11月25日経企第1071号)

(実施期日)

この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、海外1dayパケ及び国際アウトローミング利用して行ったパケット通信モードに係る通信の停止に係る部分に関する部分は平成25年12月2日から、グループ管理機能に関する部分は平成25年12月3日からとします。

附 則 (平成25年12月9日経企第1147号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年12月13日から実施します。

(その他)

- 2 経企第1022号(平成25年11月14日)の附則第1項中、「当社が別に定める日」を「平成25年12月13日」に改めます。

附 則 (平成25年12月25日経企第1216号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(その他)

- 2 経企第545号(平成25年7月25日)の附則第3項中、「平成25年12月31日」を「平成26年1月13日」に改めます。

附 則 (平成26年1月10日経企第1251号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、FOMAドコモの学割2014の適用に関する部分は平成26年1月14日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(パケ・ホーダイダブル2に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているパケ・ホーダイダブル2(改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

- (1) パケ・ホーダイダブル2に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料 (月額)
パケ・ホーダイダブル2	税抜額 2,000円 (税込額 2,200円)

- (2) パケ・ホーダイダブル2を選択している場合は、パケット定額を選択することができません。

- (3) パケ・ホーダイダブル2を選択している場合は、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、次表に規定する額を適用します。

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
spモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル2を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り、）に関するFOMAパケット通信料	税抜額 0.0025円（税込額 0.00275円）
上記以外のFOMAパケット通信料	税抜額 0.05円（税込額 0.055円）

(4) パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の料金については、次のとおりとします。

ア パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限り、）及びspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル2を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り、）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。

イ パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信に限り、）、別表2（付加機能）に規定するspモード機能の利用に係る通信（アの規定が適用される通信を除きます）、128k通信モードによる通信及びその他パケット通信モードによる通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額とアの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（以下この附則において「iモード等通信月間累計額」といいます。）が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

ウ パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信（iモード等通信以外のものをいい、イに規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、イの規定により算定したiモード等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。

ただし、iモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合であって、そのiモード等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超えるときは、5,700円を超える部分の料金について、次表に規定するiモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合に適用される料金額を適用します。

1 課金対象パケットごとに

区 分		料 金 額
FOMA パケット 通信料	iモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合	税抜額 0.05円（税込額 0.055円）
	iモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合	税抜額0.02円（税込額 0.022円）

エ パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の一部に関する料金は、iモード等通信月間累計額とウの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が7,800円を超える場合は、7,800円をその合計額とみなして取り扱います。）から、2,000円を控除した額を適用します。

ただし、その合計額が2,000円に満たないときは、その合計額を控除します。

オ パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の料金のうち、iモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、iモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、spモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、spモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、インターネットメール機能（別表2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る電子メール（以下この附則において「moperaU電子メール」といいます。）の送受信に関する通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）の一部に関する料金については、moperaU機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、前号の規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態、若しくはiモード機能、spモード機能若しくはmoperaU機能の利用に係る設定等によりiモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが蓄積されなかったとき、又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

カ パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル2を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り。）に関するパケット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数として計算（その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。）するものとし、3の(3)に規定する「税抜額0.0025円（税込額0.00275円）」を「税抜額0.05円（税込額0.055円）」に読み替えて適用します。

(5) 料金表第1表第3（通信料）の(7)の2パケット通信モードに係る定額通信料等の適用については、改正後の規定によるパケット通信モードに係る定額通信料等の適用の場合に準ずるものとします。

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、第9章第2節（通信利用の制限）に係る提供条件は、改正後の規定におけるパケ・ホーダイダブルの場合に準ずるものとします。

（定額データプランスタンダードの料金に係る経過措置）

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定額データプランスタンダードのFOMA（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているものを含みます。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A	定額データプランスタンダード	バリュープラン	1,905円 (2,095.5円)
		バリュープラン以外のもの	2,605円 (2,865.5円)

イ 当社は、定額データプランスタンダードのF O M Aが2年定期契約に係るものであるときは、アに規定する定額データプランスタンダードの基本使用料の額から952円(月額)を減額して適用します。

ウ 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けている場合の基本使用料の減額及び身体障がい者等割引(ハーティ割引)の適用については、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るF O M Aの場合に準じます。

エ 削 除

オ 定額データプランスタンダードに係るF O M A契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る5G契約(5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係るX i契約(X iサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を締結したときは、その5G契約又はX i契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はX i契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア 通信料については、次表のとおりとします。

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M Aパケット通信料	定額データプランスタンダード	0.04円 (0.044円)

イ 基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダードのF O M Aサービスの契約者回線から行った定額対象通信(当社が指定する端末設備を利用して、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいいます。以下この附則において同じとします。)に係る料金については、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額から953円を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が953円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。

ウ イの規定により算定した額が7,395円を超える場合は、イの規定にかかわらず、7,395

円を超える部分の料金の支払いを要しません。

ただし、2年定期契約を締結している場合又は第1（基本使用料）の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合であって、イの規定により算定した額が4,747円を超えるときは、イの規定にかかわらず、4,747円を超える部分の料金の支払いを要しません。

エ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、イに規定する953円をその利用日数に応じて日割するものとし、「953円」を「953円を日割した額」に読み替えて適用します。

オ ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じるものとします。

(3) 削除

(4) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(5) 定額データプランスタンダードに係る付加機能に関する提供条件、付加サービスの提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件、雑則に係る提供条件、通信の条件並びにハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じるものとします。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている定額データプランスタンダードに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランスタンダードに係る料金等から20円を減額します。

イ ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(8) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項に定めるところによります。

(9) 削除

(10) 新たに定額データプランスタンダードに係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

(11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（定額データプランフラットの料金に係る経過措置）

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定額データプランフラットのFOMA（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	定額データプランフラット	バリュープラン	8,800円 (9,680円)

	バリュープラン 以外のもの	9,500円 (10,450円)
--	------------------	------------------

イ 定額データプランフラットを選択している契約者は、その選択があった日を含む暦月から起算して、基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、アに規定する料金の支払いを要します。

ウ 定額データプランフラットに係る基本使用料については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定にかかわらず、日割しません。

エ 同一暦月内においてバリュープランに係る定額データプランフラット及びバリュープラン以外のものに係る定額データプランフラットの両方の選択があったときは、当該暦月におけるバリュープランに係る定額データプランフラットに関する基本使用料の支払いを要しません。

オ 当社は、定額データプランフラットのFOMAが2年定期契約に係るものであるときは、アに規定する定額データプランフラットの基本使用料の額から3,600円（月額）を減額して適用します。

カ 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の基本使用料の減額及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、データプランSS等のFOMAの場合に準じます。

キ 削 除

ク 定額データプランフラットに係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るXi契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結の日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア 通信料については、次表のとおりとします。

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
FOMAパケット通信料	定額データプランフラット	0.03円 (0.033円)

イ 定額データプランフラットのFOMAサービスの契約者回線から行った定額対象通信については、アの規定にかかわらずその料金の支払いを要しません。

ウ ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じるものとします。

エ 定額データプランフラットに係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社

が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係るX i 契約(X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を締結したときは、その5 G 契約又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5 G 契約又はX i 契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 削 除

(4) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(5) 定額データプランフラットに係る付加機能に関する提供条件、付加サービスの提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件、雑則に係る提供条件、通信の条件並びにハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じるものとします。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けている定額データプランフラットに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランフラットに係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、なお従前のおとりとします。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(8) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項に定めるところによります。

(9) 削 除

(10) 新たに定額データプランフラットに係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

(11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のおとりとします。

(FOMAドコモの学割2014の適用)

7 当社は、この改正規定実施の日から平成26年6月1日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのFOMA契約者から申出があったときは、FOMAドコモの学割2014(その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	バリュープラン	タイプシンプル	———
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円 (1,760円)

8 FOMAドコモの学割2014の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該

当する者としします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。）。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。

イ その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。

(2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者（当社が別に定める者に限ります。）。

(3) タイプシンプルに係るFOMA契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）及びそのFOMAに係るファミリー割引（料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の選択（FOMAドコモの学割2014の適用を受けているFOMAが属する割引回線群（料金表第1表第1の1の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を指定する場合又はXiドコモの学割2014（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の適用を受けているXiが属する割引回線群を指定する場合に限ります。）と同時にその申出を行う者。

(4) 満7歳に満たない者（満3歳に満たない者を除きます。以下この附則において同じとします。）のためにFOMA契約を締結している者又は新たにFOMA契約を締結する者であって、その満7歳に満たない者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

9 FOMA契約者は、FOMAドコモの学割2014の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

10 第8項各号の規定に基づきFOMAドコモの学割2014の適用に係る申出をする者は、以下の規定に基づき、1の利用者を指定し、第88条の4（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。

(1) 第8項第1号又は第3号の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者又はその申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

(2) 第8項第2号の申出に係る利用者は、同号に規定する学生とします。

(3) 第8項第4号の申出に係る利用者は、同号に規定する満7歳に満たない者とします。

11 当社は、FOMAドコモの学割2014の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったFOMA契約者に係るFOMAが第1号から第3号のいずれか及び第4号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 当社と2年定期契約を締結しているFOMA契約に係るものであるとき。

(2) 料金表第1表第1の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

(3) そのXi契約を締結した日（そのXi契約が、当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に締結されたものである場合は、契約の解除があったその契約を締結した日（その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契約を締結した日と当社がみなす日。））が成25年6月1日以降であるとき。

(4) パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイダブル2、パケ・ホーダイフラット又はらくらくパケ・ホーダイを選択しているとき。

12 当社は、第8項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、FOMAドコモの学割2014の適用に係る申出を承諾しません。

(1) その申出に係る登録利用者が、FOMAドコモの学割2014、Xiドコモの学割2014又はドコモヘスイッチ学割に係る登録利用者として指定されているとき。

(2) その申出に係るFOMAにおいて、キッズ割3又はドコモヘスイッチ学割の適用を受けたことがあるとき（第17項に該当する場合を除きます。）。

(4) Xi契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合であって、その契約の解除

- に係るX iにおいてX iドコモの学割2014の適用を受けたことがあるとき（第17項に該当する場合を除きます。）。
- 13 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第7項に規定する額を日割して適用します。
- 14 当社は、FOMAドコモの学割2014の適用を受けているFOMAについて、そのFOMA契約者から、FOMAドコモの学割2014を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、FOMAドコモの学割2014を廃止します。
- (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
 - (2) 電話番号保管があったとき。
 - (3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第11項の規定に該当するときは除きます。）。
 - (4) 基本使用料の料金種別がタイプシンプル以外となったとき。
 - (5) 第11項の規定に該当しなくなったとき。
 - (6) 第11項第1号に係る契約を廃止する旨の申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、第11項の規定に該当するときは除きます。）。
- 15 FOMAドコモの学割2014を廃止した場合は、第11項の規定については、その廃止日の前日までのタイプシンプルの基本使用料について適用します。
- 16 X iサービスに係る契約（X iドコモの学割2014の適用を受けているものに限り。）を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、そのFOMA契約の締結と同時にFOMAドコモの学割2014の適用に係る申出をしたときは、第7項中、「その申出があった日」を「その契約の解除に係るX iにおいて、X iドコモの学割2014の適用に係る申出があった日と当社がみなす日」に読み替えて適用します。
- 17 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してFOMA契約を締結していたものとみなして、第3項から前項の規定を適用します。
- （その他）
- 18 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項中、「定額データプランスタンダード」を「定額データプランスタンダード2」に改めます。
- 附 則（平成26年1月23日経企第1299号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、PC送受信機能に関する部分は平成26年3月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
 - 2 この附則実施日から平成26年4月30日までの間において、別表2（付加機能）に規定するグループ管理機能（タイプAに係るものに限り。以下この附則において同じとします。）に係る請求をしその提供を受けたときは、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、その提供を開始した日を含む暦月から起算して3暦月の間のグループ管理機能に係る付加機能使用料（基本額に限り。）の支払いを要しません。
- 3 削 除
（実施期日）
この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。
- 附 則（平成26年1月30日経企第1321号）
（実施期日）
- 1 この附則は、平成26年2月1日から実施します。

(グループ管理機能の料金に関する経過措置)

- 2 この附則実施日から平成27年3月31日までの間において、別表2(付加機能)に規定するグループ管理機能(タイプAに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)に係る請求をし、その提供を受けたときは、料金表第1表第2(付加機能使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、その提供を開始した日を含む暦月から起算して3暦月の間のグループ管理機能に係る付加機能使用料(基本額に限ります。)の支払いを要しません。

附 則 (平成26年2月12日経企第1372号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月14日から実施します。
(その他)
- 2 経企第1022号(平成25年11月14日)の附則第3項に次の三号を加えます。
- (7) 通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章(雑則)に係る提供条件は、改正後の規定におけるお便りフォトプランフラットに係るFOMAユビキタスの場合に準ずるものとします。
- (8) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。
- (9) (1)から(8)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成26年2月24日経企第1434号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に関する部分は平成26年4月1日から実施します。
(その他)
- 2 経企第1200号(平成22年2月22日)の附則第3項第2号を次のように改めます。
- (1) (ア)の②のAのbのⅡを次のように改めます。
- Ⅱ 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税込額10円
FOMA 通信料	FOMAへの通信	15.5秒

- (2) (イ)の②のAのbのⅡを次のように改めます。

Ⅱ 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税込額10円
FOMA デジタル 通信料	FOMAへの通信	8.5秒

附 則（平成26年 3 月 6 日経企第1483号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 3 月13日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されているFOMAプリペイド契約は、この改正規定実施の日において、FOMAプリペイド第1種契約に移行したものとみなします。

附 則（平成26年 3 月25日経企第1592号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 4 月 1 日から実施します。
（その他）
- 2 経企第 621号（平成22年 8 月24日）の附則第 5 項第 3 号を次のように改めます。
（3）削 除
- 3 経企第 700号（平成25年 8 月30日）の附則第 3 項を次のように改めます。
3 削 除
- 4 経企第 674号（平成24年 8 月29日）の附則第 3 項及び第 4 項中、「平成26年 3 月31日」を「当社が定める日」に改めます。
- 5 経企第 197号（平成19年 5 月25日）の附則第 4 項第 2 号を次のように改めます。
（2）削 除
- 6 経企第 294号（平成21年 6 月24日）の附則第 5 項を次のように改めます。
（1）第 5 項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。
（2）第 1 号のウを次のように改めます。
ウ 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMAに係る一般契約者又は2年定期契約者が、その契約の解除と同時に新たにXi契約を締結した場合における当該暦月のFOMAの基本使用料については、当社がXiサービスを継続して提供したものとみなして取り扱います。
（3）第 1 号のエを次のように改めます。
エ 削 除
（4）第 2 号のオを次のように改めます。
オ 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMAに係る一般契約者又は2年定期契約者が、その契約の解除と同時に新たにXi契約を締結したときは、当社がXiサービスを継続して提供したものとみなして、契約の解除があったFOMAに係るパケットについて、課金対象パケットの情報量の測定から除きます。
- 7 経企第1200号（平成22年 2 月22日）の附則第 3 項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの若しくは電話番号保管をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は電話番号保管をしているもの」に改めます。
- 8 経企第 621号（平成22年 8 月24日）の附則第 5 項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。
- 9 経企第1380号（平成23年 3 月25日）の附則第 3 項を次のように改めます。
3 削 除
- 10 経企第 700号（平成25年 8 月30日）の附則第 3 項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。
- 11 経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第 3 項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定

により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。

- 12 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第5項及び第6項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。
- 13 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第2号のアの(ア)の①のBのa中、「衛星電話サービス契約約款に規定する第1種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスター」を、「ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスター」に改めます。
- 14 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項第2号のアの(ア)の①のBのa中、「衛星電話サービス契約約款に規定する第1種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスター」を、「ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスター」に改めます。

附 則（平成26年4月25日経企第124号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成26年5月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、名義変更に関する部分は平成26年5月7日から、留守番電話及び不在案内機能に関する部分は平成26年5月9日から、携帯電話番号ポータビリティ手数料に関する部分は平成26年5月14日から、国際MMSに関する部分は平成26年7月1日から、実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（携帯電話番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置）
- 3 料金表第1表第5（手続きに関する料金）の1（適用）の(4)のイの規定は、この改正規定実施の日以降に締結したFOMAサービスに係る契約（当社が提供する電気通信サービスに係る契約（この改正規定実施の日以降に締結したものを除きます。）の解除と同時に新たに締結したものを除きます。）に限り、適用します。

（その他）

- 4 経企第974号（平成20年11月21日）の附則第3項の(2)を次のように改めます。
(2) パケ・ホーダイ又はパケ・ホーダイフル（以下この附則において「iモードパケット定額」といいます。）に係る定額通信料の適用対象は、iモード等通信（パケ・ホーダイにあつてはiモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）に関する料金の月間累計額とします。
- 5 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第3項の(4)のアを次のように改めます。
ア パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。
- 6 経企第1321号（平成26年1月30日）の附則第2項中「平成26年4月30日」を「平成26年9月30日」に改めます。

附 則（平成26年5月14日経企第213号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（一般契約及び定期契約に係る経過措置）
- 3 この改正実施の際現に、当社が定めるFOMAサービス契約約款の規定により締結されて

いる次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

一般契約 定期契約	第1種契約 第1種一般契約 第1種定期契約
--------------	-----------------------------

(その他)

- 4 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項を次のように改めます。
- (1) 第1号のイ中、「データ専用プランに係るFOMA」を「第1種契約に係るデータ専用プランのFOMA」に改めます。
 - (2) 第1号のウ中、「総合利用プランのFOMA」を「総合利用プラン(第1種契約に係るもの)に限ります。以下この附則において同じとします。)のFOMA」に改めます。
 - (3) 第7号中、「データ専用プランに係るFOMA」を「データ専用プラン(第1種契約に係るもの)に限ります。以下この附則において同じとします。)に係るFOMA」に改めます。
 - (4) 第12号中、「料金表第1表第3の(7)の2に規定するパケット定額」を「料金表第1表第3の(7)の2に規定するパケット定額若しくは料金表第1表第3の(7)の3に規定するデータ定額パック」に改めます。
- 5 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項を次のように改めます。
- (1) 第1号のイの(ア)中、「総合利用プランのFOMA」を「総合利用プラン(第1種契約に係るもの)に限ります。以下この附則において同じとします。)のFOMA」に改めます。
 - (2) 第3号のイ中、「一般契約」を「第1種一般契約」に改めます。
- 6 経企第1105号(平成20年2月22日)の附則第4項第2号のイ中、「総合利用プランのFOMA」を「第1種契約に係る総合利用プランのFOMA」に改めます。
- 7 経企第974号(平成20年11月21日)の附則第3項第7号を次のように改めます。
- (7) 削除
- 8 経企第294号(平成21年6月24日)の附則第5項を次のように改めます。
- (1) 第1号のイ中、「データ専用プラン」を「定額データプランスタンダード2」に改めます。
 - (2) 第2号のオ及びカを次のように改めます。
オ 削除
カ 削除
- 9 経企第1200号(平成22年2月22日)の附則第3項第1号のイ中、「総合利用プランのFOMA」を「総合利用プラン(第1種契約に係るもの)に限ります。以下この附則において同じとします。)のFOMA」に改めます。
- 10 経企第621号(平成22年8月24日)の附則第5項中、「お便りフォトプラン等に係るFOMAユビキタス」を「お便りフォトプランフラットに係るFOMAユビキタス」に改めます。
- 11 経企第923号(平成22年11月20日)の附則第6項中、「総合利用プランに係るものに限ります。」を「第1種契約に係る総合利用プランに関するものに限ります。」に改めます。
- 12 経企第674号(平成24年8月29日)の附則第3項中、「パケ・ホーダイフラット若しくはらくらくパケ・ホーダイ」を「パケ・ホーダイフラット、らくらくパケ・ホーダイ若しくはデータ定額パック」に改めます。
- 13 経企第1022号(平成25年11月14日)の附則第3項第4号及び第5号を次のように改めます。
- (4) 削除
 - (5) 削除
- 14 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第5項第1号のウ中、「データ専用プラン」を「定額データプランスタンダード2」に改めます。
- 附 則 (平成26年5月30日経企第295号)
(実施期日)
- この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附 則（平成26年6月18日経企第397号）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則（平成26年7月24日経企第624号）

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

附 則（平成26年8月8日経企第702号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成26年8月25日経企第768号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成26年9月2日経企第818号）

この改正規定は、平成26年9月10日から実施します。

附 則（平成26年9月10日経企第862号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。

ただし、データLパック（大容量）に関する部分は、平成26年9月19日から実施します。

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成26年9月23日経企第940号）

（実施期日）

1 この附則は、平成26年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施の際現に、当社が定めるXiサービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

データSパック	データSパック（小容量）
データMパック	データMパック（標準）
データLパック	データLパック（大容量）
シェアパック10	シェアパック10（小容量）
シェアパック15	シェアパック15（標準）
シェアパック20	シェアパック20（大容量）
シェアパック30	シェアパック30（大容量）

（その他）

4 経企第1321号（平成26年1月30日）の附則第2項中「平成26年9月30日」を「平成27年3月31日」に改めます。

5 経企第862号（平成26年9月10日）の附則第1項を次のように改めます。

1 この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。

ただし、データLパック（大容量）に関する部分は、平成26年9月19日から実施します。

附 則（平成26年10月24日経企第1129号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ショートメッセージ通信モードに関する部分は平成26年10月29日から、基本使用料に関する部分は平成26年11月19日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第1号に次のウを追加します。
ウ 旧プランFOMAに係るFOMA契約の解除と同時に新たに第2種契約（総合利用プランに係るものに限り、）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限り、）又は新たにXiサービス契約約款に規定するXi契約（総合利用プランに係るものに限り、）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限り、）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、その旧プランFOMAの基本使用料の支払いを要しません。
- 4 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項第1号に次のウを追加します。
ウ ファミリーワイド等に係るFOMA契約の解除と同時に新たに第2種契約（総合利用プランに係るものに限り、）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限り、）又は新たにXiサービス契約約款に規定するXi契約（総合利用プランに係るものに限り、）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限り、）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、そのファミリーワイド等の基本使用料の支払いを要しません。
- 5 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第1号に次のカを追加します。
カ 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA契約の解除と同時に新たに第2種契約（データ専用プランに係るものに限り、）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第1表第3（通信料）の(7)の3に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第1表第3の(7)の4に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限り、）又は新たにXiサービス契約約款に規定するXi契約（データ専用プランに係るものに限り、）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時にXiサービス契約約款に規定するデータ定額パックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限り、）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、定額データプランHIGH-SPEEDの基本使用料の支払いを要しません。
- 6 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則を次のように改めます。
 - (1) 第5項第1号に次のオを追加します。
オ 定額データプランスタンダードに係るFOMA契約の解除と同時に新たに第2種契約（データ専用プランに係るものに限り、）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第1表第3（通信料）の(7)の3に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第1表第3の(7)の4に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限り、）又は新たにXiサービス契約約款に規定するXi契約（データ専用プランに係るものに限り、）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時にXiサービス契約約款に規定するデータ定額パックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限り、）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、定額データプランスタンダードの基本使用料の支払いを要しません。
 - (2) 第6項第1号に次のクを追加します。
ク 定額データプランフラットに係るFOMA契約の解除と同時に新たに第2種契約（データ専用プランに係るものに限り、）を締結（その契約者との最初の契約であると当

社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第1表第3（通信料）の(7)の3に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第1表第3の(7)の4に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。)又は新たにX i サービス契約約款に規定するX i 契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時にX i サービス契約約款に規定するデータ定額パックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、定額データプランフラットの基本使用料の支払いを要しません。

附 則（平成26年11月20日経企第1275号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（データ専用プランにおける通信料の適用に関する経過措置）
- 3 当社は、平成26年11月1日からこの改正規定実施日までの間に係るパケット繰越額について、改正後のX i サービス契約約款の規定を適用します。

附 則（平成26年12月24日経企第1457号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成27年1月13日経企第1519号）

この改正規定は、平成27年1月15日から実施します。

附 則（平成27年1月22日経企第1576号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第10号の次に次の一号を加えます。

(11) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとしします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けているFOMAデータプラン22等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAデータプラン22に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じて取扱います。

(2) 第11号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第12号としします。

(3) 第12号を第13号、第13号を第14号としします。

4 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている旧プラン F OMA 等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その旧プラン F OMA に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1) 及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における F OMA の場合に準じて取扱います。

(2) 第9号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第10号とします。

(3) 第13号中「(1)から(12)」を「(1)から(13)」に改め、同項第10号を第11号、第11号を第12号、第12号を第13号、第13号を第14号とします。

5 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第7号の次に次の一号を加えます。

(8) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている定額データプラン HIGH-SPEED に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプラン HIGH-SPEED に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1) 及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係る F OMA の場合に準じて取扱います。

(2) 第8号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第9号とします。

(3) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同項第9号を第10号、第10号を第11号とします。

6 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第4号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改めます。

(2) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第9号の次に次の一号を加えます。

(10) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けているファミリーワイド等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのファミリーワイド等に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1) 及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における F OMA の場合に準じて取扱います。

7 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第5号の次に次の一号を加えます。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている場合の提供条

件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている定額データプランスタンダードに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランスタンダードに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じて取扱います。

(2) 第6号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第7号とします。

(3) 第7号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第8号とします。

8 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第6項を次のように改めます。

(1) 第5号の次に次の一号を加えます。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている定額データプランフラットに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランフラットに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じて取扱います。

(2) 第6号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第7号とします。

(3) 第7号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第8号とします。

附 則（平成27年2月12日経企第1665号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年2月20日経企第1714号）

（実施期日）

1 この附則は、平成27年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第1299号（平成26年1月23日）の附則第3項を次のように改めます。

3 削 除

附 則（平成27年3月11日経企第1877号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年3月20日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ定額パックに係るデータ定額共有に関する部分は平成27年3月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成27年3月24日経企第1955号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年3月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、地図情報等提供サービス、番号案内料、iモード機能及びspモードに関する部分は平成27年4月1日から、端末動作情報等蓄積機能に関する部分は平成27年4月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第33号(平成25年4月5日)の附則第2項を次のように改めます。

2 削 除

附 則 (平成27年3月27日経企第2012号)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則 (平成27年4月9日経企第57号)

この改正規定は、平成27年4月20日から実施します。

附 則 (平成27年4月28日経企第195号)

この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

附 則 (平成27年5月21日経企第354号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第974号(平成20年11月21日)の附則第4項第5号中「(1)から(4)」を「(1)から(5)」へ改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の一号を加えます。

(5) 料金月の末日において、FOMAポケットパック10又はFOMAポケットパック30を選択している場合は、料金表第1第3(通信料)の1(適用)の(9)のスの規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区 分	加 算 額
FOMAポケットパック10	1,000円
FOMAポケットパック30	3,000円

- 4 経企第1285号(平成21年2月23日)の附則第3項第5号中「(1)から(4)」を「(1)から(5)」へ改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の一号を加えます。

(5) 料金月の末日において、FOMAポケットパック60又はFOMAポケットパック90を選択している場合は、料金表第1第3(通信料)の1(適用)の(9)のスの規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区 分	加 算 額
FOMAパッケージパック60	6,000円
FOMAパッケージパック90	9,000円

- 5 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第14号中「(1)から(13)」を「(1)から(14)」へ改め、同号を第15号とし、第13号の次に次の一号を加えます。
 (14) 当社は、旧プランFOMAに係る定期契約の満了について、当該旧プランFOMAに係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該旧プランFOMAに係る定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。
- 6 経企第294号(平成21年6月24日)の附則第5項第11号中「(1)から(10)」を「(1)から(11)」へ改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。
 (11) 当社は、定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約の満了について、当該定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。
- 7 経企第1200号(平成22年2月22日)の附則第3項第11号中「(1)から(10)」を「(1)から(11)」へ改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。
 (11) 当社は、ファミリーワイド等に係る定期契約の満了について、当該ファミリーワイド等に係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該ファミリーワイド等に係る定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。
- 8 経企第1022号(平成25年11月14日)の附則第3項第9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」へ改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。
 (9) 当社は、お便りフォトプラン等に係るFOMAユビキタス定期契約の満了について、当該お便りフォトプラン等に係るFOMAユビキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該お便りフォトプラン等に係るFOMAユビキタス定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。
- 9 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第5項及び第6項を次のように改めます。
 (1) 附則第5項第8号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」へ改め、同号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加えます。
 (8) 当社は、定額データプランスタンダードに係る2年定期契約の満了について、当該定額データプランスタンダードに係る2年定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定額データプランスタンダードに係る2年定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。
 (2) 附則第6項第8号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」へ改め、同号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加えます。
 (8) 当社は、定額データプランフラットに係る2年定期契約の満了について、当該定額データプランフラットに係る2年定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定額データプランフラットに係る2年定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。
- 附 則** (平成27年6月11日経企第522号)
 (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成27年6月19日から実施します。
 (料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第3項第5号中「(1)から(4)」を「(1)から(5)」へ改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の一号を加えます。

(5) 料金表第1表第3(通信料)の(7)の2パケット通信モードに係る定額通信料等の適用については、改正後の規定によるパケット通信モードに係る定額通信料等の適用の場合に準ずるものとします。

附 則(平成27年6月26日経企第688号)

この改正規定は平成27年7月1日から実施します。

附 則(平成27年7月7日経企第747号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成27年7月16日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、
(海外1dayパケキャンペーン)
- 3 この附則実施の日から平成27年10月31日までの間において、FOMA契約者が海外1dayパケに係る利用開始認証(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(7)に規定するものをいいます。)を完了したときは、当社はそのFOMAについて、その利用開始認証に係る海外1dayパケ選択期間(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2に規定するものをいいます。)において、定額対象事業者(DOCOMO PACIFIC, INC.及びTeleguam Holdings, LLC.に限り、)が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2のイの規定を適用しません。

附 則(平成27年7月23日経企第848号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

附 則(平成27年8月11日経企第930号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年8月19日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

附 則(平成27年8月24日経企第1006号)

この改正規定は平成27年9月1日から実施します。

附 則(平成27年8月27日経企第1033号)

この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

附 則(平成27年9月18日経企第1156号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、
(グループ管理機能に係る経過措置)

3 削 除

4 削 除

(ワンナンバー機能に係る経過措置)

5 削 除

6 削 除

附 則 (平成27年10月27日経企第1292号)

この改正規定は平成27年11月1日から実施します。

附 則 (平成27年11月4日経企第1338号)

この改正規定は平成27年11月11日から実施します。

附 則 (平成27年11月12日経企第1378号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年11月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施後、現にDCMXmini契約を締結している者については、改正後のdカードminiの規定の適用を受けるものとし、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 経企第1425号(平成23年3月31日)の附則第4項第2号中「第97条の2(DCMXmini)に規定するDCMXmini」を「第97条の2(dカードmini)に規定するdカードmini」に改めます。

4 経企第766号(平成23年10月6日)の附則第1項中「DCMXminiに関する部分」を「dカードminiに関する部分」に改めます。

附 則 (平成27年11月20日経企第1427号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(ブラックベリー接続機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているPC送受信機能に係る提供条件は次のとおりとしします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとしします。

区 分		単 位	料金額(月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
ブラックベリー接続機能	タイプA	1契約ごとに	467円(513.7円)
	タイプB	1契約ごとに	934円(1,027.4円)

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(その他)

4 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第3項第3号を次のように改めます。

(3) パケ・ホーダイダブル2を選択している場合は、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、次表に規定する額を適用します。

1課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
spモード機能の利用に係る通信(パケ・ホーダイダブル2を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行っ	税抜額 0.0025円(税込額 0.0027円)

たことを当社が確認したものに限りま す。)に関するFOMAパケット通信料	
上記以外のFOMAパケット通信料	税抜額 0.05円 (税込額 0.054円)

- 5 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第3項第4号ア及びイを次のように改めます。
- ア パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信(iモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限りま
す。)及びspモード機能の利用に係る通信(パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める
端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限りま
す。)に関する料金につ
いては、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間
累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。
- イ パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード
等通信(iモードフルブラウザを使用した通信に限りま
す。)、別表2(付加機能)に規定
するspモード機能の利用に係る通信(アの規定が適用される通信を除きま
す。)、128k通信
モードによる通信及びその他パケット通信モードによる通信(FOMAサービスの契約者
回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる
通信をいい、当社が別に定めるものを除きま
す。)に関する料金につ
いては、前号の規定に
よ
り算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額とアの規定によ
り算定した料金の月間累計額の合計額(以下この附則において「iモード等通信月間累計
額」といいます。)が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱いま
す。
- 6 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第3項第4号オの次に次の規定を加えます。
- カ パケ・ホーダイダブル2の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったspモード
機能の利用に係る通信(パケ・ホーダイダブル2を選択している期間において、当社が定
める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限りま
す。)に関するパケ
ット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対
象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数
として計算(その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げま
す。)するものとし、3の(3)に規定する「税抜額0.0025円(税込額0.0027円)」を「税抜額
0.05円(税込額0.054円)」に読み替えて適用します。
- 附 則(平成27年12月10日経企第1507号)
(実施期日)
- この改正規定は、平成27年12月15日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
 - この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削 除
- 附 則(平成27年12月16日経企第1525号)
(実施期日)
- この改正規定は、平成27年12月17日から実施します。
(経過措置)
 - この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスに係る料
金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(NOTTVご契約者様向けキャンペーンの適用)
 - 当社は、この附則実施の日から平成28年7月31日までの間において、1のFOMA、Xi
又は第2種Xiユビキタスについて、その契約者から申出があった場合であって、そのFO
MA、Xi又は第2種Xiユビキタスが(1)及び(2)の条件を満たしていることを当社が確認
したときは、その申込を当社が承諾した日を含む料金月から起算して3料金月の間、各料金

月において(2)を満たしているときは、そのFOMAに係るデータ定額パック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(7)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の定額上限データ量(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(7)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に、1GB(そのFOMAが(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(7)の4に規定するデータ定額共有にかかる共有対象回線である場合はそのデータ定額共有の共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GB)を加算する取扱い(以下この附則において「NOTTVご契約者様向けキャンペーン」といいます。)を適用します。

(1) 本項で定める1のFOMA、Xi又は第2種Xiユビキタスについて、株式会社mmbiが別に定める「NOTTV利用規約」に規定するNOTTVサービス(定期契約プランを選択している者は除きます)の利用に関する契約を平成27年11月1日から平成27年11月27日までの期間中に1日以上締結していること。

(2) データ定額パックのいずれかを選択していること。

4 NOTTVご契約者様向けキャンペーンの適用の申出は第3項に基づき申出した1のFOMA、Xi、第2種Xiユビキタスにつき1回限りとします。

5 NOTTVご契約者様向けキャンペーンに係るその他の提供条件は、当社が別に定める「NOTTVご契約者様向けキャンペーン特典利用規約」に定めるところによります。

(NOTTVご契約者に関する解約金の適用除外)

6 1のFOMA、Xi又は第2種Xiユビキタスについて、この附則実施の日から平成28年7月31日までの間において、次の(1)及び(2)(以下この附則において「適用除外条件」といいます。)の条件を満たす定期契約の解除の申出があった場合に、その指定のあったFOMA、Xi又はXiユビキタスが適用除外条件を満たしていることを当社が確認した場合は、その定期契約に係る解約金の支払いを要しないものとします。

(1) 株式会社mmbiが別に定める「NOTTV利用規約」に規定するNOTTVサービス(定期契約プランを選択している者は除きます)の利用に関する契約を平成27年11月1日から平成27年11月27日までの期間中に1日以上締結していること。

(2) FOMAサービス取扱所又はXiサービス取扱所において、当社が別に定める端末設備をFOMA契約者、Xi契約者、第2種Xiユビキタス契約者又はその関係者が購入した場合であって、その端末設備を利用端末として、当社に届け出ていること。

附則(平成28年1月25日経企第1702号)

この改正規定は平成28年2月1日から実施します。

附則(平成28年2月10日経企第1778号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年2月17日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成28年2月22日経企第1822号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成28年2月24日経企第1840号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月17日経企第1991号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年3月24日経企第2034号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 削 除
- 4 削 除

附 則（平成28年4月19日経企第78号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成28年4月30日までの間において、FOMA契約者が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある場合であって、そのFOMA契約者がデータ定額パックの適用を受けているときは、その契約者に係るFOMAの定額上限データ量に、10GBを加算します。
- 4 前項の規定にかかわらず、FOMA契約者が以下のいずれかに該当する場合は、その契約者に係るFOMAの定額データ上限量の上限に、10GBを加算する取扱いを適用しないものとします。
 - (1) そのFOMA契約者に係る契約者住所又は請求書等の送付先住所が平成28年4月16日時点で熊本県内に無い場合
 - (2) そのFOMA契約者に係るFOMAが平成28年4月16日時点でデータ定額パックの適用を受けていない場合
 - (3) その他、当社が別に定める条件を満たしていない場合
- 5 第3項の規定に基づき付与された追加データ量について、料金表第3の1の(7)の3のツ及びテに定める繰越データ量の規定は適用しません。
- 6 当社は、FOMA契約者又は第2種FOMAユビキタス契約者（以下この附則において「FOMA契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が平成28年4月16日時点又は平成28年4月30日時点において熊本県内である場合であって、そのFOMA契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は共有回線群を構成する共有対象回線の当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内であるFOMA契約者等のFOMAサービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有対象回線若しくは共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときには、平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。

附 則（平成28年4月17日経企第61号）

この改正規定は平成28年4月26日から実施します。

附 則（平成28年4月27日経企第115号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有に係る部分については、平成28年4月7日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第719号（平成20年9月23日）の附則第3項を平成27年11月1日より次のように改めます。

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ケータイデータ お預かり機能	プランB （ケータイあんしんパック）	1 契約ごとに	100円（108円）

- 4 この改正実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランBに係るケータイデータお預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているiモードケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランBに係るケータイデータお預かり機能の提供を受けているFOMAが、その適用を受けることとなった日において、改正後の規定により当社が提供しているiモードケータイデータお預かり機能の提供を受けているFOMAに移行したものとみなします。
- 6 前2項の規定によりプランBに係るケータイデータお預かり機能からiモードケータイデータお預かり機能に移行するときは、iモードケータイデータ蓄積装置に保存されたデータを引き継ぐものとします。
- 7 経企第719号（平成20年9月23日）の附則第3項を次のように改めます。

3 削 除

附 則（平成28年4月28日経企第135号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 当社は、FOMA契約者又は第2種FOMAユビキタス契約者（以下この附則において「FOMA契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所（以下この附則において「住所等」といいます。）が、平成28年4月16日時点又は4月30日時点において熊本県内である場合であって、そのFOMA契約者等がデータ定額パック又はらくらくパケホーダイを選択しているときは、その契約者に係るFOMAサービスの定額上限データ量に、100GBを加算します。
- 4 前項の適用を受けているFOMAサービスが料金表第1表第3（通信料）の1の(7)の3に定める共有回線群を構成する共有対象回線であるときは、その共有回線群の共有代表回線に係るFOMAサービスの定額上限データ量に、100GBを加算します。
- 5 前2項の場合において、当社は、データ定額パック若しくはらくらくパケホーダイのいずれかの適用を受けていること又は共有回線群を構成する共有対象回線であることを、平成28

年4月16日時点の住所等が熊本県内である場合は平成28年4月27日、平成28年4月30日時点の住所等が熊本県内である場合（平成28年4月16日時点の住所等が熊本県内である場合を除きます。）は平成28年5月2日に確認するものとします。

6 第3項又は第4項の規定に基づき加算した追加データ量について、料金表第1表第3（通信料）の1の(7)の3のツ及びテに定める繰越データ量の規定は適用しません。

7 データ量の加算の実施日その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

8 当社は、FOMA契約者等の住所等が平成28年4月16日、平成28年4月30日又は平成28年5月31日時点において熊本県内である場合であって、そのFOMA契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は料金表第1表第3の1の(7)の4に定める共有回線群を構成する共有対象回線の住所等が熊本県内であるFOMA契約者等のFOMAサービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときには、平成28年5月1日から平成28年5月31日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。

9 経企第78号（平成28年4月19日）の附則第6項を次のように改めます。

6 当社は、FOMA契約者又は第2種FOMAユビキタス契約者（以下この附則において「FOMA契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が平成28年4月16日時点又は平成28年4月30日時点において熊本県内である場合であって、そのFOMA契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は共有回線群を構成する共有対象回線の当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内であるFOMA契約者等のFOMAサービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有対象回線若しくは共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときには、平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。

附 則（平成28年5月17日経企第175号）

この改正規定は、平成28年5月18日から実施します。

附 則（平成28年5月31日経企第254号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年6月1日経企第271号）

この改正規定は、平成28年6月6日から実施します。

附 則（平成28年6月22日経企第429号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年7月6日経企第527号）

（実施期日）

1 この附則は、平成28年7月14日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(海外1dayパケキャンペーン)

- 3 この附則実施の日から平成28年9月30日までの間において、FOMA契約者が海外1dayパケに係る利用開始認証(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(7)に規定するものをいいます。)を完了したときは、当社はそのFOMAについて、その利用開始認証に係る海外1dayパケ選択期間(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2に規定するものをいいます。)において、定額対象事業者(DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.及びFar EastOneTelecommunications Co., Ltdに限り)が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2のイの規定を適用しません。

附則(平成28年7月22日経企第607号)

この改正規定は平成28年8月1日から実施します。

附則(平成28年8月24日経企第761号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。

(その他)

- 2 経企第2034号(平成28年3月24日)の附則第3項及び第4項を次のように改めます。

3 削除

4 削除

附則(平成28年9月13日経企第874号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月14日から実施します。

(FOMAの通信料に係る特例)

- 2 この改正規定実施の日から当社が定める日までの間における、通信料については、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(7)の3のナの規定を適用しません。

附則(平成28年9月16日経企第903号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月23日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(データLパック等に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ定額パックに係るデータLパック(大容量)、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック20又はビジネスシェアパック30(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データLパック等」といいます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

- (1) データLパック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分			定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
シングルパック	ファミリーシ	データLパック	6,700円	8GB	20

	グルパック (大容量)	(7,236円)		
	ビジネスシングルパック	データLパック (大容量)	6,700円 (7,236円)	8GB 10
ファミリーシェアパック	シェアパック20 (大容量)		16,000円 (17,280円)	20GB 20
	シェアパック30 (大容量)		22,500円 (24,300円)	30GB 20
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック20		16,000円 (17,280円)	20GB 20
	ビジネスシェアパック30		22,500円 (24,300円)	30GB 30

(2) データLパック等に関する定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割プラス)の適用は、次に定めるところによります。

ア データLパック等の適用を受けているFOMA(そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。))であるときに限ります。)に係る定額通信料について、サービスステージ(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額(月額)		
	データLパック (大容量)	シェアパック20 (大容量)	シェアパック30 (大容量)
2ndステージ	200円	8000円	1,000円
3rdステージ	400円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	1,400円	1,900円

イ データLパック等の適用を受けているFOMA(そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。)に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間(その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。)に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）		
	データLパック （大容量）	シェアパック20（大容量）、 ビジネスシェア パック20	シェアパック30（大容量）、 ビジネスシェア パック30
48か月超え96か月 まで	200円	8000円	1,000円
96か月超え120か 月まで	400円	1,000円	1,200円
120か月超え180か 月まで	600円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	1,400円	1,900円

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、改正後の規定におけるデータ定額パックの場合に準ずるものとします。

附 則（平成28年9月26日経企第926号）

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

附 則（平成28年10月17日経企第1030号）

この改正規定は、平成28年10月20日から実施します。

附 則（平成28年10月28日経企第1093号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 経企第1507号（平成27年12月10日）の附則第3項を次のように改めます。

3 削 除

附 則（平成28年10月28日経企第1096号）

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

附 則（平成28年11月22日経企第1240号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているキッズ割4の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) キッズ割4（そのFOMAに係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間に限り、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第1（基本使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、(1)に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとしします。)

の適用を受けているFOMAの基本使用料について、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
FOMA	バリュープラン	タイプシンプル	—
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円 (1,728円)

(2) (1)以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(海外1dayパケキャンペーン)

- 4 この附則実施の日から平成30年1月15日までの間において、FOMA契約者が海外1dayパケに係る利用開始認証（料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのFOMAについて、その利用開始認証に係る海外1dayパケ選択期間（料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（AT&T Mobility LLC、Limitless Mobile, LLC、T-Mobile USA, Inc.、Commnet Wireless LLC、Verizon Wireless、DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.、StarHub Mobile Pte Ltd.、MI Limited、True Move H Universal Communication Co., Ltd.、Total Access Communication Public Company Limited、ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED、dtacTriNet Co., Ltd.、SK Telecom Co., Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far EasTone Telecommunications Co., Ltd.、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、GLOBE TELECOM, INC.、SMART Communications, Inc.、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co.Ltd.、China Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited及びSMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS, S.A.に限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2のイの規定を適用しません。

附 則（平成28年12月21日経企第1425号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ定額パック（ウルトラデータLパック、ウルトラデータLLパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限ります。）に係るテザリング通信に関する部分については当社が定める日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年1月27日経企第1579号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(FOMAプリペイド契約に関する経過措置)

- 3 削除
4 削除
5 削除

附 則 (平成29年2月23日経企第1709号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成29年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成29年3月24日経企第1896号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、遠隔管理機能に関する部分は平成29年3月31日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(らくらくパックに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ定額パックに係るらくらくパック(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) らくらくパックに関する定額通信料については、次表のとおりとしします。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数
らくらくパック	2,000円 (2,160円)	200MB	—

(2) Xi 契約(らくらくパックに係るものに限り)の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、データSパック(小容量)を選択したものとみなして取扱います。

ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。

(3) らくらくパックに関する定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割プラス)の適用は、次に定めるところによります。

ア らくらくパックの適用を受けているFOMA(そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとしします。)である場合であって、そのdポイントプログラム会員に係るサービスステージ(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとしします。)がプラチナステージであるときに限り)に係る定額通信料について、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）
プラチナステージ	200円

イ らくらくパックの適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外の上記の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が180か月超のときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）
180か月超	200円

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(その他)

4 経企第1427号（平成27年11月20日）の附則第3項を次のように改めます。

3 削除

5 経企第1579号（平成29年1月27日）の附則第3項から第5項を次のように改めます。

3 削除

4 削除

5 削除

6 経企第1240号（平成28年11月22日）の附則第4項中「平成29年3月31日」を「平成29年9月30日」に改めます。

附 則（平成29年4月12日経企第62号）

（実施期日）

1 この附則は、平成29年4月20日から実施します。

(その他)

2 経企第1240号（平成28年11月22日）の附則第4項を次のように改めます。

4 この附則実施の日から平成29年9月30日までの間において、FOMA契約者が海外1dayパケに係る利用開始認証（料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのFOMAについて、その利用開始認証に係る海外1dayパケ選択期間（料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（AT&T Mobility LLC、Limitless Mobile, LLC、T-Mobile USA, Inc.、Commnet Wireless LLC、Verizon Wireless、DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.、StarHub Mobile Pte Ltd.、M1 Limited、True Move H Universal Communication Co., Ltd.、Total Access Communication Public Company Limited、ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED、dtacTriNet Co., Ltd.、SK Telecom Co., Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far Eastone Telecommunications Co., Ltd.、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、GLOBE TELECOM, INC.、SMART Communications, Inc.、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co. Ltd.、China

Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S. A. R. L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited及びSMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS、S. A. に限ります。)が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第4表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2のイの規定を適用しません。

附 則(平成29年4月22日経企第123号)

この改正規定は平成29年5月1日から実施します。

附 則(平成29年5月18日経企第226号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年5月24日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)
- 3 経企第1425号(平成28年12月21日)の附則第1項を次のように改めます。
 - 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、データ定額パック(ウルトラデータLパック、ウルトラデータLLパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限ります。)に係るテザリング通信に関する部分については平成30年4月1日から実施します。
- 4 当社は、経企第1896号(平成29年3月24日)の附則第4項の規定によりブラックベリー接続機能を廃止された契約者が、その時点でパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイフラット、パケ・ホーダイダブル2、データSパック又はデータMパック(以下この附則において「対象定額通信料」といいます。)を選択しているときは、平成29年5月16日時点で次の(1)から(3)のいずれかに該当すると当社が認めた場合を除き、平成29年6月30日にその対象定額通信料を廃止します。
ただし、契約者から平成29年6月20日までに当社が別に定める方法により申出があった場合は、この限りではありません。
 - (1) moperaU機能、iモード機能、spモード機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているとき。
 - (2) 契約者名義が法人(当社が指定するものを除きます。)であるとき。
 - (3) その他当社が別に定めるとき。

附 則(平成29年5月25日経企第262号)

この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

附 則(平成29年6月26日経企第469号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則(平成29年7月21日経企第706号)

この改正規定は平成29年8月1日から実施します。

附 則(平成29年8月16日経企第948号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成29年8月22日から実施します。
(FOMAの通信料に係る特例)
- 2 経企第874号(平成28年9月13日)の附則第2項中、「平成30年3月31日までの間」を「当社が定める日までの間」に改めます。

(その他)

- 3 経企第1425号(平成28年12月21日)の附則第1項中、「平成30年4月1日から実施」を「当社が定める日から実施」に改めます。

附則(平成29年9月23日経企第1000号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成29年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、分割請求が適用されているときは、その共有回線群に係る全ての共有対象回線の全てを指定しているものとみなして取り扱います。

附則(平成29年9月13日経企第1217号)

この改正規定は平成29年9月20日から実施します。

附則(平成29年9月27日経企第1339号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、第1種Xiユビキタス定期契約及び契約者識別番号に関する部分については、平成29年10月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 経企第1240号(平成28年11月22日)の附則第4項中、「平成29年9月30日までの間」を「平成30年1月15日までの間」に改めます。

附則(平成29年10月27日経企第1592号)

この改正規定は平成29年11月1日から実施します。

附則(平成29年11月24日経企第1855号)

この改正規定は平成29年12月1日から実施します。

附則(平成29年12月20日経企第2159号)

この改正規定は、平成29年12月26日から実施します。

附則(平成29年12月19日経企第2149号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成29年12月27日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサル料に係る部分及び国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分については平成30年1月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(U25応援割に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているU25応援割(基本使用料の料金種別が第2種契約に係る総合利用プランの基本使用料について、FOMA契約者の選択により次の(1)に規定する額を割引する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) U25応援割(以下、この附則において「本割引」といいます。)に関する基本使用料の割引額については、次表のとおりとします。

基本使用料の割引額(月額)	
	500円

- (2) 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係るFOMA又は共有対象回線であ

るFOMAが、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日（U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、契約者又は共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。

- (3) 当社は本割引の適用を受けているFOMAについて、FOMA契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
- (ア) 第2種契約に係る総合利用プラン及び第3（通信料）の1の(7)の3に規定するデータ定額パック（ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。）以外を選択したとき。
 - (イ) FOMA契約に係る名義変更又は第88条の4（利用者登録）に規定する登録利用者の変更（当社が別に定めるときを除きます。）があったとき。
 - (ウ) FOMA契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。
 - (エ) 電話番号保管があったとき。
 - (オ) 契約者又は登録利用者が満25歳を超えたとき。
 - (カ) その他従前の提供条件を満たさないことを当社が確認したとき。
- (4) 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの総合利用プランの基本使用料を割引の対象とします。
- (5) 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のノ又は(1)の2のカの規定により基本使用料を日割するときは、割引額を日割して適用します。
- (6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年1月11日経企第2314号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年1月16日から実施します。
（その他）
- 2 経企第1240号（平成28年11月22日）の附則第4項を次のように改めます。
- 4 この附則実施の日から平成30年3月14日までの間において、FOMA契約者が海外1dayパケに係る利用開始認証（料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのFOMAについて、その利用開始認証に係る海外1dayパケ選択期間（料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（AT&T Mobility LLC、Limitless Mobile, LLC、T-Mobile USA, Inc.、Commnet Wireless LLC、Verizon Wireless、DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、PT Indosat Tbk、PT XL Axiata Tbk.、PT Telekomunikasi Selular、PT Hutchison 3 Indonesia、SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.、StarHub Mobile Pte Ltd.、M1 Limited、True Move H Universal Communication Co., Ltd.、Total Access Communication Public Company Limited、ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED、dtacTriNet Co., Ltd.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far Eastone Telecommunications Co., Ltd、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、GLOBE TELECOM, INC.、SMART Communications, Inc.、Viettel Group、VNPT International、MobiFone Corporation、VIETNAMOBILE TELECOMMUNICATIONS JOINT STOCK COMPANY、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co.Ltd.、China Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited、SMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS, S.A.、Celcom Axiata Berhad、DIGI TELECOMMUNICATIONS SDN BHD.、Maxis Broadband Sdn. Bhd.及びU Mobile Sdn Bhdに限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2のイの規定を適用しません。

附 則（平成30年1月24日経企第2408号）
この改正規定は平成30年2月1日から実施します。

附 則（平成30年1月31日経企第2477号）
（実施期日）

1 この改正規定は平成30年2月1日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料
その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成30年2月13日経企第2607号）
この改正規定は平成30年2月20日から実施します。

附 則（平成30年2月22日経企第2701号）
この改正規定は平成30年3月1日から実施します。

附 則（平成30年3月8日経企第2854号）
（実施期日）

1 この改正規定は平成30年3月15日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金
その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 削 除

附 則（平成30年3月23日経企第3000号）
（実施期日）

1 この改正規定は平成30年4月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金
その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（端末動作情報等蓄積機能に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している端末動作情報等蓄積機能（ド
コッチサービス）に係る提供条件は次のとおりとしします。

（1）付加機能使用料については、次表のとおりとしします。

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ 内は税込額）
端末動作情報等蓄積機能（ドコッチサービス）	1契約ごとに	280円（308円）

（2）（1）以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

（定期契約等に係る解約金の適用に関する特例）

4 この附則実施の日から平成30年12月31日までの間において、契約者（平成30年4月1日時
点で端末動作情報等蓄積機能の提供を受けている者に限ります。）から、端末動作情報等蓄積
機能に係る定期契約等の解除と同時に新たに定期契約等（この約款又はX i サービス契約約
款に規定するものをいいます。）を締結する申出があった場合は、その端末動作情報等蓄積機
能に係る定期契約等の解約金の支払いを要しないものとしします。

附 則（平成30年4月18日経企第170号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年4月25日から実施します。

ただし、この改訂規定中、データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ
割プラス）に係る部分、番号案内料等に係る部分及び、国際アウトローミングに係る外国の

電気通信事業者又は取扱地域に係る部分については、平成30年5月1日より実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(一部手続きの受付停止)
- 3 この附則実施の日から平成30年4月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社はFOMA契約者からの名義変更等(当社インターネットホームページに定めるものをいいます。)の請求を承諾することができません。
(その他)
- 4 経企第903号(平成28年9月16日)の附則第3項第2号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加えます。
(2) 料金表第1表第3(通信料)の(7)の5に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「ウルトラデータLLパック」を「データLパック(大容量)」に、「シェアパック15(標準)、ウルトラシェアパック30」を「シェアパック20(大容量)」に、「ビジネスシェアパック15又はウルトラビジネスシェアパック30」を「ビジネスシェアパック20」に「ウルトラシェアパック100」を「シェアパック30(大容量)」に「ウルトラビジネスシェアパック100」を「ビジネスシェアパック30」に、それぞれ読み替えて適用します。
- 5 経企第1896号(平成29年3月24日)の附則第3項中第3号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。
(3) 料金表第1表第3(通信料)の(7)の5に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「データSパック(小容量)」を「らくらくパック」に読み替えて適用します。

附 則(平成30年5月18日経企第489号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年5月25日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(データSパック等に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータSパック(小容量)、データMパック(標準)、シェアパック5(小容量)、シェアパック10(小容量)、シェアパック15(標準)、ビジネスシェアパック5、ビジネスシェアパック10又はビジネスシェアパック15(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データSパック等」といいます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) データSパック等に関する定額通信料について、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している定額通信料に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
			次の税抜額 (かっこ内は 税込額)		
シング ルパ ック	ファミ リー シ ン グ ル パ ック	データSパック (小容量)	3,500円 (3,850円)	2 G B	20
		データMパック (標準)	5,000円 (5,500円)	5 G B	20
	ビ ジ ネ ス シ ン グ ル パ ック	データSパック (小容量)	3,500円 (3,850円)	2 G B	10
		データMパック (標準)	5,000円 (5,500円)	5 G B	10
ファミ リー シ ェ ア パ ック	シェアパック 5 (小容量)		6,500円 (7,150円)	5 G B	20
	シェアパック10 (小容量)		9,500円 (10,450円)	10 G B	20
	シェアパック15 (標準)		12,500円 (13,750円)	15 G B	20
ビ ジ ネ ス シ ェ ア パ ック	ビジネスシェアパック 5		6,500円 (7,150円)	5 G B	5
	ビジネスシェアパック10		9,500円 (10,450円)	10 G B	10
	ビジネスシェアパック15		12,500円 (13,750円)	15 G B	15

(2) データSパック等に関する定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割プラス) の適用は、次に定めるところによります。

ア データSパック等の適用を受けているFOMA (そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員 (当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)) であるときに限ります。) に係る定額通信料について、サービスステージ (当社が

定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に於いて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額 (月額)				
	データSパック (小容量)	データMパック (標準)	シェアパック5 (小容量)	シェアパック10 (小容量)	シェアパック15 (標準)
2ndステージ	—	100円	100円	400円	600円
3rdステージ	—	200円	200円	600円	800円
4thステージ	—	400円	600円	800円	1,000円
プラチナステージ	300円	400円	600円	800円	1,100円

イ データSパック等の適用を受けているFOMA (そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。)に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間 (その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。)に於いて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額 (月額)				
	データSパック (小容量)	データMパック (標準)	シェアパック5 (小容量)	シェアパック10 (小容量)	シェアパック15 (標準)
48か月を超え96か月まで	—	100円	100円	400円	600円
96か月を超え120か月まで	—	200円	200円	600円	800円
120か月を超え180か月まで	—	400円	600円	800円	1,000円
180か月を超	300円	400円	600円	800円	1,100円

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 4 経企第1896号(平成29年3月24日)の附則第3項中第2号中「データSパック(小容量)」を「ベーシックパック」に改めます。

附則(平成30年5月24日経企第534号)

この改正規定は平成30年6月1日から実施します。

附則(平成30年6月21日経企第811号)

この改正規定は平成30年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、コモロ連合に関する部分については、平成30年7月2日より実施します。

附則(平成30年7月6日経企第997号)

(実施期日)

- 1 この附則は平成30年7月20日の当社が定める時刻から実施します。

(パケットパック海外オプションに係る特例)

- 2 FOMA契約者は、この附則実施の日から平成30年9月30日までの間において、別表9(国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者)に定めるアメリカ合衆国、グアム、インドネシア共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国、香港、マカオ、オーストラリア連邦、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)の電気通信事業者(以下この附則において「対象事業者」といいます。)が提供する国際アウトローミングを利用する場合であって、料金表第4表(国際アウトローミング利用料)の1(適用)の(7)に規定するパケットパック海外オプションを選択するときは、次表に定めるパケットパック海外オプション選択期間の種類から1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

1 利用開始認証ごとに

パケットパック海外オプション選択期間	料 金 額
1時間	300円
24時間	980円
72時間	2,480円
120時間	3,980円
168時間	5,280円

- 3 前項の規定によりパケットパック海外オプションを選択したときは、料金表第3表の1の(7)のア及びイの適用については、次のとおりとします。

(1) ア中「別表9(国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者)のデータ通信モード欄において事業者名に★が付された外国の電気通信事業者」を「対象事業者」に、「次表に規定する額」を「経企第997号(平成30年7月6日)の附則第2項の規定により選択したパケットパック海外オプション選択期間の種類に応じた料金額」に、それぞれ読み替えて適用します。

(2) イ中「24時間」を「経企第997号(平成30年7月6日)の附則第2項の規定により選択したパケットパック海外オプション選択期間」に読み替えて適用します。

- 4 この附則実施の日から平成30年9月30日までの間において、料金表第3表の1の(7)中、「★が付された事業者」を「★が付された事業者(経企第997号(平成30年7月6日)の附則第2項に規定する対象事業者を除きます。)」に読み替えて適用します。

附 則（平成30年 7 月13日経企第1050号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成30年 7 月13日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。
（特例FOMA及び特例FOMAユビキタスの提供に関する経過措置）
- 3 FOMA契約又はFOMAユビキタス契約（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものを除きます。）の申込みを請求する者（平成30年 7 月豪雨に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の（1）及び（2）の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から平成30年12月31日までの間に限り、第9条（第1種一般契約申込の方法）、第23条の2（その他の提供条件）、第23条の11（その他の提供条件）、第24条（その他の提供条件）、第24条の7（その他の提供条件）、第24条の14（その他の提供条件）、第24条の16（第2種FOMAユビキタス一般契約申込の方法）及び第24条の26（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。
 - （1）その申込みをする者が個人であるとき。
 - （2）料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。
- 4 前項の規定により契約を締結したFOMA（以下この附則において「特例FOMA」といいます。）及びFOMAユビキタス（以下この附則において「特例FOMAユビキタス」といいます。）の提供条件は、次のとおりとしします。
 - （1）第17条（第1種一般契約に係る名義変更）、第23条の2（その他の提供条件）、第23条の8（第2種一般契約に係る名義変更）、第24条（その他の提供条件）、第24条の7（その他の提供条件）、第24条の14（その他の提供条件）、第24条の21（その他の提供条件）及び第24条の26（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。
 - （2）特例FOMA又は特例FOMAユビキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例FOMA又は特例FOMAユビキタスをその一括請求先とすることはできません。
 - （3）ユビキタスプランS、ユビキタスプランM又はトランシーバプランへの基本使用料への料金種別の変更並びに特例FOMAに係る契約又は特例FOMAユビキタスに係る契約（以下この附則において「特例FOMA等契約」といいます。）の解除と同時に新たに第1種FOMAユビキタス契約（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものに限りします。）又はXiサービス契約約款に規定する第1種Xiユビキタス契約の申込みをすることはできません。
 - （4）第13条（2in1利用）に規定する2in1利用、第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求、第97条の2（dカードmini）に規定するdカードmini並びに第98条の2（iモード通信履歴の閲覧）に規定するiモード通信履歴の閲覧に係る請求を行うことはできません。
 - （5）第100条の2（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。
 - （6）当社は、この附則実施の日から平成31年 1 月31日までの間において、基本使用料の料金種別がFOMAキッズケータイプラスの特例FOMAに係る契約者が当社が定める基準に適合する者である事実を確認できないときは、その特例FOMAに係る契約者がカケホーダイプラン（スマホ／タブ）を選択したものとみなして取り扱う場合があります。
 - （7）（1）から（6）以外の提供条件は、特例FOMAについてはFOMAの場合に、特例FOMAユビキタスについてはFOMAユビキタスの場合にそれぞれ準ずるものとしします。
- 5 特例FOMA等契約を締結している者（以下この附則において「特例FOMA等契約者」

といひます。)は、確認書類の提示が可能となつたときは、直ちにその書類を所属FOMAサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例FOMA等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例FOMA契約については改正後の規定により当社と締結したFOMA契約へ、特例FOMAユビキタス契約については改正後の規定により当社と締結した第2種FOMAユビキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。

6 当社は、平成31年1月31日までの間において、特例FOMA等契約者から確認書類の提示がなかつたときは、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

7 当社は、前項の規定によりFOMAサービスの利用を停止された特例FOMA契約者が、平成31年2月18日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例FOMA等契約を解除することがあります。

(パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例)

8 当社は、FOMA契約者又は第2種FOMAユビキタス契約者(この附則実施の日から平成30年7月31日までの間において、平成30年7月豪雨に伴い災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限りまゝ)が、この約款に規定するデータ定額パック、データSパック、データMパック、データLパック、シェアパック5、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック5、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき(そのFOMA又はFOMAユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。)は、この附則実施の日から平成30年7月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのFOMA又はFOMAユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

9 前項の規定において、FOMA契約者が、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(7)の3に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則 (平成30年7月30日経企第1156号)

(実施期日)

1 この附則は、平成30年8月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかつたFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

(パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例)

3 当社は、FOMA契約者又は第2種FOMAユビキタス契約者(この附則実施の日から平成30年8月31日までの間において、平成30年7月豪雨に伴い災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限りまゝ)が、この約款に規定するデータ定額パック、データSパック、データMパック、データLパック、シェアパック5、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック5、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき(そのFOMA又はFOMAユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。)は、この附則実施の日から平成30年8月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのFOMA又はFOMAユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4 前項の規定において、FOMA契約者が、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(7)の3に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該

料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（平成30年8月21日経企第1321号）

この附則は、平成30年8月28日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は、平成30年9月1日から実施します。

附 則（平成30年9月6日経企第1452号）

（実施期日）

1 この附則は、平成30年9月6日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3 当社は、FOMA契約者又は第2種FOMAユビキタス契約者（この附則実施の日から平成30年9月30日までの間において、平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、データSパック、データMパック、データLパック、シェアパック5、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック5、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（そのFOMA又はFOMAユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から平成30年9月30日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのFOMA又はFOMAユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4 前項の規定において、FOMA契約者が、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の（7）の3に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（平成30年9月12日経企第1500号）

（実施期日）

1 この附則は、平成30年9月12日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（特例FOMA及び特例FOMAユビキタスの提供に関する経過措置）

3 FOMA契約又はFOMAユビキタス契約（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものを除きます。）の申込みを請求する者（平成30年北海道胆振東部地震に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の（1）及び（2）の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から平成31年2月28日までの間に限り、第9条（第1種一般契約申込の方法）、第23条の2（その他の提供条件）、第23条の11（その他の提供条件）、第24条（その他の提供条件）、第24条の7（その他の提供条件）、第24条の14（その他の提供条件）、第24条の16（第2種FOMAユビキタス一般契約申込の方法）及び第24条の26（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の

提示を要しません。

(1) その申込みをする者が個人であるとき。

(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。

4 前項の規定により契約を締結したFOMA（以下この附則において「特例FOMA」といいます。）及びFOMAユビキタス（以下この附則において「特例FOMAユビキタス」といいます。）の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 第17条（第1種一般契約に係る名義変更）、第23条の2（その他の提供条件）、第23条の8（第2種一般契約に係る名義変更）、第24条（その他の提供条件）、第24条の7（その他の提供条件）、第24条の14（その他の提供条件）、第24条の21（その他の提供条件）及び第24条の26（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。

(2) 特例FOMA又は特例FOMAユビキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例FOMA又は特例FOMAユビキタスをその一括請求先とすることはできません。

(3) ユビキタスプランS、ユビキタスプランM又はトランシーバプランへの基本使用料への料金種別の変更並びに特例FOMAに係る契約又は特例FOMAユビキタスに係る契約（以下この附則において「特例FOMA等契約」といいます。）の解除と同時に新たに第1種FOMAユビキタス契約（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものに限り、）又はXiサービス契約約款に規定する第1種Xiユビキタス契約の申込みをすることはできません。

(4) 第13条（2in1利用）に規定する2in1利用、第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求、第97条の2（dカードmini）に規定するdカードmini並びに第98条の2（iモード通信履歴の閲覧）に規定するiモード通信履歴の閲覧に係る請求を行うことはできません。

(5) 第100条の2（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。

(6) 当社は、この附則実施の日から平成31年3月31日までの間において、基本使用料の料金種別がFOMAキッズケータイプラスの特例FOMAに係る契約者が当社が定める基準に適合する者である事実を確認できないときは、その特例FOMAに係る契約者がカケホーダイプラン（スマホ/タブ）を選択したものとみなして取り扱う場合があります。

(7) (1)から(6)以外の提供条件は、特例FOMAについてはFOMAの場合に、特例FOMAユビキタスについてはFOMAユビキタスの場合にそれぞれ準ずるものとします。

5 特例FOMA等契約を締結している者（以下この附則において「特例FOMA等契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属FOMAサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例FOMA等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例FOMA契約については改正後の規定により当社と締結したFOMA契約へ、特例FOMAユビキタス契約については改正後の規定により当社と締結した第2種FOMAユビキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。

6 当社は、平成31年3月31日までの間において、特例FOMA等契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

7 当社は、前項の規定によりFOMAサービスの利用を停止された特例FOMA等契約者が、平成31年4月15日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例FOMA等契約を解除することがあります。

附 則（平成30年9月19日経企第1555号）

（実施期日）

1 この附則は、平成30年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第1156号（平成27年9月18日）の附則第5項及び第6項を次のように改めます。

5 削除

6 削除

- 4 経企第997号(平成30年7月6日)の附則第2項及び第4項中、「平成30年9月30日」を「平成31年1月31日」に改めます。

附則(平成30年10月26日経企第1890号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(ウェルカムスマホ割に係る割引適用残額の適用)
- 3 当社は、FOMAが共有代表回線の場合であって、その共有代表回線に係る共有回線群においてXiサービス契約約款に規定する割引適用残額が生じたときは、その割引適用残額(1の共有回線群において割引適用残額が生じた共有対象回線が2以上ある場合は、その共有対象回線に係る割引適用残額を合計した額としします。)を当該料金月における共有代表回線に係る定額通信料等、基本使用料、spモード機能等(別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能(スタンダードプランに限ります。)、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能をいいます。以下この附則において同じとしします。)に係る付加機能使用料の順に減額して適用します。

ただし、定額通信料等、基本使用料、spモード機能等に係る付加機能使用料の合計額が割引適用残額に満たないときは、その合計額を減額して適用します。

附則(平成30年12月26日経企第2398号)

(実施期日)

- 1 この附則は平成31年1月1日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(定期契約等に係る解約金の適用に関する特例)
- 3 この附則実施の日から令和元年6月30日までの間において、端末動作情報等蓄積機能の提供を受けているFOMA又はFOMAユビキタスに係る定期契約等の解除があったときは、料金表第1表第4(定期契約に係る解約金)の2(料金額)の規定にかかわらず、その定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。

附則(平成31年1月16日経企第2522号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成31年1月23日から実施します。
(iモード機能に係る特定送信元拒否設定機能に関する経過措置)
- 2 FOMA契約者が、別表2(付加機能)に規定するiモード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、iモード機能に係る特定送信元拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。
(spモード機能に係る特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能に関する経過措置)
- 3 FOMA契約者が、別表2(付加機能)に規定するspモード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、spモード機能に係る特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。

附則(平成31年1月24日経企第2600号)

(実施期日)

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

附則(平成31年2月12日経企第2738号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年2月20日から実施します。

ただし、dカードminiに関する経過措置に関する部分は平成31年2月26日の当社が定める時刻から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(moperaUのメールアドレス追加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているmoperaUのメールアドレス追加機能の料金その他提供条件は、次のとおりとしします。

(1) moperaUのメールアドレス追加機能に関する料金額については、次表のとおりとしします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
moperaU機能	メールアドレス追加機能	加算額 (1 メールアドレス追加ごとに)	150円 (165円)

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(dカードminiに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているdカードmini (別表2 (付加機能) に規定するiモード機能の提供を受けているFOMA契約者に限りします。) に関する提供条件は、次のとおりとしします。

(1) 当社は、FOMA契約者からそのdカードminiを利用した履歴について閲覧の請求があった場合は、当社が別に定める期間に限りiモード機能等を利用して閲覧に供します。

(2) 別表2 (付加機能) に規定するiモード機能の提供を受けているFOMA契約者であって、端末設備にカード情報を登録した日の属する暦月の初日から起算して当社が別に定める期間が経過したときは、カード情報を無効とする手続きを行います。

(3) 別表2 (付加機能) に規定するiモード機能の提供を受けているFOMA契約者であって、カード情報が無効となった場合において、第97条の2第11項の規定にかかわらず、新たなカード情報を端末設備に登録することができません。

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成31年2月22日経企第2837号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、技術的条件の追加に関する部分については、平成31年2月26日より実施します。

(経過措置)

- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第204号 (平成17年5月24日) の附則第5項第5号を次のとおり改めます。

(5) 定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用FOMAに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じるものとしします。

- 4 経企第848号 (平成17年10月25日) の附則第3項第3号のイを次のとおり改めます。

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のおりとしします。

ただし、定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用FOMA又はデータ専用プランに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じるものとします。

- 5 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第3号のイを次のとおり改めます。
イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。
ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるデータ専用プランのFOMAの場合に準じるものとします。
- 6 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項第3号のイを次のとおり改めます。
イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。
ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。
- 7 経企第923号（平成22年11月20日）の附則第3項第3号を次のとおり改めます。
(3)(2)に規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。
ただし、定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用FOMA又はデータ専用プランに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じるものとします。
- 8 経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第3項第3号のイを次のとおり改めます。
イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。
ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。
- 9 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第5項第3号に次のオを追加します。
オ 定期契約に係る解約金の適用については、改正後の規定におけるデータ専用プランのFOMAの場合に準じるものとします。
- 10 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第6項第3号のイを次のとおり改めます。
イ 定額データプランフラットに係る2年定期契約の解除に関するフラット型保留解約金の取扱いについては、改正後の規定におけるデータ専用プランのFOMAの場合に準じるものとします。

附 則（平成31年3月20日経企第3105号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第1156号（平成27年9月18日）の附則第3項及び第4項を次のように改めます。

3 削 除

4 削 除

附 則（平成31年4月22日経企第177号）

（実施期日）

この附則は、令和元年5月1日から実施します。

附 則（令和元年5月21日経企第406号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年6月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、複数回線複合割引に係る割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項の開示及び定期契約に係る通信料月極割引の指定割引回線群を構成す

るX i 等に係る契約に関する事項の開示に関する部分については、令和元年5月22日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(FOMA契約及びFOMAユビキタス契約に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、当社が定めるFOMAサービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

FOMA契約 第1種契約 第1種一般契約 第1種定期契約 FOMAユビキタス契約 第1種FOMAユビキタス契約 第1種FOMAユビキタス一般契約 第1種FOMAユビキタス定期契約	FOMA契約 一般契約 定期契約 FOMAユビキタス契約 FOMAユビキタス一般契約 FOMAユビキタス定期契約
--	---

(FOMAカケホーダイプラン等に係る経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMAカケホーダイプラン(スマホ/タブ)、FOMAカケホーダイプラン(ケータイ)、FOMAキッズケータイプラス、FOMAデータプラン(スマホ/タブ)及びFOMAデータプラン(ルーター)(以下この附則において「FOMAカケホーダイプラン等」といいます。)のFOMA(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	一般契約に係るもの	FOMAカケホーダイプラン(スマホ/タブ)	4,200円(4,620円)
		FOMAカケホーダイプラン(ケータイ)	3,700円(4,070円)
		FOMAキッズケータイプラス	1,000円(1,100円)
		FOMAデータプラン(スマホ/タブ)	3,200円(3,520円)
		FOMAデータプラン(ルーター)	2,700円(2,970円)

定期契約に係るもの	F OMAカケホーダイプラン（スマホ／タブ）	2,700円（2,970円）
	F OMAカケホーダイプラン（ケータイ）	2,200円（2,420円）
	F OMAキッズケータイプラス	500円（550円）
	F OMAデータプラン（スマホ／タブ）	1,700円（1,870円）
	F OMAデータプラン（ルーター）	1,200円（1,320円）

イ F OMAカケホーダイプラン等に係る基本使用料については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定にかかわらず、日割しません。

ウ 同一暦月内において、基本使用料の料金種別をF OMAカケホーダイプラン等（F OMAキッズケータイプラスを除きます。以下エにおいて同じとします。）に係る料金種別相互間で変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

エ 同一暦月内において、F OMAカケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たにF OMAカケホーダイプラン等に係る一般契約を締結又はF OMAカケホーダイプラン等に係る一般契約の解除と同時に新たにF OMAカケホーダイプラン等に係る定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結したF OMAの基本使用料の料金種別が、契約の解除があったF OMAの基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

オ 削除

カ F OMA契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、(6)に規定するフリーコースを選択若しくは廃止又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるF OMA契約の締結、フリーコースの選択若しくは廃止及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

キ アの表に規定するF OMAカケホーダイプラン（ケータイ）及びF OMAデータプラン（ルーター）は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ク F OMAカケホーダイプラン（ケータイ）又はF OMAデータプラン（ルーター）に係るF OMAの契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に500円を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、F OMAカケホーダイプラン（ケータイ）又はF OMAデータプラン（ルーター）が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

ケ F OMAキッズケータイプラスの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者（満13歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。

コ 契約者は、F OMAキッズケータイプラスの選択の申出を行うときは、1の利用者を指定し、第88条の4（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。

サ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、F OMAキッズケータイプラスを提供しま

す。

(ア) 経企第1605号(令和元年9月24日)に規定する複数回線複合割引に係る割引選択回線であるとき。

(イ) (2)に規定する共有対象回線であるとき。

(ウ) その登録利用者が既に他の限定利用プランに係るFOMAに係る登録利用者でないとき。

(エ) コの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。

シ FOMAキッズケータイプラスに係るFOMAの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、FOMAキッズケータイプラスが選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

1 契約ごとに

区 分	加 算 額	
	次の税抜額(かっこ内は税込額)	
	一般契約に係るもの	定期契約に係るもの
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン(スマホ/タブ)向けに区分されるもの	3,700円(4,070円)	2,700円(2,970円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン(ケータイ)向けに区分されるもの	3,200円(3,520円)	2,200円(2,420円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデータプラン(ルーター)向けに区分されるもの	2,200円(2,420円)	1,200円(1,320円)
上記以外のもの	3,700円(4,070円)	2,700円(2,970円)

ス 当社は、シに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページにおいて掲示することとします。

セ 身体障がい者等割引(ハータイ割引)の適用は、次に定めるところによります。

(ア) (イ)以外のもの

基本使用料の割引額(月額)
1,700円(税込額 1,870円)

(イ) FOMAキッズケータイプラスに係るもの

基本使用料の割引額(月額)
500円(税込額 550円)

ソ FOMAカケホーダイプラン等に係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下において同じとします。）に係るXi契約を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア)通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B及びC以外のもの

料金種別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	20円（22円）

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	20円（22円）

b a以外のもの

料金種別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	50円（55円）

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	50円（55円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	20円（22円）

b 削除

B 削除

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	36円（39.6円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	36円（39.6円）

b 削除

B 削除

(ウ) データ通信モードに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAデータ通信料		0.08円（0.088円）

(エ) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。

イ 基本使用料の料金種別がFOMAカケホーダイプラン（スマホ/タブ）又はFOMAカケホーダイプラン（ケータイ）（以下この附則において「対象プラン」といいます。）

のFOMAに係るFOMA契約者は、通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（(3)のアの(ア)及び(イ)（次の(ア)から(ク)のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、対象プランの選択前又は対象プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。

(ア) ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項の(3)のキの(イ)の①から③に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。

(イ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。

(ウ) FOMAサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。

(エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。

(オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。

(カ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。

(キ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。

(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。

ウ イの規定にかかわらず、FOMA契約者がイの(イ)から(ク)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのFOMA契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信について、(3)のアの(ア)及び(イ)に規定する料金を適用します。

エ 改正前の規定により提供されているシングルパック、ファミリーシェアパック、ビジネスシェアパック（以下この附則において「シングルパック等」といいます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(ア) シングルパック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

① ②以外のもの

区 分			定額通信料（月額）	定額上限 データ量	上限 回線数
			次の税抜額（かっこ内は税込額）		
シングルパック	ファミリーシングルパック	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,600円)	20GB	20
		ウルトラデータLLパック	8,000円 (8,800円)	30GB	20
	ビジネスシングルパック	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,600円)	20GB	10
		ウルトラデータLLパック	8,000円 (8,800円)	30GB	10

ファミリー シェアパッ ク	ウルトラシェアパック30	13,500円 (14,850円)	30G B	20
	ウルトラシェアパック50	16,000円 (17,600円)	50G B	20
	ウルトラシェアパック100	25,000円 (27,500円)	100G B	20
ビジネスシ ェアパック	ウルトラビジネスシェアパック 30	13,500円 (14,850円)	30G B	20
	ウルトラビジネスシェアパック 50	16,000円 (17,600円)	50G B	20
	ウルトラビジネスシェアパック 100	25,000円 (27,500円)	100G B	30
	ビジネスシェアパック50	37,000円 (40,700円)	50G B	50
	ビジネスシェアパック70	51,500円 (56,650円)	70G B	70
	ビジネスシェアパック100	73,000円 (80,300円)	100G B	100
	ビジネスシェアパック150	109,000円 (119,900円)	150G B	150
	ビジネスシェアパック200	145,000円 (159,500円)	200G B	200
	ビジネスシェアパック250	180,000円 (198,000円)	250G B	250
	ビジネスシェアパック300	215,000円 (236,500円)	300G B	300
	ビジネスシェアパック400	280,000円 (308,000円)	400G B	400
	ビジネスシェアパック500	345,000円 (379,500円)	500G B	500
	ビジネスシェアパック700	480,000円 (528,000円)	700G B	700

	ビジネスシェアパック1000	680,000円 (748,000円)	1000G B	1000
	ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,100,000円)	1500G B	1000
	ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,430,000円)	2000G B	1000
	ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,090,000円)	3000G B	1000

② ベーシックパック及びベーシックシェアパックに係るもの

区 分			データ量ステップ		定額上 限デー タ量	定額通信料 (月額)	上限回 線数
						次の税抜額 (かっこ内 は税込額)	
シング ルパッ ク	ファミリ ーシ ン グ ル パ ッ ク	ベーシ ック パ ッ ク	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,190円)	20
			ステップ2	1GB超え 3GBまで	20GB	4,000円 (4,400円)	20
			ステップ3	3GB超え 5GBまで	20GB	5,000円 (5,500円)	20
			ステップ4	5GB超え 20GBまで	20GB	7,000円 (7,700円)	20
	ビジネ スシ ン グ ル パ ッ ク	ベーシ ック パ ッ ク	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,190円)	20
			ステップ2	1GB超え 3GBまで	20GB	4,000円 (4,400円)	20
			ステップ3	3GB超え 5GBまで	20GB	5,000円 (5,500円)	20
			ステップ4	5GB超え 20GBまで	20GB	7,000円 (7,700円)	20

ファミリーシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,150円)	20
		ステップ2	5GB超え 10GBまで	30GB	9,000円 (9,900円)	20
		ステップ3	10GB超え 15GBまで	30GB	12,000円 (13,200円)	20
		ステップ4	15GB超え 30GBまで	30GB	15,000円 (16,500円)	20
ビジネスシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,150円)	20
		ステップ2	5GB超え 10GBまで	30GB	9,000円 (9,900円)	20
		ステップ3	10GB超え 15GBまで	30GB	12,000円 (13,200円)	20
		ステップ4	15GB超え 30GBまで	30GB	15,000円 (16,500円)	20

(イ) 次のいずれかに該当するときは、シングルパック等を選択することができません。

① ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択するFOMAの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この附則において同じとします。）のとき。

② ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択するFOMAの契約者名義が法人以外のとき。

(ウ) シングルパック等を選択しているFOMA契約者は、(ア)に規定する区分の変更を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(エ) シングルパック等を選択している契約者は、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「指定追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

ただし、指定追加データ量を変更する申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(オ) (エ)の規定によるほか、シングルパック等を選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

(カ) (エ)又は(オ)に規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の

親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

(キ) 当社は、シングルパック等の適用を受けているFOMAの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているシングルパック等に係る定額上限データ量（当該契約書の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この附則において「付与データ量」といいます。）、指定追加データ量、追加データ量又はタ若しくはチの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(エ)又は(オ)に規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのFOMAの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この附則において「128k通信」といいます。）を適用します。

(ク) (キ)の規定により128k通信の適用を受けているFOMAが行った通信に係る課金対象データについては、第61条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

(ケ) 当社は、シングルパック等を選択しているFOMA契約者から(エ)又は(オ)に規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量（付与データ量又はタ若しくはチの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（(キ)の規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。

1GBごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAポケット通信料	1,000円（1,100円）

(コ) (ア)又は(ケ)に規定する定額通信料については日割しません。

ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(サ) 当社は、シングルパック等（ベーシックパック及びベーシックシェアパックを除きます。）の適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量として(キ)及び(ケ)の規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてシングルパック等に係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において経企第406号（令和元年5月21日）に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。

(シ) 当社は、シングルパック等の適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（(ケ)に規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量として(キ)及び(ケ)の規定を適用します。

- (ス) 当社は、シングルパック等を選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シングルパック等を廃止します。
- ① FOMA契約に係る名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)
 - ② 契約の解除があったとき。
 - ③ 電話番号保管があったとき。
- (セ) 共有代表回線(共有回線群を代表する1のXi又はFOMA(その契約者に係るものであって、シングルパック等を選択しているものに限ります。))をいいます。以下この附則において同じとします。)とのデータ定額共有(共有回線群(共有代表回線及び共有対象回線(共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するXi、Xiユビキタス、FOMA及びFOMAユビキタスのことをいいます。以下この附則において同じとします。))により構成される回線群をいいます。以下この附則において同じとします。)を構成するXi(基本使用料の料金種別がXiカケホーダイプラン等であるものに限ります。)、Xiユビキタス(基本使用料の料金種別がXiデバイスプラス等であるものに限ります。)、FOMA(基本使用料の料金種別がFOMAKケホーダイプラン等であるものに限ります。))及びFOMAユビキタス(基本使用料の料金種別がFOMADデバイスプラス等であるものに限ります。)に係る累計課金対象データ量を合算して、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパック等を適用する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を選択しているときは、共有対象回線に係るシングルパック等の定額通信料については、その支払いを要しません。
- (ソ) 共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択している場合を除き、フリーコースを選択している共有対象回線との間で共有回線群を構成することができません。
- (タ) 当社は、FOMAKキッズケータイプラスに係るFOMAが、共有対象回線でないことを当社が確認したときは、そのFOMAに係る契約者から選択しているシングルパック等の廃止の申出があったものとみなして取扱います。
- (チ) 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用することにあらかじめ同意するものとします。
- (ツ) 共有対象回線(基本使用料の料金種別がFOMAKケホーダイプラン等(FOMAKキッズケータイプラスを除きます。))であるものに限ります。)の契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1 契約ごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定額通信料	500円 (550円)

- (テ) (ツ)に規定する定額通信料については日割しません。
- ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
- (ト) シングルパック等(ウルトラデータLパック、ウルトラデータLLパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限ります。)を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合(そのシングルパック等に係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。)は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ナ) 契約者は、(ト)に規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1 共有回線群ごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定額通信料	1,000円 (1,100円)

(ニ) X i サービス契約約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているX i 契約者が、そのX i 契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合であって、そのFOMA契約の締結と同時にベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択したときは、当社が定める方法により、当該料金月におけるそのX i 契約に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象パケット量とFOMA契約に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象データ量を合算して料金を算定します。

(ヌ) 共有回線群を構成するX i に係る契約者は、共有代表回線からの請求に基づき、契約者に係る課金対象データの情報を当社が共有代表回線に係る契約者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

(ネ) 当社は、X i 契約者から、シングルパック等の選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、そのシングルパック等の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(ノ) (ネ)の規定によるほか、当社は、FOMA契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した契約者から、そのX i 契約の締結及びシングルパック等の選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）及びFOMAサービス契約約款に規定するパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、そのシングルパック等の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(注) 契約者は、当社が(ネ)又は(ノ)に規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。

オ エに規定するシングルパック等の割引の適用は、次に定めるところによります。

(ア) シングルパック等に係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

- ① シングルパック等の適用を受けているX i（そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次のA又はBに定める額の割引を適用します。

この場合において、FOMA契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、A又はBに定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において(6)に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

A B以外のもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック （ステップ1）	ベーシックシェアパック （ステップ2）	ベーシックシェアパック （ステップ3）	ベーシックシェアパック （ステップ4）、ウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50	ウルトラシェアパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

B シングルパックに係るもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック （ステップ1）	ベーシックパック （ステップ2）	ベーシックパック （ステップ3）	ベーシックパック （ステップ4）	ウルトラデータLパック	ウルトラデータLLパック
2ndステージ	—	—	100円	100円	100円	200円
3rdステージ	—	—	200円	200円	200円	400円
4thステージ	—	—	400円	600円	500円	600円
プラチナステージ	200円	400円	400円	600円	500円	700円

- ② シングルパック等の適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金

月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。) に応じて、次のA又はBに定める額の割引を適用します。この場合において、FOMA契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、A又はBに定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において(6)に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

A B以外のもの

経過期間	定額通信料の減額 (月額)					
	ベーシックシェアパック (ステップ1)	ベーシックシェアパック (ステップ2)	ベーシックシェアパック (ステップ3)	ベーシックシェアパック (ステップ4)、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

B シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額 (月額)					
	ベーシックパック (ステップ1)	ベーシックパック (ステップ2)	ベーシックパック (ステップ3)	ベーシックパック (ステップ4)	ウルトラデータLパック	ウルトラデータLLパック
48か月超え96か月まで	—	—	100円	100円	100円	200円
96か月超え120か月まで	—	—	200円	200円	200円	400円

月まで						
120か月を超え180か月まで	—	—	400円	600円	500円	600円
180か月を超え	200円	400円	400円	600円	500円	700円

(イ) 特定X i等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）については、次に定めるところによります。

① 1の共有回線群に係る特定X i等（I P通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定X i等に係るI P通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ／西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あるときは、2を超える特定X i等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i等に係る共有回線群のシングルパック等の定額通信料に適用します。

ただし、その定額通信料が、(ア)に規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用額、(ウ)に規定するシングルパック等に係る定額通信料の割引の割引額及び次表に定める割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。

特定X i等の1契約ごとに

割引額（月額）
300円

② ①の場合において、当社は同一料金月内に、特定X i等が①に規定する割引条件を満たさなくなったときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。ただし、同一料金月内に特定X i等に係るI P通信網契約の解除があったときは、この限りではありません。

③ 特定X i等に係るI P通信網契約の契約者回線がI P通信網サービス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定X i等について、①に定める2を超える特定X i等の数に含めないものとします。

(ウ) シングルパック等に係る定額通信料の割引の適用は、次に定めるところによります。

① シングルパック等の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、シングルパック等を選択する又はシングルパック等に係る共有回線群を構成するFOMAが特定X i等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その特定X i等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この附則において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用します。この場合において、FOMA契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、次表に規定する額の割引を適用します。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i又はFOMAに限り適用します。

1 契約ごとに

区 分		データ量 ステップ	割 引 額	
			対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	それ以外のもの
シングル パック	ベーシックパック	ステップ 1	100円	100円
		ステップ 2	200円	200円
		ステップ 3	500円	800円
		ステップ 4	500円	800円
	ウルトラデータ L パック	—	500円	1,400円
	ウルトラデータ LL パック	—	500円	1,600円
ファミリ ーシェア パック	ベーシックシェアパック	ステップ 1	500円	800円
		ステップ 2	500円	1,200円
		ステップ 3	500円	1,800円
		ステップ 4	500円	1,800円
	ウルトラシェアパック 30	—	500円	2,500円
	ウルトラシェアパック 50	—	500円	2,900円
	ウルトラシェアパック 100	—	500円	3,500円
ビジネス シェアパ ック	ベーシックシェアパック	ステップ 1	500円	800円
		ステップ 2	500円	1,200円
		ステップ 3	500円	1,800円
		ステップ 4	500円	1,800円
	ウルトラビジネスシェアパック 30	—	500円	2,500円
	ウルトラビジネスシェアパック 50	—	500円	2,900円

ウルトラビジネスシェアパック100	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック50	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック70	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック100	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック150	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック200	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック250	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック300	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック400	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック500	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック700	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック1000	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック1500	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック2000	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック3000	—	500円	3,500円

- ② ①の場合において、対象契約の基本使用料を日割しない場合であって、データ定額パックの定額通信料を日割して適用するときは、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定に準じて、データ定額パックの定額通信料を日割りする日数に応じて①に規定する割引を日割りして適用します。
- ③ ②の規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じて①に規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、①に規定する割引額を日割して適用します。
- ④ ②又は③の規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じて①に規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期

間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

- ⑤ ②から④の規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定X i 等がある場合、又は1の指定X i 等に係るI P通信網契約について、複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る本割引の割引額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がドコモ光ミニとなる期間、マンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、①に規定する割引額を日割して適用します。
- ⑥ 当社は、対象契約に指定X i 等の変更があった場合は、変更があった1の指定X i 等について、①から⑤の規定を適用します。
- ⑦ ①の適用を受けているFOMAのうち、シングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）を選択しているFOMAが、その適用を受けている料金月において、I P通信網契約サービス契約約款に規定する光単独タイプビジネス割の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係る①に規定するシングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）の割引額について、それぞれの割引額から700円減額して適用するものとします。

カ 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用は、次に定めるところによります。

- (ア) FOMAキッズケータイプラスに係るFOMA契約を締結しているときは、そのFOMAが属する割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱います。

1 契約ごとに

区 分		割 引 額
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

- (イ) 複数回線複合割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等のiモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするiモード電子メールの送受信に関する通信の料金iモード電子メールの送受信に関する料金について、アの(ウ)の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、iモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりiモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

キ 2年定期契約に係る通信料月極割引（ビジネス通話割引）の適用は、次に定めるところによります。

- (ア) FOMAカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はFOMAカケホーダイプラン（ケータイ）に係る定期契約を締結しているときは、次表に規定する定額料を支払った場合において、そのFOMAが属する指定割引回線群を構成する他の契約者回線への通信又はその他の契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱います。

区 分		割 引 額		
		(ア) (イ)以外のもの	(イ) 指定割引回線群に係る契約者回線への通信	
			通話モードに係るもの	64kb/sデジタル通信モードに係るもの
指定割引回線群に係るXi及びFOMAの数	2～30	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	31～100	その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額		
	101～1000	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額		

(イ) 定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等のiモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするiモード電子メールの送受信に関する通信の料金iモード電子メールの送受信に関する料金について、アの(ウ)の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、iモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりiモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

ク FOMAカケホーダイプラン等(共有対象回線に係るものを除きます。)に係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライトに係る5G契約又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2にかかるXi契約の締結があったときは、その5G契約又はXi契約の締結の日を含む料金月のそのFOMAの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

ケ 同一料金月内において、FOMAカケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たにFOMAカケホーダイプラン等に係る一般契約を締結又はFOMAカケホーダイプラン等に係る一般契約の解除と同時に新たにFOMAカケホーダイプラン等に係る定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結したFOMAの基本使用料の料金種別が、契約の解除があったFOMAの基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった料金月の累計課金対象データ量は、契約の解除があったFOMAに係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結したFOMAに係る累計課金対象データ量を合算してエの規定を適用します。

(3) 削 除

(4) FOMAカケホーダイプラン等(FOMAキッズケータイプラスを除きます。)のFOMA契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、タイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

- (5) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。
- ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAカケホーダイプラン等のFOMAに係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAに係る料金等から20円を減額します。
- ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。
- イ ア以外の提供条件は、なお従前のおとりとします。
- (6) FOMAカケホーダイプラン等のFOMAに係るフリーコース（定期契約のFOMAであって、(2)のオのアに規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用又はそのシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用に代えてdポイントクラブ会員規約に基づく料金月の末日におけるdポイント進呈がされないものをいいます。以下この附則において同じとします。）の提供条件は次のとおりとします。
- ア 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間である場合に限り、その申出を承諾します。
- イ 当社は、前項の規定にかかわらず、FOMA契約及びXi契約に係る経過期間が2年を超えているFOMA契約者又はXi契約者がFOMA契約に係る一般契約又はXi契約に係る一般契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合において、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に限り、その申出を承諾します。
- ウ 当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。
- (ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
- (イ) そのFOMAに係る基本使用料の料金種別がFOMAカケホーダイプラン等（FOMAキッズケータイプラスを除きます。）以外であるとき。
- (ウ) そのFOMAに係る共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択していないとき。
- エ 当社は、契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からフリーコースを適用します。
- オ 当社は、契約者からフリーコースを廃止する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日にフリーコースの適用を廃止します。
- カ 当社は、フリーコースを選択している契約者から定期契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する定期契約（Xiカケホーダイプラン等に係るもの）に限り、その申出を承諾します。
- キ Xiサービス契約約款に規定するXiカケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たにFOMAキッズケータイプラスに係る2年定期契約を締結したときのその2年定期契約は、定期契約の解除があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として同条の規定を適用します。
- ク 2年定期契約（FOMAキッズケータイプラスに係るものに限り、その申出を承諾します。）に係るFOMAについて、フリーコースの選択と同時に基本使用料の料金種別をFOMAカケホーダイプラン等へ変更したときのその2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合に

において、その定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として同条の規定を適用します。

ケ 2年定期契約（FOMAカケホーダイプラン等に係るものに限り、FOMAについて、基本使用料の料金種別をFOMAキッズケータイプラスへ変更したときのその2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として同条の規定を適用します。

- (7) 基本使用料の料金種別の変更は、FOMAカケホーダイプラン等（FOMAキッズケータイプラスを除きます。）に係る基本使用料の料金種別相互間の変更、又はFOMAキッズケータイプラスからFOMAカケホーダイプラン等（FOMAキッズケータイプラスを除きます。）への変更に限り、行うことができます。
- (8) FOMA契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項に定めるところによります。
- (9) 新たにFOMAカケホーダイプラン等に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません（当社が別に定める場合を除きます。）。
- (10) (1)から(9)以外の提供条件については、なお従前のおりとし、

（FOMAデバイスプラス等に係る経過措置）

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMAデバイスプラス300及びFOMAデバイスプラス500（以下この附則において「FOMAデバイスプラス等」といいます。）のFOMAユビキタス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額（かつこ内は税込額）
FOMA ユビキタ ス	FOMAユビキタ ス一般契約に係る もの	FOMAデバイスプラス 300	300円 (330円)
		FOMAデバイスプラス 500	1,000円 (1,100円)
	FOMAユビキタ ス定期契約に係る もの	FOMAデバイスプラス 500	500円 (550円)

イ アの表に規定するFOMAデバイスプラス300又はFOMAデバイスプラス500は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ウ FOMAデバイスプラス300又はFOMAデバイスプラス500に係るFOMAユビキタスの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、FOMAデバイスプラス300又はFOMAデバイスプラス500が選択されているものと

みなしてこの規定を適用します。

区 分	加 算 額 (月額)	
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
	FOMAデバイスプラス 300	FOMAデバイスプラス 500
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン (スマホ/タブ) 向けに区分されるもの	3,400円 (3,740円)	2,700円 (2,970円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデータプラン (ルーター) 向けに区分されるもの	2,900円 (3,190円)	2,200円 (2,420円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデバイスプラス 500向けに区分されるもの	700円 (770円)	—
上記以外のもの	3,400円 (3,740円)	2,700円 (2,970円)

エ ウに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページにおいて掲示することとします。

オ FOMAデバイスプラス等に係る基本使用料については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定にかかわらず、日割しません。

カ 同一暦月内において、FOMAデバイスプラス等に係る基本使用料の料金種別相互間で基本使用料の料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

キ 同一暦月内において、FOMAデバイスプラス500に係るFOMAユビキタス定期契約の解除と同時に新たにFOMAデバイスプラス500に係るFOMAユビキタス一般契約を締結又はFOMAデバイスプラス500に係る一般契約の解除と同時に新たにFOMAデバイスプラス500に係るFOMAユビキタス定期契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

ク 削 除

ケ FOMAデバイスプラス等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更を除き、基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、タイプSS等（経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）のFOMAの場合に準じて料金を適用します。

(3) 削 除

(4) (1)のキに規定する場合を除き、新たにFOMAデバイスプラス等に係るFOMAユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。

(5) 削 除

(6) FOMAユビキタス契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項に定めるところによります。

(7) 削除

(8) (1)から(7)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(その他)

6 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第1号を次のように改めます。

ア イ中「第1種契約に係るデータ専用プラン」を「データ専用プラン」に改めます。

イ ウ中「総合利用プラン(第1種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)」を「総合利用プラン」に改めます。

ウ 次のエを加えます。

エ FOMAデータプラン22に係るFOMA契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るXi契約を締結したときは、そのXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 第7号中「データ専用プラン(第1種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)」を「データ専用プラン」に改めます。

(3) 第8号を次のように改めます。

(8) 経企第848号(平成17年10月25日)に規定するFOMAプラン39等、経企第294号(平成21年6月24日)に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第204号(平成22年2月22日)に規定するファミリーワイド等、経企第1251号(平成26年1月10日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定するFOMAカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第12号を次のように改めます。

(12) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAカケホーダイプラン等に係るFOMAの場合に準じるものとしします。

(5) 第13号を次のように改めます。

(13) FOMAデータプラン22に係るFOMA契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るXi契約の締結があったときは、そのXi契約の締結のあった日を含む料金月のそのFOMAの契約者回線との間のポケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(6) 第14号を第15号とし、第13号の次に次の一号を加えます。

(14) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとしします。

7 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第3項中「旧プランFOMA」を「FOMAプラン39等」に改めます。

(2) 第3項中「改正前の規定により提供されているFOMA(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているもの及び第5項の規定により提供するものを含みます。)」を「FOMAプラン39、FOMAプラン49、FOMAプラン67、FOMAプラン100、FOMAプラン150、ビジネスプラン及びリミットプラスのFOMA(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)」に改めます。

(3) 第1号を次のように改めます。

ア イの(ア)中「(第1種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)」を削除します。

イ イの(ウ)を次のように改めます。

(ウ) FOMAプラン39等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

ウ ウを次のように改めます。

- ウ プラン39等に係るFOMA契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (4) 第2号の(オ)を次のように改めます。
- (オ) プラン39等に係るFOMA契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るX i 契約の締結があったときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのFOMAの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (5) 第3号中「第1種一般契約」を「一般契約」に改めます。
- (6) 第10号を次のように改めます。
- (10) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAカケホーダイプラン等に係るFOMAの場合に準じるものとします。
- (7) 第13号を次のように改めます。
- (13) 経企第204号(平成17年5月24日)に規定するFOMAデータプラン22、経企第294号(平成21年6月24日)に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第204号(平成22年2月22日)に規定するファミリーワイド等、経企第1251号(平成26年1月10日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定するFOMAカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (8) 第15号中「(1)から(14)」を「(1)から(15)」に改め、同号を第16号とし、第14号の次に次の一号を加えます。
- (15) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。
- 8 経企第294号(平成21年6月24日)の附則第5項を次のように改めます。
- (1) 第1号のカを次のように改めます。
- カ 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (2) 第2号のオを次のように改めます。
- オ 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るX i 契約の締結があったときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのFOMAの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (3) 第5号を次のように改めます。
- (5) 経企第204号(平成17年5月24日)に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号(平成17年10月25日)に規定するFOMAプラン39等、経企第204号(平成22年2月22日)に規定するファミリーワイド等、経企第1251号(平成26年1月10日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定するFOMAカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (4) 第9号を次のように改めます。
- (9) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAカケホーダイプラン等に係るFOMAの場合に準じるものとします。
- (5) 第12号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に

- 次の一号を加えます。
- (12) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。
- 9 経企第204号（平成22年2月22日）の附則第3項を次のように改めます。
- (1) 第1号を次のように改めます。
- ア イの(ア)中「(第1種契約に係るものに限り、以下この附則において同じとします。)」を削除します。
- イ ウを次のように改めます。
- ウ ファミリーワイド等に係るFOMA契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るXi契約を締結したときは、そのXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (2) 第2号に次のウを加えます。
- ウ ファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更、ファミリーワイド等に係るFOMA契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るXi契約の締結があったときは、そのXi契約の締結のあった日を含む料金月のそのFOMAの契約者回線との間のポケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (3) 第4号を次のように改めます。
- (4) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAカケホーダイプラン等に係るFOMAの場合に準じるものとします。
- (4) 第9号を次のように改めます。
- (9) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAKかけホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (5) 第12号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に次の一号を加えます。
- (12) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。
- 10 経企第621号（平成22年8月24日）の附則第5項第3号を次のように改めます。
- (3) 経企第1022号（平成25年11月14日）に規定するお便りフォトプラン等及び経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAデバイスプラス等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- 11 経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第3項第4号を次のように改めます。
- (4) 経企第621号（平成22年8月24日）に規定する定額ユビキタスプラン及び経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAデバイスプラス等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- 12 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第5項を次のように改めます。
- (1) 第1号のオを次のように改めます。
- オ 定額データプランスタンダードに係るFOMA契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るXi契約を締結したときは、そのXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (2) 第2号に次のカを加えます。
- カ 定額データプランスタンダードに係るFOMA契約の解除と同時に新たにXiサービ

ス契約約款に規定する総合利用プランに係るX i 契約の締結があったときは、そのX i 契約の締結の日を含む料金月のそのF O M Aの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 第4号を次のように改めます。

(4) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するF O M Aデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するF O M Aプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第204号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等及び経企第406号（令和元年5月21日）に規定するF O M Aカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第7号を次のように改めます。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるF O M Aカケホーダイプラン等に係るF O M Aの場合に準じるものとします。

(5) 第9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるF O M Aの場合に準じるものとします。

13 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第6項を次のように改めます。

(1) 第1号のクを次のように改めます。

ク 定額データプランフラットに係るF O M A契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結の日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 第2号に次のエを加えます。

エ 定額データプランフラットに係るF O M A契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るX i 契約の締結があったときは、そのX i 契約の締結の日を含む料金月のそのF O M Aの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 第4号を次のように改めます。

(4) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するF O M Aデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するF O M Aプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第204号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等及び経企第406号（令和元年5月21日）に規定するF O M Aカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第7号を次のように改めます。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるF O M Aカケホーダイプラン等に係るF O M Aの場合に準じるものとします。

(5) 第9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるF O M Aの場合に準じるものとします。

14 経企第2149号（平成29年12月19日）の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第3項中「第2種契約に係る総合利用プラン」を「F O M Aカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はF O M Aカケホーダイプラン（ケータイ）（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいいます。以下この附則において「割引対象プラン」といいます。）」に改めます。

(2) 第2号を次のように改めます。

(2) 当社は、データ定額パック（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいい、ビジネスシェアパックを除きます。以下この附則において同じとします。）を選択している契約者に係るFOMA又は共有対象回線（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいいます。）であるFOMAが、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日（U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、契約者又は共有代表回線（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいいます。）に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。

(3) 第3号の(ア)を次のように改めます。

(ア) 割引対象プラン及びデータ定額パック以外を選択したとき。

(4) 第4号中「総合利用プラン」を「割引対象プラン」に改めます。

(5) 第5号を次のように改めます。

(5) 削 除

附 則（令和元年6月21日経企第811号）

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知に関する部分は、令和元年6月26日から実施します。

附 則（令和元年7月23日経企第1083号）

この改正規定は、令和元年8月1日から実施します。

附 則（令和元年8月21日経企第1308号）

この改正規定は、令和元年9月1日から実施します。

附 則（令和元年9月13日経企第1550号）

（実施期日）

1 この附則は、令和元年9月13日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3 当社は、FOMA契約者又は第2種FOMAユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年9月30日までの間において、令和元年台風第15号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するシングルパック等、データSパック等、データLパック等、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（そのFOMA又はFOMAユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から平成30年8月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのFOMA又はFOMAユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4 前項の規定において、FOMA契約者が、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(7)の3に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（令和元年9月24日経企第1605号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(タイプSS等に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているタイプSS、タイプS、タイプM、タイプL、タイプLL、タイプシンプル、タイプリミット及びタイプビジネス（以下この附則において「タイプSS等」といいます。）のFOMA並びにタイプSS 2in1、タイプS 2in1、タイプM 2in1、タイプL 2in1、タイプLL 2in1、タイプビジネス 2in1及びタイプ2in1（以下この附則において「タイプSS 2in1等」といいます。）のFOMA（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 定期契約の満了

ア タイプSS等及びタイプSS 2in1等に係る定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

区 分	期 間
1年定期契約	1年
2年定期契約	2年

イ 当社は、定期契約について、その契約の満了日の翌日に同一種別の定期契約に更新します。

ただし、(2)のエに規定する複数回線複合割引を選択しているFOMAに係る2年定期契約について、その契約に係る経過期間（(2)のウに規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が120か月超であるときは、その契約の更新の際に、1年定期契約に更新します。

ウ イの規定により更新された定期契約は、その更新日から起算してアに規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

エ 削 除

(2) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	共用FOMA 以外のもの	バリュー プラン	タイプSS	1,864円 (2,050.4円)
			タイプS	3,000円 (3,300円)
			タイプM	5,000円 (5,500円)
			タイプL	8,000円 (8,800円)
			タイプLL	13,000円 (14,300円)

		タイプシンプル	1,483円(1,631.3円)
		タイプリミット	2,600円(2,860円)
		タイプビジネス	8,200円(9,020円)
	バリュープラン以外のもの	タイプSS	3,600円(3,960円)
		タイプS	4,600円(5,060円)
		タイプM	6,600円(7,260円)
		タイプL	9,600円(10,560円)
		タイプLL	14,600円(16,060円)
		タイプシンプル	3,083円(3,391.3円)
		タイプリミット	4,200円(4,620円)
		タイプビジネス	9,800円(10,780円)
		共用FOMAに係るもの	タイプSS 2in1
	タイプS 2in1		3,000円(3,300円)
	タイプM 2in1		5,000円(5,500円)
	タイプL 2in1		8,000円(8,800円)
	タイプLL 2in1		13,000円(14,300円)
	タイプビジネス 2in1		8,200円(9,020円)
	タイプ2in1		800円(880円)

イ アに規定する基本使用料の料金種別の選択については、次に定めるところによります。

(ア) バリュープランの選択については、FOMAサービス取扱所において当社が定める端末設備をFOMA契約者又はその関係者が購入した際に限り、その購入者から指定のあった1のFOMAにおいて、選択することができます。

ただし、バリュープランに係る料金種別相互間の変更を行うときは、この限りではありません。

(イ) (ア)の規定によるほか、FOMA契約者から当社が定める端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、技術基準適合証明規則様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則に適合していることが確認できるもの及び当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるもの）の提示があったときは、そのFOMA契約者から指定のあった1のFOMAにおいてバリュープランを選択することができます。

(ウ) 定期契約を締結しているときは、タイプ2in1を選択できません。

- (エ) 被共用FOMAであるときは、タイプSS等に限り選択することができます。
- (オ) タイプリミットを選択している契約者は、利用限度額（通信及び有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。以下この附則において同じとします。）をあらかじめ設定することにより、当社が請求することとなる通信に関する料金及び有料情報サービスの料金等の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。以下この附則において同じとします。）が利用限度額を超えたことを当社が確認した後の別に定めるときから当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に利用限度額の増額によってその概算額が増額後の利用限度額を下回ったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのFOMAに係る通信をできないようにすることができます。
- ただし、通話モード、64kb/sデジタル通信モード若しくはショートメッセージ通信モードによる契約者回線への通信、利用限度額の変更若しくは付加機能の利用に係る設定等に係る通信、契約者があらかじめ指定した3以内の契約者回線への通信又は第4項に規定するパケ・ホーダイダブル等、(3)のエの(イ)の適用を受ける通信若しくは(3)のオの(ア)の①の適用を受ける通信等については、この限りではありません。
- (カ) タイプSS等及びタイプSS 2in1等に係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るXi契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。
- ウ アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については次の(ア)から(オ)に定めるところによるほか、なお従前のおりとします。
- (ア) タイプSS等及びタイプSS 2in1等のFOMAの基本使用料については、当該暦月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて次表に定める額を減額します。
- ① ②以外のもの

1 契約ごとに

経過期間	基本使用料の減額（月額）	
	アに規定する額に次の係数を乗じて得た額	
	一般契約に係るもの（継続利用割引サービス）	1年定期契約に係るもの（いちねん割引）
12か月まで	—	0.10
12か月を超え24か月まで	0.07	0.12
24か月を超え36か月まで	0.08	0.14
36か月を超え48か月まで	0.10	0.16
48か月を超え60か月まで	0.12	0.18
60か月を超え72か月まで	0.15	0.20

72か月超え84か月まで	0.15	0.21
84か月超え96か月まで	0.15	0.22
96か月超え108か月まで	0.15	0.23
108か月超え120か月まで	0.15	0.24
120か月超	0.15	0.25

- ② 2年定期契約に係るもの（ひとりでも割50/ファミ割MAX50/ビジネス割50）
1契約ごとに

基本使用料の減額	(月額)
アに規定する額に0.50を乗じて得た額	

- (イ) (ア)に規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外の場合はその提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算します。
- (ウ) 契約者回線の提供の開始があった日を含む暦月の基本使用料については、(イ)の規定にかかわらず、(ア)に規定する12か月までの基本使用料の減額を適用します。
- (エ) 定期契約の満了に伴いその契約の更新があった場合の更新後の定期契約に係る経過期間は、(イ)及び(ウ)の規定にかかわらず、更新前の定期契約に係る経過期間の起算月から起算するものとします。
- (オ) 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。
- エ 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用は次に定めるところによります。
- (ア) 割引回線群（複数回線複合割引を選択するFOMA、5G及びXi（以下このエにおいて「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下このエ及び(3)のエにおいて同じとします。）を構成するタイプSS等及びタイプSS 2in1等のFOMAの基本使用料（基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの、2年定期契約を締結しているもの及びカに規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。）から次表に規定する額の割引を適用します。

1契約ごとに

基本使用料の減額	(月額)
アに規定する額に0.25を乗じて得た額	

- (イ) 当社は、複数回線複合割引（以下このエにおいて「本割引」といいます。）の選択に係る申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾しません。
- ① その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
 - ② 当社が別に定める方法により一括して請求する場合は、その割引選択回線に係る契約者が、割引回線群に係る料金その他の債務について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - ③ 指定した割引回線群に係る割引選択回線の数が2以上20以下とならないとき。

- ④ その契約者名義が割引代表回線（割引回線群を代表する1のFOMA、5G若しくはXiをいいます。以下このエ及び(3)のエにおいて同じとします。）に係る契約者の名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
 - ⑤ 契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 - ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (ウ) 当社は、本割引の適用を受けているFOMAについて、その割引代表回線に係る契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあったFOMAが割引代表回線であるときは、その割引回線群の中から新たに割引代表回線を指定していただきます。
- ① 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
 - ② 契約の解除があったとき。
 - ③ (イ)の⑤の規定に該当することが判明したとき。
 - ④ その他(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (エ) 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。
- (オ) 当社は、次に該当する場合は、その割引回線群を構成する全てのFOMAについて本割引の適用を廃止することがあります。
- ① 割引回線群に係る契約者が割引回線群に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - ② その割引回線群を構成する割引選択回線が、(イ)の⑤の規定に該当することが判明したとき。
- (カ) 本割引の適用を廃止したときは、その割引回線群を構成する各々のFOMAに係る料金その他の債務を算出して、その契約者に請求することがあります。
- (キ) 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。
- (ク) 当社は、複数回線複合割引に係る1の割引回線群を構成する割引選択回線に関するFOMA契約者、5G契約者若しくはXi契約者又はその割引回線群を指定して複数回線複合割引を選択する申出をすることができる者（以下このエにおいて「FOMA契約者等」といいます。）に対し、そのFOMA契約者等が当社が別に定めるところによりみんなドコモ割又は光セット割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項を開示することがあります。
- オ 定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用は、次に定めるとおりとします。
- (ア) 当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この附則において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）しているタイプSS等及びタイプSS 2in1等のFOMAに係る基本使用料（料金種別がタイプ2in1プランであるものを除きます。以下このオにおいて同じとします。）について、次表に規定する額の割引を適用します。

一括請求ごとに

区 分		基本使用料の割引額（月額）
割引選択期間	最低利用額	一括請求に係る各々のFOMAの基本使用料に次の係数を乗じて得た額の合計額
1年	100万円	0.35
	500万円	0.36
	1,000万円	0.37
	3,000万円	0.38
	5,000万円	0.39
2年	10万円	0.32
	50万円	0.35
	100万円	0.38
	500万円	0.39
	1,000万円	0.40
	3,000万円	0.41
	5,000万円	0.42
3年	10万円	0.35
	50万円	0.38
	100万円	0.41
	500万円	0.42
	1,000万円	0.43
	3,000万円	0.44
	5,000万円	0.45

(イ) 契約者は、定期包括割引（以下このオにおいて「本割引」といいます。）を選択しているときは、一括請求ごとに月額で税抜額3,000円（税込額3,300円）を支払っていただきます。

ただし、その一括請求に係る料金その他の債務がX iに係る料金等一括して請求されている場合は、その支払いを要しません。

- (ウ) 削 除
- (エ) 本割引を選択している契約者は、(ア)に規定する区分の変更（割引選択期間を短縮する変更又は最低利用額を100万円以上から10万円若しくは50万円とする変更を除きます。）を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から適用します。
- (オ) 削 除
- (カ) 本割引の適用を受けているFOMAについては、ウに規定する基本使用料の減額は適用しません。
- (キ) (イ)に規定する定額料については、日割は行いません。
- (ク) 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。
- カ 身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用は次に定めるところによります。
- (ア) 身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年厚生省衛発242号）に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書（以下特定疾患患者証明書といいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結しているFOMA又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているFOMAの基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の減額	(月額)
アに規定する額に0.60を乗じて得た額	

- (イ) 身体障がい者等割引（以下このカにおいて「本割引」といいます。）を選択する者は、当社に申し出てください。この場合において、複数のFOMAに係る契約を締結しているときは、本割引の適用を受けようとするFOMAをあらかじめ指定して申し出てください。
- (ウ) 当社は、(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。
- ① (イ)の規定により指定したFOMAについて、利用者登録が行われていないとき。
 - ② (イ)の規定により指定したFOMAに係る登録利用者が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患患者証明書（以下このカにおいて「障害者手帳等」といいます。）の交付を受けていることについて、当社が確認できないとき。
 - ③ (イ)の規定により指定したFOMA等に係る登録利用者が、当該暦月において、既に他のFOMA等X i又はX iユビキタスが、この約款又は当社が別に定めるところにより契約者として身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
 - ④ (イ)の規定により指定したFOMAに係る登録利用者が、当該暦月において、既に他のFOMA、FOMAユビキタス、5G又はX iについて、この約款又は当社

が別に定めるところにより身体障がい者等として利用者登録が行われている場合であって、そのFOMA、FOMAユビキタス、5G又はXiが身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

- ⑤ その申出を行った者から指定されたFOMAが主として登録利用者以外の者の利用に供されるものと当社が認めるとき。
- ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(エ) 本割引を選択している契約者は、次のことを守っていただきます。

- ① FOMA契約者（そのFOMAにおいて身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているときは、その登録利用者）が、障害者手帳等を返還した場合その他身体障がい者等に該当しなくなった場合は、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。
- ② その他本割引の適用に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従っていただくこと。

(オ) 当社は、本割引の適用を受けているFOMA等について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

- ① 一般契約に係る名義変更があったとき。
- ② 契約の解除があったとき。
- ③ (ウ)の規定に該当することが判明したとき。
- ④ (エ)の①に規定する届出があったとき。
- ⑤ (エ)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(カ) 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

キ 損害賠償額等の算定に係る適用は次のとおりとします。

(ア) タイプSS等及びタイプSS 2in1等のFOMAにおいて、第54条（通信の種類等）に規定する通信の種類のうち次の①及び②に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第64条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する支払いを要しない料金及び第80条（責任の制限）第2項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次の①及び②に規定する額とみなします。

- ① タイプSS等のFOMAに係るもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	そのFOMAの基本使用料から410円を控除した額
64kb/sデジタル通信モード	200円（220円）
パケット通信モード	200円（220円）
ショートメッセージ通信モード	10円（11円）

② タイプSS 2in1等のFOMAに係るもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	そのFOMAの基本使用料から210円を控除した額
64kb/sデジタル通信モード	200円（220円）
ショートメッセージ通信モード	10円（11円）

(3) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(エ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B及びC以外のもの

a b以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	タイプSS及びタイプ シンプル	20円（22円）
	タイプS	18円（19.8円）
	タイプM	14円（15.4円）
	タイプL	10円（11円）
	タイプLL	7.5円（8.25円）
	タイプリミット	20円（22円）

b タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼 間	夜間及び深夜・早朝	
土曜日・日曜日・祝日			
FOMA通信料	10円（11円）	30円（33円）	30円（33円）

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	Aに規定する料金額と同額

b a以外のもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	タイプSS及びタイプ シンプル	50円（55円）
	タイプS	45円（49.5円）
	タイプM	35円（38.5円）
	タイプL	25円（27.5円）
	タイプLL	19円（20.9円）
	タイプリミット	50円（55円）

(b) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMA通信料	25円（27.5円）	75円（82.5円）	75円（82.5円）

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a b以外のもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	タイプSS及びタイプ シンプル	50円（55円）	
	タイプS	45円（49.5円）	
	タイプM	35円（38.5円）	
	タイプL	25円（27.5円）	
	タイプLL	19円（20.9円）	
	タイプリミット	50円（55円）	

b タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別		料 金 額		
		1分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
		昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMA 通信料	FOMAから の通信	25円（27.5円）	75円（82.5円）	75円（82.5円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
FOMA通信料	FOMAからの通信	①のAのaに規定する料金額と同額

(b) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別		料 金 額		
		1分までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）		
		昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMA 通信料	F O M A から の通信		15円（16.5円）	

b 削除

B 削除

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

A B以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
FOMA デジタル通 信料	FOMAからの通信	
	タイプSS及びタイプシ ンプル	36円（39.6円）
	タイプS	32円（35.2円）
	タイプM	25円（27.5円）
	タイプL	18円（19.8円）
	タイプLL	14円（15.4円）
	タイプリミット	36円（39.6円）

B タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別		料 金 額		
		1分までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）		
		昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMAデジタル通信料			18円（19.8円）	

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
FOMAデジタル 通信料	FOMAから の通信	①のAのaに規定する料金額と同額

(b) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMAデジタル通信料	27円（29.7円）	54円（59.4円）	54円（59.4円）

b 削 除

B 削 除

(ウ) パケット通信モードに係るもの

① ②以外のもの

1課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAパケット通信料	
累計課金対象パケット数	
150,000課金対象パケット以下の部分	0.2円（0.22円）
150,000課金対象パケットを超え600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円（0.11円）
600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円（0.055円）
2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円（0.022円）

② I S P料金支払いに係る通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料金種別	区 分	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i データ通信料	下欄以外の場合	0.12円 (0.132円)
	その通信の相手先となる I S P 接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円 (0.0132円)

(エ) ショートメッセージ通信モードに係るもの

① ②以外のもの

送信1回ごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A シ ョ ー ト メ ッ セ ー ジ 通 信 料	1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字)	3円 (3.3円)
	71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字)	6円 (6.6円)
	135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字)	9円 (9.9円)
	202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字)	12円 (13.2円)
	269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)	15円 (16.5円)
	336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)	18円 (19.8円)
	403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)	21円 (23.1円)
	470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)	24円 (26.4円)
	537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1377文字)	27円 (29.7円)

604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字)	30円 (33円)
--------------------------------------	------------

② 国際ショートメッセージ通信に係るもの

送信1回ごとに

料 金 種 別		料 金 額
F O M A 国 際 シ ョ ー ト メ ッ セ ー ジ 通 信 料	1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字)	50円
	71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字)	100円
	135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字)	150円
	202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字)	200円
	269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)	250円
	336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)	300円
	403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)	350円
	470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)	400円
	537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1377文字)	450円
	604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字)	500円

イ 通信料に係る控除可能額の適用は次のとおりとします。

(ア) タイプSS等及びタイプSS 2in1等のFOMAの通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。)については、アの規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とします。以下このイにおいて同じとします。)から次表に規定する控除可能額(ウに規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。)と(イ)に規定する繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
タイプSS及びタイプSS 2in1	1,000円
タイプS及びタイプS 2in1	2,000円
タイプM及びタイプM 2in1	4,000円
タイプL及びタイプL 2in1	6,000円
タイプLL及びタイプLL 2in1	11,000円
タイプシンプル	—
タイプリミット	2,200円
タイプビジネス及びタイプビジネス 2in1	5,500円
タイプ2in1	—

(イ) この欄において繰越額とは、(ア)の表中のただし書の場合におけるその控除可能額（ウに規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいいます。

ただし、(エ)の規定によりその繰越額が国際アウトローミング利用料等から控除されたとき又は(2)のオの規定の適用を受けたときは、その控除された額を繰越額から差し引いて適用します。

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をタイプSS等又はタイプSS 2in1等からデータ専用プランへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。

(エ) タイプSS等又はタイプSS 2in1等のFOMAの通信に関する料金の月間累計額が控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのFOMAに係る国際アウトローミング利用等に係る料金（国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料をいいます。）から控除残額（控除可能額と繰越額の合計額からその月間累計額を差し引いた額をいいます。）を控除します。

(オ) 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「1,000円」を「1,000円を日割した額」に、「2,000円」を「2,000円を日割した額」に、「4,000円」を「4,000円を日割した額」に、「6,000円」を「6,000円を日割した額」に、「11,000円」を「11,000円を日割した額」に、「2,200円」を「2,200円を日割した額」に、「5,500円」を「5,500円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

(カ) 基本使用料の料金種別がタイプSS 2in1等の共用FOMAの通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるも

のを含みます。以下この欄において同じとします。)については、その共用FOMAに係る基本使用料の料金種別に応じて、その通信を次表に規定するFOMAに係る通信とみなして、(ア)の規定により算定した額を適用します。

区 分	共用FOMAの通信
タイプSS 2in1又はタイプ2in1	タイプSSのFOMAに係る通信
タイプS 2in1	タイプSのFOMAに係る通信
タイプM 2in1	タイプMのFOMAに係る通信
タイプL 2in1	タイプLのFOMAに係る通信
タイプLL 2in1	タイプLLのFOMAに係る通信
タイプビジネス 2in1	タイプビジネスのFOMAに係る通信

(キ) (イ)に規定する繰越額(ウに規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。)は、当該料金月末日時点において、FOMA契約者が選択している基本使用料の料金種別に係る控除可能額に3を乗じた額を上限とし、このイの規定を適用します。

(ク) (キ)の規定にかかわらず、オに規定する定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合の繰越額は、翌料金月又は翌々料金月のタイプSS等又はタイプSS 2in1等のFOMAに係る月間累計額から控除するものとします。この場合において、当該料金月において控除できなかった前々々料金月又は前々々料金月における繰越額があるときの当該料金月における繰越額は、(イ)の規定により算定した繰越額からその控除できなかった繰越額を差し引いた額とします。

ウ 特定電話番号への通信料の月極割引(ゆうゆうコール)の適用は、次のとおりとします。

(ア) 次表に規定する定額料を支払った場合に、FOMAの契約者回線からの特定電話番号(FOMA契約者があらかじめ指定したFOMA、5G、Xi若しくは回線卸携帯電話の契約者識別番号等、当社が提供する電話サービス(国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。)の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。)をいいます。以下このウからカにおいて同じとします。)について、同表に規定する額の割引を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割引額	定 額 料 (月額)
		次の税抜額(かつこ内は税込額)
① FOMA、5G、Xi、専用回線等接続サービス(第9種接続装置に	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を	180円(198円)

係るものに限ります。)、回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信	乗じて得た額
② ①以外の通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額

- (イ) 特定電話番号の数は、1の契約について5以内とします。
- (ウ) 特定電話番号に係る契約回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
- (エ) 特定電話番号への通信料の月極割引（以下このウにおいて「本割引」といいます。）の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
- (オ) 当社は、本割引の適用を受けているFOMAについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
- ① 一般契約若しくは定期契約に係る名義変更があったとき。
 - ② FOMAの契約の解除があったとき。
- (カ) (オ)の規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。この場合において、同一料金月内において同表の①欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、②欄の左欄に該当する場合は生じたときは、②欄の規定によるものとします。

区 分	月 極 割 引 の 適 用
① ②以外により、本割引の適用を廃止したとき。	本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
② 一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。以下この欄において同じとします。）又はFOMAの契約の解除があったとき。	その名義変更の承諾日又はFOMAの契約の解除日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

- (キ) 本割引を選択している契約者が、そのFOMAの契約の解除と同時に新たに5G又はXiに係る契約を締結したときは、カの規定にかかわらず、本割引の適用を廃止した日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
- (ク) 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

(ケ) 本割引を選択した契約者は、本割引が適用される料金月について、利用の一時中断、利用停止等によりFOMAを利用することができなかった期間があった場合でも、(ア)に規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、FOMAを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

(コ) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(サ) (ア)に規定する定額料については、日割は行いません。

(シ) FOMAプラン39等のFOMA及びワイドスター通信サービス契約約款に関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信(通信時間が3分を超えるものに限ります。)の着信を受けたとき(当社が別に定めるときを除きます。)は、次表に規定する控除可能額をイに規定する控除可能額に加算します。

ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。

控 除 可 能 額
1 通信につき3分を超える3分までごとに10円として算定した額を料金月単位で累計した額 ただし、月間累計額がその額と繰越額の合計額に満たない場合はその月間累計額

(注) (ア)の表中に規定する当社が別に定めるものは、第97条(情報提供サービス)に規定する情報提供サービスに係る電気通信設備等とします。

エ 複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用は、次のとおりとします。

(ア) (2)のエに規定する複数回線複合割引の適用を受けているFOMAの契約者回線から、その契約者が指定した割引回線群(以下このエ及びオにおいて「指定割引回線群」といいます。)に係る契約者回線等及び特定電話番号((ウ)の規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した1の電気通信番号であって、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この欄及び次欄において同じとします。)に係る契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金(ウに規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている通信に関する料金を除きます。)については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。この場合において、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
① 指定割引回線群に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
② 特定電話番号に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額

(イ) (ア)の規定にかかわらず、複数回線複合割引の適用を受けているFOMA（総合利用プラン又は限定利用プランに係るものに限り、1年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間が120ヶ月超であるときは、そのFOMAの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、次表のとおり取扱います。

1 契約ごとに

区 分		割 引 額
指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限り、)に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

(ウ) 特定電話番号を指定又は変更するときは、割引代表回線に係る契約者から申し出ていただきます。

(エ) 特定電話番号に係る契約者回線等への通信に係る割引の適用の開始は、その特定電話番号の指定の申出があった日からとします。

(オ) (エ)の規定にかかわらず、特定電話番号を変更する場合は、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金にあってはその変更の申出があった日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金にあってはその変更の申出があった日を含む料金月の翌料金月から、(ア)に規定する割引を適用します。

(カ) (ア)から(オ)の規定によるほか、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAの packets 通信モードによる通信の料金のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線等の i モード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金については、i モード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、アの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態若しくは、i モード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等により i モード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりその i モード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

(キ) 指定割引回線群に属するFOMA（基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの、2年定期契約を締結しているもの及び(2)の(カ)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限り、)に係る通信に関する料金については、(ア)から(カ)の規定（2年定期契約を締結しているもの及び(2)の(カ)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものについては(ア)の①の規定、基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるものについては(イ)の規定を除きます。）に準じて取扱います。

オ 定期契約等に係る通信料月極割引（ビジネス通話割引）の適用は、次のとおりとします。

(ア) 2年定期契約（ビジネス割50に係るものに限り、)を締結しているFOMA契約者が、次表に規定する定額料を支払うことにより、そのFOMAが属する割引回線群（以下この欄において「指定割引回線群」といいます。）に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額から同表に規定する額の割引を適用します。

区 分	定額料 (月額)	割 引 額			
		① ②以外のもの	② 指定割引回線群に係る契約者回線への通信		
			通話モードに係るもの	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	
指定割引回線群に係るFOMAの数	2～30	—	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	31～100	477円（524.7円）	その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額		
	101～1000	667円（733.7円）	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額		

(イ) このオにおいて指定割引回線群とは、定期契約等に係る通信料月極割引（以下このオにおいて「本割引」といいます。）を選択するFOMA、5G及びXi（同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に係るものに限ります。以下このオにおいて「FOMA等」といいます。）により構成される回線群をいいます。

(ウ) 本割引を選択するときは、あらかじめ1の指定割引回線群（その契約者が提供を受けているFOMA等により構成されるものに限ります。）を指定して当社に申し出ていただきます。

(エ) (ア)から(ウ)の規定によるほか、本割引の適用を受けているFOMAのポケット通信モードによる通信の料金のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線のiモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするiモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、iモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、アの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、iモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりiモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

(オ) 本割引は、(ア)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。

- ① そのFOMAの契約者名義が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。
- ② そのFOMAの基本使用料の料金種別が、タイプSS等又はタイプSS 2in1等（タイプ2in1を除きます。）以外であるとき。

- ③ そのFOMAが、ウに規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けているとき。
- ④ 本割引を選択した場合において、指定割引回線群に係るFOMA等の数が2以上1,000以下とならないとき。
- ⑤ 契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (カ) 本割引の適用の開始は、(ウ)に規定する選択があった日からとします。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から割引を適用します。
 - ① 本割引の適用を廃止する申出があったFOMAについて、その申出があった日を含む料金月に、(ウ)に規定する申出があったとき。
 - ② (2)のエに規定する複数回線複合割引の適用の廃止があったFOMAについて、その廃止があった日を含む料金月に、(ウ)に規定する申出があったとき。
- (キ) 当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。
 - ① ビジネス割50以外の2年定期契約に変更したとき。
 - ② 基本使用料の料金種別が適用対象プラン以外となったとき。
 - ③ 名義変更があったとき。
 - ④ 契約の解除があったとき。
 - ⑤ その他(オ)の規定のいずれかに該当することが判明したとき。
- (ク) 本割引を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について、本割引の適用対象とします。
- (ケ) FOMAを利用することができない期間があった場合の本割引に係る定額料の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
- (コ) (ケ)に規定する場合を除き、定額料については日割しません。
- (サ) 当社は、本割引に係る1の指定割引回線群を構成するFOMA等に関するFOMA契約者、5G契約者若しくはXi契約者又はその指定割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者（以下このオにおいて「FOMA契約者等」といいます。）に対し、そのFOMA契約者等が当社が別に定めるところによりみんなドコモ割又は光セット割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その指定割引回線群を構成するFOMA等に係る契約に関する事項を開示することがあります。
- (シ) 本割引の適用を受けている場合は、適用対象プランのFOMAの通信に関する料金の月間累計額（料金月単位で累計した額とし、控除可能額及び繰越額を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から(ス)に規定する繰越共有額を控除した額を適用します。
ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。
- (ス) 繰越共有額とは、そのFOMAに係る指定割引回線群を構成する他のFOMA、5G又はXi（当社が別に定める方法により、そのFOMAと料金その他債務を一括して請求しているものに限ります。以下この附則において「共有対象FOMA等」といいます。）において、当該料金月において控除できなかった前々料金月に新たに生じた繰越額が生じたときに、その合計額をそのFOMA及び共有対象FOMA等に係る月間累計額及び国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額の合計額に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。
- (セ) (シ)及び(ス)の規定にかかわらず、FOMAに係る契約の解除又は名義変更があった場合は、そのFOMAに係る繰越共有額が適用されないことがあります。
- (ソ) (シ)のただし書の場合においては、この約款および国際電話サービス契約約款に

定めるところにより、そのFOMAに係る国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料から繰越残額（繰越共有額からその月間累計額を控除した額をいいます。）を控除します。

カ 定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用は、次のとおりとします。

(ア) (2)のオに規定する定期包括割引の適用を受けているFOMAの通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金の月間累計額について、その月間累計額に当該月の定期包括割引に係る割引額の算定に用いた係数を乗じて得た額(以下この欄において「本割引に係る割引額」といいます。)の割引を適用します。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、料金等が一括して請求(以下このカにおいて「一括請求」といいます。)されているFOMA及び国際電話サービス(当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。)の基本使用料及び通信に関する料金(FOMAパッケージに係る定額通信料を加算した額とし、当社が別に定めるものを除きます。)の合計額(以下このカにおいて「月間利用額」といいます。)が、(2)のオの規定によりあらかじめ申出のあった最低利用額に満たない場合の通信料の取扱いについては、(2)のオに定めるところによります。

(ウ) 削 除

(エ) 定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引(以下このカにおいて「本割引」といいます。)の適用を受けているFOMAについては、ウに規定する特定電話番号への通信料の月極割引は適用しません。

(オ) 基本使用料の料金種別がタイプ2in1である共用FOMAに関する料金等を、定期包括割引の適用を受けているFOMAに一括請求している場合のその共用FOMAに係る通信に関する料金については、(ア)から(エ)の規定に準じて取り扱います。

キ 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用は、次のとおりとします。

(ア) 別表2(付加機能)に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けているFOMAの契約者回線以外の電気通信サービスの契約者回線等から行った通信の料金は、その電気通信サービスに係る契約約款の規定により算定した額(当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る額とします。)を適用します。

(イ) 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。

① 当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの蓄積のために行った通信

② 当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能の利用により着信を拒否する旨の通知を受けた通信

③ 当社が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により着信者の設定に基づき発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知を受けた通信

(注) (ア)に規定する当社が別に定める基本使用料の料金種別は、FOMAサービス又はXiサービスにあつてはプラン150、ワイドスター通信サービスにあつてはプランLとします。

ク 付加機能の利用に係る定額通信料の適用は、次のとおりとします。

(ア) 別表2(付加機能)に規定する番号変換機能の請求を行ったときは、その機能(基本機能に係るものに限ります。)の利用に係る通信について、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い(以下このクにおいて「FOMAオフィスリンク定額」といいます。)を選択したこととなります。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAオフィスリンク定額	900円（990円）

(イ) 当社は、番号変換機能の廃止があった場合には、そのFOMAに係るFOMAオフィスリンク定額を廃止します。

(ウ) FOMAを利用することができない期間があった場合のFOMAオフィスリンク定額に係る定額通信料の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(エ) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(オ) (エ)に規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。

コ 削 除

サ 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金については、次のとおり取り扱います。

(ア) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(イ) (ア)以外

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(注) (イ)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

① 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

② 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信の料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

シ タイプSS等及びタイプSS 2in1等に係るFOMA契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るXi契約の締結があったときは、そのXi契約の締結の日を含む料金月のそのFOMAの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(4) 削 除

(5) 削 除

(6) 請求書等の発行に関する料金

ア 請求書等の発行に関する料金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約について 1 通ごとに

区 分		手 数 料 の 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円 (110円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50円 (55円)

イ 請求書等の発行に関する料金の適用については、なお従前のおりとします。

(7) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い (e ビリング) を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている F O M A に係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その F O M A に係る料金等から 20 円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア 以外の提供条件は、なお従前のおりとします。

(8) 基本使用料の料金種別の変更は、タイプ S S 等相互間の変更に限り行うことができます。

(9) F O M A 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第 3254 号 (令和 2 年 3 月 26 日) の附則第 3 項に定めるところによります。

(10) 新たにタイプ S S 等又はタイプ S S 2in1 等に係る F O M A 契約を締結する申込みを行うことはできません。

(11) (1) から (10) 以外の提供条件については、なお従前のおりとします。

(パケ・ホーダイダブル等に係る経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイフラット及びらくらくパケ・ホーダイ (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「パケ・ホーダイダブル等」といいます。) の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 基本使用料の料金種別が総合利用プランの F O M A (共用 F O M A に係るものを除きます。) に係る契約者は、アに規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、イの規定により算定した額を適用します。

ア 定額通信料

1 契約ごとに

区 分		定額通信料 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
パケ・ホーダイダブル		372円 (409.2円)
パケ・ホーダイシンプル		—
パケ・ホーダイフラット		5,200円 (5,720円)

らくらくパケ・ホーダイ	5,200円 (5,720円)
-------------	-----------------

イ パケット通信料
(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料	spモード機能の利用に係る通信 (パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り、)に関するFOMAパケット通信料	0.004円 (0.0044円)
	上記以外のもの	0.08円 (0.088円)

(イ) パケ・ホーダイフラットに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料		0.05円 (0.055円)

(ウ) らくらくパケ・ホーダイに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料		—

(2) パケ・ホーダイダブル等相互間における変更は、次のア及びイの場合を除き行うことができません。

ア パケ・ホーダイダブルを選択している契約者が、基本使用料の料金種別をタイプシンプルへ変更したときは、その変更があった日において、パケ・ホーダイダブルをパケ・ホーダイシンプルへ変更します。

イ パケ・ホーダイシンプルを選択している契約者が、基本使用料の料金種別をタイプS S等 (タイプシンプルを除きます。)へ変更したときは、その変更があった日において、パケ・ホーダイシンプルをパケ・ホーダイダブルへ変更します。

(3) 料金月の初日以外にパケ・ホーダイダブルの選択があったときは、経企第3254号 (令和2年3月26日) の附則第3項の規定に準じて、定額通信料をその選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

- (4) 同一料金月内において、パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプルの両方の選択があったときは、(1)及び(3)の規定にかかわらず、当該料金月におけるパケ・ホーダイダブルに係る定額通信料の支払いを要しません。
- (5) 当社は、パケ・ホーダイダブル等を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、そのパケ・ホーダイダブル等を廃止します。
- ア 基本使用料の料金種別がタイプSS等以外となったとき。
- イ 契約の解除があったとき。
- (6) (5)の規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、spモード機能（経企第3254号（令和2年3月26日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。
- (7) パケ・ホーダイダブル等の廃止があったときは、パケ・ホーダイダブル等を選択している期間又はパケ・ホーダイダブル等を選択していない期間ごとにパケット通信モードによる通信の一部に関する料金を算定します。
- (8) FOMAを利用することができない期間があった場合のパケット定額に係る定額通信料の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
- (9) (3)又は(8)に規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。
- (10) パケ・ホーダイシンプル及びパケ・ホーダイダブル（以下この附則において「パケ・ホーダイシンプル等」といいます。）に係る適用は次のとおりとします。
- ア パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限り、及びspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイシンプル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り、）に関する料金については、(1)のイの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。
- イ パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信に限り、）、spモード機能の利用に係る通信（アの規定が適用される通信を除きます。）、128k通信モードによる通信及びその他パケット通信モードによる通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、(1)のイの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額とアの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（以下この欄において「iモード等通信月間累計額」といいます。）が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。
- ウ パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信（iモード等通信以外のものをいい、イに規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、イの規定により算定したiモード等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。
- ただし、iモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合であって、そのiモード等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超えるときは、5,700円を超える部分の料金について、次表に規定するiモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合に適用される料金額を適用します。

1 課金対象パッケージごとに

区 分		料 金 額
FOMA パッケージ 通信料	iモード等通信月間累計額が5,700円未満 の場合	(1)のイに規定する料金額と同額
	iモード等通信月間累計額が5,700円以上 の場合	税抜額 0.02円(税込額 0.022円)

エ パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパッケージ通信モードによる通信の一部に関する料金は、iモード等通信月間累計額とウの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が7,800円を超える場合は、7,800円をその合計額とみなして取り扱います。）から、次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。

ただし、その合計額が次表に規定する控除可能額に満たないときは、その合計額を控除します。

1 課金対象パッケージごとに

区 分	控 除 可 能 額
パケ・ホーダイダブル	372円
パケ・ホーダイシンプル	—

オ (3)の規定により定額通信料を日割するときは、エに規定する控除可能額を(3)に規定する日数に応じて日割するものとし、同表中「372円」を「372円を日割した額」に読み替えて適用します。

カ アからオの場合において、同一料金月内にパケ・ホーダイシンプル等の両方の選択があったときは、当該料金月におけるパケ・ホーダイダブルを選択している期間の課金対象パッケージ数とパケ・ホーダイシンプルを選択している期間の課金対象パッケージ数を合算して料金を算定します。

キ パケ・ホーダイダブルに係る適用について、(4)の適用を受けるときは、エに規定する控除は行いません。

ク パケ・ホーダイシンプルの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパッケージ通信モードによる通信の料金のうち、iモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、iモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、spモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、spモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、インターネットメール機能（経企第3254号（令和2年3月26日）に規定するものをいいます。）に係る電子メール（以下この附則において「moperaU電子メール」といいます。）の送受信に関する通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパッケージ通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）の一部に関する料金については、moperaU機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、(1)のイの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態、若しくはiモード機能、spモード機能若しくはmoperaU機能の利用に係る設定等によりiモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが蓄積されなかったとき、又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが送信されたときは、この限りであ

りません。

ケ パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイシンプル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り、）に関するパケット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数として計算（その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。）するものとし、(1)のイの(ア)に規定する「税抜額0.004円（税込額0.00432円）」を「税抜額0.08円（税込額0.0864円）」に読み替えて適用します。

(11) パケ・ホーダイフラットに係る適用は次のとおりとします。

ア パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限り、）、spモード機能の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）については、アの規定にかかわらず、支払いを要しません。

イ パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信に限り、）及び128k通信モードによる通信に関する料金については、(1)のイの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額（以下この欄において「iモードフルブラウザ等通信月間累計額」といいます。）が500円を超える場合は、500円をその月間累計額とみなして取り扱います。

ウ パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信（iモード等通信以外のものをいい、イに規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、イの規定により算定したiモードフルブラウザ等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。

ただし、iモードフルブラウザ等通信月間累計額が500円未満の場合であって、そのiモードフルブラウザ等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が500円を超えるときは、500円を超える部分の料金について、次表に規定するiモードフルブラウザ等通信月間累計額が500円以上の場合に適用される料金額を適用します。

1 課金対象パケットごとに

区 分		料 金 額
FOMA パケット 通信料	iモード等通信月間累計額が500円未満の場合	(1)のイに規定する料金額と同額
	iモード等通信月間累計額が500円以上の場合	税抜額 0.02円(税込額 0.022円)

エ パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の一部に関する料金は、イとウの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が2,600円を超える場合は、2,600円をその合計額とみなして取り扱います。）を適用します。

(12) 当該料金月において、らくらくパケ・ホーダイの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信について、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したときは、(1)の規定にかかわらず、次表に規定する定額通

信料を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
らくらくパケ・ホーダイ	2,839円（3,122.9円）

(13) (1)から(12)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(2in1利用に係る経過措置)

5 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により適用を受けている2in1利用の提供条件は、次のとおりとしします。

- (1) 共用FOMAに係る契約者は、被共用FOMAの変更を請求することができます。
- (2) 当社は、前号に規定する申出があったときは、次の場合を除き、その申出を承諾します。
 - ア 被共用FOMAに係るFOMA契約者の承諾がないとき。
 - イ 被共用FOMAが次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 現に他のFOMAとFOMAカードを共用しているとき。
 - (イ) 基本使用料の料金種別がタイプSS等以外であるとき。
 - (ウ) 第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する用途別集計又は別表2（付加機能）に規定する複数番号機能の提供を受けているとき。
 - ウ その共用FOMA及び被共用FOMAの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外である場合であって、共用FOMAの契約者名義が被共用FOMAの契約者名義と異なるとき。
- (3) 当社は、共用FOMAに係る一般契約者が一般契約に係る名義変更を請求する場合において、その契約者が被共用FOMAの契約者から名義変更の請求に係る承諾を得ていないときは、前項の規定にかかわらず、その請求を承諾しません。
- (4) 被共用FOMAが提供を受けている付加機能（当社が別に定めるものを除きます。）については、その付加機能を共用FOMAへ提供するものとし、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能に限り、請求することができます。この場合において、共用FOMAに提供する付加機能に係る付加機能使用料については、別表2に規定する通話録音機能に係るものを除き、支払いを要しません。
- (5) 当社は、FOMAカードを共用しているFOMAに係る契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、2in1利用を廃止します。
 - ア FOMAカードを共用しているFOMAの契約の解除があったとき。
 - イ 前号の規定に該当することとなったとき。
- (6) 2in1利用をしているFOMAにおいて2in1利用の廃止があったときは、本則第49条（契約者識別番号の登録等）に規定する契約者識別番号の登録等が行われるまでの間に限り、2in1利用が廃止される際に選択していた基本使用料の料金種別を継続して適用します。
- (7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(FOMAの電話番号保管に係る経過措置)

6 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により適用を受けている電話番号保管の提供条件は、次のとおりとしします。

- (1) 当社が電話番号保管を行った期間（以下この附則において「電話番号保管期間」といいます。）が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてそのFOMA契約は解除されたものとしします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことをFOMA契約者に通知します。
- (2) 前号に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

(3) FOMA契約者は、当社が電話番号保管を開始した日から起算して電話番号保管又はメールアドレス保管を取りやめる請求があった日までの期間について、次表に規定する料金の支払いを要します。

料 金 種 別		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
保管手数料	電話番号保管に係るもの	1 契約ごとに	400円 (440円)
	メールアドレス保管に係るもの	1 契約ごとに	100円 (110円)

(4) 当社は、 暦月の初日以外の日電話番号保管又はメールアドレス保管を取りやめる請求があったときは、(4)に規定する料金を電話番号保管等の日数に応じて日割します。

(5) 改正前の規定により定期契約の解除と同時に一般契約を締結及びその一般契約の締結と同時に電話番号保管の開始があったFOMA契約は、この改正規定実施の日において、FOMAに係る2年定期契約を締結したものと取り扱います。

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(i モード機能に関する経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているiモード機能の料金その他提供条件は、次のとおりとしします。

(1) 付加機能使用料

ア iモード機能に関する付加機能使用料については、次表のとおりとしします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
iモード機能		1 契約ごとに	300円 (330円)

イ 料金表第1表第1(基本使用料)の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、アに規定する額から、その額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用しします。

ウ この機能の提供を受けている1のXiについて、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能(スーパーライトプランに係るものを除きます。)、ビジネスmoperaインターネット機能及びspモード機能に係る付加機能使用料(基本機能に係るものに限りします。)のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、イの適用を受ける場合を除き、アに規定する額から、150円(月額)を減額して適用しします。

(2) iモード電子メール(iモード機能用に当社が割り当てたメールアドレス及び当社が別に定めるメール・プロトコルを使用して当社が設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、受信又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとしします。)の提供は次のとおりとしします。

ア iモード電子メールのメールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。

ただし、1の暦月におけるメールアドレス累計変更回数が、当社が定める回数を超えるときは、iモード電子メールアドレスの変更を行うことができません。

イ 蓄積できるiモード電子メール(iモード電子メールに添付された画像等の情報を含

- みます。以下この欄において同じとします。)の情報量又は数等は、当社が別に定めるところによります。
- ウ 契約者回線から送信できる i モード電子メールの数は、当社が別に定める数以内とします。
 - エ 蓄積した i モード電子メールは、当社が別に定める時間が経過したとき又は当社が別に定める回数の受信があったときは、消去されます。
- (3) 災害用伝言板サービスは、次のとおりとします。
- ア 災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。
 - イ 削除
 - ウ 災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。
 - エ 災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等は、当社が定める数以内とします。
- (4) この機能を利用している契約者は、国際ローミング機能の提供を受けている場合において、データ通信モードによる国際アウトローミングを利用して外国からこの機能を利用することができます。この場合において、この機能を利用してデータ通信モードによる国際アウトローミングを利用した場合の国際アウトローミング利用料は、I S P 接続通信の場合に準じて取り扱います。
- (5) 一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。）があったときは、名義変更により新たに契約者となる者へ継続して提供します。
- (6) 電話番号保管期間が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてこの機能は廃止されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを契約者に通知します。
- (7) この機能を利用している F O M A 契約者は、詐欺メール拒否設定機能（i モード電子メールの利用において、フィッシング詐欺等の危険があると当社が別に定める者が判定した I P アドレス（インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。）から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があったものとして取り扱います。
- (8) 当社は、契約者がインターネットサービスを利用する場合において、児童ポルノ情報を受信できないようにすることがあります。
- (9) 当社は、電話番号保管解除を申し込みした場合であって、契約者からこの機能に係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりこの機能を提供します。
- (10) (1) から (9) 以外の提供条件はなお従前のとおりとします。
- (その他)
- 8 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項を次のように改めます。
- (1) 第8号を次のように改めます。
 - (8) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定する F O M A プラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
 - (2) 第10号中「、携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件」を削除します。
 - (3) 第14号を第15号とし、第13号の次に次の一号を加えます。
 - (14) 携帯電話・ P H S 番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプ S S 等の F O M A の場合に準じるものとします。

- 9 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項を次のように改めます。
- (1) 第8号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
 - (2) 第13号を次のように改めます。
 - (13) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにFOMAプラン39等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。は行うことができません。
- 10 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項を次のように改めます。
- (5) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- 11 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項を次のように改めます。
- (1) 第6号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
 - (2) 第9号を次のように改めます。
 - (9) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。
 - (3) 第12号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に次の一号を加えます。
 - (12) 携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。
- 12 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第5項第4号を次のように改めます。
- (4) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、第6項に規定する定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- 13 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第6項第4号を次のように改めます。
- (4) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、前項に規定する定額データプランスタンダード、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等との間の基本使用料の料金種別の

変更は行うことができません。

14 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第4項を次のように改めます。

(1) 第7号を次のように改めます。

(7) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット並びに経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) 第9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

附 則（令和元年9月27日経企第1635号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（キッズケータイプランに係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているキッズケータイプランのFOMA（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料については、次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA	一般契約に係るもの	キッズケータイプラン	1,000円（1,100円）
	定期契約に係るもの	キッズケータイプラン	500円（550円）

イ アに規定する基本使用料については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定にかかわらず、日割しません。

ウ 身体障がい者等割引（ハータ割引）の適用は、次に定めるところによります。

割 引 額（月額）
500円（税込額 550円）

エ 削 除

オ キッズケータイプランに係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はギガホ2、ギ

ガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るX i 契約（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その5 G 契約又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5 G 契約又はX i 契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

カ 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) 通信料については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則に規定するキッズケータイプラン2のFOMAに係る通信とみなしてその規定により算定した額を適用します。

(3) 削除

(4) 削除

(5) FOMA契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項に定めるところによります。

(6) 新たにキッズケータイプランに係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(その他)

4 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第1号のうち「総合利用プラン（第1種契約に係るものに限りします。以下この附則において同じとします。）のFOMA」を「経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等のFOMA」に改めます。

(2) 第5号を次のように改めます。

(5) 削除

(3) 第8号を次のように改めます。

(8) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等並びに経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第10号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(5) 第12号を次のように改めます。

(12) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとしします

(6) 第15号を第16号とし、第14号の次に次の一号を加えます。

(15) 新たにFOMAデータプラン22に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

5 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第3項中「総合利用プランのFOMA」を「経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等のFOMA」に改めます。

(2) 第2号のウの(ウ)を次のように改めます。

(ウ) (ア)に規定する控除可能額の適用、特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月額割引の適用、定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月額割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、経企第1635号（令和元年9月27日）

に規定するタイプSS等のFOMAの場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用については、経企第1635号（令和元年9月27日）第3項(3)のエの(イ)の規定を適用しません

(3) 第3号を次のように改めます。

(3) 削 除

(4) 第8号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(5) 第10号を次のように改めます。

(10) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします

(6) 第13号を次のように改めます。

(13) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等並びに経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(7) 第16号中「(1)から(15)」を「(1)から(16)」に改め、同号を第17号とし、第15号の次に次の一号を加えます。

(16) 新たにFOMAプラン39等に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

6 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第3号のイを次のように改めます。

イ 定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(2) 第5号を次のように改めます。

(5) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等並びに経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(3) 第7号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(4) 第13号中「(1)から(12)」を「(1)から(13)」に改め、同号を第14号とし、第12号の次に次の一号を加えます。

(13) 新たに定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

7 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第3項中「総合利用プランのFOMA」を「経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等のFOMA」に改めます。

(2) 第2号のイを次のように改めます。

イ 特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月額割引の適用、定期包括割引の適用を

受けている FOMA に係る通信料の月極割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプ S S 等の FOMA の場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けている FOMA に係る通信料の適用については、経企第1635号（令和元年9月27日）第3項(3)のエの(イ)の規定を適用しません

(3) 第3号のイを次のように改めます。

イ ファミリーワイド等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプ S S 等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(4) 第4号を次のように改めます。

(4) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプ S S 等の FOMA の場合に準ずるものとします。

(5) 第6号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(6) 第9号を次のように改めます。

(9) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定する FOMA データプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する FOMA プラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定する FOMA カケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1等並びに経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更並びにファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

(7) 第13号中「(1)から(12)」を「(1)から(13)」に改め、同号を第14号とし、第12号の次に次の一号を加えます。

(13) 新たにファミリーワイド等に係る FOMA 契約を締結する申込みを行うことはできません。

8 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第3号のエを次のように改めます。

エ 定額データプランスタンダードに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプ S S 等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(2) 第4号を次のように改めます。

(4) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定する FOMA データプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する FOMA プラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、第6項に規定する定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定する FOMA カケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1等並びに経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(3) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第9号の次に次の一号を加えます。

(10) 新たに定額データプランスタンダードに係る FOMA 契約を締結する申込みを行うことはできません。

9 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第6項を次のように改めます。

(1) 第3号のイを次のように改めます。

イ 定額データプランフラットに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについ

ては、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(2) 第4号を次のように改めます。

(4) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、前項に規定する定額データプランスタンダード、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等並びに経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(3) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第9号の次に次の一号を加えます。

(10)新たに定額データプランフラットに係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

10 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第4項を次のように改めます。

(1) 第1号のエ及びオ並びにケからサを次のように改めます。

エ 削除

オ 削除

ケ 削除

コ 削除

サ 削除

(2) 第2号のケを次のように改めます。

ケ 削除

(3) 第3号を次のように改めます。

ア イを次のように改めます。

イ 契約期間が起算日（第23条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）に規定するものをいいます。）から起算して2年を超えているFOMAキッズケータイプラスに係る定期契約に関する定期契約の解除があったときは、アの規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

イ イの次に次のウを加えます。

ウ イの規定によるほか、FOMAカケホーダイプラン等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(4) 第6号のイ及びカを次のように改めます。

イ 削除

カ 削除

(5) 第7号を次のように改めます。

(7) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等並びに経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更並びにFOMAカケホーダイプラン等からFOMAキッズケータイプラスへの基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(6) 第9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の二号を加えます。

(9) 携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(10) 新たにFOMAカケホーダイプラン等に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

11 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第1号のキ及びク次のように改めます。

キ 削除

ク 削除

(2) 第4号を次のように改めます。

(4) 新たにFOMAデバイスプラス等に係るFOMAユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。

12 企第1605号（令和元年9月24日）の附則第4項第8号を次のように改めます。

(8) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMAカケホーダイプラン等並びに経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更及びタイプSS2in1等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

附 則（令和元年10月1日経企第1668号）

（実施期日）

1 この附則は、令和元年10月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3 当社は、FOMA契約者又はFOMAユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年10月31日までの間において、令和元年台風第15号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データSパック等、データLパック等、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（シングルパック等、データLパック等又はデータSパック等に係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から令和元年10月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのFOMA又はFOMAユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4 前項の規定において、FOMA契約者が、この約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（令和元年10月15日経企第1783号）

（実施期日）

1 この附則は、令和元年10月13日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3 当社は、FOMA契約者又はFOMAユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年

10月31日までの間において、令和元年台風第19号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データSパック等、データLパック等、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（シングルパック等、データLパック等又はデータSパック等に係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から令和元年10月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのFOMA又はFOMAユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

- 4 前項の規定において、FOMA契約者が、この約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（令和元年10月18日経企第1812号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和元年10月17日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（特例FOMA及び特例FOMAユビキタスの提供に関する経過措置）
- 3 FOMA契約又はFOMAユビキタス契約（基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットに係るものに限ります。）の申込みを請求する者（令和元年台風第19号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和2年4月30日までの間に限り、第9条（一般契約申込の方法）、第24条（その他の提供条件）、第24条の7（その他の提供条件）及び第24条の14（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。
 - (1) その申込みをする者が個人であるとき。
 - (2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。
- 4 前項の規定により契約を締結したFOMA（以下この附則において「特例FOMA」といいます。）及びFOMAユビキタス（以下この附則において「特例FOMAユビキタス」といいます。）の提供条件は、次のとおりとしします。
 - (1) 第17条（一般契約に係る名義変更）、第24条（その他の提供条件）、第24条の7（その他の提供条件）及び第24条の14（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。
 - (2) 特例FOMA又は特例FOMAユビキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例FOMA又は特例FOMAユビキタスをその一括請求先とすることはできません。
 - (3) ユビキタスプランS、ユビキタスプランM又はトランシーバプランへの基本使用料への料金種別の変更並びに特例FOMAに係る契約又は特例FOMAユビキタスに係る契約（以下この附則において「特例FOMA等契約」といいます。）の解除と同時に新たにFOMAユビキタス契約（基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットに係るものを除きます。）、FOMA位置情報契約又はXiサービス契約約款に規定するXiユビキタス契約の申込みをすることはできません。
 - (4) 第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求並びに第97条の2（dカードmini）に規定するdカードminiに係る請求を行うことはできません。

(5) 第100条の2（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。
(6) (1)から(5)以外の提供条件は、特例FOMAについては改正後の規定におけるFOMAの場合に、特例FOMAユビキタスについては改正後の規定におけるFOMAユビキタスの場合にそれぞれ準ずるものとします。

5 特例FOMA等契約を締結している者（以下この附則において「特例FOMA等契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属FOMAサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例FOMA等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例FOMA契約については改正後の規定により当社と締結したFOMA契約へ、特例FOMAユビキタス契約については改正後の規定により当社と締結したFOMAユビキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。

6 当社は、令和2年5月31日までの間において、特例FOMA等契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

7 当社は、前項の規定によりFOMAサービスの利用を停止された特例FOMA等契約者が、令和2年6月15日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例FOMA等契約を解除することがあります。

附 則（令和元年10月23日経企第1831号）

この改正規定は、令和元年11月1日から実施します。

附 則（令和元年10月29日経企第1885号）

（実施期日）

1 この附則は、令和元年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3 当社は、FOMA契約者又はFOMAユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年11月30日までの間において、令和元年台風第19号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データSパック等、データLパック等、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（シングルパック等、データLパック等又はデータSパック等に係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から令和元年11月30日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのFOMA又はFOMAユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4 前項の規定において、FOMA契約者が、この約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（令和元年11月14日経企第2066号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年11月19日から実施します。

ただし、パケットパック海外オプションに関する部分は、令和元年11月20日の当社が定める時刻から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第1812号（令和元年10月18日）第4項第4号中「第97条の2（dカードmini）に規定するdカードmini」を「d払い(iD)利用規約に規定するd払い(iD)」に改めます。

附 則（令和元年11月15日経企第2077号）

この改正規定は、令和元年12月1日から実施します。

ただし、改正規定中、個人情報の取扱いについては、令和元年12月11日から実施します。

附 則（令和元年12月18日経企第2373号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（令和2年1月14日経企第2552号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年1月17日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（キッズケータイプラスの適用などに関する経過措置）

- 3 経企第406号（令和元年5月21日）に規定する附則第4項を次のように改めます。

- (1) 第4項ソの次にタを加えます。

タ FOMAキッズケータイプラスに係るFOMA契約の解除と同時に限定利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

（キッズケータイプランの適用などに関する経過措置）

- 4 経企第1635号（令和元年9月27日）に規定する附則第3項を次のように改めます。

- (1) 第1号カの次にキを加えます。

キ キッズケータイプランに係るFOMA契約の解除と同時に新たに限定利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

附 則（令和2年1月22日経企第2628号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年1月29日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は令和2年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

- 3 経企第2522号（平成31年1月23日）の附則を次のように改めます。

- (1) 第2項中「特定送信元拒否設定機能」を「詐欺メール拒否設定機能」に改めます。

- (2) 第3項中「特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能」を「詐欺／ウイルスメール拒否設定機能」に改めます。

附 則（令和2年2月21日経企第2916号）

この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

附 則（令和2年3月23日経企第3209号）

この改正規定は令和2年3月25日から実施します。

附 則（令和2年3月26日経企第3254号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(FOMAサービスの提供に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMAサービス(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)は、令和8年3月31日までの間に限り提供するものとし、提供条件は次のとおりとしします。この場合において、当社はFOMAサービスの全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(1) FOMAサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
FOMA	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限りします。)との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はFOMA特定接続以外のもの
FOMAユビキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限りします。)との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービス
FOMA位置情報	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(専ら位置の測定に関する通信を行うためのものであると当社が認めるものであって、当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限りします。)との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービス
FOMA特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限りします。)との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者(当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限りします。以下この附則において「特定接続事業者」といいます。)の相互接続点との間の通信に限り提供するもの

(2) FOMAサービスの通信には次の種類があります。

種 類	内 容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
64kb/sデジタル通信モード	回線交換方式により64kb/s以下で符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	(ア) パケット交換方式により384kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの

	(イ) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては64kb/s以下、契約者回線への通信においては128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(128k通信モード) (ウ) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては5.7Mb/s以下、契約者回線への通信においては14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(ハイスピードモード)
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送(当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。)を行うためのもの
トランシーバ通信モード	(ア) パケット交換方式により音声その他の音響の伝送をおこなうためのもの (イ) パケット交換方式により14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの

(注) 基本使用料の料金種別及び特定事業者との契約に応じて、利用できる通信の種類は異なります。

(3) 請求による契約者識別番号の変更

ア FOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約(以下この附則において「FOMA契約等」といいます。)に係る契約者(以下この附則において「FOMA契約者等」といいます。)並びにFOMA特定接続契約者は、迷惑通信(いたづら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下この附則において同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下この附則において同じとします。)で現に困っている場合又はM2M等専用番号(当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下この附則において同じとします。)への変更に関し、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

イ FOMA契約者等及びFOMA特定接続契約者は、アの規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属FOMAサービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

ウ イの請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているFOMA契約者等及びFOMA特定接続契約者からのものであると当社が認めた場合又はM2M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

エ 当社は、FOMA契約者等及びFOMA特定接続契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者からイに規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(4) 氏名等の変更の届出

ア FOMA契約者等は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等(当社又は請求事業者(9)に規定するものをいいます。)が発行するFOMAサービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)若しくは電子メール(インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下この附則において同じとします。)の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属FOMAサービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、所属FOMAサービス取扱所に届出がな

いときは、当社からFOMA契約者等に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

イ アの届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

ウ アの規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が3回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

(5) 名義変更

ア FOMA契約者等は、名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下この附則において同じとします。）を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属FOMAサービス取扱所に請求していただきます。

イ 当社は、アの請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

（ア）名義変更により新たにFOMA契約者等になろうとする者が、FOMAサービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

（イ）名義変更により新たにFOMA契約者等になろうとする者が、(11)に規定する預託金を預け入れないとき。

（ウ）名義変更により新たにFOMA契約者等になろうとする者が、(6)の規定に違反するおそれがあるとき。

（エ）名義変更により新たにFOMA契約者等になろうとする者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

（オ）名義変更により新たにFOMA契約者等になろうとする者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第10条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に規定するものをいいます。以下同じとします。）を貸与したと当社が認めたとき。

（カ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ウ 名義変更があったときは、名義変更後にFOMA契約者等となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（(8)の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。

エ アからウの規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

（ア）相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この附則において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属FOMAサービス取扱所に請求していただきます。

（イ）当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。

（ウ）（ア）及び（イ）の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。

（エ）（ウ）の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。

(6) 契約者の義務

ア 契約者は、次のことを守っていただきます。

（ア）自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (イ) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (ウ) FOMAカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
 - (エ) 当社が貸与するFOMAカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (オ) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (カ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (キ) FOMAサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (ク) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。
 - (ケ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。
 - (コ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。
 - (サ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。
 - (シ) 当社が別に定める基準に適合しない移動無線装置により、エミュレーション機能（移動無線装置に接続した端末設備等により、その移動無線装置を操作できる機能をいいます。）を利用してパケット通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行わないこと。
 - (ス) 電子メール（iモード電子メール及びspモード電子メールを含みます。以下この附則において同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。
 - (セ) FOMAユビキタスの契約者回線に接続される移動無線装置を、その移動無線装置が組み込まれる機器の制御又は監視等以外の目的で利用しないこと。
 - (ソ) 位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報であって、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (タ) (19)に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (チ) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと
- イ 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めたときは、アの(ス)の規定に違反したものとして取り扱います。
- (ア) 広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為
 - (イ) 当社が大量と認める電子メールを実在しない電子メールのアドレス（以下この附則において「メールアドレス」といいます。）へ送信する行為
 - (ウ) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為
 - (エ) 電子メールの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発する恐れがあるもの又は電子メールの利用を著しく妨げるものと認める電子メールを送信する行為
 - (オ) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法

律第26号)又は特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の規定に違反して電子メールを送信する行為

ウ 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のFOMA又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、アの(ス)の規定に違反したものとして取り扱います。

エ アの(ス)、イ及びウの規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信について準用します。

オ 契約者は、アの規定に違反して当社が貸与しているFOMAカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

カ 当社は、(19)に規定する登録利用者その他の契約者以外の者によるFOMAサービスの利用においてアからオの規定に反する事由が生じた場合、そのFOMAサービスの契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。

(7) 通信利用の制限

ア 当社は、電子メールの受信に関して、次の措置をとることがあります。

(ア) 通信が著しくふくそうする場合に電子メールの受信を制限する措置

(イ) 多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置

イ 当社は、アの規定によるほか、パケット定額(経企第974号(平成20年11月21日経企第974号)に規定するパケ・ホーダイ等、パケ・ホーダイダブル等、(平成26年1月10日経企第1251号)に規定するパケ・ホーダイダブル2、(平成28年9月16日経企第903号)に規定するデータLパック等、(平成29年3月24日経企第1896号)に規定するらくらくパック、(平成30年5月18日経企第489号)に規定するデータSパック等、(令和元年5月21日経企第406号)に規定するシングルパック等又は(令和元年9月24日経企第1605号)に規定するパケ・ホーダイダブル等をいい、特定接続事業者の契約約款等に規定するFOMA特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。)選択している場合のFOMAサービスの通信(パケット通信モードに限ります。)に関して、次の措置をとることがあります。

(ア) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(イ) セッション(パケット通信モードにより通信を行うことができる契約者回線の状態をいいます。以下この号において同じとします。)の設定が長時間継続されたとき当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(ウ) 通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

ウ 当社は、ア及びイの規定によるほか、基本使用料の料金種別が、経企第294号(平成21年6月24日)に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号(平成26年1月10日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号(令和元年5月21日)に規定するFOMAデータプラン(スマホ/タブ)及びFOMAデータプラン(ルーター)並びに第4項に規定する定額データプランスタンダード2(特定接続事業者の契約約款等に規定するFOMA特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。)のFOMAサービスの通信(パケット通信モードに限ります。)に関して、次の措置をとることがあります。

(ア) 当社が定めるソフトウェア、通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置

(イ) 当社が定めるデータ量を超えるデータファイルの送受信を制限する措置

(ウ) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

- (エ) 一定期間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
- (オ) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
- (カ) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
- (キ) 通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置
- エ 当社は、アからウの規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為又はその他法令に違反する行為により取得されたと当社が判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、FOMAサービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることができます。
- オ 当社は、アからエの規定によるほか、FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者及びFOMA位置情報契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したURL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者及びFOMA位置情報契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。
- (8) 料金等の支払義務等
- ア 当社が提供するFOMAサービス（FOMA特定接続を除きます。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、この約款に定めるところによります。
- イ 当社が提供するFOMAサービスの工事費は、この約款に定めるところによります。
- ウ 当社が提供する国際アウトローミングの利用に係る料金は、国際アウトローミング利用料とし、この約款に定めるところによります。
- エ 削 除
- オ 当社が提供する情報提供サービスの利用に係る料金は、情報料とし、この約款に定めるところによります。
- カ 当社が提供するFOMA特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。
- キ FOMA契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。
- ただし、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- ク キの期間において、利用の一時中断等によりFOMAサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下この附則において「基本使用料等」といいます。）の支

払いは、次によります。

(ア) 利用の一時中断をしたときは、FOMA契約者等は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(イ) 利用停止があったときは、FOMA契約者等は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定によるほか、FOMA契約者等は、次の場合を除き、FOMAサービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
① FOMA契約者等の責めによらない理由により、そのFOMAサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのFOMAサービスについての料金
② FOMAの電話番号保管をしたとき。	電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのFOMAについての基本使用料及び付加機能使用料((27)に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。)

ケ FOMA契約者等又は協定事業者は、次の通信について、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。)により測定した通信時間、情報量又は通信回数とこの約款の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
(ア) (イ)以外の通信 契約者回線から行った通信(その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。)	その契約者回線の契約者
(イ) パケット通信モードによる通信 ① ②以外のもの A 契約者回線から行った通信 B 契約者回線へ着信した通信 ② I S P料金支払いに係る通信 (I S P接続通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信のうち、その協定事業者が相互接続協定において通信に関する料	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者 その通信に係る協定事業者

金を支払うことについて承諾したものをいいます。以下同じとします。)

コ 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

サ コの場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等に関する通信及び協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

シ 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

ス 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

セ FOMA契約者等は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、FOMA契約者等に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者はFOMA契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(9) 債権の譲渡等

ア FOMA契約者等（当社が指定するFOMA契約者等を除きます。以下この号において同じとします。）は、当社がFOMAサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったX iサービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。）に係る債権を、当社が別に定める第三者（以下この附則において「請求事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、FOMA契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

イ FOMA契約者等は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限り、並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び(12)の規定に基づきそのFOMAサービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限り、）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

ウ FOMA契約者等は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限り、）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(注) アに規定する当社が別に定める第三者は、(17)に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

(10) 責任の制限

ア 当社は、FOMAサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのFOMAサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この号において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

イ アの場合において、当社は、FOMAサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのFOMAサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

（ア） この約款において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

（イ） この約款において通信料として規定する料金（FOMAサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

ウ イの場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、(25)の規定に準じて取り扱います。

エ 当社の故意又は重大な過失によりFOMAサービスの提供をしなかったときは、アからウの規定は適用しません。

(注) イに規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、FOMAサービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(11) 預託金

ア 契約者又は名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、その請求の承諾に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

（ア） 名義変更の承認を請求したとき。

（イ） (12)のアの(ア)又は(エ)の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

（ウ） 基本使用料の料金種別を変更したとき。

イ 預託金の額は、1契約当たり10万円以内で当社が別に定める額とします。

ウ 預託金については、無利息とします。

エ 当社は、FOMA契約等の解除、名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他のFOMA契約等に基づき支払うべき額（(9)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）並びに当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約、個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）及び割賦販売契約（当社の割賦販売契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額（当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

(12) 利用停止

ア 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのFOMAサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、(9)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権を含みます。以下この号、(15)及び(19)において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

（ア） 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、FOMAサービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び(9)の規定により当社がFOMAサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求

事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)を含みます。以下この号及び(18)において同じとします。)

- (イ) FOMAサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
- (ウ) (4)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。
- (エ) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のFOMAサービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (オ) (6)に規定する利用に係る契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (カ) (11)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (キ) (16)の規定に違反したとき。
- (ク) 警察機関がFOMAサービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対してその契約者回線に係るFOMAサービスの利用を停止する要請があったとき。

イ 当社は、アの(ア)から(カ)又はアの(ク)の規定によりFOMAサービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、(オ)により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

ウ 当社は、アの(キ)の規定によりFOMAサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

(13) 契約者が行う契約の解除

ア 契約者は、FOMAサービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

イ アの場合において、FOMA契約者等及びFOMA特定接続契約者(特定接続事業者から第2号に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。)は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出てください。

ウ 当社は、イの規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

エ アの場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づくFOMA契約等の解除となるときは、その解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注1) 経企第294号(平成21年6月24日)に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号(平成26年1月10日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号(令和元年5月21日)に規定するFOMAデータプラン(スマホ/タブ)及びFOMAデータプラン(ルーター)並びに第4項に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプラン128Kに係るFOMA契約者は、イに規定する申出を行うことができません。

(注2) エに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(14) 当社が行う契約の解除

- ア 当社は、(12)の規定によりFOMAサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。
- イ 当社は、契約者が(12)のアの規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、アの規定にかかわらず、FOMAサービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- ウ 当社は、契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めたときは、その契約を解除するものとします。
- エ 当社は、アからウの規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- オ 当社は、アからエの規定によるほか、契約者又は(19)に規定する登録利用者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その契約に係るFOMAサービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってその契約を解除するものとします。

(15) 電気通信事業者への情報の通知

- ア 契約者は、(13)又は(14)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合((9)の規定により、当社がFOMAサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- イ アの規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限り)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- (ア) (14)の規定により当社がそのFOMA契約を解除したとき((6)のイ又はウの規定に違反したと当社が認めた場合に限り)。
- (イ) (12)のアの規定によりFOMAの利用を停止されたとき((6)のイ若しくはウ又は(16)の規定に違反したと当社が認めた場合に限り)。
- ウ ア及びイの規定によるほか、契約者は、携帯電話番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(その携帯電話番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限り)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- エ アからウの規定によるほか、契約者は、電子メール又はショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行った場合であって、その電子メール又は文字メッセージの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール又は文字メッセージの送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為((6)のアの(ス)及び(6)のイに相当するものをいいます。)に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者とします。)へ、文字メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール又は文字メッセージの受信時刻(受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール又は文字メッセージを蓄積した時刻をいいます。)及び文字メッセージの内容等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限り)を通知することにあらかじめ同意するものとします。
- (注) ア、イ及びエに規定する当社が別に定める電気通信事業者は、(17)に規定する「NTT

ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

(16) 契約者確認

ア 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この号において同じとします。）の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。

イ 当社は、アの規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、その旨を通知します。

ウ 契約者は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。

(17) 当社は、FOMA契約者等に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

(18) 回収代行等の承諾等

ア FOMA契約者等は、有料情報サービス（FOMAサービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下この附則において同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

イ アの規定によるほか、(27)に規定するspモード機能の提供を受けているFOMA契約者等は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がそのFOMA契約者等に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。

ウ FOMA契約者等は、当社が別に定めるところにより、暗証番号を使用して、アに規定する有料情報サービスを利用することができます。

エ FOMA契約者等は、次のいずれかに該当する場合は、ア及びウの規定にかかわらず、有料情報サービスを利用することができない場合があります。

(ア) 支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがないとき。

(イ) 有料情報サービスの料金の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。）が、限度額（有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。）を超えたことを当社が確認したとき。

オ 当社は、アの規定により回収する又はイの規定により立替払いする有料情報サービスの料金については、その有料情報サービスの利用又は登録があった契約者回線のFOMA契約者等に、FOMAサービスの料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。

カ FOMA契約者等は、支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがない場合において、その有料情報サービスに係る情報提供者からの請求に基づきFOMA契約者等の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

キ ア又はイの場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

ク 当社は、有料情報サービスで提供される情報等の内容、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

ケ 削 除

(19) 利用者登録

ア FOMA契約者及びFOMAユビキタス契約者（当社が別に定める者を除きます。以

- 下この号において「対象契約者」といいます。)は、当社が定める方法により、その契約に係るFOMAサービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。
- イ 対象契約者は、そのFOMA契約者等以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。
- ウ アの規定にかかわらず、そのFOMA及びFOMAユビキタスの契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるときは、利用者登録を行うことができません。
- エ FOMA契約者等は、当社がFOMAサービス等に係る案内等を、当社が定める方法により、そのFOMAサービスに係る契約者回線へ送信する場合において、利用者登録の有無にかかわらず、FOMAサービスに係る情報をその契約者回線へ当社が通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- オ エの規定によるほか、対象契約者は、法人(当社が別に定める法人とします。以下この号において同じとします。)からの請求に基づき、アの規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- カ 対象契約者は、その対象契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は対象契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。
- (ア) 対象契約者からの申出により利用者登録又は登録利用者の変更若しくは登録の削除が行われること。
- (イ) そのFOMA及びFOMAユビキタスに係る利用の一時中断、名義変更、契約の解除、基本使用料の料金種別の選択、付加機能の請求若しくは廃止その他のFOMA契約又はFOMAユビキタス契約に係る請求は、対象契約者の申出により行うこと。
- (ウ) 対象契約者が、そのFOMAサービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、(12)の規定に基づきFOMAサービスの利用を停止されることがあること、又は(14)の規定に基づきFOMAサービスに係る契約を解除されることがあること。
- (エ) 登録利用者の変更を行った場合において、FOMAサービスの利用に係る請求書等又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者の利用に係るものと変更後の登録利用者の利用に係るものを合わせて、請求書等又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。
- (オ) 法人からの請求に基づき、アの規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知すること。
- キ 対象契約者は、登録利用者の変更があった場合は、そのことを速やかに所属FOMAサービス取扱所に申し出ていただきます。
- ク 当社は、対象契約者から登録利用者の変更の申出があったときは、その申出を利用者登録の申出とみなして、アからカの規定を適用します。
- ケ 当社は、対象契約者から登録利用者の登録を削除する申出があった場合のほか、利用者登録が行われているFOMA及びFOMAユビキタスについて名義変更があったときは、登録利用者の登録を削除します。
- (20) 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、(9)の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。)の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(21) サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知

ア 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりFOMAサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するFOMA契約者等を確認し、当社が定める方法により当該FOMA契約者等へ注意喚起を行うことがあります。

イ アの規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりFOMAサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するFOMA契約者等を確認し、当社が定める方法により当該FOMA契約者等へ注意喚起を行うことがあります。

(22) 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その債務を負いません。

(23) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

ア 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

イ 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(24) 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、FOMAサービスの一部を廃止することがあります。この場合において、当社はFOMAサービスの一部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(25) FOMAサービスの料金の計算方法等

ア 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ア) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供の開始があったとき。

(イ) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

(ウ) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又はその付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

(エ) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(オ) (8)のイの(ウ)の表の規定に該当するとき。

イ アの規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、(8)のイの(ウ)の表の①欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

ウ 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

エ ウの規定にかかわらず、基本使用料、付加機能使用料及び通信料の減額適用等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。

(ア) 基本使用料の減額適用及び割引適用に係る計算において、その計算結果に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

ただし、日割計算に関する部分は、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(イ) 付加機能使用料の減額適用、通信料の割引適用、控除可能額の日割及び情報料の減額適用に係る計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ FOMA契約者等は、料金及び工事費について、クに規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、FOMA契約者等は、その料金及び工事費（(9)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するFOMAサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

カ 当社は、FOMA契約者等に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、FOMA契約者等は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、FOMA契約者等から1月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

キ 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

ク 当社は、当社に特別の事情がある場合は、FOMA契約者等の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ケ 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下このケにおいて「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下このケにおいて「一括請求グループ」といいます。）に属する5Gサービス、Xi又はFOMAに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者（以下このケにおいて「5G契約者等」といいます。）に対し、その5G契約者等がdカードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5Gサービス、Xi、Xiユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス、FOMA位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(26) 手続きに関する料金等

ア 手続きに関する料金

(ア) 手続きに関する料金は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
カード発行手数料	1枚ごとに	2,000円（2,200円）

名義変更手数料	1 契約ごとに	2,000円 (2,200円)
登録等手数料	1 端末設備等ごとに	2,000円 (2,200円)
その他の手数料	1 の申込みごとに	別に算定する実費

(イ) 名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、名義変更と同時に身体障がい者等割引（この約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けることとなった場合の名義変更手数料については、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

(ウ) 名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更手数料については、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

(エ) 削 除

(オ) FOMA契約者及びFOMAユビキタス契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けている場合若しくはその適用を受けることとなった場合の登録等手数料については、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

(カ) 1の契約又は1の端末設備等について、その支払いを要する手続きが、カード発行手数料又は登録等手数料を要する手続きと同時にされるものであるとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、(ア)の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。

(注) (カ)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。

(キ) 当社は、(ア)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

イ 番号案内料等に関する料金

(ア) 相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、相互接続番号案内の利用に係る番号案内料及び番号案内接続通信料（以下このイにおいて「番号案内料等」といいます。）は次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	1 電話番号等ごとに	400円（440円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

(イ) 身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのFOMAの契約者回線から行った相互番号案内の利用に係る通信（当該料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する番号案内料等については、(ア)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(ウ) (イ)の規定によるほか、番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の間合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

ウ 料金明細内訳書等の発行手数料は次表に規定する額を適用します。

1 契約について 1 通ごとに

区 分	単 位	手数料の額
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
発行手数料	料金明細内訳書の発行に係るもの	100円 (110円)
	支払証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	契約事項証明書の発行に係るもの	300円 (330円)

(注 1) 料金明細内訳書又は契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(実費)が必要な場合があります。

(注 2) 支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

エ 分割送付手数料及び用途別集計に係る手数料は次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	手数料の額
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
分割送付手数料	1 契約について 1 分割送付ごとに	150円 (165円)
用途別集計に係る手数料	1 契約について 1 集計ごとに	100円 (110円)

オ ユニバーサルサービス料

(ア) ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに 3 円 (3.3円)
	加算額	1 追加番号ごとに 3 円 (3.3円)

(イ) (27)に規定する複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて(ア)に規定する加算額を適用します。

(ウ) FOMAユビキタスにおいて契約者識別番号がM2M等専用番号であると当社が認めたときは、(ア)の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いた

だく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

カ 電話リレーサービス料

(ア) 電話リレーサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	基本額	1 契約ごとに	1 円 (1.1円)
	加算額	1 追加番号ごとに	1 円 (1.1円)

(イ) (27)に規定する複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて(ア)に規定する加算額を適用します。

(ウ) FOMAユビキタスにおいて契約者識別番号がM2M等専用番号であると当社が認めたときは、(ア)の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

(27) 付加機能使用料

ア 付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
通話中着信機能 (キャッチホン)		1 契約ごとに	200円 (220円)
留守番電話及び不在案内機能		1 契約ごとに	300円 (330円)
着信短縮ダイヤル機能 (クイックナンバー)	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域をFOMA及びXiの1の営業区域に係る地区内とした場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (30,800円)
	上記以外のもの	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	36,000円 (39,600円)
iモード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)		1 契約ごとに	100円 (110円)
iモード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)		1 契約ごとに	200円 (220円)

グループ機能		1 契約ごとに	150円 (165円)	
呼出音選択機能 (メロディコール)		1 契約ごとに	100円 (110円)	
moperaU機能	基本機能	基本額 (1 契約ごとに)	(1) スタンダードプラン 500円 (550円) (2) ライトプラン 300円 (330円) (3) スーパーライトプラン 150円 (165円)	
	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額 (1 メールアドレスごとに)	150円 (165円)
		I P 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	(1) タイプ1 300円 (330円) (2) タイプ2 500円 (550円)
		メール着信通知機能	加算額 (1 通知ごとに)	3 円 (3.3円)
複数番号機能 (マルチナンバー)		1 追加番号ごとに	500円 (550円)	
即時接続機能		1 契約ごとに	100円 (110円)	
位置情報通知機能		1 位置情報送付ごとに	3 円 (3.3円)	
位置情報受信機能 (イマドコサーチ)		1 契約ごとに	200円 (220円)	
		1 位置情報蓄積ごとに	5 円 (5.5円)	
i モードケータイデータお預かり機能	基本機能	1 契約ごとに	100円 (110円)	
	追加機能	容量拡張機能	1 契約ごとに	100円 (110円)

ビジネス moperaインター ネット機能	基本機能		基本額（1契約ご とに）	300円（ 330円）
	追 加 機 能	I P 網接続機能	加算額（1契約ご とに）	(1) タイプ1 300円（ 330円） (2) タイプ2 500円（ 550円）
my daiz（有料・spモード）			1契約ごとに	100円（ 110円）
spモード機能			1契約ごとに	300円（ 330円）
ビジネスmoperaテレメトリ機能			1契約ごとに	100円（ 110円）
通話録音機能			基本額（1契約ご とに）	500円（ 550円）
			加算額（1通話録 音グループごと に）	500円（ 550円）
パケットトランシーバ機能			1契約ごとに	2,300円（ 2,530円）
遠隔管理機能 （あんしんマ ネージャーサ ービス）	基本機能	タイプA	基本額（1契約ご とに）	250円（ 275円）
		タイプB	基本額（1契約ご とに）	250円（ 275円）
		タイプC	基本額（1契約ご とに）	400円（ 440円）
		タイプD	基本額（1契約ご とに）	250円（ 275円）
あんしんマネ ージャーNEXT サービス	タイプB（あんしんマネ ージャーNEXTキャリアフリープラ ン）		端末1台ごとに	250円（ 275円）
自動着信転送機能（転送でんわ）			1契約ごとに	—
迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップ サービス）			1契約ごとに	—
接続先限定機能			1契約ごとに	—
国際ローミング機能			1契約ごとに	—

イ 当社は、アに規定する付加機能（ビジネスmoperaテレメトリ機能、遠隔管理機能（タイプB及びタイプCに限ります）、moperaU機能（ライトプラン及びスーパーライトプランに係るものに限ります。）及びビジネスmoperaインターネット機能を除きます。）に係る利用の請求があったときは、（ア）から（エ）の規定によるほか、改正前の規定によりその付加機能を提供します。

（ア） 削除

（イ） 削除

（ウ） ライトプランに係るmoperaU機能の付加機能使用料については、当該機能の利用のために当社が設置した電気通信設備への接続の開始があった場合に限り、その接続を開始した時刻の属する当該暦月において、アに規定する額を適用します。この場合における通信の時刻は、当社の機器により測定します。

（エ） 情報自動受信機能については、spモード機能の提供を受けているFOMA又はFOMAユビキタス（spモードケータイお預かり機能を利用しているものに限ります。）に係る契約者から利用の請求があった場合に限り、その機能を提供します。

ウ ライトプランに係るmoperaU機能及びiモード電子メール転送機能に係る付加機能使用料については、(25)の規定にかかわらず、日割しません。

エ 付加機能使用料の減額適用については、次のとおりとします。

（ア） 1のFOMAについて、通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、オに規定する適用を受ける場合を除き、アに規定する付加機能使用料の合計額から200円（月額）を減額して適用します。

（イ） 1のFOMA及びFOMAユビキタスについて、グループ機能及びmoperaU機能（スタンダードプランに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、オに規定する適用を受ける場合を除き、アに規定する付加機能使用料の合計額から100円（月額）を減額して適用します。

（ウ） 1のFOMA及びFOMAユビキタスについて、moperaU機能（基本機能に係るものに限ります。スーパーライトプランに係るものを除きます。）、ビジネスmoperaインターネット機能（基本機能に係るものに限ります。）及びspモード機能に係る付加機能使用料並びに経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するiモード機能に係る付加機能使用料のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、オに規定する適用を受ける場合を除き、アに規定する付加機能使用料の額からそれぞれ150円（月額）を減額して適用します。

（エ） パケットトランシーバ機能に係る付加機能使用料の適用を受けているFOMAユビキタスについて、当社が指定する事業所において当社が定める端末設備（当社が定めるものに限ります。以下同じとします。）をFOMAユビキタス契約者又はその関係者が当社が別に定める方法により購入したときは、アに規定する付加機能使用料の額から800円（月額）を減額して適用します。

（オ） （エ）に規定する減額は、その購入があったと当社が確認した日を含む料金月から適用します。

（カ） 当社は、次のいずれかに該当する場合には、それに該当すると当社が確認した日をもって（エ）に規定する減額適用を廃止します。

① FOMAユビキタス契約の解除があったとき。

② パケットトランシーバ機能の廃止があったとき。

③ FOMAサービス取扱所において当社が定める端末設備をFOMAユビキタス契約者又はその関係者が当社が定める方法により購入（（エ）に規定する方法で購入したときを除きます。）したとき。

(キ) (25)の規定により付加機能使用料を日割するときは、(ア)から(エ)に規定する額を日割して適用します。

オ 身体障がい者等割引の適用を受けているFOMA及びFOMAユビキタスに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、iモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、位置情報通知機能、ビジネスmoperaテレメトリ機能及び遠隔管理機能に係る付加機能使用料、FOMA位置情報受信機能における1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、アに規定する額からその額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。

カ 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する各々の付加機能について、付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を変更又は廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をFOMA契約者等へ周知します。

キ 当社は、カの規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことによりFOMA契約者等に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(28) 削除

(29) 情報料

ア 情報提供サービスに係る情報料は次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	料金額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
iチャンネル	150円 (165円)
画像情報提供サービス	—
地図情報等提供サービス	—

イ 当社は、アに規定する情報提供サービスに係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりその情報提供サービスを提供します。

ウ 身体障がい者等割引の適用を受けているFOMAに係る情報料については、アに規定する料金額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。

エ 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をFOMA契約者等へ周知します。

オ 当社は、エの規定により、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止したことによりFOMA契約者等に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(30) 削除

(31) FOMA契約者等は、国際アウトローミングを利用したときは、当社が別に定めるところにより国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社の機器により測定します。

(32) (1)から(31)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(データプランSS等に係る経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータプランSS、デー

タブランS、データプランM、データプランL、データプランLL、定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128K（以下この附則において「データプランSS等」といいます。）のFOMA（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) データプランSS等（定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。）のFOMAに係る通信の種類は、64kb/sデジタル通信モード、パケット通信モード（128k通信モードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、定額データプランスタンダード2のFOMAに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、定額データプラン128KのFOMAに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モードに限ります。）及びショートメッセージ通信モードに限ります。

(2) 定期契約の満了

ア 定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kに係る定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

イ 当社は、定期契約について、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

ウ イの規定により更新された定期契約は、その更新日から起算してアに規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

エ 削 除

(3) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA	バリュープラン	データプランSS	1,100円（1,210円）
		データプランS	2,200円（2,420円）
		データプランM	4,500円（4,950円）
		データプランL	6,700円（7,370円）
		データプランLL	13,200円（14,520円）
		定額データプランスタンダード2	3,334円（3,667.4円）
		定額データプラン128K	3,010円（3,311円）
	バリュープラン以外のもの	データプランSS	1,800円（1,980円）
		データプランS	2,900円（3,190円）
		データプランM	5,200円（5,720円）

	データプランL	7,400円 (8,140円)
	データプランLL	13,900円 (15,290円)
	定額データプランスタンダード2	4,034円 (4,437.4円)
	定額データプラン128K	3,710円 (4,081円)

イ アに規定する基本使用料の料金種別の選択については、次に定めるところによります。

(ア) バリュープランの選択については、タイプSS等のFOMA（企第1605号（令和元年9月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の場合に準ずるものとします。

(イ) 定期契約を締結しているときは、定額データプランスタンダード2又は定額データプラン128Kに限り選択することができます。

(ウ) 定額データプラン128Kに係る基本使用料については、前項第25号の規定にかかわらず、日割しません。

(エ) 同一暦月内においてバリュープランに係る定額データプラン128K及びバリュープラン以外のものに係る定額データプラン128Kの両方の選択があったときは、当該暦月におけるバリュープランに係る定額データプラン128Kに関する基本使用料の支払いを要しません。

ウ アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については次の(ア)から(オ)に定めるところによります。

(ア) 定期契約に係る定額データプランスタンダード2又は定額データプラン128Kデータ専用プランのFOMAの基本使用料の減額適用は次表に定めるところとします。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別		割引額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA	定額データプランスタンダード2	953円 (1,048.3円)
	定額データプラン128K	1,505円 (1,655.5円)

(イ) 前項第25号の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

エ データプランSS等のFOMAに係る電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の基本使用料の減額及び及び身体障がい者等割引（ハートイ割引）の適用並びにデータプランSS等（定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。）のFOMAに係る複数回線複合割引（ファミリー割引）及び定期包括割引（ビジネスセーバー）については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

オ データプランSS等に係るFOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る5G契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るXi契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締

結したときは、その5G契約又はXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

カ データプランSS等のFOMAにおいて、前項第2号に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の前項第8号に規定する支払いを要しない料金及び前項第10号に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次の(ア)及び(イ)に規定する額とみなします。

(ア) (イ)以外のもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
64kb/sデジタル通信モード	200円 (220円)
パケット通信モード	そのFOMAの基本使用料から210円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円 (11円)

(イ) 定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kに係るもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
パケット通信モード	そのFOMAの基本使用料から10円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円 (11円)

(4) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

A B以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	30円 (33円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
FOMAデジタル 通信料	FOMAから の通信	①に規定する料金額と同額

b 削 除

B 削 除

(イ) パケット通信モードに係るもの

① ②以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は 税込額）
FOMA パケット 通信料	データプランSS	
	累計課金対象パケット数	
	600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円（0.11円）
	600,000課金対象パケットを超え2,000,000課 金対象パケット以下の部分	0.05円（0.055円）
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円（0.022円）
	データプランS	
	累計課金対象パケット数	
	2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円（0.055円）
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円（0.022円）
	データプランM	0.02円（0.022円）
	データプランL	0.015円（0.0165円）
	データプランLL	0.012円（0.0132円）
	定額データプランスタンダード2	0.03円（0.033円）
	定額データプラン128K	0.05円（0.055円）

② I S P料金支払いに係る通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料金種別	区 分	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M Aパケット 通信料	下欄以外の場合	0.12円（0.132円）
	その通信の相手先となるI S P接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円（0.0132円）

(ウ) ショートメッセージ通信モードに係るものは改正後のタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

イ データプランSS等のFOMAにおける通信料に係る控除可能額の適用は次のとおりとします。

(ア) データプランSS等（データプランSS、定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。）のFOMAの通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下このイにおいて同じとします。）については、アの規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下このイにおいて同じとします。）から次表に規定する控除可能額と(イ)に規定するパケット繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額とパケット繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
データプランS	5,000円
データプランM	9,000円
データプランL	18,000円
データプランLL	30,000円

(イ) この附則においてパケット繰越額とは、(ア)のただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能なパケット繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいい、翌料金月又は翌々料金月のデータプランSS等（データプランSS、定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。）のパケット通信モードに係る月間累計額から控除します。

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をデータプランSS等（データプランSS、定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。）から定額データプランスタンダード2又は定額データプラン128Kへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じたパケット繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。

ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日においてデータプランSS等（データプランSS、定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。）を選択している場合は、この限りではありません。

(エ) 前項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「5,000円」を「5,000円を日割した額」に、「9,000円」を「9,000円を日割した額」に、「18,000円」を「18,000円を日割した額」に、「30,000円」を「30,000円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

ウ 定額データプラン128KのFOMAサービスの契約者回線から行った定額対象通信(当社が指定する端末設備を利用して、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信といたします。以下エ及びキにおいて同じとします。)については、アの規定にかかわらずその料金の支払いを要しません。

エ 定額データプランスタンダード2のFOMAサービスの契約者回線から行った定額対象通信に係る料金については、アの規定により算定した額の月間累計額から2,381円を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が2,381円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。

オ エの規定により算定した額が5,966円を超える場合は、エの規定にかかわらず、5,966円を超える部分の料金の支払いを要しません。

ただし、定期契約を締結している場合又は身体障がい者等割引の適用を受けている場合であって、エの規定により算定した額が3,319円を超えるときは、エの規定にかかわらず、3,319円を超える部分の料金の支払いを要しません。

カ 前項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、エに規定する2,381円をその利用日数に応じて日割するものとし、「2,381円」を「2,381円を日割した額」にそれぞれ読み替えて適用します。

キ 定額データプランスタンダード2又は定額データプラン128Kを選択している場合のア及びイの適用については、定額対象通信に関する料金を除いた月間累計額から控除可能額及びパケット繰越額を控除します。

ク データプランSS等(定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。)のFOMAに係る複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用及び付加機能の利用等に係る通信の料金の適用については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(5) 削 除

(6) 請求書等の発行に関する料金については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(7) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているデータプランSS等のFOMAに係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAに係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、なお従前のおりとします。

(8) 基本使用料の料金種別の変更は、経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプSS等への変更又はデータプランSS等相互間の変更に限り行うことができます。

(9) データプランSS等のFOMAに係る契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、前項に規定するのとおりとします。

(10) 新たにデータプランSS等に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

(11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(キッズケータイプラン2に係る経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているキッズケータイプラン2のFOMA(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料については、次表に定める額を適用しします。

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA	一般契約に係るもの	キッズケータイプラン2	500円 (550円)

イ アに規定する基本使用料については、第3項第25号の規定にかかわらず、日割しませ

ん。

ウ キッズケータイプラン2に係るFOMA契約の解除と同時に新たにキッズケータイプラン2(当社が別に定めるものをいいます。)に係るXi契約又は5Gギガホ若しくは5Gギガライト(当社が別に定めるものをいいます。)に係る5G契約を締結したときは、そのXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(エ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B及びC以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA通信料	FOMAからの通信	20円 (22円)

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA通信料	FOMAからの通信	Aに規定する料金額と同額

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA通信料	FOMAからの通信	50円(55円)

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA通信料	FOMAからの通信	50円(55円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a b以外のもの

料 金 種 別		料金額
FOMA通信料	FOMAからの通信	①のAに規定する料金額と同額

b 削除

B 削除

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	20円(22円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a b以外のもの

料 金 種 別		料金額
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	①に規定する料金額と同額

b 削除

B 削除

(ウ) パケット通信モードに係るもの

① ②以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料	0.08円 (0.088円)

② I S P料金支払いに係る通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料金種別	区 分	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料	下欄以外の場合	0.12円 (0.132円)
	その通信の相手先となる I S P 接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円 (0.0132円)

(エ) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定におけるタイプ S S 等に係る F O M A の場合に準じるものとします。

(3) 削 除

(4) 請求書等の発行に関する料金

ア 請求書等の発行に関する料金は、第 3 項の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約について 1 通ごとに

区 分	手数料の額	
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150円 (165円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100円 (110円)

イ 請求書等の発行に関する料金の適用については、なお従前のとおりとします。

(5) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(6) F O M A 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、第 3 項に規定するとおりとします。

(7) 新たにキッズケータイプラン 2 に係る F O M A 契約を締結する申込みを行うことはできません。

(8) (1) から (7) 以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(ユビキタスプランS等に係る経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているユビキタスプランS、ユビキタスプランM及びトランシーバプラン（以下この附則において「ユビキタスプランS等」といいます。）のFOMAユビキタス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) ユビキタスプランS等（ユビキタスプランS及びユビキタスプランMに限ります。）のFOMAユビキタスに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、トランシーバプランのFOMAユビキタスに係る通信の種類はトランシーバ通信モードに限ります。

(2) 定期契約の満了

ア トランシーバプランに係るFOMAユビキタス定期契約は、当社がそのFOMAユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

区 分	期 間
FOMAユビキタス定期契約	2年

イ 当社は、FOMAユビキタス定期契約について、その契約の満了日の翌日にFOMAユビキタス定期契約定期契約を更新します。

ウ イの規定により更新されたFOMAユビキタス定期契約は、その更新日から起算してアに規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

エ 削 除

(3) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAユビキタス	ユビキタスプランS	800円 (880円)
	ユビキタスプランM	1,600円 (1,760円)
	トランシーバプラン	1,400円 (1,540円)

イ 削 除

ウ FOMAユビキタス定期契約の基本使用料の減額適用については、次の(ア)及び(イ)に定めるところによります。

(ア) FOMAユビキタスがトランシーバプランに係るFOMAユビキタス定期契約に関するものであるときは、アに規定する基本使用料の額から次表に規定する額を減額して適用します。

基本使用料の料金種別		割引額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAユビキタス	トランシーバプラン	700円（ 770円）

(イ) 第3項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

エ ユビキタス定期複数契約割引（ユビキタスプラン割引）の適用については、次の(ア)及び(イ)に定めるところによります。

(ア) Xiユビキタス（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）及びFOMAユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（以下この(ア)において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この(ア)において同じとします。）している場合において、その一括請求に係るXiユビキタス（基本使用料の料金種別がLTEユビキタスプランS、LTEユビキタスプランM、LTEユビキタスプランS（高速オプション）、LTEユビキタスプランM（高速オプション）又はLTEユビキタスフラットに係るものに限ります。以下このエにおいて同じとします。）及びFOMAユビキタス（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS又はユビキタスプランMに係るものに限ります。以下このエにおいて同じとします。）の契約者識別番号の数及び及ばらぬ限り申出のあった割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係るFOMAユビキタスの基本使用料について、次表に規定する額を割引します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別		基本使用料の割引額（月額）		
基本使用料の料金種別	割引選択期間	一括請求に係るXiユビキタス及びFOMAユビキタスの数		
		99まで	100以上999まで	1000以上
ユビキタスプランS	1年	100円	150円	200円
	3年	200円	250円	300円
	5年	300円	350円	400円
ユビキタスプランM	1年	100円	200円	300円
	3年	250円	350円	450円
	5年	400円	500円	600円

(イ) 第3項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) 削除

オ ユビキタスプランS等のFOMAユビキタスに係る電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の基本使用料の減額については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

カ ユビキタスプランS等（ユビキタスプランS及びユビキタスプランMに限ります。）のFOMAユビキタスにおいて、第3項第2号に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第3項第8号に規定する支払いを要しない料金及び第3項第10号に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次表に規定する額とみなします。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
パケット通信モード	そのFOMAユビキタスの基本使用料から10円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円（11円）

(4) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) パケット通信モードに係るもの

① ②以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAパケット 通信料	ユビキタスプランS	0.15円（0.165円）
	ユビキタスプランM	0.12円（0.132円）

② ISP料金支払いに係る通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料金種別	区 分	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAパケット 通信料	下欄以外の場合	0.12円（0.132円）
	その通信の相手先となるISP 接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円（0.0132円）

(イ) ショートメッセージ通信モードに係るものは改正後のタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(ウ) トランシーバ通信モードに係るもの

1 課金対象パケットごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAトランシーバ通信料	トランシーバプラン	0.02円 (0.022円)

イ ユビキタスプランS等のFOMAユビキタスにおける通信料に係る控除可能額の適用は次のとおりとします。

(ア) ユビキタスプランS及びユビキタスプランMのFOMAユビキタスのパケット通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金については、アの(ア)の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
ユビキタスプランS	120円
ユビキタスプランM	960円

(イ) 第3項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「120円」を「120円を日割した額」に、「960円」を「960円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

(ウ) トランシーバプランのFOMAユビキタスの契約者回線から行ったパケット通信モードに係る通信に関する料金については、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求(同一契約者に限ります。)している2以上のFOMAユビキタス(トランシーバプランに係るものに限ります。以下この(ウ)において「一括請求グループ」といいます。)のアの(ア)の規定により算定した月間累計額から一括請求グループが保有する次表に規定する控除可能額の合計額を控除します。

ただし、料金の月間累計額が控除可能の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
トランシーバプラン	8,000円

(5) 削 除

(6) 請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(7) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けている場合の提供条件

は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているユビキタスプランS等のFOMAユビキタスに係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAユビキタスに係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

- (8) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (9) ユビキタスプランS等のFOMAユビキタスに係る契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、第3項に規定するとおりとします。
- (10) 新たにユビキタスプランS等に係るFOMAユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。
- (11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(FOMA位置情報に係る経過措置)

- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMA位置情報（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は、次のとおりとします。

- (1) FOMA位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに限りします。
- (2) 基本使用料は、次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)
FOMA位置情報	位置情報専用プラン	450円 (495円)

- (3) FOMA位置情報のショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとしします。
- (4) 請求書等の発行に関する料金については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとしします。
- (5) FOMA位置情報契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、第3項に規定するとおりとします。
- (6) 新たにFOMA位置情報契約を締結する申込みを行うことはできません。
- (7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(FOMA特定接続に係る経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMA特定接続（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は、次のとおりとします。

- (1) FOMA特定接続に係る通信の種類は、通話モード及びパケット通信モード（128k通信モードを除きます。）に限りします。
- (2) FOMA特定接続契約申込の方法は、次のとおりとします。

ア FOMA特定接続契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う所属5Gサービス取扱所に提出していただきます。この場合において、FOMAの申込みをする者は、1の特定接続事業者を指定し、当社に申し出てください。

イ アの場合において、FOMA特定接続契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の

記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

- (3) FOMA特定接続契約申込の承諾は、次のとおりとします。
- ア 当社は、FOMA特定接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
 - イ 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
 - ウ 当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次の場合には、そのFOMA特定接続契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (ア) 第3項第6号の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (イ) 前号の規定により指定した特定接続事業者の承諾が得られないとき。
 - (ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4) 当社が提供するFOMA特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。
- (5) 当社は、第3項第14号の規定によるほか、FOMA特定接続契約者が特定接続事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を解除されたときは、そのFOMA特定接続契約を解除します。
- (6) FOMA特定接続に係る利用の一時中断及び発信者番号通知の取扱いについては、改正後のXi特定接続(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。)の場合に準じて取り扱います。
- (7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のおりとします。

附 則 (令和2年4月2日経企第29号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和2年4月3日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
(FOMAポケット通信料に係る特例)
 - 3 FOMAカケホーダイプラン等(FOMAカケホーダイプラン(ケータイ)、FOMAキッズケータイプラスを除きます。)に係るFOMA契約者は、シングルパック等、データLパック等、らくらくパック若しくはデータSパック等(以下この附則において「対象ポケットパック」といいます。)を選択している場合であって、そのFOMA契約者又はその対象ポケットパックに係る共有対象回線のXi若しくはFOMAに係る契約者が特例対象者に該当することを当社が確認したときは、令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間において、当社がそのことを確認した日を含む料金月におけるその対象ポケットパックに係るFOMAポケット通信料(経企第406号(令和元年5月21日)の附則第4項の(2)のエの(ケ)の規定により適用されるものであって、1料金月における指定追加データ量及び追加データ量の合計が50GBまでの部分に限ります。)について支払いを要しないものとし、その料金月に係るそのXiに関する料金等から減額します。
 - 4 前項に規定する特例対象者は、次のいずれかに該当するXi契約者又はFOMA契約者をいいます。
 - (1) 令和2年4月1日において満26歳に満たないXi契約者又はFOMA契約者
 - (2) 令和2年4月1日において満26歳に満たない者を利用者登録しているXi契約者又はFOMA契約者
- (注1) 第3項に規定する減額について、特例対象者に該当することを確認した日を含む料金月の翌料金月に係るそのXiに関する料金等から減額する場合があります。
- (注2) この附則に規定する「カケホーダイプラン等」「シングルパック等」「共有対象回線」「指定追加データ量」「追加データ量」は、経企第406号(令和元年5月21日)の附則第4

項に、「データSパック等」は経企第489号（平成30年5月18日）の附則第3項に、「らくらくパック」は経企第1896号（平成29年3月24日）の第3項に、「データLパック等」は経企第903号（平成28年9月16日）の附則第3項に、それぞれ規定するものをいいます。

附 則（令和2年5月18日経企第370号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和2年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第29号（令和2年4月2日）の附則第3項を次のように改めます。
「令和2年4月1日から令和2年5月31日までの間」を「令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間」に改めます。

附 則（令和2年6月26日経企第788号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和2年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項29号のイを次のように改めます。

イ 当社は、アに規定する情報提供サービス（iBodymoを除きます。）に係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりその情報提供サービスを提供します。

- 4 経企第29号（令和2年4月2日）の附則第3項中、「令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間」を「令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間」に改めます。

附 則（令和2年7月22日経企第1027号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和2年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第29号（令和2年4月2日）の附則第3項を次のように改めます。
「令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間」を「令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間」に改めます。

附 則（令和2年8月20日経企第1261号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和2年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第190号（平成24年5月15日）の附則第3項及び第4項を次のように改めます。
 - 3 削 除
 - 4 削 除
- 4 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項29号を次のように改めます。
 - (1) アを次のように改めます。
 - ア 情報提供サービスに係る情報料は次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	料金額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
i チャンネル	150円 (165円)
画像情報提供サービス	—
地図情報等提供サービス	—

(2) イを次のように改めます。

イ 当社は、アに規定する情報提供サービスに係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりその情報提供サービスを提供します。

附 則 (令和2年12月15日経企第2224号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)
- 3 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項26号オの(ア)を次のように改めます。
(ア)ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに 2円 (2.2円)
	加算額	1 追加番号ごとに 2円 (2.2円)

附 則 (令和3年2月17日経企第2709号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和3年2月24日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)
- 3 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項を次のように改めます。
 - (1) 第2号に次の注を加えます。
(注) 基本使用料の料金種別及び特定事業者との契約に応じて、利用できる通信の種類は異なります。
 - (2) 第3号を次のように改めます。
ア ア中「(以下この附則において「FOMA契約者等」といいます。)」を「(以下この附則において「FOMA契約者等」といいます。)並びにFOMA特定接続契約者」に改めます。

イ イからエ中「FOMA契約者等」を「FOMA契約者等及びFOMA特定接続契約者」に改めます。

(3) 第8号のセ中「契約者」を「FOMA契約者等」へ改めます。

(4) 第13号のイ中「FOMA契約者」を「FOMA契約者等及びFOMA特定接続契約者（特定接続事業者から第2号に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）」に改めます。

4 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第8項を次のように改めます。

(1) FOMA特定接続に係る通信の種類は、通話モード及びパケット通信モード（128k通信モードを除きます。）に限りします。

(2) FOMA特定接続契約申込の方法は、次のとおりとします。

ア FOMA特定接続契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う所属5Gサービス取扱所に提出していただきます。この場合において、FOMAの申込みをする者は、1の特定接続事業者を指定し、当社に申し出ていただきます。

イ アの場合において、FOMA特定接続契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

(3) FOMA特定接続契約申込の承諾は、次のとおりとします。

ア 当社は、FOMA特定接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

イ 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

ウ 当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次の場合には、そのFOMA特定接続契約の申込みを承諾しないことがあります。

(ア) 第3項第6号の規定に違反するおそれがあるとき。

(イ) 前号の規定により指定した特定接続事業者の承諾が得られないとき。

(ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(4) 当社が提供するFOMA特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

(5) 当社は、第3項第14号の規定によるほか、FOMA特定接続契約者が特定接続事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を解除されたときは、そのFOMA特定接続契約を解除します。

(6) FOMA特定接続に係る利用の一時中断及び発信者番号通知の取扱いについては、改正後のXi特定接続（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）の場合に準じて取り扱います。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のおりとします。

附 則（令和3年3月23日経企第3075号）

（実施期日）

1 この附則は、令和3年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置）

3 この附則実施の際現に、経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項の規定に基づき携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号の発行を受けているFOMA契約者が、この附則実施の日以降に携帯電話・PHS番号ポータビリティを行った場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用その他の提供条件については、なお従前のおりとします。

(その他)

- 4 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第10号中、「携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
- 5 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第8号中、「携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
- 6 経企第1200号(平成22年2月22日)の附則第3項第6号中、「携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
- 7 経企第1605号(令和元年9月24日)の附則第3項第5号を次のように改めます。
 - (5) 削除
- 8 経企第1635号(令和元年9月27日)の附則第3項第4号を次のように改めます。
 - (4) 削除
- 9 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則を次のように改めます。
 - (1) 第3項第26号のアを次のように改めます。
 - ア (ア)を次のように改めます。
 - (ア) 手続きに関する料金は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	手数料の額
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
カード発行手数料	1枚ごとに	2,000円(2,200円)
名義変更手数料	1契約ごとに	2,000円(2,200円)
登録等手数料	1端末設備等ごとに	2,000円(2,200円)
その他の手数料	1の申込みごとに	別に算定する実費

イ (エ)を次のように改めます。

(エ) 削除

- (2) 第4項第6号中「携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、」を削除します。
- (3) 第5項第3号を次のように改めます。

(3) 削除

附 則 (令和3年4月12日経企第125号)

(実施期日)

- 1 この附則は令和3年4月22日から実施します。

(経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(定期契約等に係る解約金の適用に関する特例)
- 3 この附則実施の日から令和4年3月31日までの間において、かんたん位置情報機能の提供を受けているFOMAユビキタス定期契約の解除があったときは、経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第6項第5号の規定にかかわらず、そのFOMAユビキタス定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

附 則 (令和3年5月24日経企第482号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和3年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第1022号(平成25年11月14日)の附則第3項第3号のイの次に次のウを追加します。
ウ 画像情報蓄積機能の提供を受けているFOMAユビキタスに係るFOMAユビキタス定期契約の解除があったとき(そのFOMAユビキタス定期契約の解除と同時に新たに当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結するときを除きます。)は、ア及びイの規定にかかわらず、そのFOMAユビキタス定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

- 4 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則を次のように改めます。

- (1) 第4項第5号のイの(エ)の次に次の(オ)を追加します。

(オ) 画像情報蓄積機能の提供を受けているFOMA(基本使用料の料金種別が定額データプラン128Kであるものに限ります。)に係る定期契約の解除があったとき(その定期契約の解除と同時に新たに当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結するときを除きます。)

- (2) 第6項第5号のイの(ウ)の次に次の(エ)を追加します。

(エ) 画像情報蓄積機能の提供を受けているFOMAユビキタス(基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットであるものに限ります。)に係るFOMAユビキタス定期契約の解除があったとき(そのFOMAユビキタス定期契約の解除と同時に新たに当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結するときを除きます。)

附 則(令和3年6月21日経企第767号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和3年6月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(一部手続きの受付停止)

- 3 この附則実施の日から令和3年6月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社はFOMA契約者、FOMAユビキタス契約者及びFOMA位置情報契約者(令和3年6月24日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。)からの名義変更、契約の解除(FOMA契約、FOMAユビキタス契約又はFOMA位置情報契約の解除と同時に新たにXi契約若しくはXiユビキタス契約又は5G契約を締結する場合を除きます。)及び携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号の発行の請求を承諾することができません。

附 則(令和3年6月24日経企第799号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和3年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 4 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項13号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

- 5 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項11号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

- 6 経企第1105号(平成20年2月22日)の附則第4項4号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

- 7 経企第294号(平成21年6月24日)の附則第5項10号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユ

- ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 8 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項9号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 9 経企第621号（平成22年8月24日）の附則第5項5号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 10 経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第3項8号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 11 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第5項8号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 12 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第6項8号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 13 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第4項8号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 14 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第5項6号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 15 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項を次のように改めます。
- (1) 第3号のロを次のように改めます。
- ロ 削除
- (2) 第9号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 16 経企第1635号（令和元年9月27日）の附則第3項5号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 17 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項8号を次のように改めます。
- (1) ア中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料」に改めます。
- (2) キ中、「基本使用料及びユニバーサルサービス料」を「基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- (3) ク中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料」に改めます。
- 18 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項10号のイの(ア)中、「無線IPアクセス定額料及びユニバーサルサービス料」を「無線IPアクセス定額料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 19 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項26号オの次に次のカを追加します。
- カ 電話リレーサービス料
- (ア) 電話リレーサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	基本額	1 契約ごとに	1 円 (1.1円)
	加算額	1 追加番号ごとに	1 円 (1.1円)

- (イ) (27)に規定する複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて(ア)に規定する加算額を適用します。
- (ウ) FOMAユビキタスにおいて契約者識別番号がM2M等専用番号であると当社が認めたときは、(ア)の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲載するものとします。

20 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項28号を次のように改めます。

(28) 削除

(2) 第4項9号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

(3) 第5項6号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

(4) 第6項9号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

(5) 第7項5号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

附 則（令和3年7月6日経企第948号）

（実施期日）

1 この附則は、令和3年7月8日から実施します。

（その他）

2 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項6号ア(タ)の次に次の(チ)を追加します。

(チ) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと

附 則（令和3年9月21日経企第1594号）

（実施期日）

1 この附則は、令和3年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

3 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項第2号のアを次のように改めます。

(1) (ア)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

(2) (イ)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

4 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第4項第2号のアを次のように改めます。

(1) (ア)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

(2) (イ)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

5 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項第3号のアを次のように改めます。

(1) (ア)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

(2) (イ)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

6 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則を次のように改めます。

(1) 第4項第4号のアの(ア)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

(2) 第5項第2号のアを次のように改めます。

ア (ア)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除
イ (イ)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

附 則 (令和3年11月29日経企第2213号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和3年12月1日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(位置情報受信機能に関する経過措置)
- 3 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項第27号のアの表中、位置情報受信機能に関する部分を次のとおり改めます。

位置情報受信機能(イマドコサーチ)	1 契約ごとに	200円(220円)
	1 位置情報蓄積ごとに	5円(5.5円)

- 4 この附則実施の際現に、附則実施前の規定により当社が提供しているタイプ1に係る位置情報受信機能は、この附則実施の日において、附則実施後の規定により当社が提供している位置情報受信機能に移行したものとみなします。

附 則 (令和3年12月20日経企第2461号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和4年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)
- 3 経企第2224号(令和2年12月15日)の附則第3項の(ア)を次のように改めます。
(ア) ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	2円(2.2円)
	加算額	1 追加番号ごとに	2円(2.2円)

附 則 (令和4年2月1日経企第2792号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和4年2月9日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)
- 3 経企第674号(平成24年8月29日)の附則第3項から第10項を次のように改めます。
3 削除

- 4 削 除
- 5 削 除
- 6 削 除
- 7 削 除
- 8 削 除
- 9 削 除
- 10 削 除

4 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第8号を次のように改めます。

エ 削 除

キ FOMA契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

ク キの期間において、利用の一時中断等によりFOMAサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下この附則において「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(2) 第10号の(ア)を次のように改めます。

(ア) この約款において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(3) 第25号の(ア)を次のように改めます。

(ア) 暦月の初日以外の日により契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供の開始があったとき。

(イ) 暦月の初日以外の日により契約の解除又は付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

(ウ) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又はその付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

(エ) 暦月の初日以外の日により基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(オ) (8)のイの(ウ)の表の規定に該当するとき。

(4) 第30号を次のように改めます。

(30) 削 除

附 則（令和4年2月14日経企第2903号）

（実施期日）

1 この附則は、令和4年2月18日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

3 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第3号及び第14号を次のように改めます。

(3) 削 除

- (14) 削 除
- 4 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第3号及び第12号を次のように改めます。
 - (3) 削 除
 - (12) 削 除
- 5 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項第3号及び第11号を次のように改めます。
 - (3) 削 除
 - (11) 削 除
- 6 経企第923号（平成22年11月20日）の附則第3項第2号及び第3号を次のように改めます。
 - (2) 削 除
 - (3) 削 除
- 7 経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第3項第3号及び第9号を次のように改めます。
 - (3) 削 除
 - (9) 削 除
- 8 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則を次のように改めます。
 - (1) 第5項第3号及び第9号を次のように改めます。
 - (3) 削 除
 - (9) 削 除
 - (2) 第6項第3号及び第9号を次のように改めます。
 - (3) 削 除
 - (9) 削 除
- 9 経企第406号（令和元年5月21日）の附則を次のように改めます。
 - (1) 第4項を次のように改めます。
 - ア 第3号を次のように改めます。
 - (3) 削 除
 - イ 第6号中「フリーコース（定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないものをいいます。」を「フリーコース（定期契約のFOMAであって、(2)のオのアに規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用又はそのシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用に代えてdポイントクラブ会員規約に基づく料金月の末日におけるdポイント進呈がされないものをいいます。」に改めます。
 - (2) 第5項第3号を次のように改めます。
 - (3) 削 除
- 10 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項を次のように改めます。
 - (1) 第1号のエを次のように改めます。
 - エ 削 除
 - (2) 第2号のオの(オ)を次のように改めます。
 - (オ) 削 除
 - (3) 第3号のカの(ウ)を次のように改めます。
 - (ウ) 削 除
 - (4) 第4号を次のように改めます。
 - (4) 削 除
- 11 経企第1635号（令和元年9月27日）の附則第3項第3号を次のように改めます。
 - (3) 削 除
- 12 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則を次のように改めます。
 - (1) 第3項第8号のア中、「通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金」を「通信料、手続きに関する料金」に改めます。
 - (2) 第4項を次のように改めます。
 - ア 第2号のエを次のように改めます。
 - エ 削 除

イ 第5号を次のように改めます。

(5) 削除

(3) 第6項を次のように改めます。

ア 第2号のエを次のように改めます。

エ 削除

イ 第3号のエの(ウ)から(オ)を次のように改めます。

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) 削除

ウ 第5号を次のように改めます。

(5) 削除

附 則 (令和4年3月7日経企第3130号)

(実施期日)

1 この附則は、令和4年3月15日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第2854号(平成30年3月8日)の附則第3項を次のように改めます。

3 削除

附 則 (令和4年3月16日経企第3211号)

(実施期日)

1 この附則は、令和4年3月24日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項7号エの次に次のオを追加します。

オ 当社は、アからエの規定によるほか、FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者及びFOMA位置情報契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したURL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者及びFOMA位置情報契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。

附 則 (令和4年3月25日経企第3309号)

(実施期日)

1 この附則は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第621号(平成22年8月24日)の附則第5項を次のように改めます。

5 削除

4 経企第1022号(平成25年11月14日)の附則第3項を次のように改めます。

3 削除

5 経企第1605号(令和元年9月24日)の附則第7項第3号を次のとおり改めます。

(3) 災害用伝言板サービスは、次のとおりとしします。

- ア 災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。
- イ 削除
- ウ 災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。
- エ 災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等は、当社が定める数以内とします。

6 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項を次のように改めます。

ア 第26号のイの(ア)の表を次のように改めます。

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	1 電話番号等ごとに	250円（275円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

イ 第27号のアの表中、画像情報蓄積機能（お便りフォトサービス）及びかんたん位置情報機能に関する部分を削除します。

ウ 第27号のイ中、「付加機能（画像情報蓄積機能、ビジネスmoperaテレメトリ機能及びかんたん位置情報機能を除きます。）」を「付加機能（ビジネスmoperaテレメトリ機能を除きます。）」に改めます。

エ 第27号のウ中、「ライトプランに係るmoperaU機能、iモード電子メール転送機能及びかんたん位置情報機能に係る付加機能使用料」を「ライトプランに係るmoperaU機能及びiモード電子メール転送機能に係る付加機能使用料」に改めます。

(2) 第6項を次のように改めます。

ア 「改正前の規定により提供されているユビキタスプランS、ユビキタスプランM、お便りフォトプランフラット及びトランシーバプラン（以下この附則において「ユビキタスプランS等」といいます。）」を「改正前の規定により提供されているユビキタスプランS、ユビキタスプランM及びトランシーバプラン（以下この附則において「ユビキタスプランS等」といいます。）」に改めます。

イ 第1号を次のように改めます。

(1) ユビキタスプランS等（ユビキタスプランS及びユビキタスプランMに限ります。）のFOMAユビキタスに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、トランシーバプランのFOMAユビキタスに係る通信の種類はトランシーバ通信モードに限ります。

ウ 第2号のア中、「お便りフォトプランフラット及びトランシーバプランに係るFOMAユビキタス定期契約」を「トランシーバプランに係るFOMAユビキタス定期契約」に改めます。

エ 第3号を次のように改めます。

(ア) アの表中、お便りフォトプランフラットに関する部分を削除します。

(イ) イを次のように改めます。

イ 削 除

(ウ) ウの(ア)を次のように改めます。

(ア) FOMAユビキタスがトランシーバプランに係るFOMAユビキタス定期契約

に関するものであるときは、アに規定する基本使用料の額から次表に規定する額を減額して適用します。

基本使用料の料金種別		割引額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMAユビキタス	トランシーバプラン	700円(770円)

(エ) オを次のように改めます。

オ ユビキタスプランS等のFOMAユビキタスに係る電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けている場合の基本使用料の減額については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

オ 第4号のアの(ア)の①の表中、お便りフォトプランフラットに関する部分を削除します。

附 則 (令和4年5月19日経企第400号)

(実施期日)

1 この附則は、令和4年6月1日から実施します。

(その他)

2 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項第18号のケを次のように改めます。

ケ 削 除

附 則 (令和4年6月24日経企第769号)

(実施期日)

1 この附則は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第1605号(令和元年9月24日)の附則第3項3号のアの(ウ)の②を次のように改めます。

② I S P料金支払いに係る通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料金種別	区 分	料 金 額
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
Xiデータ通信料	下欄以外の場合	0.12円(0.132円)
	その通信の相手先となるISP接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円(0.0132円)

4 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項8号のケを次のように改めます。

ケ FOMA契約者等又は協定事業者は、次の通信について、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。)により測定した通信時間、情報量又は通信回数とこの約款の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
(ア) (イ)以外の通信 契約者回線から行った通信(その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。)	その契約者回線の契約者
(イ) パケット通信モードによる通信 ① ②以外のもの A 契約者回線から行った通信 B 契約者回線へ着信した通信 ② I S P料金支払いに係る通信 (I S P接続通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信のうち、その協定事業者が相互接続協定において通信に関する料金を支払うことについて承諾したものをいいます。以下同じとします。)	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者 その通信に係る協定事業者

附 則 (令和4年8月21日経企第1441号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和4年8月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項27号のイ中「(ア)から(ウ)」を「(ア)から(エ)」に改め、(ウ)の次に次の(エ)を加えます。

(エ) 情報自動受信機能については、spモード機能の提供を受けているFOMA又はFOMAユビキタス(spモードケータイお預かり機能を利用しているものに限ります。)に係る契約者から利用の請求があった場合に限り、その機能を提供します。

附 則 (令和4年9月27日経企第1858号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和4年9月29日から実施します。

(その他)

- 2 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項第27号のアを次のように改めます。

ア 付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料金額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
通話中着信機能(キャッチホン)	1契約ごとに	200円(220円)

留守番電話及び不在案内機能		1 契約ごとに	300円 (330円)	
着信短縮ダイヤル機能 (クイックナンバー)	1 の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を FOMA 及び X i の 1 の営業区域に係る地区内とした場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (30,800円)	
	上記以外のもの	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	36,000円 (39,600円)	
i モード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)		1 契約ごとに	100円 (110円)	
i モード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)		1 契約ごとに	200円 (220円)	
グループ機能		1 契約ごとに	150円 (165円)	
呼出音選択機能 (メロディコール)		1 契約ごとに	100円 (110円)	
moperaU機能	基本機能	基本額 (1 契約ごとに)	(1) スタンダードプラン 500円 (550円) (2) ライトプラン 300円 (330円) (3) スーパーライトプラン 150円 (165円)	
	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額 (1 メールアドレスごとに)	150円 (165円)
		I P 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	(1) タイプ 1 300円 (330円) (2) タイプ 2 500円 (550円)
		メール着信通知機能	加算額 (1 通知ごとに)	3 円 (3.3円)
複数番号機能 (マルチナンバー)		1 追加番号ごとに	500円 (550円)	
即時接続機能		1 契約ごとに	100円 (110円)	
位置情報通知機能		1 位置情報送付ごとに	3 円 (3.3円)	

位置情報受信機能 (イマドコサーチ)			1 契約ごとに	200円 (220円)
			1 位置情報蓄積ごとに	5 円 (5.5円)
i モードケータイデータお預かり機能	基本機能		1 契約ごとに	100円 (110円)
	追加機能	容量拡張機能	1 契約ごとに	100円 (110円)
ビジネスmoperaインターネット機能	基本機能		基本額 (1 契約ごとに)	300円 (330円)
	追加機能	I P 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	(1) タイプ 1 300円 (330円) (2) タイプ 2 500円 (550円)
情報自動受信機能 (i コンシェル)			1 契約ごとに	100円 (110円)
spモード機能			1 契約ごとに	300円 (330円)
ビジネスmoperaテレメトリ機能			1 契約ごとに	100円 (110円)
通話録音機能			基本額 (1 契約ごとに)	500円 (550円)
			加算額 (1 通話録音グループごとに)	500円 (550円)
パケットトランシーバ機能			1 契約ごとに	2,300円 (2,530円)
遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)	基本機能	タイプ A	基本額 (1 契約ごとに)	250円 (275円)
		タイプ B	基本額 (1 契約ごとに)	250円 (275円)
		タイプ C	基本額 (1 契約ごとに)	400円 (440円)
		タイプ D	基本額 (1 契約ごとに)	250円 (275円)

あんしんマネージャーNEXTサービス	タイプB（あんしんマネージャーNEXTキャリアフリープラン）	端末1台ごとに	250円（ 275円）
自動着信転送機能（転送でんわ）		1契約ごとに	—
迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）		1契約ごとに	—
接続先限定機能		1契約ごとに	—
国際ローミング機能		1契約ごとに	—
番号変換機能（FOMAオフィスリンク）		1契約ごとに	—
はなして翻訳機能		1契約ごとに	—

附 則（令和5年3月16日経企第4175号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和5年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第2号のアを次のように改めます。
 - (1) (ア)の②のBを次のように改めます。
B 削除
 - (2) (イ)の②のBを次のように改めます。
B 削除
- 4 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項を次のように改めます。
 - (1) 第13号中「携帯電話・PHS番号ポータビリティ」を「携帯電話番号ポータビリティ」に改めます。
 - (2) 第15号を次のように改めます。
ア ア中「携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者」を「携帯電話事業者及びBWA事業者」に改めます。
イ イ中「携帯電話事業者及びPHS事業者」を「携帯電話事業者」に改めます。
ウ ウ中「携帯電話・PHS番号ポータビリティ」を「携帯電話番号ポータビリティ」に改めます。
- 5 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項第27号のイ中、「付加機能（ビジネスmoperaテレメトリ機能を除きます。）」を「付加機能（ビジネスmoperaテレメトリ機能及び遠隔管理機能（タイプB及びタイプCに限ります）を除きます。）」に改めます。

附 則（令和5年4月10日経企第103号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和5年5月1日から実施します。
（その他）
- 2 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項第26号のイの(ア)の表を次のように改めます。

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	1 電話番号等ごとに	400円（ 440円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

附 則（令和5年5月18日経企第574号）

（実施期日）

- この附則は、令和5年5月24日から実施します。
（経過措置）
- この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 経企第974号（平成20年11月21日）の附則第3項第8号中「海外パケ・ホーダイ」を「世界ギガし放題」に改めます。
- 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第11号中「海外パケ・ホーダイ」を「世界ギガし放題」に改めます。

附 則（令和5年5月15日経企第520号）

（実施期日）

- この附則は、令和5年5月31日の当社が定める時刻から実施します。
（経過措置）
- この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項第3号のキの(ウ)を削除します。
- 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項第27号のアを次のように改めます。
ア 付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話中着信機能（キャッチホン）	1 契約ごとに	200円（ 220円）
留守番電話及び不在案内機能	1 契約ごとに	300円（ 330円）
着信短縮ダイヤル機能（クイックナンバー）	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域をFOMA及びXiの1の営業区域に係る地区内とした場合	28,000円 (30,800円)
	上記以外のもの	36,000円

		ル番号ごとに	(39,600円)	
iモード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)		1契約ごとに	100円 (110円)	
iモード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)		1契約ごとに	200円 (220円)	
グループ機能		1契約ごとに	150円 (165円)	
呼出音選択機能 (メロディコール)		1契約ごとに	100円 (110円)	
moperaU機能	基本機能	基本額 (1契約ごとに)	(1) スタンダードプラン 500円 (550円) (2) ライトプラン 300円 (330円) (3) スーパーライトプラン 150円 (165円)	
	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額 (1メールアドレスごとに)	150円 (165円)
		I P 網接続機能	加算額 (1契約ごとに)	(1) タイプ1 300円 (330円) (2) タイプ2 500円 (550円)
		メール着信通知機能	加算額 (1通知ごとに)	3円 (3.3円)
複数番号機能 (マルチナンバー)		1追加番号ごとに	500円 (550円)	
即時接続機能		1契約ごとに	100円 (110円)	
位置情報通知機能		1位置情報送付ごとに	3円 (3.3円)	
位置情報受信機能 (イマドコサーチ)		1契約ごとに	200円 (220円)	
		1位置情報蓄積ごとに	5円 (5.5円)	
iモードケータイデータお預かり機能	基本機能	1契約ごとに	100円 (110円)	
	追加機能	容量拡張機能	1契約ごとに	100円 (110円)

ビジネス moperaインター ネット機能	基本機能		基本額（1契約ご とに）	300円（ 330円）
	追 加 機 能	I P 網接続機能	加算額（1契約ご とに）	(1) タイプ1 300円（ 330円） (2) タイプ2 500円（ 550円）
情報自動受信機能（i コンシェル）			1契約ごとに	100円（ 110円）
spモード機能			1契約ごとに	300円（ 330円）
ビジネスmoperaテレメトリ機能			1契約ごとに	100円（ 110円）
通話録音機能			基本額（1契約ご とに）	500円（ 550円）
			加算額（1通話録 音グループごと に）	500円（ 550円）
パケットトランシーバ機能			1契約ごとに	2,300円（ 2,530円）
遠隔管理機能 （あんしんマ ネージャーサ ービス）	基本機能	タイプA	基本額（1契約ご とに）	250円（ 275円）
		タイプB	基本額（1契約ご とに）	250円（ 275円）
		タイプC	基本額（1契約ご とに）	400円（ 440円）
		タイプD	基本額（1契約ご とに）	250円（ 275円）
あんしんマネ ージャーNEXT サービス	タイプB（あんしんマネ ージャーNEXTキャリアフリープラ ン）		端末1台ごとに	250円（ 275円）
自動着信転送機能（転送でんわ）			1契約ごとに	—
迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップ サービス）			1契約ごとに	—
接続先限定機能			1契約ごとに	—
国際ローミング機能			1契約ごとに	—

番号変換機能（FOMAオフィスリンク）	1 契約ごとに	—
---------------------	---------	---

附 則（令和5年6月28日経企第1185号）

（実施期日）

- この附則は、令和5年7月1日から実施します。
（その他）
- 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項第27号のA中「情報自動受信機能」を「my daiz（有料・spモード）」に改めます。
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社がspモード機能の提供を受けているFOMA又はFOMAユビキタス（spモードケータイデータお預かり機能を利用しているものに限り、）に提供している情報自動受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているmy daiz（有料・spモード）に移行したものとみなします。

附 則（令和5年10月3日経企第2346号）

（実施期日）

- この附則は、令和5年10月11日から実施します。
（経過措置）
- この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第2号のAの(ア)の①中「B以外のもの」を「B及びC以外のもの」に改め、Bの次に次のCを加えます。
C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン39	41.5円（45.65円）	29円（31.9円）
	FOMAプラン49	38.5円（42.35円）	27円（29.7円）
	FOMAプラン67	35.5円（39.05円）	25円（27.5円）
	FOMAプラン100	32.5円（35.75円）	23円（25.3円）
	FOMAプラン150	30円（33円）	21円（23.1円）
	リミットプラス	50円（55円）	50円（55円）

- 4 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項第2号のアの(ア)の①中「B以外のもの」を「B及びC以外のもの」に改め、Bの次に次のCを加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA通信料	FOMAからの通信	63円 (69.3円)

- 5 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第4項第2号を次のように改めます。

- (1) アの(ア)の①中「B以外のもの」を「B及びC以外のもの」に改め、Bの次に次のCを加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA通信料	FOMAからの通信	50円 (55円)

- (2) イの(ア)中「ワイドスター通信サービスの契約者回線等」を「ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等」に改めます。

- 6 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項第3号のアの(ア)の①中「B以外のもの」を「B及びC以外のもの」に改め、Bの次に次のCを加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a b以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	タイプSS及びタイプ シンプル	50円 (55円)
	タイプS	45円 (49.5円)
	タイプM	35円 (38.5円)
	タイプL	25円 (27.5円)
	タイプLL	19円 (20.9円)
	タイプリミット	50円 (55円)

b タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別		料 金 額		
		1分までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）		
		昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMA 通信料	F O M A から の通信	25円 (27.5円)	75円 (82.5円)	75円 (82.5円)

7 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則を次のように改めます。

- (1) 第3項第25号のケ中「又はワイドスター通信サービス」を「、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス」に改めます。
- (2) 第5項第2号のアの(ア)の①中「B以外のもの」を「B及びC以外のもの」に改め、Bの次に次のCを加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	50円 (55円)

附 則（令和5年11月17日経企第2911号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和5年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第2号のアの(ア)の②のAのaのIの表を次のように改めます。

料 金 種 別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMA 通信料	FOMAプラン39	15.5円 (17.05円)	10.5円 (11.55円)
	FOMAプラン49	14円 (15.4円)	10円 (11円)
	FOMAプラン67	13円 (14.3円)	9円 (9.9円)
	FOMAプラン100	12円 (13.2円)	8.5円 (9.35円)

	FOMAプラン150	11円 (12.1円)	7.5円 (8.25円)
	リミットプラス	20円 (22円)	20円 (22円)

附 則 (令和5年12月19日経企第3308号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和6年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)
- 3 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第2号のアを次のように改めます。
 - (1) (ア)の②のDを次のように改めます。
D 削除
 - (2) (イ)の②のDを次のように改めます。
D 削除
- 4 経企第1200号(平成22年2月22日)の附則第3項第2号のアを次のように改めます。
 - (1) (ア)の②のBを次のように改めます。
B 削除
 - (2) (イ)の②のBを次のように改めます。
B 削除
- 5 経企第903号(平成28年9月16日)の附則第3項第2号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加えます。
 - (2) データLパック等に関する定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割プラス)の適用は、次に定めるところによります。

ア データLパック等の適用を受けているFOMA(そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であるときに限ります。)に係る定額通信料について、サービスステージ(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額(月額)		
	データLパック (大容量)	シェアパック20 (大容量)	シェアパック30 (大容量)
2ndステージ	200円	8000円	1,000円
3rdステージ	400円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	1,400円	1,900円

イ データLパック等の適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）		
	データLパック （大容量）	シェアパック20（大容量）、 ビジネスシェア パック20	シェアパック30（大容量）、 ビジネスシェア パック30
48か月を超え96か月まで	200円	8000円	1,000円
96か月を超え120か月まで	400円	1,000円	1,200円
120か月を超え180か月まで	600円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	1,400円	1,900円

6 経企第1896号（平成29年3月24日）の附則第3項第3号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。

(3) らくらくパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア らくらくパックの適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、そのdポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がプラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）
プラチナステージ	200円

イ らくらくパックの適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料につい

て、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外ときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が180か月超のときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りでありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）
180か月超	200円

7 経企第489号（平成30年5月18日）の附則第3項第2号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加えます。

(2) データSパック等に関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア データSパック等の適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が個人であるとき及びそのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りでありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）				
	データSパック（小容量）	データMパック（標準）	シェアパック5（小容量）	シェアパック10（小容量）	シェアパック15（標準）
2ndステージ	—	100円	100円	400円	600円
3rdステージ	—	200円	200円	600円	800円
4thステージ	—	400円	600円	800円	1,000円
プラチナステージ	300円	400円	600円	800円	1,100円

イ データSパック等の適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外ときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りでありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）				
	データSパック（小容量）	データMパック（標準）	シェアパック5（小容量）	シェアパック10（小容量）	シェアパック15（標準）
48か月超え96か月まで	—	100円	100円	400円	600円
96か月超え120か月まで	—	200円	200円	600円	800円
120か月超え180か月まで	—	400円	600円	800円	1,000円
180か月超	300円	400円	600円	800円	1,100円

8 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第4項第2号を次のとおり改めます。

(1) アの(ア)の②のBを次のように改めます。

B 削除

(2) アの(イ)の②のBを次のように改めます。

B 削除

(3) オの(ア)の①のAを次のように改めます。

A B以外のもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）	ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50	ウルトラシェアパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

(4) オの(ア)の①のBを次のように改めます。

B シングルパックに係るもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック（ステップ1）	ベーシックパック（ステップ2）	ベーシックパック（ステップ3）	ベーシックパック（ステップ4）	ウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
2ndステージ	—	—	100円	100円	100円	200円
3rdステージ	—	—	200円	200円	200円	400円
4thステージ	—	—	400円	600円	500円	600円
プラチナステージ	200円	400円	400円	600円	500円	700円

(5) オの(ア)の②のAを次のように改めます。

A B以外のもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）	ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

(6) オの(ア)の②のBを次のように改めます。

B シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシック パック （ステップ1）	ベーシック パック （ステップ2）	ベーシック パック （ステップ3）	ベーシック パック （ステップ4）	ウルトラ データL パック	ウルトラ データL Lパック
48か月超え96か月まで	—	—	100円	100円	100円	200円
96か月超え120か月まで	—	—	200円	200円	200円	400円
120か月超え180か月まで	—	—	400円	600円	500円	600円
180か月超	200円	400円	400円	600円	500円	700円

6 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項第3号のAを次のように改めます。

(1) (ア)の②のBを次のように改めます。

B 削除

(2) (イ)の②のBを次のように改めます。

B 削除

7 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則を次のように改めます。

(1) 第4項第4号のAの(ア)の②のBを次のように改めます。

B 削除

(2) 第5項第2号のAを次のように改めます。

ア (ア)の②のBを次のように改めます。

B 削除

イ (イ)の②のBを次のように改めます。

B 削除

附 則（令和6年3月18日経企第4469号）

（実施期日）

1 この附則は、令和6年4月1日から実施します。

（その他）

2 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項第21号を次のように改めます。

(21) サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知

ア 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりFOMAサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するFOMA契約者等を確認し、当社が定める方法により

当該FOMA契約者等へ注意喚起を行うことがあります。

イ アの規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりFOMAサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するFOMA契約者等を確認し、当社が定める方法により当該FOMA契約者等へ注意喚起を行うことがあります。

附 則（令和6年3月25日経企第4573号）

（実施期日）

1 この附則は、令和6年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第3254号（令和2年3月26日）の第3項第27号のイを次のように改めます。

イ 当社は、アに規定する付加機能（ビジネスmoperaテレメトリ機能、遠隔管理機能（タイプB及びタイプCに限り、moperaU機能（ライトプラン及びスーパーライトプランに係るものに限り、）及びビジネスmoperaインターネット機能を除きます。）に係る利用の請求があったときは、（ア）から（エ）の規定によるほか、改正前の規定によりその付加機能を提供します。

（ア） 削除

（イ） 削除

（ウ） ライトプランに係るmoperaU機能の付加機能使用料については、当該機能の利用のために当社が設置した電気通信設備への接続の開始があった場合に限り、その接続を開始した時刻の属する当該暦月において、アに規定する額を適用します。この場合における通信の時刻は、当社の機器により測定します

（エ） 情報自動受信機能については、spモード機能の提供を受けているFOMA又はFOMAユビキタス（spモードケータイお預かり機能を利用しているものに限り、）に係る契約者から利用の請求があった場合に限り、その機能を提供します。